

# 裾野市史研究

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 口 絵              |               |
| 書 評『裾野市史』        |               |
| 第一巻 資料編 考 古      | 向坂 鋼二 ( 1 )   |
| 第二巻 資料編 古代・中世    | 小和田哲男 ( 7 )   |
| 第三巻 資料編 近 世      | 橋本 敬之 ( 14 )  |
| 第四巻 資料編 近現代 I    | 樋口 雄彦 ( 21 )  |
| 第五巻 資料編 近現代 II   | 荒川 章二 ( 28 )  |
| 第六巻 資料編 深良用水     | 大塚 英二 ( 37 )  |
| 第七巻 資料編 民 俗      | 中村羊一郎 ( 44 )  |
| 論 文              |               |
| 裾野の石造物—庚申塔を中心に—  | 瀬川裕市郎 ( 50 )  |
| 裾野市域のモヨリとその生活    | 斎藤 弘美 ( 62 )  |
| —ムラとモヨリー         |               |
| 村の生産と消費—須山村の場合   | 岩崎 信夫 ( 78 )  |
| 資料編『古代・中世』補遺     | ( 96 )        |
| 目 錄              |               |
| 葛山氏関係文書目録        | ( 148 )       |
| 葛山氏発給文書目録        | ( 149 )       |
| 歴史隨想             |               |
| 大森氏の出自と初期居館地について | 小林 秀年 ( 150 ) |
| 歴史講座の記録          |               |
| 裾野の近現代を知る        | ( 164 )       |
| 編さん室日誌           | ( 173 )       |



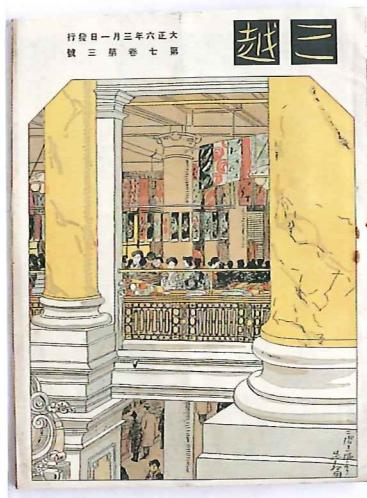
2000年3月

裾野市史編さん室





大正4～5年の三越呉服店販売カタログ（現三越百貨店）  
御宿・湯山博氏所蔵



湯山莊作（御宿・上湯山家）が娘たちの嫁入り支度の際使った  
三越呉服店カタログ（湯山博氏所蔵）  
カタログ表紙絵：杉浦非水（1876～1965）

## 〔書評〕

# 『裾野市史』第一卷 資料編 考古

向坂鋼二

## 体裁

裾野市史の第一巻が一九九二年に刊行された。市民にとつては待望の書と言つて良いであろう。私は今本県西端の浜松市に住んでいるが、まだ少年だった一九四七年から一九五三年にかけて、郷里の焼津から、土器や石器を求めて、たびたび箱根・愛鷹の山麓地帯を歩き回つたもので、裾野市史の刊行は遠い地域の問題とは思えない。

本書は、糸かがりで製本して布を貼つたB5判の上製本で、丈夫な箱に収まつている。長く大切に利用してほしいとの配慮であろう。それに、B5判という大きさが良い。各地の県史や市町村史では、A5判とする例が多いが、考古資料を有効に提示するには小さすぎると思っていた。まず、巻頭に一二頁のきれいなカラー図版が載る。写真の多くは、出来映えがすばらしくプロの仕事らしい。本文六四七頁、別に折り込みの図面が二葉、袋に入つて付録になっている。市内の遺跡分布図と大畠遺跡上屋敷地区の遺構全図である。特に前者は、裾野市域の範囲と形、地形と遺

跡の分布状況等がよく分かつて便利である。しかし、次の二点について一工夫ほしかつた。一点目は、遺跡の表示方法である。遺跡番号は時代順に通連番号となつてゐるので、

が、同一地点の遺跡を通史的に見ようとする場合には、や不便かも知れない。

同時代遺跡が各所に散つて、必要な遺跡の所在を探すのに不便である。この場合、遺跡の表示マークを時代別にした

方が良かったのではないか。二点目は、こうした袋入りの資料は、長い間に紛失する事が多い。面倒でも本冊に綴じ込む方が良かったと思う。それにしても、本書は、なかなかの大作である。

本文は上下二段組だが、拓本図や実測図の中には、一頁大のものが多い。印字は一〇ポイントとやや小さいが、行間が広いので読み易い。遺跡単位で、位置と立地・発見と調査・層序と遺構・遺物・遺跡の特徴・現状・資料の所在・文献の順に、豊富な図面や写真を載せて、資料提示が行われている。提示された資料は、市内に所在する全部の遺跡に及ぶ。旧石器時代遺跡五、縄文時代遺跡四一、弥生時代遺跡五、古墳時代遺跡一九、歴史時代遺跡一六、それに石造物九ヶ所が加わる。従つて収録された遺跡数は九五であるが、異なる時代の遺跡が重複する例が一六ヶ所あるので、実際には七九ヶ所となる。この点については、嘗また時代が大きく違えば、同一地点にあっても別の遺跡と認識すべきであるから、本書の方法は支持されるべきである。

## 内 容

提示された資料の内容を見ていく。まず最初に、「裾野市の遺跡概要」と題する序章が置かれる。時代別に遺跡の在り方について、概観と特徴が述べられる。通史叙述に向けた配慮と受け取れる。考古資料は、よほど訓練を受けた人でなければ、史料化が難しいから、こうした解説は是非必要である。その点で適切な編集方針と言えよう。

第一章は「旧石器時代」で、日向・丸山II・富沢平林・尾畠・上川という五遺跡の簡単な一括解説と、各遺跡から出土した遺物（旧石器）の一括説明がある。いずれの遺跡も縄文時代遺跡と重複するので、このような扱いになつたのである。旧石器としてはナイフ形石器・削器・抉入石器・尖頭器・細石刃・石核、それに縄文時代草創期の有舌尖頭器を加えた、きれいな実測図と実物大以上の写真が掲載されている。この章の末尾には「周辺地域から見た旧石器の移り変わり」という項目が付いている。ここでは、愛鷹山麓の地下5mに及ぶ土層の模式的堆積状況と、静岡県東部地域での旧石器の出土層位を示すことによつて、裾野

市で採集された旧石器の年代的位置について理解を図ろうとしている。適切な配慮である。

第二章は「縄文時代」を扱い、本章だけで三四〇頁を費やしている。裾野市に縄文時代遺跡がいかに多いかがよく分かる。この内、茶畑大入、東江ノ浦山、六反田、御宿新田、坂下、平林Ⅰ、平林Ⅱ、細山、大畑熊野神社、景ヶ島東、下条、一色原、田場沢裏山、藤畑、上城山居、柳島、中里、一本杉下、須山大坂の各遺跡については、発掘調査が行われていないが、これら以外の遺跡については、何らかの形で発掘調査記録が残されていたようである。四一遺跡中三二遺跡が発掘調査されている計算である。しかし、そうした調査記録が一般市民の目に触れるることはほとんどない。その上、多くの調査記録には、出土品の詳細な紹介（実測図・写真及びその解説）は、ほとんどない。本書の刊行に当たり、かつての発掘資料を整理し直したのである。そうした努力が、本書の利用価値を高めるというものである。

第三章では「弥生時代」の資料が取り扱われているが、五遺跡一五頁と少ない。裾野市が水田可耕地の乏しい山間部を占めていることの反映である。でも、丸山I遺跡からは、県東部で稲作が始まつた頃の、貴重な弥生土器が出土していることが、この資料編で分かる。こんな丘の上で稲作技術を持った人々はどんな暮らしをしたのだろうか。また、宮原遺跡では、櫛の歯で付けたような模様のある甕が出土している。静岡県内では甕に模様を付けることはないから、この土器は多分中部山地から運ばれたものであろう。

裾野市の縄文時代には、注目すべき資料が多い。まず、細野沢遺跡で縄文時代前期後半の集落跡が明らかにされ、保存状態の良いその時代の土器群がまとまって出土した。これらは、静岡県東部における一つの重要な基準資料である。つぎに、上川遺跡では縄文時代早期末から中期初頭に

裾野市域の弥生時代のことを考える上で注目される資料である。

第四章は「古墳時代」を扱う。古墳五基（古墳群一・古墳二）と一八遺跡が掲載されている。この時代の遺跡が少ないのも、弥生時代の状況の延長と理解できる。出土品では、柳烟遺跡と滝ノ沢遺跡の蕨手刀が注目される。

第五章には、一六ヶ所の「歴史時代」遺跡が収録されているが、大半は、中世以降の遺跡である。考古学では、奈良時代以降を歴史時代として扱うのであるが、奈良時代の遺跡としては、上原遺跡一ヶ所しかない。

ここでは、墨書き土器が出土しており、旧足柄路の通過地点にある点が指摘されている。また、大畑遺跡は遺構・遺物共に豊富で、裾野市の古代末から近世にかけての、文献では知ることの出来ない情報を探している。とくにその上屋敷地区では、

十一世紀の竪穴住居跡や十二世紀頃の大型掘立柱建物跡（袋入りの遺構図面）、多くの小鍛冶跡、それに中世墓が発掘され、中国製陶磁を含む大量の陶磁器が出土したとある。こうした古代・中世の考古資料は、従来ほとんど記録されることがなかつたが、本書にはそうした資料が豊富に採録されて、本書の特徴の一つとなつてゐる。

最後の第六章は「石造物」である。葛山仙年寺と上城に残る、葛山氏関係の五輪塔群と宝篋印塔群を中心とする九ヶ

所の石造物が収録されている。葛山氏関係の石造塔には十四世紀末「康応」年間の刻銘があるという。考古資料編にこうした石造物が収録されることは従来なかつたことである。第五章とともに本書の特色というべきである。

なお巻末に用語解説と文献目録の一覧が載る。用語解説は、五〇項目程に及び、必要に応じて本文中にも置かれている。市民に広く利用されることを期待した配慮として好感がもてる。文献目録には、裾野市域に関する考古学的文献が網羅されていて便利である。

### 資料編の意義

一般に、資料編には生の資料が提示され、しかもすべての資料が網羅されていると思われているだろうが、決してそうではない。古文書の場合、古代・中世の資料はほぼ網羅されているが、近世近代の資料については、何らかの基準で選択が行われる。考古資料の場合も同様である、というよりさらに選択の範囲が広い。まず、遺構については、発掘現場において遺構か否かが問われ、その結果は調査員の認識に委ねられる。つぎに、遺構を客觀化する過程で、発掘や実測図面さらには写真の精度が問われる。これも担当調査員の采配に任される。出土品については、人工か否

かの判断が問われ、記録作業の過程では、記録の是非が問われて選択が行われる。これも調査員に一任されている。つまり出土品のすべてが調査記録に載るわけではない。さらに、記録の作業実務においては、出土品に対する認識の深さと作業の精度が問われる所以である。ここまででの過程は、通常第三者の目に触れる事はない。凡例によると本書の記述は、発掘調査記録つまり発掘調査報告書の記述に従い不要な個所は削除したとする。ここにも選択が及んでいる。このように、一般市民の目に触れるまでの間に、幾重にも調査関係者の取捨選択があつたのである。また、考古学では、資料説明の便を図るために出土品について分類が行われる。本書においても、特に縄文土器について随所に第何群、第何類という形で土器の分類が示されている。この分類作業は、それを基にして行われる議論や歴史叙述の成否に重大な影響を与える。

本書でのこうした選択や分類が不当だといふのではない。地中から取り出された、生の考古資料は、このような手順を経て史料化され、歴史叙述の素材として活かされていくのである。生のままでは史料とはなり得ない。とくに考古資料は、史料化するのにかなりの訓練が必要なのである。こうした考古資料編というものの性格を、利用する立場の人々はよく承知して置いてほしいのである。何の説明も無

く、発見されたばかりの遺構や出土品を見せられた時、そのものが何であり、いつの時代のもので、どんな歴史的意味を持っているかを、直ちに見極めることができるのは少ないのではないか。本書は、そうしたことに対応するために編纂され、裾野市民の誰もがその気さえあれば、考古学の方法で、裾野市の原始・古代を描いて見せることが可能なはずである。凡例にあるように、平易な言葉で記述しようとしていること、用語解説や関係文献を掲載していることなどは、そうしたことへの配慮であろう。

## 評 價

こゝまでの記述の中でも、論評の必要な点については取り上げた。再度取り上げるところもあるだろうが、本書全体を通して、気付いたことを纏めて締めくくりとしよう。

第一に、図面・拓本・写真が豊富でゆつたりしている点はうれしい。これは、冒頭で指摘したことであるが、B5判を採用したことと深く係わっている。A5判の資料編では、とくに窮屈になりがちであるが、本書はその点が解消され、見やすく利用するのに便利である。しかし、残念ながら実測図や拓本図の縮尺率がまちまちで、視覚的に即座に大きさを比較するのには不便である。やはりスケールを

同じにする方が良い。また、拓本の墨打ちにむらがあり、鮮明さを欠くものが目立つ点は惜しまれる。

第二に、裾野市内に存在する遺跡がすべて網羅されている点で、本書は優れている。掲載された資料は、前項で述べたように選択された結果と見るべきで、出土資料のすべてが提示されているとは限らないが、その遺跡の特徴を示す資料が採録されていると考えられる。従つて市内にあるすべての遺跡が取り上げられていることによつて、全体の内容が把握できるのである。他にも遺跡があり何があるのか分からぬといふのでは、その町の歴史を考古学的に考えるための素材として、資料編に頼るのが心許なくなるではないか。

第三に、本書には裾野市の歴史を叙述するのに適切で良好な資料が、たくさん掲載されている。資料の核となる縄文時代資料だけでなく、とくに、石造物を含む中世の資料が豊富に載せられている点は、大いに評価しなくてはならない。今後中世社会を考えるときには、考古資料を抜きにはできなくなるだろう。

第四に、広く市民に利用してほしいとの配慮で、平易な解説を目指しており、巻末や随所に用語解説が施されている。とくに本文中に用語解説を置くという試みは、市町村史でははじめてであろう。評価すべき点である。考古学には

は独特的の用語が多いので、その解説は是非とも必要である。

第五に、前項で指摘したように、考古資料編は生の資料を提示したものではなく、ある程度史料化へ向けた編者の加工が施されている。本書にあつても同様であり、その加工の成否までは評価ができないが、巻末の「裾野市史(編さん関係者)」一覧に名を連ねる人々、とくに本書についてみれば、中野國雄氏をはじめとする顔ぶれを見れば、危惧するところはない。

## おわりに

意気込んではみたものの、市町村史の書評を手がけるのは、これがはじめてである。書評になつたのかどうかもおぼつかない。すげすげと耳障りなことを書いたところもあり、当事者にすれば、不愉快かも知れない。失礼な点は、ご容赦願いたい。

(むこうざか こうじ・常葉短期大学菊川校舎非常勤講師)

刊行 平成四年三月

# 『裾野市史』第一卷 資料編 古代・中世

小和田 哲 男

## 1

多くの場合、自治体史の資料編というものは、編纂主体の意思にかかわりなく、研究者のためのものという風にならがちである。資料編ともなれば、現代史の部分は別として、どうしても漢文の連続になり、そうした漢文の文章に慣れていない現代人にとっては、できれば、敬して遠ざけたいものだからである。

そのため、どこの県史や市町村史でも、セット販売のところはともかく、分売可というところは、通史編はそこそこ売れて、資料編は全くといってよいほど売れないということを聞く。

この点は、考えてみれば当然で、通史編の執筆にあたつては、たとえば、「中学校卒業程度の人が読めるような文章と内容にしよう」と、誰でもが読める本をめざしながら、

資料編の場合には、ただ、集められた史料を資料編にぶちこむという作業しかしてこなかつたからである。  
もちろん、そうした従来の資料編のあり方に対する反省はなされ、各自治体でも、それなりの改善のための努力は行われてきた。今回、ここで取りあげる『裾野市史』第二卷 資料編古代・中世は、その一つのモデル・ケースといつてよい内容である。

改善のための努力は多岐にわたるが、私なりに整理して特徴点をあげると、つぎの三点に集約される。

- 1 要約文（要文）をつけたこと。
- 2 詳細な註をつけたこと。註の最初に出典の解説をつけたこと。
- 3 難解な文書には読み下しをつけたこと。

以下、この三点について、もう少し掘り下げてみたい。  
まず、1要約文（要文）をつけたことである。この要約

文（要文）は綱文ともいわれ、すでに、東京大学史料編纂所の『史料綜覧』が戦前から採用しており、自治体史の編纂においてもかなりみられるので、特に『裾野市史』の新しさというわけではないが、この要約文（要文）のあるなしで、その史料の理解度はかなりちがつてくる。千点ちかくになる古代・中世の全史料に要約文（要文）をつけたことで、その史料と地域がどのようにかかわっていたかが一目瞭然となり、特筆される点である。

この資料編は古代から中世末（天正十八年・一五九〇）までの編年体なので、要約文（要文）を並べるだけで、詳細な年表になるという点もありがたい。

つぎに、2の詳細な註をつけた点であるが、この註があることによって、資料編を手にする人、もつといえ、資料編を手にできる人は飛躍的に増加したといつてよい。

ふつう、県史レベルの資料編は註がつけられていない。どうしても、県史レベルともなると、その資料編は、一般県民というより、研究者を対象としたものになってしまふからである。

しかし、市町村史は、市町村民が対象であり、できるだけ多くの人に親しんでもらう必要があるので、詳細な註がついていればいるだけ、資料編が一般市民にも親しみをもつて迎えられることになる。

註がない場合、わからない字や言葉は、漢和辞典や『古文書用字用語辞典』のような辞典類に一々あたらなければならない。研究者はそれが仕事だからそれでよいとしても「地域の歴史をもっと知りたい」とか、「わが家の先祖はどういう生活をしていたのか」とか、通史編以上のことを知りたいと考える市民にとって、資料編の一つひとつの史料に註がついているかいなかのちがいは大きいといえる。

そして注目されるのは、その註の部分の冒頭に、その史料の出典名についての解説が簡単につけられている点である。ふつう、こうした出典名の解説は巻末に一括して取りあげられているが、私の経験からいっても、一々、巻末の解説欄をあけるのは面倒で、そのページに簡単でも解説がある方がありがたい。

そして、3の難解な文書に読み下しをつけたことであるが、これも、県史レベルではほとんどやられていない。市町村史だからこそできることといつてよい。

文書を読み下しにすることは、内容がわかつていなければできないし、地域の歴史に精通していなければできない。私も以前、『韮山町史』で中世文書のすべてを読み下しにして収録したことがあったが、大変だったことを覚えている。

また、本資料編では、重要な史料について、写真版も載

せており、この点、読む側の立場にたつてはいるとの印象をうけた。ただ、古代の木簡や墨書土器については、もう少し図版がほしかった気がする。

資料編というものは、どうしても活字、しかも漢字の多い文字ばかりが並んでしまうことになり、適度に写真が入ることで目が安まり、また、戦国期でいえば、武将たちの筆蹟に対する興味といった副次的な面でのプラスも期待できる。

いずれにせよ、以上三点に集約したが、一人でも多くの市民に史料にも親しんでもらいたいという編纂者の配慮が強く感じられる内容となっている。

なお、史料収録の範囲を現在の裾野市域だけでなく、広く駿東郡全域に広げている点も注目される。『御殿場市史』『小山町史』『沼津市史』があるので、裾野市域だけに限定するというのも手ではあるが、やはり、それでは、古代・中世の裾野市域をつかむことはできない。裾野市という行政区画は、古代・中世の歴史とはある意味では無関係に設定されたものだからである。

そして、このような場合、自治体史は、どうしても、歴史上の人物や「できごと」を自分のところに結びつけたがる傾向がある。「牽強付会」といったらよいか、「我田引水」といつたらよいか、できるだけ自分の属する市町村のこと

して描こうとするが、その点で、『裾野市史』は立派である。一例をあげておこう。応永七年（一四〇〇）三月九日付の足利義満御判御教書写（資料番号二七二）に、「駿河国泉庄」が出てくる。編纂者は、この御教書写と、同十六年（一四〇九）閏三月九日の年紀をもつ鰐口写銘（一八三）に「駿州泉庄下郷堂□觀音」とあるのを結びつけ、註でつぎのように述べている。

従来、「堂建カ」とされてきたが、文意が通じにくい。

ところが、清水町堂庭には觀音堂が現存することから、「堂庭」とも読め、ここに比定できる。しかし、堂庭は中世史料にはみえず、本文書が近世の写であることから、後世の仮託である可能性も否定できない。一方、弘治二年十一月二十九日付今川義元判物（長慶寺文書）に、藤枝市の長慶寺領として「於下郷四拾依余」がみえ、同地の下郷と考るならば、二七二・二八四号に「泉庄」が長慶寺領とみえることとも符合するから、藤枝市における長慶寺膝下領と見做し得る余地がある。ただし、藤枝市付近を泉莊と号した中世史料も他に残されていないため、ここでは両方の可能性を並記する。

このように、検討の過程まで明らかにしており、これを出発点にして研究を進めることができるというわけである。また、これまで知られていなかつた新しい史料が多数収

録されていてありがたい。

## 2

本資料編は、駿東郡域の古代・中世の史料を収録しただけでなく、裾野市葛山に本拠を置いて国人領主制を展開した葛山氏の資料集であるという点も特筆され、本資料編とともに、葛山氏の歴史的性質が今後明らかにされていくものと思われる。

ただ、注文というか、要望点もいくつかある。

一つは、天文六年（一五三七）からはじまる河東一乱関係の史料をもつと収録してほしかったという点である。今川氏と後北条氏が戦った河東一乱の時期は、地域が戦乱にまきこまれたというだけでなく、葛山氏の立場も微妙になつたわけで、もう少し掘り下げ、関係する史料をもつと取りあげる必要があったのではないか。たとえば、今川義元の執権とも軍師ともいわれる太原崇孚雪斎の三十三回忌の記録である「護国禪師三十三回忌拈香拙語并序」などは、関連する部分だけでも入れるべきだったと思われる。

入れてほしかったということでは、千貫樋関係の史料も同様である。「名所方角抄」（資料番号三八四）に、

浮嶋かはらを過て、沼津車返と云宿あり、それ過て

きせ川の宿とて有、過行ハひの口と云所有、是まで駿河なり、

とみえる。「名所方角抄」は、成立年不詳ながら、飯尾宗祇の著なので、宗祇の没したのが文龜二年（一五〇二）であり、それ以前の成立であることは明らかである。

「ひの口」が樋の口、すなわち千貫樋の用水口をさすわけで、これは、千貫樋の史料として注目すべきものである。

これまで、千貫樋が作られた年代について確定された説はなく、応永三年（一三九六）説、応仁三年（一四六九）説、天文二十四年（一五五五）説の三説があつたが、この「名所方角抄」によって、天文二十四年説は否定された形となる。

中世史の研究にとって、灌漑用水関係史料は大きな意味をもつのではなかろうか。千貫樋に関しては、すでに清水町が発行した『清水町用水史』に史料はまとめられているが、発行からかなりたち、今回の「名所方角抄」のような新出の史料も少なくなく、千貫樋を含めた灌漑用水関係史料をこの機会にまとめていただきたかったとの思いがある。

なお、私の関心からいうと、天正十四年（一五八六）三月の、徳川家康と北条氏政との沼津における対面に関する史料も、もつと拾ってほしかったと考えている。

本資料編では、この件について、松浦鎮信の「武功雜記」

を入れてあるが（資料番号九二六）、「武功雜記」より成立が早い「当代記」（『史籍雜纂』第二）には、

天正十四丙戌正月廿七日、秀吉公家康公為入魂、信

雄岡崎まで來臨、家康自浜松、出向対面給、双方快然、

而廿九日に尾州江帰給、三月九日、於三島に家康公與

氏政対面、入魂の対也、十一日、又於沼津対面也、

と記されている。

そして、「武功雜記」にもこの「当代記」にも出てこないが、この会見のとき、「駿河・伊豆国境の城は不要なので、破却しよう」ということになったことが、いくつかの史料にみえるのである。

たとえば、「駿河土産」（『続史籍集覽』卷八）には、家康と氏政が会見を終えて帰りがけのこととして、「御帰之節、北条家見送として参候使者を被召呼、沼津之城の外郭の堀、矢倉を取壊ち候を御見せ被成、今度父子の衆へ面談申上候ハ」、亦以御心安キ間、捌<sup>ハ</sup>して境目の城ニハ不及と思ひ、外曲輪の要害をハ、取崩さセ候、とみえる。

このあたりのことは、『徳川実紀』の「東照宮御実紀附録」五にもくわしく記されており、家康が、後北条氏との同盟路線を堅持する意思表示として、沼津城の堀や櫓の破却をおよんだことを伝えており、この時期の徳川・後北条両氏の動向として無視できない内容を含んでいる。

以上は、やや、ないものねだりといった印象のあることでも否めないが、是非とも入れてほしかった史料群である。

### 3

最後に、気がついた点、問題と感じた点についてまとめでおきたい。

疑わしい文書の処理はこうした自治体史の編纂においていつも頭を悩ませるところで、本資料編でも、何カ所か「本文書は検討の余地がある」との註記のある文書が収められている。

偽文書なのか、そうではないのかの判断はむずかしく、仮に偽文書であっても、どうしてそのような偽文書が作られたかを考えることによって、正しい歴史にアプローチできる場合もあるので、偽文書だからといって全く価値がないわけではない。

しかし、いくら註記で「本文書は検討の余地がある」と書いても、一般的にいって、市史の資料編に載つたとなれば、公の認定を受けたという解釈で受け取られることも否定できない事実である。その意味からも、疑わしい文書を収載するか否かの判断は特にきびしさが要求されることがらといってよい。

その点で、本資料編の中で、少なくとも資料番号六一四と六五〇の二点は、入れない方がよかつたのではないかと考えている。どちらも「本文書は検討の余地がある」との註記があり、特に六五〇号の場合には、わざわざ「以下、石高表示がみられるが、戦国時代にこの地域で知行高が石高表示されることはほとんどなく、その多さからみても、本文書は検討の余地がある」と解説をしており、「検討の余地がある」といなながらも、「偽文書の可能性が高い」ということをにおわせた表現になつていて。

疑わしい文書を載せ、「本文書は検討の余地がある」と書いて、読み手の鑑識眼を養うというねらいがあるのかもしれないが、前述のように、資料編に載つた史料は、その後一人歩きしてしまった危険性もある。思いきって、疑わしい史料は載せないというのも一つの方法ではないか。あるいは、「大日本史料」がやつていて、「参考」という形で提示することも必要だろう。

なお、本来、写とすべきものがそう表記されていないものが目についた。たとえば、資料番号四八六・四九二・四九三・五四八などは、前二者は、今川義元感状写、後者は今川義元書状写とすべきだろう。

註記部分について気になったところもある。永禄十年（一五六七）八月十七日付の葛山氏元朱印状（資料番号六一八）

の註記についてである。

この文書は、従来から、今川氏による塩留めの文書として周知のものであるが、最近、長谷川弘道氏が、そうした通説を排し、今川・武田両氏の対立が表面化していない状況を考え、新たに、「過所錢の納入の怠りに対する制裁措置」とする考えを提示している（『永禄末年における駿・越交渉について—駿・甲同盟決裂の前提—』『武田氏研究』第十号、一九九三年）。

本資料編の刊行が平成七年（一九九五）なので、原稿の作成・印刷の状況を考えると若干微妙ではあるが、註記を書く段階では、こうした新しい研究は話題になつていていたのではなかろうか。簡単に、「今川氏による武田氏に対する塩留め」と註記するのではなく、別な解釈もあるということを一言付け加えておいた方が親切だったのではないかと考えられる。

仮に、長谷川説が妥当であるとする判断がつかなかつたとしても、従来の通説とは異なる説が提起されている事実だけは紹介しておくべきだったものと思う。

読み下しにした部分で、資料番号五八八の「定条々」を「定む、条々」とし、ほかに、「定」一字の場合も「定む」と読んでいるが、「定め」と読むべきだろう。  
もう少しこまかい点でいわせてもらえば、資料番号四五

七の葛山氏元印判状にみえる「竜光院」について、註記で  
「葛山氏広か。」としているが、これは、氏広の法名が「竜  
光院殿大円登雲大居士」なので、まちがいはない。「か」の  
一文字は取ってよい。

以上、気がついた点、問題点についてふれてきたが、若  
干、私自身の関心の部分に引きつけて論じてしまつたきら  
いがあり、申しわけなかつたと感じている。

しかし、冒頭部分で述べたように、本資料編の価値の高  
さは強調しても強調しきれないほどであり、本資料編を有  
効に使つた研究がこれから陸續としてあらわされることを期  
待したい。

なお、古代・中世全体の書評という形を取りながら、中  
世が主になつてしまつた点、深くおわびする次第である。

(おわだ てつお・静岡大学教育学部教授)

刊行 平成七年三月

# 『裾野市史』第三卷 資料編 近世

橋本敬之

## 一 はじめに

平成八年度刊行の『資料編第三卷近世』は、『資料編第六卷深良用水』に続くもので、近世資料編としては、両者を合わせて一体となすものである。

資料選定の苦労は、どの自治体史の編集においても並大抵のものではない。裾野市においても、「刊行にあたって」で述べているように金石文まで含めた総点数一万五千点近くのなかから、三七三点に厳選して資料集を刊行しなければならず、その努力は大変なものである。また、裾野市を特徴づける深良用水については、資料編を別仕立てで編集した編纂委員会と裾野市の見識に敬意を表するものである。

さて、『第三卷近世』の特徴は、編集責任者である高橋敏

氏が述べているように、裾野市域の近世の村と家、この地

域に生きた人々の生活が見えてくるような資料を集めたと

ころにある。意図をもつた資料編を編集しようとすると、どうしても欠落した分野ができるることは否めない。かつて『川崎市史』では通史と項目を同じにして編集を試みた。

やはり、このようなことで批判を受けたことがある。しかし、地域史料を中心に集めた場合、分野によって史料の多少が生じるのは否めないし、地域の特徴を史料から読み取ることができることが、一方では有益なことであろう。各地で自治体史が編纂されている中、今後、このように特徴を持った資料編が編纂されることが主流となっていくと思われる。

裾野市の近世は、天正一八年（一五九〇）徳川家康関東転封から税制がかわる明治四年（一八七二）を下限とする時代区分を考え、史料の選定を行つたようである。しかし、実際には明治一八年柳沢文渙の墓標を除くと慶長四年（一五九九）から明治三年（一八七〇）の史料までを選定して

いる。一九八五年に静岡県史編纂事業が発足して以来、県内の史料所蔵者のお宅にお邪魔をして、史料調査を行つてきた。調査は史料分類を中心にどのような史料が保存されているか概要を掴む作業であった。分類は、国立史料館で行つていた方法をもとにして静岡県による分類をつくった。

そして、調査では史料の分類をすることが史料調査であるかの錯覚を持ち、分類調査を行つてきた。これに刺激を受け、静岡県内では自治体史編集が活発に行われるようになり、調査も静岡県史にあわせた分類を利用して整理を行つてきたところが多い。そして、これに従い、資料編も万遍なく網羅的に編集をしてきたのではないだろうか。

自治体にはそれぞれ自治体としての特徴があり、その成り立ちも違う。近世の村のようすも当然違つているはずである。ある自治体の通史編に目を通したところ、村のようすとしてその自治体にある「旧村を取り上げ、「他の村は同じようなものであるので省略する」と記述してあつた。確かに自治体を構成しているのは、近村の集合体である。そのため似ているところは多いかも知れない。しかし、その旧村の人口や寺の名前にしても違うところは大きいはずであるし、住民の最も知りたいところは、自分達が生活している場所が近世ではどうなつていたのかであろう。どの村をとっても同じであるなどとは決して言えないはずである。

この自治体は、資料編の刊行を行つていなかつたので、近世の他の村の様子を知る術をもつことができなかつた。

## 二 『第三巻近世』の構成

さて、このような観点で裾野市の資料編みてみよう。本書の構成は、目次や解説にかかれた「本書の構成」（八八七ページ）をみてもらうとわかるように七章だてになつていて、次のようである。

### 第一章 近世裾野の成立

#### 第一節 近世初期の裾野

#### 第二節 深良用水

### 第二章 村々の概況

### 第三章 村々の支配

### 第四章 村の政治と経済

#### 第一節 村の政治：村役人／村議定／村の訴訟／入会争論／村の事件

#### 第二節 村の経済：村入用／村の諸負担／村の産業／村の金融／村の災害／愛鷹牧

### 第五章 村の生活と文化

#### 第一節 村の人々：身分・階層／村役／職人／

若者／子供と老人／女性

## 第二節 村の教育と文化：村の教育／村の文化

### 第三節 村の信仰：村の信仰／富士山を巡る信仰

## 第六章 家と家族

### 第一節 家の相続

### 第二節 家の経営

### 第三節 家産と消費

### 第四節 家族と儀礼

### 第五節 家の信仰

## 第七章 幕末維新の裾野

章と節が包摵関係で見られるのではないかと上下に配置してみた。第二章から第五章までが村を中心にして視点を置いた章と言えよう。さらに第六章では、村の中での人々の生きてき様を家と家族を中心とした史料で展開しようと多くのページを割いている。この章で扱う内容は、民俗資料を集めた「民俗編」や「民俗資料集」などと呼ばれる資料集に収録されることが多い。そのため、近世資料編担当者と民俗編担当者との調整が取れず、または、両者で必要だからと競合してしまう例がままある。本来近世史料であれば近世の資料編に収集すべきものと思われるが、民俗資料をどのように考えるかというところでも意識の差ができてしまつているようである。裾野市史では、歴史史料ということで近

世資料集に収録しているので、通史では、民俗学で扱う伝承や伝統、民具などを含め総合した歴史叙述ができる」と期待したい。

さて、ここから各章の内容に触れていきたい。

第一章は近世裾野市域の基盤がどのように形成されたかを示している。寛文・延宝検地によって駿東地域の村落構成が確立したといわれているので、この時期までを目安として史料の選定を行っている。そのため、差出や年貢割付状など古いものはすべてこの章に収められることになったし、第三章で扱う支配関係の史料もここにも収められる結果になった。近世裾野市域成立期とらえると必要な掲載内容と考えられるが、ここで紹介された年貢割付状以外の村については掲載されないことになる。史料を並べた時、古いという理由で掲載しがちであるが、市民の立場からすると、自分の住んでいる旧村がどうなっていたのか知りたいと考へられる。通史で補足されることを期待したい。

このようにして成立した裾野市域に営みを持つ人々の生活基盤がどうなつていたのかを第二章で示している。主な史料は村明細帳である。これは、村の概況を表す最も基本的な史料であるが、当該地域すべての旧村のものをそろえることは非常に困難である。そのため、大畠・富沢では戸口・馬数書上を採用している。

第三章は「村々の支配」という章を立て、ここでは村へ出された触れ・申渡し書を中心を集めている。「村々の」といつてはいるように、支配関係資料の中のうち村を支配していたという観点で集めたものである。支配する者と村とを結ぶ中心的な史料は年貢と考える。いかに年貢を取り立てかかるから、村人の把握、支配に従うという構図が考えられる。古い時期の年貢割付状・宗門人別帳・五人組帳を成立期の章に入れ、「初期の近世村の苦しみながらの誕生の過程に關して押さえた」（八八六ページ）としているが、史料的に古いからという理由ではなく、支配・被支配の関係で選定してほしかった。「年貢の收取の台帳となつた検地帳、村請の年貢收取の証拠書類ともいうべき年貢割付状・皆済目録、村の構成員の戸籍と考えられる宗門人別帳等、近世の村を掌握する上で不可欠な資料である。」として、これらの重要性を押さえた上で、「文字量の膨大な帳簿類の公文書については通史編などにおいて統計処理の方法を駆使して収録していく予定である」（八八六ページ）ので、収録から外されている。確かに、この種の史料は資料編纂上、史料一点でも大きなページを割くので、より多くの史料を載せようとして試みると、常に対応に苦慮する。この決断には勇気がいる。

第四章から第六章が裾野市の特徴を示す史料を収集した

分野であろう。これら史料から現在の日本人の精神風土、または村意識がどのように定着していくか読み取ることができる。その源流が裾野市でも垣間見ることができる構成である。掲載点数でみると、全七章で構成した分の七五パーセントがこの三章で占められている。その中で、第四章「村の政治と経済」は全体の三〇パーセントを構成している。第四章は第一節「村の政治」と第二節「村の経済」の二節に分け、第一節で中心となって村を動かす村役人、村役人が中心となって決める村議定を集めている。また、ここでは、争論や事件に村共同体としてどのように対応したのかというものを政治意識ととらえ、ここに収集している。第二節では、村入用など村を動かす村経営的なものから、村の生活を脅かす災害などもここに収録している。ただ、この節は「村の」という語句にこだわったため、多少無理を感じられる。例えば、村の諸負担が経済活動とどのように結びつかのか、村の災害が村の経済に与えた影響は大きいが、これに領主・地頭が対応するのは村人の救済が目的ではなく、村を荒廃させると年貢が徵收できなくなることに起因する。支配者との対応関係では年貢と同等の位置にあるとと思われる。

第五章「村の生活と文化」は二五パーセントを割いて構成している。第一節から第三節の構成だが、各節に広範な

史料を集めている。特に、第二節「村の教育と文化」は『静岡県教育史』で手掛けた多岐に亘る史料を収録している。

特に筆子塚や墓碑などの金石文を収録し、史料の幅を広げていることには敬意を表する。多くの自治体史は金石文が文字史料であることは十分承知しているが、一般的に古文書といわれるものからしか史料を集めることができずに終わっていることが多い。順序が逆になるが、第一節「村の人々」の内「身分・階層」では、若者・奉公人・無田百姓・欠落人を意図的に取り上げ、さらに、「子供と老人」・「女性」など一般的には取り上げにくい史料を立項している。村の生活者の半数は女性であり、子供や老人または様々な階層が村で生活しているという観点からすると、当たり前であるが新しい試みである。

また、第三節「村の信仰」における供養塔などを取り上げたことも新しい試みで興味が引かれる。地域の信仰、地

藏信仰などはいまだに存続しているが、これを裏付けるものとして有効である。さらにもこの地域特有の須山口からの富士登山における富士山信仰がある。これは特記していかなければならないものであろう。そのため、一七点の量のものを納めたと思われる。

まず、裾野市という地域全体から旧村に入りそれぞれ村という単位で史料を収集構成してきた。第六章ではさらに

人々の営みの最小単位である家・家族を取り上げている。社会の最小単位は家族である。そこから近世社会を実態に迫ろうというため、「分類にあたっては重複等若干の問題があつた」（九八〇ページ）。どのような重複があつたか書かれていらないが、家の相続史料が残存しているお宅は名主役に就いていた場合が多く、第四章と混然としているところであろう。また、家の存続という面では分散関係の史料を集めた点が注目される。第四節・五節の儀礼・信仰面の史料は前述したとおり、民俗との境界が必要である。ここに示したものは歴史の文字史料である。民俗で収集した資料は聞き書き資料であろう。お互いに補完的な役目を果たすものである。民俗慣行の裏付けが文字史料から得られる場合もあるし、文字史料の裏付けを民俗慣行で補完する場合もある。通史で両者をどのように叙述していくのか楽しみである。

最後に、近代への入り口、近世の終焉という観点から維新へ向けた裾野市域に住む人々の動向が史料から読み取れるものである。近代史料をどこから編集するかは、自治体史を編集する場合、難しいことが多い。明治だから元年から近代である、という線を引く場合もあるが、税制面では、明治四年まで引き継いで行くことになる。制度を急激に近代化させたとはいえ、地主制は戦後の農地改革を見なけれ

ばなくならない問題である。ここまで、近世を引きずること

とはできないが、税制面で捉えた明治四年あたりでおさえたあたりが妥当といえようか。ただし、維新の政策を推し進めた政策面の史料は明治元年のものが近代史料に含まれることは当然である。近世の始まりをどこでおさえるかと同じように、近代との線引きも難しいが、どちらかの領域と決めてしまはないほうがよいであろう。その点、裾野市の場合には村に視点を置いて編集しているので、村の近代化と歩調を合わせることになったのだろう。また、近代の編集方針も同様に、民衆の立場で史料を編纂しているものと考えている。

えた資料編が求められることになるだろう。

しかし、一方では、『川崎市史』での批判にあつたように、ある面では網羅的に掲載する必要性を感じることがある。筆者は現在、公立中学校で教鞭を取っている者である。その立場が一市民と同じものとは考えられないが、利用する立場として若干述べさせてもらいたい。文部省が示している教育課程では、日本史は高等学校では選択制になつてゐる。すなわち、日本史の授業を受ける機会は中学校までという生徒が非常に多いものと思われる。そのためにも、中学校段階でこのような資料集をおおいに活用していきたいと思っている。近世を中学校で身近に感じとつてもらうものとして、利用価値が高いのは検地帳・宗門人別帳・年貢割付状・五人組帳などである。たとえば、近世裾野市域の成立の欠かせないものは検地帳である。これは、通史編に一覧表とし掲載されることは解説からも理解できる。検地帳を一冊載録することは、厖大なページ数を割かなければならぬ。また、史料として一冊の検地帳を載せたとしても、サンプルを示すこと以外に利点はないのかもしれない。しかし、一市民にとって、裾野市に残れた検地帳がどのようなものであるか、知ることも大切なことと思われる。一サンプルを示した上で、一覧表が必要ではないかと考える。年貢割付状の一覧表とともに、どのような形で通史編で示

### 三 若干の考察

以上のように『第三卷近世』の構成を概観した。近世の生活を身近なものとして引きつけ、人々の生活がみえるような構成を考えた新機軸があらゆるところで窺える。また、帳面類や金石文は写真を使って生の史料に触れられるような工夫をこらしている。『深良用水編』でも用水の部分写真を使つた点も興味を引き、これらは今後の資料編作りに多いに参考にしたいと思つてゐる。今後の資料編では網羅的に史料を収集するばかりではなく、その自治体の特徴を考

されるか期待するものである。年貢割付状は初期のものが掲載されているが、形態が整った段階のものも載せられていると、役負担の面からも説明できるものと考えられる。

また、筆者が現在関心をもっているのは、分一を中心とする流通関係史料、役負担に関係する史料である。伊豆国では、流通税として仲買の買付け値段の十分の一を分一金として徴集する役所があつた。これは、元禄一一年（一六九八）以前では代官手代が納入の責任者となっていたが、私領と分一役所は、分一金を地頭に納めることになった。小田原藩領である裾野市域では、この分一金は小田原藩に納入されたものと思われる。古くは遠州鹿島分一役所が権木を扱うために運上金を取り立てていたことが知られている。このように、分一に関する新たな情報が入手できたことは幸いである。

民衆の生活という点で考えると、近世に生きた人々は支配に対しどのように対応したのか、これも生活の一場面であると思う。本書で気になるのは、助郷関係の史料が皆無である点である。裾野市域は、東海道三島宿への助郷、沼津宿への助郷と市域を分けて両宿へ助郷負担を行つた地域である。三島宿は、近世初期は伊豆国のみに対してだけの出役要請があつたが、元禄七年（一六九四）から三島宿へ出役する村が裾野市域にも割り当てられるようになつた。

また、矢倉沢往還が通つてるので、二重負担の問題など興味を引かれるところである。たとえば定輪寺村などは、幕末に下田往還原木村への助合村の一つに指定される（『韮山町史』第五巻下）。この場合、二重課役を避けることから考へると、他に役負担があつたかどうか知りたいところである。これらを総合して近世の民衆の動向をみつめることができるのでなかろうか。裾野市域に助郷関係史料を見出だすことができなかつたとも考えられるが、裾野市の成立として、三島宿・沼津宿どちらへの助郷についているかということと、組合的組織ができなかつたか興味がもたれるところである。資料編は研究者のものであるか、そこに住む住民のためであるか、価値をみつけることは困難なことである。住民税を費やして作成したものであるので、当然住民のものであるが、史料を発掘し保存するという文化的事業が、すべて住民に還元されなければならないといふものではないはずだ。ここを文化の発信源として、今回刊行した資料編から今後どのような研究成果が生まれ、裾野市にどのように還元されるのか、多いに楽しみである。最後に、この資料編を使ってどのような通史編ができるかが楽しみに待ちたいものである。

# 『裾野市史』第四卷 資料編 近現代Ⅰ

樋 口 雄 彦

## はじめに

本巻は一九九三年三月の刊行であり、すでに世に出てからかなりの時間が経過している。その間、多くの市民や研究者に利用されてきたものと思う。かくいう私もその一人であるが、どうも自分にはそのトータルな評価はできそうにない。そこでここでは、一読者、一利用者としての簡単な感想を断片的に述べることで与えられた責務を果たしたことにしていただければと思う。

まず目次を見て気付いたことは、章節の区分とタイトルのユニークさである。

第一章「近代化」への道（一八七二～八一年）、第二章地域社会の再編成の中で（一八八二～九五年）、第三章帝国日本と地域村落（一八九五～一九一四年）という三章により全体が成り立ち、その中が分野による一九の節に分けられている。私の乏しい経験では、この時期の章分けについては、一八八九年の町村制施行で区切ることを当然のように考えてしまふのであるが、本書は全く違う時期区分を採用している。それは、編者が巻末の解説で述べている本書の三つの大きな特色の第一、すなわち「暮らしの視点」の重視が結果したものであろう。上から押し付けられた制度よりも、実際に地域に生活する民衆の日常こそを大切にしたいという、本巻全体を貫く編集姿勢がここにも表れているのである。ただし、では何故、一八八一年と八二年との間

## 大胆な構成

さて、この巻には、全九五二ページの中に六二〇点の史料が収録されている。対象時期は明治初年から大正初期の第一次世界大戦までである。

で区分するのかという理由が明確に述べられていないよう  
に思われるのだが。

節や項のタイトルも変化に富んでいる。「地域経済の展開」、「諸産業の発展」といった平凡な節名に混じって、とてもユニークな節名が目に付くのである。第一章第四節の「近代の窓としての教育」、第三章第五節の「(教育)による『国民』の再編成」などは特にそうである。普通であれば、「学制期の教育」「小学校の設立」とか「明治後期の教育」「教育制度の確立」などと命名してしまうところである。やはり制度よりも地域民衆の実生活を重んじる立場が反映されたものといえる。

「暮らしの風景」と「村と戦争」は、全三章を通じて同じ名称で節が置かれている。編者が言う本書の三つの特色のうち、「暮らしの視点」と「村と戦争」の視点が、そのもののズバリここに表れている。特に後者の、日本の近現代史は、戦争の歴史、軍事国家の成立・発展史そのものであり、民衆の生活を描く場合においても戦争が欠くことのできない大きな存在であったとする視点からすれば、その時々の戦争や軍事関連の史料を、単に特定の分野として集め配列しただけでは不十分であり、戦争と民衆のあらゆる側面を含み込む史料構成にしたいという意図はとてもよく理解できる。三章にわたり同じ名称の節を置いた意図もそこにあ

るものと推測する。だとすれば、第三章第六節(2)「富士裾野演習場と人々の暮らし」という項は、まさに戦争と暮らしが同居している対象を扱っているという意味で、別の節には入れないで、第七節「村と戦争―日露戦争」のほうへ入れたほうがよかつたのではないかだろうか。

いずれにせよ、本書の章節の命名のし方は、時期区分のし方と同様、とても面白い。史料編の編纂において、従来の制度史的観点からするオーソドックスな構成を採用した場合には、どの県史・市町村史も同じようなものになつてマンネリ化してしまい、章や節の名称をどうするかは、編著者にとって頭の痛い問題であるが、本書の場合はそもそもそのような悩みとは無縁だったようだ。

他とは違う特徴をどれだけ打ち出せるのか、といった観点からすれば、本書は十分に意欲的な試みをなし遂げたといえる。ある自治体が、特に初めて自治体史を編纂する場合、余所にはない特徴的な史料・史実を出そうとすることは当然として、一方で、それ以外の一般的な史料・史実についてでは、他の町にある史料が自分のところにも同じようにあるということを示したいという気持ちが強くなり、結果として他の自治体史と同じような史料を同じような構成で収録し、同じような本をつくってしまうという場合が少くないのではないか。その点、本書は、高い見識に基づ

き果敢に挑戦を行い、大胆で勇気のある編集を実行したと言えるのではないか。

### 特徴ある主題の選択

解説において編者自身が位置づけした本書の特徴に、「暮らしの視点」、「村と戦争」の視点とともに、「裾野市域を特徴づける主題の選択」がある。この点は、まさに内容面における独自性が問われる問題である。

編者は、この時期の裾野市域を米作を中心とした自給経済の要素が強く、同時に養蚕・竹製品・茶などの特産品生産と入会山とが暮らしを支える基礎になっていたと指摘する。そしてその地域社会の中心的な担い手として豪農層をとらえ、彼らが行つた生き生きとした活動の典型として自由民権運動を位置づける。

トピックスという名目で置かれた三つの節、第一章第五節「在村の神道」、第二章第四節「自由民権運動と貧民党」、第三章第四節「明治の家」は、章の時期区分を超えて史料を配列したという、編集スタイルの上のユニークさもさることながら、内容面においても、その裾野市域に特徴的な豪農層の活動ぶりを示す節として注目すべきものといえる。国学・神道を受容した豪農層の影響で裾野地域では、

教導職の活動が盛んだった」と、さらに自由民権運動に対抗する勢力として尚義会という国権派の結社が組織されたことなどは興味深い事実である。ある人物の全活動を通して豪農層にとつての民権運動を総合的に位置づけようという意図に基づき、湯山柳雄という一豪農の動向に焦点を当て、民権関係以外の活動をも含めて史料を集めている点は、他の自治体史には見られない編集方針である。

また、家に関する史料から一節を構成した第三章第四節については、歴史学の盲点を民俗学で補つたといえる部分であり、編者の目配りは確かである。本家・分家間の定め、隠居相続の取り決め、奉公人の請状、家督相続の願書、遺言状、出産・婚礼の祝いや葬儀・年忌の記録など、この種の私文書を近現代の史料集に盛り込むことは、これまであまり例がなかつたようと思う。近世の史料集には当然のように採録されていたこれらの史料が、近現代の巻になるとすっぱりと抜け落ちてしまうことのほうが多かつた。博物館の職員として家文書の史料整理を業務として行つている筆者は、私文書の世界の豊かさを実感させられており、それを簡単に捨て去つてしまつ近現代史料の編集方針は前々から気になつていて、実際に自分がそれを解決することはできなかつた。本書がその重大な欠落部分を見事にすくい上げたことに対する大いに賛意を示したい。

## 統計図版と解説

史料本文と解説との間に紙質を変えて挿まれた十一ページ分の統計図版八点は、デザイン的によく工夫されていて、一般的の読者にとってはわかりやすいものとなっている。

卷末の八十ページ以上にわたる解説も詳細である。なによりも担当者毎の解説は、史料本文の章節の名称や配列とは一致しない点が特徴的である。五人の編者が明確に担当テーマを分けて受け持った結果であるといえるが、その内容は以下の通りである。

- 一 はじめに
- 二 補野市域の村々
  - (一) 行政資料の採録
  - (二) 行政区画の変遷
- 三 暮らしの風景
  - (一) 暮らしの意味のモンタージュ
  - (二) 補野という地域のイメージ
  - (三) 事件のもつ意味
  - (四) 暮らしにみる伝統と近代の相剋
  - (五) 明治の終焉
- 四 地域経済のすがた
  - (一) 産業と人々の仕事
- 五 地租改正と入会林野
  - (一) 耕宅地の地租改正
  - (二) 山林原野の官民有区分
  - (三) 入会地をめぐる諸問題
- 六 教育と人々の暮らし
  - (一) 近代の窓としての教育
  - (二) 近代教育の展開
- 七 明治の宗教
  - (三) 〈教育〉による「国民」の再編成
- 八 自由民権運動と貧民党
  - (一) 自由民権運動をめぐる諸潮流
  - (二) 貧民党とその背景
- 九 明治の家
- 一〇 村と戦争

史料本文部分の構成と解説の順序とが不一致というのは、最初に見た印象ではわかりにくい感じがしたが、むしろ発想を変え、解説を独立したひとつつの読み物としてとらえ、それを読み進めるための参考資料として史料本文を見ていくほうがよいのかもしれない。現にこの解説にはそれだけのボリュームと内容とが十分にある。

## 私にとっての新知見

史料集が第一義的に持つ意味は、そこに収録された史料自体の価値にあると思う。特に地域の歴史に関して、あらゆる分野での情報源たるべき市町村史において、どんなに些細な事実も洩らさず掲載されていることが理想ではないか。もちろん、現実には分量的にも限界があり、存在するすべての史料を掲載することはできないし、それはまた無意味なことでもあるのだが。

しかし、本を見る者にとっては、自分が今まで知らなかつたことをその中に発見することは、とても嬉しいことであり、ある意味では、どんなに工夫された編集方法を取っていても知りたいことや知つて得することが出ていなかつたら役に立つとか面白いとは思わないかもしれない。そんな意味でも、本書は読者を質量ともに満足させてくれるものではないかと思う。

これはもう書評とは言えないが、以下私にとっての新しい発見を二三紹介させていただく。本書が、隣町に住み働く筆者の私的でつまらない好奇心をも満たしてくれたという一例である。

史料二〇一「積信社の回顧」は、江原素六が社長となり沼津に設立された製茶輸出会社積信社について、その出資

者になつた湯山半七郎が、経営の失敗により多大の損害を被つたことを後年に回顧したものであるが、「迷惑謂へカラス」という言葉には実感がこもつてゐる。積信社の負債をめぐつては訴訟も起きていた。現在江原は地域の茶業功労者として讃えられているが、当時においては巨大な負債に苦悩する失敗者だったのだ。積信社の失敗が理由ではあるまいが、と断つた上ではあるが、その後江原らが計画した狩野川河畔への製紙会社設立が、出資に応じる者が地元にないため立ち消えになつたと述べてゐる箇所も、筆者が注目した点である。これは明治十六年（一八八三）の富陽製紙会社設立計画のことであるが、積信社の失敗がこんな場面にも影響したものと湯山らが理解してゐるのは興味深い。結果として富陽製紙会社の建設予定地は富士郡のほうへ変更されるに至る。湯山の感想とは逆に、『沼津新聞』（明治16・2・10）には、折角の製紙会社設立計画に積極的に応じようとしないのは「沼津人民ノ無氣力」に他ならないと批判する投書も寄せられている。

史料四二一「県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場（一）」は、実業家鈴木藤三郎が経営した富岡村の大農場について紹介した新聞記事であるが、この農場の最初の持ち主は東宮武官長をつとめた「故黒田久高氏」「黒田中将」だつたとある。明治九年（一八七六）頃に黒田によつて開墾された茶園が、

後に鈴木に譲渡され三十三年（一九〇〇）から經營が開始されたこともある。この黒田とは、沼津移住の旧幕臣で、沼津兵学校教授から陸軍中将・男爵になつた黒田久孝のことである。彼は沼津兵学校廃止後は上京し中央を活躍の場とした人であるので、静岡県とは縁が切れていたものと思つていたが、こんなところに茶園を所有していたということは初耳である。明治三十三年に亡くなつてゐるのでは、死の直前に売却したということであろうか。

### 瑣末な指摘と少々の氣になる点

どんなに精密に解説・筆耕を行い、細心の注意で校正を行つたとしても、多少のミスはあるものである。ここでは、後々の参考にしていただければと思い、たまたま筆者の目に留まつた箇所を指摘させていただく。

七五ページ・上段・七行目、「沼津宿病院医員相磯格秀」は、「相磯格堂」の誤りであろう。七八ページ・上段・七行目、「沼津警察署所長五等警部土屋氏廣殿」とあるのは、「土屋氏貴」の誤りではないかと思われる。彼が当時沼津警察署長の職にあつたことは『岳陽名士伝』から判明する。四五七ページ・上段・小学中等読本の著訳者氏名は「水沢成

肅」ではなく、「木沢成肅」、四五八ページ・上段・初学人身窮理のそれは「森下岩楠」ではなく「森下岩楠」、同ページ・

下段、小学農業書のそれは「塙本苦園」ではなく「塙原苦園」、女子修身訓のそれは「河部弘国」ではなく「阿部弘国」、家政要旨のそれは「永峰李枝」ではなく「永峰秀樹」のはずである。もつともこれらの固有名詞については、原文書のほうが写し間違つてゐる可能性がある。

八七三ページの解説では、駿東病院第二出張所に関する実態や経緯はほとんどわからないとしているが、佐野村に明治十三年（一八八〇）に駿東病院第二出張所（後分院）が設置されたことは、『御殿場市史 第八卷』や『岳陽名士伝』の「室賀録郎」の項の記述から明らかである。また、明治十八年（一八八五）当時、駿東病院の本院（沼津駅）が最寄一宿五町六十六村で、同第一分院（御殿場村）が最寄六十五村で、同第二分院（佐野村）が最寄二十三村によつて維持されたことは、『沼津医師会史』（一九七八年刊、一三六頁）などからわかる。従つてここに収録された史料19、20の意味するところは、第二出張所の維持組合（それが十八年時点の二三ヶ村と一致するかどうかは不明だが）から、川西の六ヶ村（上ヶ田・金沢・今里・下和田・葛山・千福）が分離・独立するか否かをめぐつてのものと推測される。

渡辺慎一の「回想の記」という史料が、一八〇「明治二〇年代の暮らし」、一一八「東海道線の回想」、三三八「小

学校時代の回想」、三六四「伊勢まいり」、四六六「薪採り

についての回想」、五八六「日露戦争の回想」といった具合に分割され、所々に掲載されている。これは一個人が後年残した回想であり、一次史料ではないが、時代の雰囲気を生き生きと伝える良い記録である。「暮らしの視点」が生かされた結果の収録であると思うが、この回想自体がいつごろなされたものなのかについてはどこにも言及されていない。できればその解説が欲しかった。

最後にもう一点。本書は明治五年（一八七二）以降を対象範囲とするとのこと。一方、第三巻資料編近世は、明治四年（一八七一）までを対象範囲としたとのこと。そうなると、これはむしろ近世編の問題になるのかもしれないが、明治元年から四年までの静岡藩時代の史料が、第三巻、第四巻ともひとつも掲載されていないということである。静岡藩を近世に入れるか、近代に入るかは、編者の判断に任せればよいことであり、場合によつては両方にダブつて史料を収録することもあり得ると思うが、どちらからも抜け落ちてしまうというのはいかがなものか。わずか三年余の静岡藩時代には見るべき史料も取り上げるべき歴史的事項もなかつたというのであればそれでも結構なのだが、果してそだらうか。これから刊行される通史編では是非この点に留意していただければと思う。

## おわりに

以上、勝手なことや失礼なことを書いてしまった。筆者の勘違いや見落とし、誤解などもあると思う。なによりも、本質面を評価できたのかどうかについては、甚だ心もとない。筆者が役不足だったということで、どうぞご容赦いただきたい。

（ひぐち　たけひこ・沼津市明治史料館主任学芸員）

刊行　平成五年三月

# 『裾野市史』 第五卷 資料編 近現代II

## 荒川章二

### 1、『裾野市史』近現代資料編の方法的特色

この資料集を最初に見たとき、各章の最初が全て暮らしで始まり、政治が後方に配置され、各章一様に最後は「村と戦争」で閉じられるという斬新な構成にびっくりしたことを今でも覚えている。自治体史の近現代資料集の場合、政治、経済、社会、教育、文化、生活などという配列が通常だからだ。「生活」は、通常各章の最後に配置され、本来の意味での生活分野に加え、そのほかの分野に収容しにくい雑多な資料のハコの機能を果たす。ひとびとが嘗んできた日々の生活状態を資料で示すことはかなり難しい作業である。そして、そこに雑多な資料があわせて盛り込まれると、この「生活」というハコは、統一性の無い、場合によつては面白みに欠けることも少なくない。雑多なハコだけに、逆に編集担当者の力量次第では、読者の興味を引く構成に

仕立て上げることも可能だが、このようなセンスをもつ研究者は、そう多くはなかろう。したがつて、一般に、自治体史資料集において「生活」分野が中心に位置することはほとんど無い。しかし、この『裾野市史』は、その「常識」？をくつがえした。従来の常識では、経済、社会あるいは文化、政治などに配列されたであろう資料を含めて「暮らし」を描き、各章の第一節に設けられた「暮らしの風景」という節で各時代のイメージを提示するという、生活・暮らしを中心とする自治体史資料集の新しい編集方法を試みたのである。

このように「暮らしの視点」を重視した編集方法を採用した理由は、同資料集の編集責任者である安田常雄氏の「刊行にあたつて」、あるいは「解説」の「はじめに」で、明快に説明されている。

そこではまず、裾野市史編集の基本的立場として、二つ

の大戦から占領・高度経済成長という「激動の時代」のかで、「この裾野地域の人々が何を考え、どのように行動し、いかなる結果を生み出していったか」という「民衆の歴史」を描こうとしたことが示される（七頁）。「民衆の歴史」を描くことの意味には、「市民の方々が地域の歴史に親しみを持ち、歴史は地域の民衆によって作られてきたという自覚をもつ手がかり」にしてほしいという期待だけではなく（五四頁）、「民衆の身近な世界」から政治・経済などを中心に語られる歴史観を批判的に検討する、いわば「歴史」を地域に生きる一人ひとりに取り戻す、呼び戻すことまで含まれている。そして、民衆一人ひとりが身近な世界から歴史を検証することで得られるものとは、歴史上の「転形期」である現在の暮らしと感受性の底に「いくつもの暮らしや感受性の形があつたことを探りあて、その場所から、あらためて今の私たち一人ひとりの生きかたを考え直すための、一つの有力な手がかり」であり（九頁）、そのような歴史認識形成の主体的な営みは、個人的世界という窓口から、地域のあり方の再考、現代世界の批判的認識への拡大をもたらしていくだろうと期待する。本書では、旧来の「生活」分野で意識された中身と裾野市史が提示する「暮らし」概念の異同は明示されていないが、このように見ていくと、「暮らし」が旧来型の「生活」に対し、より広く、より深

い意味内容を持つことは明らかだらう。安田氏は、著書『暮らしの社会思想 その光と影』（勁草書房、一九八七年）において、「民衆の生活の場における、支配と抵抗、同調と違和という、多角的次元での緊張と拮抗の歴史的意味を考え、「その支配との緊張と拮抗の構造をたどりながら、その奥に隠された、〈暮らしかた〉、〈やさしさ〉、〈友愛〉などという、人間の豊かさの次元を復元すること」を民衆史の方法論として提起し、「そのような〈問題〉を考えていくには、学問の組み立てをどのようなものと考えていけばよいのか」模索する必要があると指摘している（「あとがき」）。『裾野市史』は、この自身の問題提起への一つの回答であり、（暮らしの視点）重視は、地域の民衆の歴史認識形成に最も深く関連する事業である自治体史編さんに臨み、歴史研究者がどのような役割を果たすべきか、という面でも刺激的な問題提起になつてている。したがつて、この書評では、各時代の「暮らしの風景」が、「時代イメージを表象する」ものとして構成しきれたのかどうか、本書全体として、これまで述べたような意味での「地域民衆の歴史」をどこまで提示できたのか、を念頭において述べていこう。

暮らしの視点に關する評価が、少々長くなつたが、このほかの『裾野市史』近現代資料編の特色として、編者は、裾野地域の特色を浮き彫りにするトピックの設定、〈村と

戦争〉の視点の二つを強調している。地域の特色を浮き彫りにすることは、どこの自治体史編集でも、智恵の絞りどころだろうが、関東大震災・綴り方教育・戦後の企業誘致・

一九五〇～六〇年代の基地問題という四節が、トピックスとしてどこまで成功しているか、後に個別に見ていく。後者の「村と戦争」の視点は、最初にふれたように、各章の最終節がほぼ一様に、「村と戦争」という共通の節名で編集されていることに示される。各章は、「暮らしの風景」という同じ節の名称で始まり、「村の戦争」で終るのである。

戦後については、言うまでもなく狭義の戦争ではなく、この地域の人々の暮らしが密接な関係を持つ東富士演習場問題を指す。しかし、「村と戦争」を敗戦で終りにせず、戦後の基地問題・軍事演習場問題まで適用し、戦前戦後を「村と戦争」という一貫した視点で見た場合、新たに何が見えてくるのか、その面での説明は明確ではない。最終節の「戦後処理と『戦争の記憶』」に繋ぐことを意図していたのかも知れないが、軍隊論・軍事基地論の観点から、この“連続的”視点の有効性を示す必要があろう。

## 2、本書の構成

総頁一〇四九頁の本資料集の対象とする時期は、第一次大戦期・戦後高度経済成長期の終結地点、基本的には一九七一年の裾野市市政施行までであり、市役所所蔵行政文書、各支所文書、区有文書、個人文書、学校関係資料、地域新聞などから計六三九点が収録されている。

各章は、以下のように時期区分に対応して設定されており（章の構成および掲載資料の番号は、「資料編近現代Ⅰ」からの通し）、それぞれの章は基本的に、暮らし、地域経済、教育、地域政治、村と戦争という順序の節建てである。これにトピックスが入り込み、第七章の最終節には、特に「村の戦後処理と『戦争の記憶』」がたてられている。

第四章　「第一次大戦後の裾野」（一九一四～三一年）  
第五章　「十五年戦争と裾野のひとつ」（一九三一～四五五年）

第六章　「占領のなかの民主化」（一九四五～五二年）  
第七章　「戦後復興から高度経済成長へ」（一九五二～七一年）

時期区分は、見てのとおり一国レベルの時代的变化に即して設定されている。一九五二年は、泉村と小泉村の合併による裾野町の発足（一九五六六年深良村合併、五七年富岡・

須山両村合併、後の裾野市域確定）と重なるが、区分の指標は、解説から判断して全国的な政治画期である。この時期区分の方法と地域民衆の暮らしの重視という方針論はどうに整合性を持つのであるうか。この点につき、解説では明示されていないが、暮らしは地域の小状況より、国レベルの大状況に左右されるということであろうか。

時期区分につき隣接市町村の『小山市史 第五卷 近現代資料編Ⅱ』（関東大震災復興から現代）、『御殿場市史 第七卷 近代史料編Ⅲ』（一九二四～五七年を対象）を見ると、いずれも一九三七年の日中戦争全面化を戦時体制の画期とする。震災復興を起点とするこの二つの自治体史が、日中全面戦争を画期とし、第一次大戦を基点とする『裾野町史』が第一次大戦後の国際的政治秩序が崩れ、新たな「戦前」に入つて行く満州事変（十五年戦争の開始）で時期区分したこととは、扱う時期の長さ、章構成のバランスの違いから見て不思議なことではない。しかし、「暮らしの風景」において「大正期のはじめから、満州事変にいたる裾野の暮らしは、基本的に明治以来の暮らしのかたちが底流を構成し、そのうえに『現代生活』の要素がしだいに暮らしの方向指示器として機能していく時代」（九五七頁）として位置づけられ、満州事変から日中戦争までは暮らしが「現代化」にむけてゆるやかに進展した時期、「生産力上昇による財産

拡大の合理性」を含む生活改善実施期とされる。その場合、「第一次大戦後の生活改善運動」と「経済更生のための生活改善運動」の相違、暮らしに及ぼした影響の差異は、明確に抉られているようには思われない。これに対し、「盧溝橋事件の勃発以後、裾野の暮らしは一変」し、「戦時生活様式」という概念が暮らしにしだいに浸透し、日常を拘束していく、と解説は述べている（九六七～九頁）。「暮らしの風景」から見た場合の時期区分と全体的時期区分との整合性をどう考えたら良いのだろうか。

解説の面では、本書は、個別掲載資料毎の解説ではなく、各節の資料、あるいは節をまたいだ資料群全体から、何が見えてくるのか展開するタイプを採用している。その分量は九〇頁近くに及び、近隣自治体史の中では最も包括的で時代の流れが把握しやすい解説となつていて、この点は、先の、地域民衆の歴史意識形成にいかに寄与するのかという強烈な問題意識と関わるのだろう。

### 3、内容の検討

以下、章ごとに内容を検討していこう。

#### (1) 第四章

第一節「暮らしの風景」では、防火組織の整備・時間観

念・治安・徳目・衛生・社会事業・産婆・メートル法など、近代国民国家が、民衆の生活・意識を機能的・合理的に再編成する過程の資料が配置される。これらの資料を通じて、読者の側は、一つ一つの、しかも脈絡のなさそうな個々の政策の背景に、國家の一貫した国民組織化の意図を見通すことが可能となる。その点では、「暮らし」の視点からの「時代のイメージ」は、よく描かれている。しかし、裾野地域の暮らしの実態が、資料的に提示されていないため、裾野地域のいかなる暮らしの実情に対し、このようなくからん政策が対置されたのか分からなかつた。国家が提示する現代的合理性への方向づけに対し、裾野地域の民衆が具体的にどう反応し、どのような矛盾を抱えたのか、そこから見えてくるはずの裾野の「地域性」が、もう一つの視点に据えられねばならないのではないかだろうか。暮らしの視点から見て、大正デモクラシー状況は、効率化・合理化としてしか現れないか、地域固有の暮らしの技術と暮らしの思想の展開はなかつたのか、生活の「変容」は画一的「現代生活」化への一方通行だけだったのか、という疑問も残つた。

第二節 「関東大震災と裾野」は、「同時代の政治・経済・社会さらに思想・文化の深部にも大きな爪痕を残し、時代を大きく旋回させる引き金となつた」ことを意識したトピックとして編集されたこともあり、裾野地域への震災の影響が詳細かつ多面的に追体験出来る内容である。特に社会心理的影響（「不安の浸透」）への注目は、阪神大震災以後の災害史の新しい多角的な視野のあらわれだろう。評者が気になるのは、第一節で編者が指摘する生活の現代化・現代的合理性の日常への浸透と、この節で指摘される社会心理的（不安の構造）の浸透との関わりである。関東大震災を契機に「社会の表層に浮上」した（不安の構造）（九六三ページ）の深部に、暮らしの構造転換（それゆえの矛盾も含む）があり、人々は、その不安を、生活のより一層の合理化（昭和恐慌期の生活改善）によって切り抜けようとした様にもみえるのだが、どうだろうか。

なお、震災関係資料については近隣の御殿場、小山の資料も充実しており、地震による損壊や犠牲者、経済的社会的影響、心理的影響、情報の流れ・性質、被害の地域的特質など諸方面から、駿東郡北部全体を視野に入れて検討することが可能になってきた。関東大震災研究は、このような地域研究の進展により、従来より広い地域対象と視野を持つ総合研究を組織できる条件が整いつつあるのではないかろうか。なお、資料六六二（裾野地域とは直接関係のない資料だが）からは、大杉栄らの墓が故のある清水市にたてられなかつた理由の一端が見えてくる。

### 第三節 「地域経済の展開と地主制・米騒動」では、評者

が農業問題の門外漢ということもあるが、第一次大戦期および大戦後の地域経済の水準が読み取れなかつた。第五節

(政治関係) 資料七五一は、小泉、泉の商工業発展の「目覚まし」さを強調しているが、これらの指摘を裏付ける地域経済資料はなかつたか。泉村騒擾関係資料からは、村政の対立構造をかいしま見ることが出来た。

第四節「大正デモクラシー下の教育」は、大正～昭和初期の学校教育・地域社会教育が目配りよく紹介されている印象を受けた。第四章のうちでは最も大正期の時代状況が伝わってきた。ただ、岡本利吉の農村青年共働学校については、民生館所蔵の岡本利吉関係資料の調査が行われたか。岡本の教育理念と学校の実態、岡本の多彩な社会運動の経歴の中での位置づけなど、今後の発展を期待したい。

第五節「大正デモクラシー期の地域政治」では、富岡村分村関係資料が目玉か。特に資料七五五「富岡村分村追請願書控」は、生活風土・自治観念・郷土意識なども読み取れる。ただ、この分村問題は、第四節教育関係の資料七一五～七一七と密接に関連しているのだから、双方を関連づけての解説がほしかつたようだ。また、村内での小作人の政治的地位の上昇はこの地域で見られたのか、普選の実施はどのような影響を各村政に与えたのか、など「村と大正デモクラシー」という側面の資料が発掘しえなかつた

か。

第六節「村と戦争」の内、陸軍演習場関係は、着弾先である須山村側から見た資料が配置されている。砲弾の場外落下は、御殿場側資料を見ているかぎりでは、戦後的事情かと思つていたが、この資料群から、戦前から起つていたことが分かつた。また、演習場内の無断開墾、一九二二年の第二期演習場使用承諾の経緯など、御殿場市史では不明であった部分がかなり明らかにされた。一九三〇年の二点の資料(資料七八三、七八四)も、恐慌下の村の疲弊と演習の存在故の経済的困難が重なり、村経済を極度の困難に追い込んでいる様が見て取れ、第三期演習場使用契約改定が紛糾する前提を知ることが出来る。

## (2) 第五章

十五年戦争期を扱う第五章は本書のハイライトであるが、中でも、暮らし・経済・教育に重点的にページが割かれた構成である。

第一節「暮らしの風景」は、暮らしを、次第に、そして、やがて全面的に掩つていく戦時下の様相が資料を通じて密度濃く、多面的に描かれている。地域の暮らしの実態が見える生活調査などの資料もいくつか配置されているので、裾野地域の民衆の姿—職業・生活程度・地域の生活環境の実情など一も浮き彫りになつており(第二節と合わせると

一層具体的になる)、編者の言う「戦時生活様式」に拘束される民衆とはどのような人々を指すのかも伺い知ることが出来る。

第二節「昭和恐慌から地域戦時経済へ」は、農業經營への恐慌の影響と小作争議、恐慌対策・自作農創設事業、景気回復と統制経済化・戦時下の経済生活という一連の過程を的確に描いている。資料八七五の小泉村事務報告からは、日中戦争初期の村経済の活況が見えてくる。第三節『皇国民』教育への道では、戦時教育の浸透が学校生活の日常が見える資料を通じて描かれている。青年団関係資料から、青年団活動が、地域民衆の文化的欲求・農業経営向上意欲と深く結びついていたことが確認できる。

第四節「綴り方教育」は、裾野地域の月刊教育文集『児童文苑』(一九二五年創刊)から子供たちの作品と教師の指導内容がトピックとして紹介されている。教師・児童といふ教育史的観点からだけでなく、子供の目を通じた「暮らし」(ラジオ・活動写真等メディアと民衆生活、出征風景、祭り、子供の家事手伝いや労働など)の資料としても貴重である。

### 第五節「戦争と寺社」は、通例の『宗教』という括りで

はなく、戦時体制の担い手としての宗教の役割に焦点を当てることが編集意図だったようだ。宗教団体が、戦時体制

や植民地支配においてどのような役割を果たしたのかという問題は、日本近現代史研究の重要な課題になると予想されるだけに、もう一步踏み込んだ編集と解説がほしかったと思ふ。また、戦時期の寺社が、思想動員、戦勝祈願、国家意識、戦死者の葬儀など民衆の暮らしや意識と深く結びついていることを思えば、第一節の「戦時生活様式」の枠組みの中で、資料配置を考える方法もあつたのではないか。

第六節「地域にとっての翼賛体制」では、政治行政関係資料がやや薄いこともあり、翼賛体制とは何だったのかといふ肝心の点が充分に伝わらないのではないか。第六節「地域にとっての翼賛体制」では、地域共同体末端組織が戦時期にどのように再編されたのかという点は興味深かつたが、戦時下にあって「自治的な領域を守る努力」(解説、九九九頁)と第一節の暮らしを掩う「戦時生活様式」という論理がどうからむのか。

第七節「村と戦争」では、資料九九五「戦地からの手紙」が戦地の実態や兵士の意識を伝えていく。しかし、第五章全体が、村と戦争を扱っているわけで、この節自体は、節のタイトルに対し、ややもの足りぬ印象を受けた。

### (3)第六章

第一節「暮らしの風景」では、占領期の人々の生活周辺での非軍事化、当時の生活難、占領の権力性、民衆の解放

感・活気などが良く出ている。ただ、占領後期の暮らしのイメージを資料的に提示するのは難しかったようだ。第二節「農地改革と地域経済の民主化」では、資料一〇四〇「富岡村農地等開放実績調査」が農地解放以前の村の経済構造を統計面から明らかにしている。そのほか、資料一〇三三「林道工事請負契約書写」は労働改革直後の労働契約觀を非常に具体的に示している。また、資料一〇三五の「富岡村有地解放についてマッカーサー宛書簡」は、一九一六年の富岡村騒擾事件の記憶のあり方、占領行政への期待の高さが見て取れる。第三節「戦後教育の出発」は敗戦直後の学校教育の現状と教育改革、教師の側の敗戦の受け止め方を手際よく配列している。また、学生会関係資料は、戦後直後、地元に戻っていた学生達が地域の文化的啓蒙、民主化に果たした役割を明らかにしており、裾野地域固有の戦後民主主義の受容のあり方、青年層の「多事争論」状況が伝わってくる。

第四節「戦後改革期の裾野の政治」は、「軍事力による『民主化』という矛盾の構造の持つ意味」に焦点を当てたとあるが（解説）、事実、占領期の複雑な政治的な動き、政治意識の多面的な層をえぐりだしており、このねらいは成功していると思われる。第五節「村と戦争＝占領と裾野」は、戦時中の土地買収、戦前の演習場内耕作状況、戦後の開拓、

須山村の演習場接收被害状況など御殿場市史では手薄な問題、あるいは描かれ様のない側面が明らかにされている。前節で言うところの、軍事力による民主化の矛盾は、演習場問題に集中的に現れていようが、そのことは、裾野地域民衆の民主化政策評価にどう影響したのだろうか。

#### (4) 第七章

第一節「暮らしの風景」からは、暮らしの現代化と地域の都市化およびそれに伴う新たな諸問題、企業誘致に伴う新住民急増に起因する新しい地域共同性の模索（その背後にある新しい地域間対立）、「東富士演習場公害」の新しい様相、防衛施設周辺整備事業と地域の暮らしなど、高度成長期の裾野地域の暮らしをめぐる環境の特徴が非常に良く伝わってくる。第二節「工場誘致と企業の進出」では、工場誘致関係の基本資料、誘致の経過、誘致の効果・影響が、第三節「地域経済の展開と社会」は、農業・商工業・観光を扱い、両者合わせて高度経済成長期の地域経済問題を展望出来る。第四節「戦後教育の屈折と変容」は、一九五〇年代における戦後教育の屈折の部分は描かれていくが、六〇年代の受験競争激化・学歴社会化過程を映しだす資料もほしかったよう思う。

第五節「地域政治・行政と町村合併」では、裾野町・深良村・富岡村・須山村の四町村合併に関する各町村の構想・

対立関係、および当時の自治に関する考え方がまとまつて提示されている。解説では、高度成長期の裾野町長遠藤佐市郎（解説には遠藤三郎が町長であるが、兄の佐市郎の誤り）の部落自治再定義（一九六八年、資料一二三二）に注目しているが、一九五五、六年当時遠藤自身が示した町村の個性を尊重した合併構想（組合村的合併）、財産区の尊重とは、地域自治論の観点から見て一貫しているとは思えない。この変化の意味するものは何だろうか。また、町政を

部落自治の上に置くこの時期の遠藤の発想は、東富士演習場問題における農民再建連盟批判・三首長協議会設立（第六節、資料一二四九）に連動しているのではないか。

第六節「基地問題のゆくえ—村と戦争」は、トピックスとして五〇頁近くを割いて一九五二年（一九七〇年の演習

場関係基本資料を収録しており、南部大野原農民組合会議などの地域的な動きや農民再建連盟に対抗する裾野町政の動向を追うことが出来る。戦後東富士演習場史の比較的手薄な部分を埋める内容である。日本各地の軍事基地の中で、かなりの程度達成されているのではないかと思う。通史での一層の成果を期待したい。

（あらかわ しようじ・静岡大学教授）

刊行 平成十一年一月

政治思想とこのような経済的問題がからんだところで現れるのではないか、資料を見ながらそのようなことが頭を巡った。第七節「村の戦後処理と『戦争の記憶』」は、これだけのタイトルを掲げるならば、内容的にもう一工夫ほしかつた。

## おわりに

意欲的な資料集だけに、限られた資料で時代を表現することの難しさを知りつつも、少々無理な注文もつけた。しかし、読み終って、「民衆の歴史」を描くというねらいは、かなりの程度達成されているのではないかと思う。通史での一層の成果を期待したい。

東富士演習場の土地所有構成から見た特色は、沖縄と同様

に民公有地の比重が高いことであるが（六〇%）、資料一二四〇を見ると、裾野地域の演習場の土地所有関係の場合は

国有地が圧倒的であることに気づく。裾野町当局の演習場問題での独自なスタンスの背景には、遠藤三郎—佐市郎の

# 『裾野市史』第六卷 資料編 深良用水

大塚英二

## (一)

本書は、箱根山中の芦ノ湖より湖尻峠山裾を掘り抜き通水し、駿河国駿東郡三〇か村の水田五三〇町歩余りを灌漑した深良用水に関連する資料を網羅したものである。隧道は全長一三五〇メートルに及ぶ長大なもので、当時の技術水準の高さとともに、こうした水利施設にかける百姓や村々の情熱を見せつけてくれる。

「深良用水」という名称は、『国史大事典』(吉川弘文館)では「箱根用水」と項目立てられているように、水の問題に关心を持つて関連資料を見たり、地元で暮らしている人以外にはあまり一般的でない固有名詞である。しかし、本書「解説」にあるように、用水を保守・管理してきた近世の井組の系譜に立つ芦ノ湖水利組合の総意に基づいて公称とされたのは、水利系村々の最初に位置する深良村の名を

冠した「深良用水」であった。歴史編纂物における当該名称の意味をまず確認しておきたい。

つづいて章立てを掲げよう。それによつて、本書がいかに体系的かつ独創性をもつて編まれたかが理解されよう。なお、括弧内は節立てである。

第一章 用水の開削（開削前の村々　開削の発願　開削工事の施行　元締衆と発起人　開削の記録　開削前後の村々）

第二章 用水相論と井組の変遷（井組三郷の成立　水論　と井組の拡充　三郷の定着と水下下郷）

第三章 用水維持と普請（開削後の用水確保と御普請　国役普請の要求　国役普請の拡大）

第四章 用水と村々の生活（井組三郷の村々　水配人・水番　用水の施設—水門・掘抜・堰・堀—　用水と信仰）

## 第五章 近代の用水（明治初年の井組三郷 逆川事件）

### 生活と産業 地域の変貌と用水 第六章 図像による用水（芦ノ湖と水門 堤と用水 用水と生活）

簡単に各章の内容を紹介すると、第一章は、開削を必要とした前代の社会状況から始めて、隧道掘削や用水路の建設等の大土木工事に関する人的・物的動きなどについて、主に寛文期（一六六一～七二）を中心に資料を集めている。一七世紀後半までの時期は最も新田開発の進んだ時期であったが、深良用水の開削もそうした中で実施されたのである。

第二章は、開削後に用水の利用をめぐって惹起した争論と、それらの調停・和解を通じて形成されてくる用水組合井組三郷（上・中・下の三郷）の動向に関する資料を年次的に集めている。争論は井組の問題を顕現化させ、それへの対応を通じて井組の組織と慣行を深化させた。本章では用水争論の過程を詳しく取り上げることで、深良用水の管理の実態とその変遷を明らかにすることをねらっている。

第三章は、用水諸施設を維持・保守・管理していくための各レベル（村・組合村・領主など）での自普請・御普請・国役普請などに関する資料を集めている。時期的には元禄から幕末までを扱っているが、その中を天明の国役普請以前と以後に分け、更に以後を国役普請拡大に合わせて二期

に区分している。

第四章は、用水史を人々の暮らしから断面的にとらえ、用水利用の実態を小状況としては百姓間、大状況としては村々や三郷の共同管理等の側面から理解する資料を集めている。先例主義の原則を守りながら現状に対応しようとする百姓の知恵と、用水の恩恵の守護を祈る人々の信仰に注目した構成である。

第五章は、近代の水利組合の問題を的確に提示している。即ち、用水権自体が初めて危機にさらされた明治二九年（一八九六）の逆川事件訴訟（同じ芦ノ湖を水源とする箱根早川筋との紛争）の経緯を押さえながら、都市化・工業化の進行する現代までを描くような資料構成である。今日の用水の概況を掌握するために、平成二年（一九九〇）までの資料が収められており、まさに現在までの問題を通時的に提起した内容となっている。

第六章は、深良用水を具体的にモノとして理解するためには、積極的に図像資料を取り入れたものである。基本的に訴訟時に作成された絵図面であることが多いが、これらを駆使することで、文字資料では皆見当つかない堰の具体的な姿やその維持管理の方法、水の調節方法などが分かるとしている。

なお、六章にわたる資料掲載のあとには、非常に懇切丁

寧な「解説」が付されている。その総説と各章ごとの個別資料解説は、編集者がいかに深く資料を読み込み、それらを適切に配置したかを物語る内容である。

## (II)

水利組合関係資料には膨大なものもあるが、およそ一つの水利体系の資料群をこれほど歴史体系的にまとめて刊行したものは他に類例がないのではないか。管内以外の市町村にも資料を求めて収載資料の何倍かを集め、しかも水利の歴史的前提となつた地域のありようまでも資料的に追究しようとした姿勢には頭が下がる。現存する水利関係資料は、大抵水利のトラブルを中心とした地域利害の諸矛盾の具体的展開や、諸負担体系がその内容のほとんどを占めているので、用水に関わって地域生活等の問題までも組み入れるには相当意識的に取り組まねばならなかつたはずである。この点で、資料の採訪と編集に当たられた方々の努力に敬意を表したい。

次に編集の特徴として見るべきは、いわゆる古文書・古記録の類以外に金石文や図像資料をふんだんに載せた点である。近年、補助資料として絵図資料等を用いるのではなく、それ自体から歴史を繙く作業が精力的になされるよう

になってきた。とりわけ水利の分野ではこうした資料が果たすべき役割は大きいと思う。こうした編集により、通時的な全体性とともに、水利関係資料としての総合性も得られたのではないか。

なお、本書は用水関係資料集であるが、同時に開発史資料としての意味が大きいことも付け加えておかねばならない。いうまでもなく、第一章はそれに大きなスペースを割いているのであり、水利の問題以前に新田開発と町人資本の関係を十二分に想える内容となつてている。更に、本書は開発史として特殊な隧道掘削技術や各種水利土木技術の中身を問える豊富な内容を有しており、今後の活用が楽しみである。

総じて、本書が用水史や土木技術史、地域研究などに多大な貢献をするのは間違いないところであり、更に他地域との比較研究も大きく進展すると思われる。組合結合の類型的把握、地域の技術的特質などが大いに議論されるのではないか。

## (III)

上記のように画期的な内容を持つ本書であるが、それだけにいくつか注文もつけざるをえない。一つは、当該開発

は寛文六年（一六六六）に始まつたが、同年はいわゆる「諸国山川捷」が発令された年でもあり、これに関わる点である。即ち、同捷は河川上流の過剰開発を抑制して下流の氾濫を防ぐという方向性を幕藩領主層が持ち始めたことを意味するが、この開発にはそうした点での矛盾がいかに反映されていたのか、編集上あまり顧慮されていないようと思われるるのである。佐藤隆『箱根用水史』によれば、この開発計画段階において既に深良村から水害を危惧した反対の声が挙がつていたというが、そうした視角からの資料選定は十分だつたとは言えないのではないか。ちなみに、宝永二年（一七〇五）の大洪水による深良村の被災は当初の危惧を現実のものとしているのである。

第二は、用水普請なかんくず御普請と国役普請の位置づけ方として、地域の公共事業としての意味を付与しても良かったように思う。普請は地域側の負担ばかりが目立つのであるが、実は「國家」からの投資はそれ以上に大きく、それに関わつて部材や特殊な労働力を提供して各種の経済活動を開拓したり、日用労働に従事する者も多かつたのである。土建国家日本は近世期に既に形成されており、とした視点からの（決して公共事業を否定しているのではない）編集もあつてよいと感じた次第である。

第三に、これは無いものねだり的になるが、技術史に關

心を持つ者としては隧道掘削に直接関わつた技術史的資料が乏しいとの憾みを持つ。「かねほり甚左衛門」に関する資料が載せられているが、本当にこれだけかと寂しい気持ちになった。一般に、隧道水利施設の工事には鉱山関係者が関わつたことが指摘されており、評者も『栃木県史』において、鬼怒川から通水するための隧道工事に携わつた足尾銅山「岩堀大工」の事例を見たことがある。駿州には古くから金山があり、今川や武田など戦国大名との関わりも指摘されている。そうしたところの技術者が隧道掘削に関わつたと推定されるが、逆に鉱山を有した地域の資料群から関連資料を得ることはできないのであらうか。無理なことと承知しつつも残念でならない。

第四は、全く編集上の技術的なことであるが、気になつたことなので挙げておきたい。図像資料を載せたことは素晴らしいのであるが、その肝心な資料が縮小されているために判読が難しいのである。こうした資料を載せる場合には、一般的には写真版とともに、それを「解説した」図版も載せるべきではなかろうか。そして、その図版には地名・箇所名などを活字で入れておくと、利用する者には便である。

#### (四)

いくつか注文をつけたが、それで本書の価値が低められることは全くない。以下、本書収載の資料によって、どのような発見・研究ができるか具体的に見ていく。

第一章第五節は、掘抜の実態を極めてリアルに伝える資料を集めているが、その中でも資料番号四四の寛文六年「上ヶ田村箱根掘抜記録」に注目したい。この資料は、岩波堰より流末まで各堰（木瀬川内）間の距離と水流の方向を記しており、取水口と水利の筋を完全にトレースするのに十分な内容を有している。しかも、普請費用に関わる拝借金六〇〇〇両などについても記しており、当該工事の全体像を知る上で欠かせない資料である。

同第六節は、深良用水完成以後、元締衆が用水支配から離れる貞享五年（一六八八）までの地域村々の状況を示す資料を集めているが、その中でも資料番号六三の貞享五年「富沢村他二カ村畑成田につき下筋五ヶ村に対し口上書」と同六四の同年「箱根掘抜水不足に関する下郷訴状」に注目したい。ともに、開削後非常に早い段階から、用水上流と下流とで水不足に由来した鋭い地域利害の対立が見られていていたことを示している。特に後者では元締衆の用水管理の不備が追及されており、こうしたことが用水管理の元締

支配から組合村々支配への移行をもたらしたと考えられよう。即ち、水利秩序をめぐる地域利害の対立は、町人＝商人資本を撤退させ、地域村々が自律的に用水を管理していくシステムへの序曲として位置づけるべきものなのである。

第二章所収の早期の組合関係資料は、上記の六四資料と直接連動するものであるが、中でも資料番号七一の宝永元年「深良用水沿革につき水配人口上書」に注目したい。これは用水の支配・管理がどのように変遷したかをよく示している。しかも水門番などの諸役人についても説明が加えられており、水利組合がより機能的に設備されてくる過程を窺い知るのに便である。

一般に、大きな地域間で水利秩序の体系が決定されると、それに規定されて次には地域内村々間（組合村内）などで水利上の矛盾が惹起され、最終的には村落内での争いにまで至ると考えられるが、第二章三節ではそうした点に言及できる資料が配されている。特に、資料番号一五九の嘉永五年「堰切り下げにつき南堀中宛へ詫状」は、深良村内の小地域間で分水をめぐる矛盾のあつたことを示しており、興味深い。

地域論としては、用水利用の上で設定された上・中・下の三郷が、近代以降の地域的・行政的枠組みとどのように関わっていったかが注目されよう。いわゆる区制との関わ

りがそれであるが、近世後期の組合村と小区とはつながりがあると言わっているから、今後検討してもよいであろう。

第三章第一節では、開削後の用水確保に関わる御普請資料を多く載せているが、その中でも資料番号一八四の元禄一三年「定輪寺前堰御普請につき富沢村扶持米請取状」に注目したい。これは御普請に際しての村負担分（高一〇〇石につき人足二五人の割合）を差し引いて、それを超えた分について百姓らに扶持米が下されたことを示している。役負担を上回った労働に対する対価としての扶持米は、直接米金を稼ぎ出す手段に乏しかつた当該期の百姓にとって重要な意味を持つていたと考えられる。そこには公共事業としての内容も読みとれるように思われる。

本章には普請の「出来形帳」が多く載せられているが、これは実際の普請の施工状況を知る上で最も基本的な資料である。そこには普請箇所ごとに用いた物品や人足数、更には当時の物価までが記されており、これらを年次的に見ることにより水利土木技術の進展の仕方や財政状況の変化までもが分かるのである。また、大工（杵桶などは船大工が作成した）石工などの職人がどのように関わつたかも知ることができて、地域社会全体を理解する上で最も貴重なのである。ちなみに、技術史的観点から資料番号一九五の天明五年「国役御普請出来形帳」を見てみよう。そこで水門＝机

樋における敷板の張り方を入用部材から検討すると、整形した七寸角の櫛木四二本を水流に対して横に並べた形で敷板を構成していくことが確認できる。杵樋の敷板が縦張りか横張りかによって技術の違いが表現される。言うまでもなく、前者が関東流、後者が紀州流であるが、深良用水系では一八世紀後半には紀州流が導入されていたことが確認できる。なお、この天明五年のものは、杵樋土台に堅土台が用いられており、これも明確に紀州流を示す内容である。こうした「出来形帳」をもう少し古い時代から集めて緻密に検討していくと、当該地域における技術の展開の仕方が解明されるものと確信する。

第四章では、まず資料番号二四六の元禄一二年「富沢村役米錢・箱根水入用帳」を見てみよう。この資料は富沢村の百姓が村方諸入用と深良用水入用をどのように負担しているかを示した興味深いものであるが、百姓二三人中、用水に関わつて負担割合をしていたのは約半数の一四名であった。同じ村中にあっても水田に引水利用していなければ、負担義務のなかつたことが分かる。他の資料にもあつたが、水掛かりの反別に応じた非常にきめの細かい対応であつたことが窺える。ただ、一般に水利施設における負担においては、村民全員が負担する場合も少なくないが、そうした場合は川水を生活用水、即ち飲料水として利用しているこ

とが条件となつていよう。とするならば、深良用水は、富沢村の場合、原則生活用水としては利用することがなかつたと見て間違いないだらう。

その他、本章には用水の自律的管理体制の根幹に関わる水配役人の選任方法やその給与のあり方について記した、資料番号二五八の文政一〇年「水配上役立替一件」と同二五九の文政一一年「井組三郷水配人給取立帳」のあつたことを特記したい。これらは地域の組合村々の構造を具体的に知らしめる貴重な資料である。

第五章は、逆川事件を発電事業などと関連させて総合的に理解する資料を多く載せているが、それ以外にも興味深いもののがいくつかある。例えば、資料番号三一八の明治二一年「御宿村湯山半七郎水車建設願」は、用水を水車営業へ活用する者がいたことを示している。湯山氏はおそらく米麦を中心とした精米・製粉業の担い手として成長していくと推定されるが、こうした業者は豪農経営そのものであつたり、その分家であつたりすることが多い。そして、彼らは醸造業者と並んで幕末・近代初期の「資本家」として成長することもあつたのである。地域研究を行う場合には見落としてはならない資料であろう。

このほかにも重要な資料は数多いが、紙数の関係からとても紹介しきれないので、これくらいにさせて頂く。

## (五)

繰り返すが、本書の水利・地域研究上の価値は計り知れないものがあると思う。評者は遠州地方の分析に手を染めた程度であるが、久しうぶりにまとまつた水利関係史料に接し、研究意欲をそそられるとともに、比較研究の必要性を痛感した次第である。こうした編集を可能にしたのは、深良用水という今に生きる「歴史的遺産」を抱えた裾野市なればこそであり、改めて関係各位のとられた労を多としたい。

本書評は、本書編集者のお一人で、現在他の自治体史で一緒に仕事をさせて頂いてる関根省治氏を通じて依頼されたものである。正直言つて、自治体史の資料編の書評といふものは経験がなかつたし、当初は戸惑うことばかりだつた。しかし、精選され語りかけてくる資料には引き込まれることしばしで、とりあえず気の付くままを書かせて頂いた。評者の力量からして、斯界の研究水準をカバーするような書評をものすることはできなかつたが、ともかくもこれによつて本書が有為の方々の目に留まれば幸いである。最後に、誤読等によつて不適切な評価となつた箇所の存することを惧れるが、評者の不勉強に免じてどうか御海容下されたい。

(おおつか　えいじ・愛知県立大学教授)  
刊行　平成三年三月

# 『裾野市史』第七卷 資料編 民俗

裾野市史民俗編が問い合わせること

中 村 羊一郎

## 一 市史民俗編の意義と目的

**裾野市の位置** 裾野市の誕生は昭和四六年（一九七一）。前身の裾野町はそれより一九年前、小泉村・泉村が合併して成立し、その後深良村・富岡村・須山村を吸収しながら

拡大し、この年、市に昇格した。全国各地でもつともよく見られる市成立のパターンだが、二つの町が合体して市になる時、両者から一字ずつとつて市の名にするという味気ない例と違い、裾野町（市）という新しい行政地名は、この自治体の地理的な特徴をよく表している。すなわち、東には箱根山、西には愛鷹山さらに富士山という巨大な山魂をひかえ、それぞれの主峰からなだらかに下つてくる広大な裾野が市域の過半を占めているからである。

本書にこんな記述がある。ここでは屋根ふきの手伝いに

集まつた人たちが屋根裏で茅をとめる針の位置を指示する時に、「もちつとアシタカヤマ（愛鷹山）！」（一九〇頁）というように、東京、愛鷹山、御殿場、沼津、箱根山など、山の名や親しみのある地名を使う。天下に通じる名だたる山に囲まれた当市の地理的状況をよく示している。

**民俗編の意義** 本書は『裾野市史』資料編七巻のうちの一冊ではあるが、民俗を『裾野市史』という大部の歴史書のなかにきちんと位置づけるという、明確な主張をもつて編集されている。これがまず第一の特色である。

すなわち、本書では序章を「市史と民俗」と名付け、歴史と民俗／市史と民俗学／民俗編の構成、の三節にわけて理論的に裏付ける。編さん責任者である福田アジオ氏はそのなかで、市史という歴史書のなかに民俗がおかれている目的と役割を次のように述べている。「地域の民俗で地域の

歴史を明らかにするというのは新しい試みであるため、未だその方法は確立しているわけではない。現在は試行錯誤の時期とも言える。裾野市史の一巻としてここに刊行される民俗編も、その試みの一つである（三七頁）とし、いつ誰がどこで何をしたのか、というような年代や固有名詞を基礎に構成される一般的の歴史に対し、そういうものがほとんど出てこないこの本は、「いわゆる歴史が充分に明らかにしてくれない人々の日常生活の歴史を明らかにする役割を持つ（三四頁）」とし、民俗の記述も歴史である、という認識を示している。また、民俗研究および裾野市域で伝承されてきた民俗の意義についても、「人間が自らの足で大地を踏み、自分の五感によって環境を感じ、理解し、活用する伝統を大切にすることであり、それは人間としての本来の姿を取り戻すことであろう。民俗は決して古くさい過去のものではなく現在から未来に向けて意味を持つものといえよう（八八三頁）」と述べている。

では生活の歴史を理解するためには、生活の総体ともいふべき民俗をどのように切り分けたらよいのだろうか。目次によつて確認しておこう。

第一章 生活環境の民俗 開発と土地利用／山と生活／水と生活／気象の変化と動植物

第二章 社会と生活 住まいとしての家と屋敷／家族

山・深良・茶畑・富沢

生活／親族とつきあい／ムラづきあい／共有と共同／世間の広がり

第三章 時間と生活 生活の時間・生産の時間／一日の生活／一年の生活／一生の生活

第四章 心意と生活 家の神／神社と寺院／広域的な信仰／石仏の語る信仰／伝説の世界

第五章 社会変化と民俗 農業の変化と民俗の変貌／市街地の発展と民俗／住宅地化の進行と民俗／大規模開発と民俗／交通の変化と民俗

この組み立てのうち第一章から第四章までは、すでに『伊勢崎市史』や『静岡県史』など、福田氏が大きく関わった民俗編の系譜に連なるものであり、民俗を他と比較するための資料として分類するのではなく、実際に生活している人間を軸にして総合的にとらえ、生活そのものとして理解するという視点がよく表されている。そうした従来の主張に加え、本書では社会の変化に正面から取り組んだ。それが「社会変化と民俗」という第五章であるが、これについては後述する。

多様な基礎資料 本書の基盤には市史編さん事業として自ら蓄積した膨大な調査資料がある。これが第二の特色である。

まず、市域を構成する地区を単位とした四冊の民俗誌（葛

さん資料として刊行された須山の民俗誌を加えると、相互にからみあう民俗を地域ごとに把握することができる。多数の石造物が残っているこの地域の特色を生かし、それらを悉皆調査した報告書も三冊にのぼり、その成果は本書中の「石仏の語る信仰」という節に生かされている。雑誌『裾野市史研究』には、裾野市を含む、より広域にわたる民俗の論考も掲載されている。さらに、明治三十年代初めの庶民の日常を文章と挿絵で克明に記録した『勝又半次郎繪日記』(裾野市史資料叢書四)は、伝承と突き合わせることによりますます利用価値が出てくる貴重な資料であり、さらに、『柏木甚右衛門覚書帳・湯山安右衛門日記』(同叢書二)のような近世の名主日記なども本編の重要な基盤をなしている。その意味で『裾野市史』民俗編は、じつはここに列挙したような多様な資料群や論考の総体として把握する必要があり、相互に読み合わせることでいつそう高い価値を發揮することになる。なによりも第一の読者である住民にとって、このような素材の料理法を学習するいい機会となるだろう。

## 二 市史民俗編が切り開く民俗学の方 向

用水で結ばれた広域の民俗 裾野市域の多くは水に恵ま

れていない。そこで近世初期に箱根外輪山にトンネルをうがつて芦ノ湖の水を西側に引き、市の中心部を南流する黄瀬川に落として多くの耕地をうるおす深良用水(箱根用水)がつくられた。用水からの取水堰が三つ設けられ、そこから水を得ている村々が大きく三つに組織化されて、それぞれ上郷・中郷・下郷といわれた。したがつて、この水系を媒介に結ばれた村々の共同意識はたいへん強い。

本書にはこうした背景と関係ありそうな民俗が具体的に示されている。たとえば、旧暦六月八日に行われる天道念仏は、黄瀬川流域とその周囲の限られた範囲であるとともに、水系をたどつて信仰が広まつたと考えられるとともに、ある種の宗教者の介在が想定される。さらに深良用水が生活用水、特に飲料水として使われていた時代には、はやり病が絶えなかつたことから、天道念仏が疾病よけ祈願として行われていたらしい。また、ヨンダサン(吉田さん)と呼ばれる神輿を近隣の複数の地区で共有していく、一年ごとにその神輿が次々と祭りの当番地区を変えながら順送りにされていく。あるいは、ともに有志のみの加入ではあるが、黄瀬川の東岸の村々の念仏講は富岡念佛講(近年になつて解散)、黄瀬川の西岸の村々の場合には富岡念佛講という、広域にわたる信仰組織が存在している。このように広い地域で共通の信仰を有したり、村内で完結せず

に広域にわたる信仰組織を維持しているのは、やはりこの裾野市の民俗の大きな特徴である。

ここで考えてみたいことは、市町村史が本質的に抱える問題なのだが、現在の市町村史編さんの主体である自治体の大部分は近代になつて合併をくりかえして形成された例が多く、いさざか便宜的なまとまりという一面をもつてゐる。したがつて、住民には歴史的・文化的な一体感を共有するという気持ちが乏しい。だからこそ、市史編さんの意義があるということにもなるが、別な言い方をすれば民俗を考える場合、市町村の境界線にはさほどの意味ではなく、むしろ境界線を取り扱うことが求められる場合が多い。たとえば、深良用水の下郷では共有する関係文書を封印した箱に入れて保管し、毎年関係者立会いの上で内容を確認する儀式を続けている。用水に関わる民俗としては大変重要な意味があるはずだが触れられていない。おそらく隣の長泉町に属する事例と考えられたためであろう。このような用水をめぐる問題は一つの例である。もっと市域を超えて市町村の事例をも考察の対象にすべきではないかと思われる。

**民具と記憶** 本書には、主要な寸法を入れた民具の正確なスケッチと、その個々に関する伝承や使用法が約五〇頁にわたつてまとめである。道具全体で何を語るのかといふ

視点が弱いのが残念だが、おもしろい記述に出会つた。センバ（千歯抜き）にまつわる話である。その所有者の妹が嫁ぐ前に相手方の仲人がやつてきて「センバを見せてくれないか」と言つた。もちろん見せてやつたのだが、後で思ふとそれは口実であつて、実は嫁になる女性の家の内部を見たかったのではないか、という思い出が書き留められている（四四三頁）。このセンバには、一人の女性の影が刷り込まれていることになる。あるいは、本書の「年の生活」という節に、時代の変化のなかで自家用の衣類の素材を織つてきたハタゴが不要になつたときのある女性の感慨が書き留められている。「歳とつてハタを織らなくなつてから、自分が使つてきたハタを処分しなければならなかつたときは、涙が出るほど悲しかつた（五一六頁）。

民具としての道具は、単にその機能だけで存在するのではなく、購入した動機、手ざわり、使い勝手あるいは付隨するさまざまな思いが染みついた特別なモノである。しかも、使用していた人が亡くなつてからは残された人々にとって、それには故人の記憶が染みついている。博物館の仕事をしながらそつとしたモノにまつわる記憶に接してきた宮下知良は、「人はモノの向こうに、そのモノと関わった人間の思い出をつねに重ね合わせている」と指摘している（宮下知良「民具のゆくえ」『静岡県史』別編一民俗文化史）。ま

た、浅岡康二は、民具を「伝世したモノ」としてとらえ、それさまつわるヒトとの関わりを聞いたいと述べている（浅岡康二「民俗学的な資料としての『モノ』とその記憶」（国立歴史民俗博物館編『民俗学の資料論』一九九九年、吉川弘文館）。民具の実測図は、考古学における出土品の実測図と異なり、その図の向こう側に生きた人間の呼吸を感じることがができる。いや、感じなければならない。こうしたモノにまつわる記憶をたどることで、まさに書かれなかつた歴史を具体的な暮らしの場で明らかにしていくことが可能になるかもしれない。いつぽうでは都市における流行現象やサブカルチャーを素材にした分析が民俗学の新しい方向をさぐるものとして目につくが、それは流行分析の評論にとどまってしまう危険性を払拭できない。先端にいると思っている人から見れば、モノ一つにまつわる思い出を書き留めるのはいかにも愚直な方法かもしれない。だが、民俗学の立脚点に立ち戻るという意味で、ぜひともさぐり続けていかなければならない道であると思う。

**文書記録と民俗** 古老の記憶や習俗の觀察をもとにまとめられる民俗編が、文書記録を中心とする通史編と補完しあつて地域の歴史を立体的に浮かび上がらせることは、至難のことと思われている。だが、本書には両者が見事に一致している事例が紹介されている。それは、今里に祭られた岩船地蔵の場合である。地蔵を祀るお堂の建立は明治期だが、本体は古くからあつたらしい。市内の柏木甚右衛門が書き残した「覚書帳」に、享保四年（一七一九）七月、山梨県の郡内地方からたいへん御利益のある地蔵が村送りされてきた。ただし御神体は人の目には見えないという記事がある。だから、現存する地蔵像は後世の造立であると判明する。ここで岩船地蔵というのは、まさに享保四年に現在の群馬県から流行りだしたもので、華やかに着飾った老若男女が音曲とともに練り歩いて村送りしたもので、諸病に効き目があるといわれた。そこから南にひろがつた一つの波が、埼玉・東京・神奈川、そして山梨県にはいったらしい。そのことが、文書の文字と今も残る無形の信仰として確認できる。さきには本書は名主日記などと総体として理解したいといった意味がここにある。

**現代への関心** 本書第五章は、裾野市において現在進行中の諸問題と民俗との関わりを追究している。たとえば、都市化が進み商店街が形成される。だが、町並みの草創期に営業していた店のうち、あるものは家業を維持し、あるものは時代に応じて商いの内容を変えた。駐車場が増えたのも時の流れである。一九三〇年代と現在の同じ箇所を比較した地図が雄弁にそれを物語っている。明治期に設置された天理教会を中心に天理町という町内が成立し、地域の

商工まつりのイベント会場に教会の広場が使われている。また新しい町の祭りとして「すその阿波おどり」が導入された経過も面白い。本場以外の阿波踊りとして有名な東京高円寺がその本家になるのだが、きっかけは、高円寺にあつたある語学塾が裾野市に教室をひらき、その職員の勧めで連を招いたことによるのだという。

自治会活動に關していえば、旧来の共有財産はもともとの住民だけが保持している例や、団地の自治会が独自で始めた行事もあるし、国籍の異なる住民も増加している。また自動車の普及により買い物ひとつとっても行動範囲は市域を大きく超えるようになる。こうした今日的な問題をふまえ、たとえば伝承の場の変化について、かつて同じ集落に生活する人々は氏神や菩堤寺を集めりの場にしていたが、現在その役割はそれぞれの自治会が維持管理する公民館に移っていると指摘していることなどは評価されよう。だが、こうした変化を民俗という視点でとらえるべきかどうかには問題が残る。これまでに明らかにされている民俗的な思考や行動パターンがここにも見られるというだけでは、定説を確認するだけに終わってしまう。そんななかで、現在の暮らしが民俗のかどうかという、根本的な問い合わせも必要なのではないか。

民俗学の検討課題 最後にこれまでの論点を整理してみ

よう。

①空間的な広がりの扱い——行政による編さん業務 の限界

②時間的な連続性——文献資料・金石文と伝承とを  
一体化するための方法論

③話者の内面描写の可能性——モノに即した伝承の  
分析と叙述の方法

④現代の変化への対応——今後の民俗学のありかた  
このように裾野市史の民俗編の特色をあげていくと、それは結果的に今日の民俗学が抱えている課題に対し、誠実に応えようとした試みであるということに思い当たる。このことは強い問題意識のもとに一市町村史がおこなった試みが、学問研究全体の水準をおしあげるということでもある。

本書は、市町村史の重要な一角を占める民俗編が、どのように作られていくのか、また、執筆・編集にあたつてどのような目標をもつべきかを具体的に示す、まさにモデルとしての意義をもつていて。現在編さん中の市町村史担当者には、本書を俎上にのせて賛否の議論をつくし、より充実した民俗編をつくる契機としてほしいと思う。

(なかむら よういちろう・静岡県立吉田高等学校校長)

刊行 平成九年十二月

## 裾野の石造物 —庚申塔を中心にして—

瀬川裕市郎

### 一 はじめに

一九八八年からの裾野高校郷土研究部による裾野の石造物調査に端を発し、その後一九九九年にかけてそれを引き継いで、裾野市史編さん事業の一環として、裾野市の石造物について悉皆調査を実施した。

それにより二〇八六基の石造物を確認できたが、その内、一三二二基の石造物には何らかの形で、その造立の年代が刻まれており私たちに様々な情報を提供してくれた。ここではそれらの石造物の私なりの整理を試みるが、もとより私は石造物についても、全くの不勉強で、これらの石造物からどんな情報が引き出せるのか、皆目見当もつかない状

態にいる。

私はこの調査の間、中野國雄先生や杉村齊さん、永野武信さん、山本けい子さん、長田文代さんなどと楽しい調査ができ、石造物について大いに勉強できた。

しかし、いざまとめの段階となると、私の不勉強さがたちどころに露呈され、毎日苦しい日々が続いていた。それでも中野先生などのおかげで立派な報告書として刊行できただが、私の心の中には、今少し石造物についての知識を蓄積しなくてはとの思いだけが残った。

このたび、裾野の「市史研究」に何か原稿をとのおすすめをいただいたので、これを機会に少し石造物の勉強させていただこうかと思い、裾野の石造物を私なりにまとめて

みようと思つた次第である。

したがつて、もとより素人の思いこみではじめたもので、お役にたつ整理などできるわけがないと承知で書いたものであるから、なにをいまさらとの批判の出ることを覺悟の上で、裾野の石造物の整理を進めることにしたい。

## 二 裾野の石造物と庚申塔

まず手始めに裾野の石造物が、どのような年代変化をたどつて今日まで残されるようになったかを知るために、表一をつくる。

裾野の石造物を見ると万治年間以前のものは、刻経塔、供養塔、如来、諸神のうち八幡大菩薩と天神が公文名の天神宮にまつられているなど読みとれる。他には五輪塔や宝篋印塔、供養塔など見られるが、多くは個人が建立したもののようだ、講とか村が関わった石造物ではない。

それらを除くと庚申塔が比較的古く現れる。少し視点を

変えて表1から村々における石造物の出現状況を見ると、寛文四年の須山の庚申塔を皮切りに、寛文五年の御宿に続いて寛文七年には金沢へ、さらに寛文九年の上ヶ田と下和田、寛文一〇年の深良、久根、石脇、そして延宝六年の佐野、天和二年の千福、貞享元年の水窪、四年の伊豆島田な

どこれらの村々では、まず庚申塔が出現する。

まず、須山に笠唐破風角柱と笠付角柱と分類された庚申塔が出現する。施主、建立者の名前は特に記されていないが、施主敬白とある。さらに細かく見て行くと、一方には二鶏・二猿が浮き彫りにされており、他方には青面金剛が付されており、いわゆる文字塔である。

これが須山に建立されると、翌年には御宿でも建立されるようになる。そして寛文九年までに上ヶ田、下和田と愛鷹山麓や富士山麓に位置する村々に伝播し、寛文一〇年を迎えてはじめて箱根の西麓へ伝播していく。まず、深良に庚申塔の建立が始まると、今度は久根、石脇と箱根西麓を含む範囲に広がつていった。ところが寛文四年の須山の庚申塔に見られた青面金剛をあしらつたもの以外はすべて文字塔で、それに二猿や三猿が加わったものが多い。石脇に残された庚申塔も文字塔で、そこには「日」「月」の文字も加えられ、深良の庚申塔には七言絶句が彫り込まれ、三猿が浮き彫りされている。

最初にこの地区に現れた庚申塔は須山で寛文四年五月と六月に連続して建てられている。その一方は笠付角柱と呼ばれるもので文字塔であったが、六月に建立された庚申塔は笠唐破風角柱でこちらには青面金剛が付されていた。さらに六月に建立された須山の庚申塔には、二鶏と向かい合

表 1

| 西暦        | 和年号         | その他の供養塔 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |      | 合計   |       |       |      |      |       |       |      |      |        |        |        |        |         |         |     |    |       |
|-----------|-------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----|----|-------|
|           |             | 総数      | 通称  | 庚申塔 | 庚申塔 | 道子塔 | 道子塔 | 山水塔 | 山水塔 | 如來塔 | 如來塔 | 馬頭観音塔 | 馬頭観音塔 | 地藏像塔 | 地藏像塔 | 不動明王塔 | 不動明王塔 | 閻魔天塔 | 閻魔天塔 | 金剛力士塔 | 金剛力士塔 | 諸羅刹塔 | 諸羅刹塔 | 萬葉山供養塔 | 萬葉山供養塔 | 秋葉山供養塔 | 秋葉山供養塔 | その他の石造物 | その他の石造物 |     |    |       |
| ～1560     | ～慶長5年       | 1       |     | 1   | 1   |     |     |     |     | 1   | 1   |       |       |      |      | 1     | 1     | 1    | 1    | 1     | 1     | 1    | 1    | 1      | 1      | 1      | 1      | 1       | 1       |     |    |       |
| 1641～1650 | 寛永8年～寛安3年   |         |     | 1   |     |     |     |     |     |     |     |       |       |      |      |       |       |      |      | 2     |       |      |      |        |        |        |        | 5       |         |     |    |       |
| 1651～1660 | 寛安4年～万治3年   |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |        |        |        |        |         | 13      |     |    |       |
| 1661～1670 | 寛文1年～寛文10年  | 1       |     | 1   |     | 10  |     |     |     |     |     |       |       |      |      |       |       |      |      | 1     |       |      |      |        |        |        |        |         | 11      |     |    |       |
| 1671～1680 | 寛文11年～寛延8年  |         |     | 2   | 5   | 1   |     | 1   |     | 1   | 1   | 1     |       |      |      |       |       |      |      | 1     | 5     | 3    |      |        |        |        |        | 23      |         |     |    |       |
| 1681～1690 | 天和1年～元禄3年   |         |     | 5   | 1   | 9   | 2   |     |     |     |     |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |        |        |        |        |         | 31      |     |    |       |
| 1691～1700 | 元禄4年～元禄13年  | 8       | 3   | 1   | 4   |     |     | 1   | 1   | 1   | 1   | 1     |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |        |        |        |        |         | 32      |     |    |       |
| 1701～1710 | 元禄14年～元禄7年  | 10      | 1   | 2   |     |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1     |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |        |        |        |        |         | 51      |     |    |       |
| 1711～1720 | 正徳1年～享保5年   | 3       | 24  | 1   | 4   | 2   |     | 1   |     | 1   | 1   | 1     |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |        |        |        |        |         | 46      |     |    |       |
| 1721～1730 | 享保6年～享保15年  | 1       | 20  | 1   | 7   | 2   |     |     |     | 1   | 1   | 1     | 1     |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |        |        |        |        |         | 33      |     |    |       |
| 1731～1740 | 享保16年～元文5年  | 1       | 10  |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |        |        |        |        |         |         | 60  |    |       |
| 1741～1750 | 寛保1年～寛延3年   | 1       | 16  | 1   | 1   | 2   | 6   |     | 1   |     | 1   | 3     |       |      |      |       |       |      |      | 1     | 6     | 18   | 1    |        |        |        |        |         | 18      |     |    |       |
| 1751～1760 | 宝曆1年～寛保10年  | 1       | 19  | 2   | 5   | 2   |     | 1   |     | 9   | 2   | 1     |       |      |      |       |       |      |      | 1     | 2     | 15   | 59   |        |        |        |        |         | 59      |     |    |       |
| 1761～1770 | 宝曆11年～明和7年  | 1       | 11  | 1   | 2   | 2   |     | 1   |     | 8   | 4   | 1     | 1     |      |      |       |       |      |      | 1     | 5     |      | 37   |        |        |        |        |         | 37      |     |    |       |
| 1771～1780 | 明和8年～宝永9年   | 2       | 8   | 1   | 2   | 2   |     |     |     | 1   | 1   | 9     | 1     | 2    |      |       |       |      | 1    | 1     | 1     | 7    |      |        |        |        |        | 36      |         |     |    |       |
| 1781～1790 | 宝永10年～寛延2年  | 9       | 1   | 3   | 4   |     |     |     |     | 1   | 1   | 1     | 1     | 1    |      |       |       |      |      | 10    |       |      |      |        |        |        |        | 39      |         |     |    |       |
| 1791～1800 | 寛延3年～寛延12年  | 1       | 15  | 9   | 9   |     |     |     |     | 1   | 1   | 9     | 1     | 2    |      |       |       |      |      | 16    | 1     | 55   |      |        |        |        |        |         | 55      |     |    |       |
| 1801～1810 | 寛延14年～文化7年  | 1       | 7   |     | 1   | 4   | 1   |     | 1   | 1   | 1   | 1     | 1     | 1    |      |       |       |      | 2    | 13    | 1     | 52   |      |        |        |        |        |         | 52      |     |    |       |
| 1811～1820 | 文化8年～文政3年   | 5       | 2   | 1   | 3   | 1   | 1   | 1   | 1   | 12  | 1   | 1     | 1     | 1    |      |       |       |      | 1    | 2     | 5     | 1    | 35   |        |        |        |        |         | 35      |     |    |       |
| 1821～1830 | 文政4年～天保1年   | 1       | 5   | 3   | 1   | 1   | 1   | 1   | 17  | 17  | 17  | 17    | 17    | 17   |      |       |       |      |      | 12    | 1     | 40   |      |        |        |        |        |         | 40      |     |    |       |
| 1831～1840 | 天保2年～天保11年  | 2       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 5   | 1   | 1   | 1     | 1     | 1    |      |       |       |      | 1    | 3     | 16    |      |      |        |        |        |        | 16      |         |     |    |       |
| 1841～1850 | 天保12年～嘉永3年  | 1       | 1   | 6   | 2   | 1   | 1   | 1   | 15  | 3   | 1   | 1     | 1     | 1    |      |       |       |      | 3    | 1     | 1     | 38   |      |        |        |        |        | 38      |         |     |    |       |
| 1851～1860 | 嘉永4年～万延1年   | 2       | 3   | 4   | 4   | 4   |     |     | 16  | 1   | 1   | 1     | 1     | 1    |      |       |       |      | 11   | 1     | 1     | 48   |      |        |        |        |        | 48      |         |     |    |       |
| 1861～1870 | 文久1年～明治3年   | 2       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 2   | 11  | 11  | 11  | 11    | 11    | 11   |      |       |       |      | 1    | 3     | 21    |      |      |        |        |        |        | 21      |         |     |    |       |
| 1871～1880 | 明治4年～明治13年  | 1       | 4   | 1   | 1   | 1   | 1   | 2   | 10  | 10  | 10  | 10    | 10    | 10   |      |       |       |      | 1    | 5     | 1     | 25   |      |        |        |        |        | 25      |         |     |    |       |
| 1881～1890 | 明治14年～明治23年 | 1       | 2   | 1   | 1   | 2   | 1   | 2   | 1   | 18  | 18  | 18    | 18    | 18   |      |       |       |      | 3    | 3     | 3     | 3    |      |        |        |        |        | 30      |         |     |    |       |
| 1891～1900 | 明治24年～明治33年 | 1       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 11  | 11  | 11  | 11    | 11    | 11   |      |       |       |      | 1    | 1     | 1     | 1    |      |        |        |        |        | 21      |         |     |    |       |
| 1901～1910 | 明治34年～明治43年 | 1       | 1   | 1   | 1   | 1   | 2   | 5   | 1   | 12  | 1   | 1     | 1     | 1    |      |       |       |      | 1    | 1     | 1     | 12   | 6    | 45     |        |        |        | 45      |         |     |    |       |
| 1911～1920 | 明治44年～大正9年  | 1       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 17  | 17  | 17  | 17    | 17    | 17   |      |       |       |      | 1    | 3     | 23    | 13   | 1    | 62     |        |        |        |         | 62      |     |    |       |
| 1921～1930 | 大正10年～昭和5年  | 1       | 1   |     |     |     |     |     | 31  |     |     |       |       |      |      |       |       |      | 1    | 22    | 10    | 66   |      |        |        |        |        | 66      |         |     |    |       |
| 1931～1940 | 昭和6年～昭和15年  |         |     | 2   | 2   |     |     |     |     | 21  |     |       |       |      |      |       |       |      | 2    |       | 29    | 7    | 63   |        |        |        |        |         | 63      |     |    |       |
| 1941～1950 | 昭和16年～昭和25年 |         |     |     |     |     |     |     |     | 7   |     |       |       |      |      |       |       |      | 6    | 4     | 18    |      |      |        |        |        |        | 18      |         |     |    |       |
| 1951～1960 | 昭和26年～昭和35年 |         |     | 3   | 1   | 1   | 1   |     | 3   | 4   |     |       |       |      |      |       |       |      | 7    | 8     | 28    |      |      |        |        |        |        | 28      |         |     |    |       |
| 1961～1970 | 昭和36年～昭和45年 |         |     |     | 2   | 2   |     |     |     | 3   | 3   |       |       |      |      |       |       |      | 20   | 16    | 44    |      |      |        |        |        |        | 44      |         |     |    |       |
| 1971～1980 | 昭和46年～昭和55年 | 1       | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     | 1   | 1   | 1   | 1     | 1     | 1    |      |       |       |      | 15   | 17    | 37    |      |      |        |        |        |        | 37      |         |     |    |       |
| 1981～1990 | 昭和56年～昭和65年 | 1       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |      |      |       |       |      | 1    | 39    | 19    | 65   |      |        |        |        |        |         | 65      |     |    |       |
| 1991～1996 | 平成3年～平成8年   | 8       | 7   | 4   | 3   | 12  | 2   | 15  | 94  | 3   | 6   | 9     | 11    | 14   | 30   | 9     | 76    | 7    | 80   | 2     | 9     | 1    | 2    | 30     | 24     | 6      | 2      | 92      | 91      |     |    |       |
| 平成9年～     |             | 23      | 188 | 24  | 18  | 25  | 8   | 96  | 147 | 5   | 13  | 13    | 28    | 19   | 41   | 13    | 358   | 18   | 113  | 4     | 13    | 2    | 6    | 30     | 41     | 35     | 11     | 98      | 446     | 171 | 79 | 2,080 |

う二猿が浮き彫りされている。裾野の庚申塔に猿があしらわれる最初の例である。なお、市史の報告では、寛文四年五月に建立された須山の一方の庚申塔にも、二猿二鶴が浮き彫りされているとあるが現地では確認できなかつた。私の見落としかもしれない。

いずれにしても裾野の庚申塔に猿が附されるのは、まず、

須山の二猿が始まりであつたといえる。

先に記したとおり寛文一〇年になると、庚申塔は深良でも見られるようになる。深良では寛文一〇年九月に二基の庚申塔が建立されるが、その一方に三猿が浮き彫りされるようになる。それは笠唐破風角柱と呼ばれる形態の庚申塔で、角柱の背面をのぞく三面にそれぞれ一匹ずつ猿が浮き彫りされるというものである。

まず、正面には左右の耳をそれぞれ塞いだいわゆる不聞猿が浮き彫りされ、その左側面には両手で口を押さえた不云猿をしてその右側面には両手で目を隠してしまった不見猿をそれぞれ浮き彫りにしている。

深良には寛文一〇年銘の庚申塔がいま一基ある。ところがその庚申塔には、これが寛政一二年に再建されたものであることが明記されており、寛文一〇年のものを全く忠実に再現したものか、寛政年間の技術的伝統を多く取り入れたものか、文面からは判断できずここでは寛文一〇年に深

良で少なくとも二基の庚申塔が建てられたということを確認しておくことにどめたい。

深良には二四基の庚申塔が建立された。それらは寛文一〇年を皮切りに天和、貞享、元禄などと続き万延元年までおよそ一九〇年間に建立されているので、平均すると七年で一基の割合で建立されたことになる。

この二四基という数値は裾野市域の庚申塔全体のおよそ三〇%をしめ、裾野の東半では六〇%近い割合となり、深良に残された石造物の二一%を占めている。おそらく庚申塔はこの裾野地区にあっては、深良で爆発的に建立されたと思える。その背景には深良地区における根強い庚申信仰があつたということだろうか。

庚申信仰とは一般的には、人間には頭、腹、足にそれぞれ虫（この虫を三戸と呼んでいる）がいて頭に住む虫は彭琥（ぼうこく）という黒色の虫で三寸ほどの人形をしている。この虫は庚申の日に鬼となり、人の命を短くしたり、人のものを欲しがったり、常に物忘れをさせ、時ならず腹を立て、よく喧嘩争いをさせる虫であるといわれる。

腹に住む虫は彭質（ぼうしつ）と呼ばれる青い虫で、庚申の日に馬の形となって人に気を弱くさせたり、よく物忘れをするようにし、また、悪事や殺生をよく好み、魚・鳥・ニラ・ヒル・キノコを好んで食し腹の毒とするところである。さらにこ

れらの虫の力を借りて人を殺そとそそのかす恐ろしい虫でもある。

そして足に住む虫は彭矯<sup>ぼうきょう</sup>と呼ばれ、白い鶏のような形をしている。この虫も庚申の日に鬼となつて人に様々な障礙<sup>おさへ</sup>を与え、たとえ、学者や僧侶といえどもこの虫の難を逃れることはできないといわれている。

この三匹の虫（三戸）は絶えず人間の体のなかにいて、日夜絶えずその人の行動を監視しており、庚申の日に人が寝静まつた頃を見計らつて、そつと人の体内から抜け出し、昇天し天界の梵天帝釈にその人の行動を逐次報告するといわれている。そして梵天帝釈は三戸からの報告を聞いて、その罪状が重いと判断した場合にはその人の命を奪い、また、程度によつては寿命を縮めると考えられてきた（平野実「庚申信仰」一九七七）。したがつて、人間は誰しも多かれ少なかれ悪いことはするものであるから、誰もが三戸の報告によつて寿命を縮められる可能性を持つてゐるといえるということになる。

どんな人でも、おそらく大なり小なり悪事を当人が気づくのが氣づくまいが、絶対していいなどということはあ

り得ないと思えるし、この世の中にはそんな人はいないと思えるので、通常は自分のことを、なんなりと天界の梵天帝釈なりに報告してもかまわないなどといえる人もいない

と思えるが、三戸の梵天帝釈への報告を阻止する唯一の手段は、庚申の日には眠らずにいればよいということのようである。現に奈良金輪院の慶長二年に書かれたとされる「庚申縁起」には「庚申待の日は眠ることなく、自身清淨にして、他念なく一心に祈念致すべきなり」と記されている（前掲：平野実）。

ようするに庚申信仰とは六〇日に一度巡つてくる庚申の日には、一晩中眠らずにいれば、体内に宿る三戸がそつと抜け出して、天界の梵天帝釈に諸々の惡事の報告をすることができないという期待のこもつた祭りで、庚申の日に一晩中寝ないということを「庚申待」と呼んでいるようである。その「庚申待」の「待」が祭りに転じたという見解もあるようだが、それを供養することが庚申塔の建立につながると考えられているようである。

おそらくこうした信仰はかつての裾野市域でもその全村にわたつて見られたと思える。そしてそれを供養するという行為の表れが、庚申塔の建立ということであるならば、もしかすると、庚申信仰を行つた人全員が供養という行為をとらなかつた可能性も考えられる。

そうなれば、裾野地区で庚申塔の圧倒的多さを示す深良地区が、必ずしも庚申信仰のよく行われた地区とも短絡的にはいえないことになる。それはさておいても裾野市域に

おいて深良の庚申塔は群を抜いて多く残されている。その二四基の深良の庚申塔をいま少し細かに見て行くと、まず寛文一〇年に文明寺の西側に一基と西安寺のこれもほぼ西側に一基が建立された。ところが西安寺近くの一基は寛政年間の再建であるので、本来この地に建てられたものか否かは明らかでない。確実なところではまず文明寺近くの一基から深良の庚申塔は始まつたとしておきたい。次いで岩波側によつた日蓮上人車返靈場西側に、それから七年後に建立され、上丹の神明神社東側に六年後の天和三年に建立されている。天和三年には寛文一〇年銘の庚申塔を寛政年間に再建したと同じ場所に再び建立されている。貞享四年になると須釜の祖師堂に「日」と「月」をあしらつた青面金剛を浮彫とした庚申塔が建てられ、この祖師堂には六六年後の宝暦三年、さらに三一年後の天明四年ときらに八年後の寛政四年にも青面金剛を浮彫にした庚申塔が建立されている。一箇所に庚申塔が四基も建立されたという例は、裾野地区ではこの深良の須釜の例とそこから直線距離で百ほどしか離れていない同じ深良上丹の神明神社東側に建立された例と佐野の林工業駐車場にその例を見るのみである。佐野の例は笠唐破風角柱による庚申塔であるが、深良の二箇所には青面金剛を浮彫とした庚申塔が含まれている。庚申塔の建立順序にどのような意味があるのか、にわか

に判断できないが、須釜の祖師堂にしろ上丹にしろ、同じ年次に複数基が建立されたわけではなく、ランダムに建立されたものが結果として一箇所に四基もの庚申塔が集中したと思われる。そして二四基のうち一六基が岩波駅裏の須釜地区や上丹地区に集中した。

たとえば、須釜祖師堂に建立された四基の庚申塔を見ると、もつとも古いものは寛政四（一七九二）年とされたもので、もつとも新しいものは寛政四（一七九二）年となつてゐる。およそ一〇五年が経過したことになるが、その間四基の青面金剛を浮彫立像とした庚申塔がつくられた。

青面金剛は本来は「人の精氣を奪い、血肉を喰い鬼病を流行させる神であつた」が「…のち善神とな…」つた神であるとされている（田村隆照『青面金剛』『国史大辞典』一九八六）。そして赤い三眼をもつ憤怒相を呈し、四臂ないしは六臂にそれぞれものを持ち、髪を逆立て髑髏を戴く。瓔珞（玉を連ねた頸飾り）で胸を飾り、赤蛇や大蛇を腕、脚、腰にまとい、道教の庚申三戸信仰と混淆し信仰される。そんなことから庚申の本地として信仰され、時に青面金剛を庚申と呼ぶ場合もあつたという（前掲・田村隆照）。

須釜祖師堂の庚申塔に浮き彫りされた青面金剛のうち、もつとも古い貞享四年のものは、四臂を有し、上臂の左手に玉を持ち、右手に笏状のものを握つてゐる。下臂は左右

が連結しているような紐状のものをもつてゐる。

その形相や持ち物は先の田村が紹介する青面金剛の様相とは大きく違つてゐるようと思える。

須金の祖師堂の庚申塔は貞享年間に統いて、七〇年後の宝暦三年にも建立されている。その青面金剛は上臂を胸の中央で合わせ合掌するような形状となつてゐる。下臂の左右は棒状のものを持つが剣のようにも見える。身につけて

いる衣服は貞享のものに比べてかなり簡略化されているようで、貞享のように衣服の襞や衿などは彫り込まれていない。台座も貞享年間のものは角石を使つてゐるが、宝暦のものは半球形の台座に花弁が彫り込まれてゐる。庚申塔の本体を見ても貞享、宝暦のものとも先端が尖る点では共通するが、宝暦のものは上部に行くほどに幅広となつてゐる。宝暦から三一年が経過した天明四年、さらに一二年経過した寛政四年にも庚申塔は建立されている。この天明の青面金剛は宝暦のものよりさらに簡素化されてゐるようで、上臂の合掌ボーズなど、手の形のみとなつており、指までは表現されていない。衣服の表現も下半身のみとなり、下臂は右手に笏状のものを左手には剣か刀のようなものを握つてゐる。寛政のものになると青面金剛も六臂となり、頂に帽子のようなものを被つてゐる。六臂のうち二臂は体の前面につけられているが、残りの四臂は背中から出でているよ

うにも見える。その背中の四臂の上臂の左手には周囲に鈴をあしらつたかのような環を持ち、右手は笏のよう見えれる。また、下臂の左手には弓を持ち、右手には大きな笏か剣状の先端の尖つたものを持つ。そして体の前面につけられた二臂の左手には四角い環状のものかあるいは肩から紐を垂らし、先端を左手に纏めているようにも見える。右手は笏か?

こうしてみて行くと一〇五年にわたつて建立された庚申塔には、それぞれの年代でそれぞれ特徴を持つてゐることがよく理解できる。おそらく裾野地区に残された庚申塔を具に検討してゆけば、それぞれの年代の庚申塔の特徴なりを捉えることもできると思われる。

さて、裾野の庚申塔と猿との関わりを見てゆくと、裾野に庚申塔が初現する寛文四年六月の須山の例にそれを見ることができる。同じ寛文四年の五月にも須山に庚申塔は建立されるが、そこには猿は見えないようである。

この両者はとともに笠唐破風角柱づくりによつており、六月のものには塔身に青面金剛が浮き彫りされているが、五月のものはいわゆる文字塔である。しかし、よく見ると宝珠の形状や破風の部分に違いが読みとれる。それぞれ宝珠が二段に作られているように見えるが、笠の破風もその形状が異なつてゐる。五月の庚申塔は破風の下端が一直線に

作られ、破風はあいていない。六月のそれは破風の下端が開いていて波上の沈線やV字状やワラビの頭のような隆帯が附されている。

六月の庚申塔には向かい合つた二匹の猿が浮き彫りされているが、それぞれ手を合わせ拝んでいるように見える。寛文九年の上ヶ田の庚申塔にも二匹の猿が浮き彫りされている。塔身の下端にやや左によつて二匹の猿がそれぞれ手を出し合つてお互に合わせているよう見え、それが中腰のようである。宝珠は一段で笠の破風は幅も狭く半円に彫刻されている。塔身は文字で飾られ、特に青面金剛などは附されることはない。それより二年前の寛文七年の金沢の庚申塔にも二匹の猿が向かい合つており、それぞれ手をさしのべ、中程で合わせるような仕草をしている。これもやや中腰に見える。笠の破風は逆に突出しており、破風というより笠に鳥形の浮文がなされたように見える。寛文一〇年には深良、久根、石脇などに庚申塔が作られるが、合うことはない。

久根と石脇の笠の破風はそれぞれ半円形に彫り込まれ、中央にそれぞれ三個の円形を浮文としている。

寛政二年に再建された寛文一〇年銘の庚申塔には、塔

身正面下端に踊るような格好をする不聞の猿が一匹浮き彫りにされ、左右に不云猿、不見猿が見える。笠は先端を跳ね上げそれぞれの下端部には鋸歯状の切り込みを入れている。この段階では塔身の正面、左右両面のそれに猿が一匹ずつ附されるようになる。このような例は裾野では元禄六（一六八三）年の葛山の例まで見られるが、それ以降は塔身の正面に三匹の猿が並んで附されるようなる。

そして向き合う二匹の猿を浮き彫りにするという例は、延宝六年で終わるようであるが、正面に三匹の猿を並べるようになるのも、裾野では延宝八年からである。

したがって、裾野の庚申塔の猿との関わりは、まず寛文四年に二匹の猿が向かい合う状態で始まり、確実な例では延宝五年に塔身の正面、左右両面にそれぞれ一匹ずつの猿を付すようになり、それは元禄六年まで引き続いた。延宝八年になると塔身の正面に三匹の猿を並べるという表現方法に変わるようになった。と整理できることになる。

不見猿、不聞猿、不云猿の三匹の猿をあしらうのは、おそらく体内の三戸が、当人の行状を見たり聞いたりせず、なお、見たり聞いたりしても天界の梵天帝釈に不云を願つてのことだつたろうと思える。ところが実際には体内の三戸が当人の行状を梵天帝釈に言い伝えるという風習は、かなり古い頃見られなくなつたようで、それがたとえ形骸化

したとしても、そうした思想が天保年間まで引き続くとも思えない。あるいは長い間に、庚申塔に、もしくは庚申信仰には猿が欠かせないと伝承された結果庚申塔に猿が附されるようになったのかもしれない。それにしても一体猿と庚申塔、あるいは庚申信仰とはどんな関わりがあるのだろう。

裾野市の例ではまず向かい合う二猿が二鶲とともに浮き彫りにされる庚申塔から始まっている、そして寛文十年になると三猿を浮き彫りとしたものが出現するが、それは角柱の三面にそれぞれ一匹ずつ不見、不聞、不云の三猿が表現されたものであった。角柱の一面に三猿が並ぶのは、延宝五年の深良の例が初現である。

裾野では向かい合う二猿がまず見られるが、それは口や耳、目などを塞いだものではなかった。ただ、裾野でも初期の庚申塔には、あるいは初期の庚申信仰には猿が意識されていていたといえるだろう。

庚申信仰を三戸と三猿になぞらえて、不見、不云、不聞を実行すると三戸の深夜の活動を停止させ、天界の梵天への注進を阻止できると信じた信仰とする見解もあり（小花波平六「庚申信仰と三猿」『民間信仰の研究』庚申』一九七二）これが一般的な解釈とも思える。

そしてそうした信仰のあらわれとして三猿をあしらった

とすれば、三猿が見えなくなる天保六年以降は庚申信仰も形骸化したことだらうか。

裾野では寛文四年に須山にまず向かい合う二匹の猿が浮彫にされるが、それは延宝六年の御宿の庚申塔まで続いている。二匹の猿が向かい合う庚申塔は七本確認されているが、その内六本は愛鷹山麓側に存在する。残りの二本は箱根西麓側と中央部にそれぞれ残されている。また、寛文十年と延宝五年には庚申塔の三面にそれぞれ一匹ずつの猿が浮き彫りされるが、一方の正面には不聞猿がそして両面には不見、不云が浮彫にされている。延宝五年の庚申塔では正面が不云猿、左右の両面に不聞猿、不見猿がそれぞれ浮彫している。少ない例で何ともいえないが、特に三匹の猿の位置に決まった場所があるわけでもなさそうである。

庚申塔のそれぞれの面に一匹ずつの猿を残す例は、元禄六年の葛山の例まで八例見られるが、葛山と千福の二例を除くと多くが箱根西麓側に残されている。庚申塔の正面に三匹の猿が並ぶのは延宝八（一六七八）年の佐野の例が最初のようだが、以後天保六（一八三五）年まで六十年近く続いている。正面に三匹が並ぶ例は延宝八年に始まり、天和二年、元禄五年と間をおいて見られるが、元禄八年以降は、それぞれの面に一匹ずつの猿を浮彫する例は見られなくななる。

正面に三匹が並ぶ庚申塔を見ると、延宝八年、まず不云猿・不聞猿・不見猿と並ぶものから見られるようになり、この組み合わせは寛政一二年までの一、二年間にわたって六本が残されている。一方、不見猿、不聞猿、不云猿の組み合わせをとるものは元禄五年に始まり、寛政三年までおよそ一〇〇年に間にわたつて同じく六本が残されている。

他の組み合わせを見ると、不聞猿、不云猿、不見猿が佐野に一本、不聞猿、不見猿、不云猿の組み合わせが愛鷹山麓の千福と葛山にそれぞれ一本ずつ見られる。また、不云猿、不見猿、不聞猿の組み合わせも元禄一六年に深良に建立されている。

これに庚申塔の正面、左右のそれぞれに一匹ずつの猿をあしらつた庚申塔の左、中、右の猿を正面に浮き彫りされたと見なして、それぞれを合わせると不云猿、不聞猿、不見猿と並ぶ猿が一一例ともっとも多い。

たとえば、一面ずつに浮き彫りされた猿、八本を見ると、一点の裾野中央部の富沢の例を除いてすべて箱根西麓に位置する村々に残されている。その上、時間的にも寛文一〇（一六七〇）年から貞享二（一六八五）年までと裾野では

古い時代の庚申塔に多い。箱根西麓に偏ることと時間帶に偏つてのことなど、これは地区的、時間的偏りを認めることができる。しかし、猿の配列に目を向けると、不聞

猿、不云猿、不見猿がもつとも多く、他の配列もそれなりに見られることから、この配列に特に約束事があつたとは思えない。

ただ、総体で不云猿、不聞猿、不見猿の組み合わせが多いことを考えれば、三戸が天界の梵天帝釈にまづ言わないことを願つたといふことだろうか。

庚申塔の正面に三匹が並ぶものでも、不云猿、不聞猿、不見猿の組み合わせのものも六点を数え、不見猿、不聞猿、不云猿の六点と拮抗するが、年代幅や地区性など時に際だった特徴は見いだせない。

考えようによつては勝手気ままに庚申塔を建てているようにもみえる。

僅か一〇〇点にも及ばない裾野の庚申塔の情報をコンピュータに入力し、思いのままに並べ替えたり、繋ぎ合わせたりした結果を、これも思いのままに書き綴つてみたが、もとより石造物に不案内で、その上勉強不足と來ているので、これらのデータから何が読みとれるのかも実はよくわからなかつた。

庚申塔が建立されなくなつてもといふか、おそらく庚申信仰が少しずつ変化をきたしても、馬頭観音は脈々となお建立し続けられている。馬頭観音が庚申塔建立と同じ頃から建てられ、同じようにまつられてきたと思える。そして

おそらく数の上では庚申塔はいつの時期でも馬頭観音よりも少ないが、それでも庚申塔の建立は万延年間頃までは脈々と続いていた。それが表で見ると突然と思えるほどに見られなくなる。もちろん年代の読みとれないものはデータ化してないが、それでも万延年間を最後に見られない。万延より以前に庚申信仰そのものが形を変え、衰退したとされているようだが、石塔が建立されなくなつたということを、どのように考えたらよいのだろう。信仰そのものが完全になくなつてしまつたのか、供養する人がいなくなつたのか、あるいは、連綿と続く馬頭信仰に変わつていつたということがあらうか。そうだとすると庚申信仰とは何だったのだらうか。よくわからぬ。

石造物だけではないが全くの勉強不足から、しかもそれを承知で始めた裾野の石造物の整理ではあつたが、結果的に多くの方々にご迷惑をかけたらしい。

### 参考文献

平野 実 「庚申信仰」 一九六九  
(せがわ ゆういちろう・調査委員・沼津歴史民俗資料館)

表 2

| 所 在 地      | 和年号   | 西暦      | 猿 状 況 | 施 主 な ど        | 形 態       | 猿・鶴     |
|------------|-------|---------|-------|----------------|-----------|---------|
| 須山160-1    | 寛文4年  | 1664.05 |       |                | 笠付角柱      | 二鶴・二猿浮彫 |
| 須山田向辻      | 寛文4年  | 1664.06 | 向合    | 施主敷白           | 笠唐破風角柱    | 二鶴・二猿浮彫 |
| 御宿莊園寺      | 寛文5年  | 1665.10 |       | 礎石六右衛門 他10名    | 笠唐破風角柱    |         |
| 金沢382-5    | 寛文7年  | 1667.03 | 向合    | 當金座 長田二人 他     | 笠唐破風角柱    | 二猿浮彫    |
| 下和田860     | 寛文9年  | 1669.09 |       | 信心施主39名        | 笠唐破風角柱    |         |
| 上ヶ田82-4    | 寛文9年  | 1669.11 | 向合    | 上ヶ田村           | 笠唐破風角柱    | 二猿浮彫    |
| 深良切久保615-1 | 寛文10年 | 1670.09 |       | 円道原願主25人 再建主9人 | 笠唐破風角柱    |         |
| 深良町田庚申塚    | 寛文10年 | 1670.09 | 聞・云・見 | 植松太郎兵衛 他15名    | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫    |
| 石脇不動堂      | 寛文10年 | 1670.09 | 向合    | 植松五郎左右門        | 笠唐破風角柱    | 二猿浮彫    |
| 久根364-1    | 寛文10年 | 1670.   | 向合    | 喜右衛門 他4名       | 笠唐破風角柱    | 二鶴浮彫    |
| 葛山田湯沢967   | 寛文12年 | 1672.12 | 向合    | 願主敷白           | 角型        | 二猿浮彫    |
| 深良上原公民館    | 延宝5年  | 1677.11 | 云・見聞  |                | 笠付角柱      | 三猿浮彫    |
| 御宿838-1    | 延宝6年  | 1678.11 | 向合    | 杉本七左衛門         | 笠唐破風角柱    | 二猿浮彫    |
| 佐野94-3 北   | 延宝8年  | 1680.09 | 云・聞・見 | 鞍馬 駿河郡小泉庄      | 角柱        | 三猿浮彫    |
| 富沢公民館      | 延宝8年  | 1680.   | 云・聞・見 | 宗玄 富沢村中        | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫    |
| 千福地藏堂      | 天和2年  | 1682.09 | 云・聞・見 | 西鶴次団 同心右衛門 他   | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫    |
| 深良上丹1586   | 天和3年  | 1683.10 |       | 深良上丹村願主九人      | 舟型立像      |         |
| 深良遠道原291   | 天和3年  | 1683.11 | 聞・云・見 | 各各首            | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫    |
| 岩波171      | 天和3年  | 1683.   | 聞・見・云 | 岩浪村 義主 各各 首    | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫    |
| 水窪161東     | 貞享1年  | 1684.06 | 聞・云・見 | 柏木久右衛門 渡辺甚兵衛   | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫    |
| 久根八幡宮      | 貞享2年  | 1685.06 | 聞・見・云 | 勝俣左衛門 他16名     | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫    |
| 深良須金組師堂内   | 貞享4年  | 1687.03 |       | 勝又角左門 他四組七人    | 浮彫立像      |         |
| 伊豆島田不動尊    | 貞享4年  | 1687.10 |       |                | 自然石       |         |
| 今里稻荷神社     | 元禄1年  | 1688.10 |       |                | 笠唐破風角柱    |         |
| 深良上原公民館    | 元禄5年  | 1692.07 | 見・聞・云 | 同行衆拾三人         | 笠唐破風角柱くり抜 | 三猿浮彫    |

|             |       |         |       |               |           |        |
|-------------|-------|---------|-------|---------------|-----------|--------|
| 葛山富川橋       | 元禄6年  | 1693.   | 聞・云・見 | 荻田 坂田 他       | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫   |
| 佐野94-3北     | 元禄8年  | 1695.11 | 聞・云・見 | 駿州駿河郡佐野村小泉庄   | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫   |
| 深良新田1354    | 元禄13年 | 1700.09 | 聞・見   | 深良村同行8人       | 笠唐破風角柱くり抜 | 二猿浮彫   |
| 深良遠道原觀音堂    | 元禄16年 | 1703.11 | 云・見・聞 | 勝俣文四郎 他       | 笠唐破風角柱くり抜 | 三猿浮彫   |
| 岩波171       | 宝永7年  | 1710.08 |       | 大庭太右衛門 他6名    | 笠唐破風角柱    |        |
| 久根庚申塚       | 正徳2年  | 1712.04 |       | 大村権七郎 他37名    | 自然石       |        |
| 御宿莊園寺       | 正徳5年  | 1715.11 | 見・聞・云 | 真田惣左右門 他6名    | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫   |
| 佐野94-3北     | 享保1年  | 1716.09 | 見・聞・云 | 駿州駿東郡佐野村講中31名 | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫   |
| 須山十里木旧関所跡   | 享保4年  | 1719.05 |       | 杉山三左衛門 他3名    | 自然石       |        |
| 金沢382-5     | 享保6年  | 1721.05 |       |               | 笠唐破風角柱くり抜 |        |
| 葛山田湯沢967    | 享保6年  | 1721.08 | 見・聞・云 |               | 笠唐破風角柱    | 三猿浮彫   |
| 伊豆島田堰原公民館   | 享保6年  | 1721.08 |       | 渡邊平八 他9名      | 自然石       |        |
| 深良久久保615-1  | 享保9年  | 1724.10 | 云・聞・見 | 深良村 領主8人      | 笠唐破風角柱くり抜 | 三猿くり抜  |
| 平松佐野原地蔵堂    | 享保10年 | 1725.04 | 見・聞・云 | 駿州駿東郡平松村      | 自然石       |        |
| 茶畑市ノ瀬公民館館内  | 享保10年 | 1725.08 |       | -之瀬村講中        | 自然石       |        |
| 公文名鹿島橋      | 享保11年 | 1726.09 |       | 龍宝院 金右門 他12名  | 自然石       |        |
| 今里稻荷神社      | 享保14年 | 1729.09 |       | 今里村講中         | 山型角柱浮彫立像  |        |
| 深良和市慈眼庵     | 元文2年  | 1737.11 |       | 佐五右衛門 他5名     | 自然石       |        |
| 富沢尼寺跡       | 元文3年  | 1738.10 |       | 助左衛門 源蔵 他3名   | 櫛型        | 一猿浮彫   |
| 深良町田庚申塚     | 元文4年  | 1739.11 |       | 町田村中          | 自然石       |        |
| 久根長尾十字路     | 元文5年  | 1740.02 |       | 市野喜右衛門 他8名    | 自然石       |        |
| 久根八幡宮       | 元文5年  | 1740.02 |       | 當村中           | 自然石       |        |
| 佐野二本松浅間神社前  | 元文5年  | 1740.09 |       | 鈴木利兵衛 他5名     | 山型角柱      |        |
| 茶畑滝頭不動堂北    | 元文5年  | 1740.10 |       | 施主講中 勝俣半藏他8名  | 自然石       |        |
| 大畑弘法大師堂     | 延享1年  | 1744.10 |       | 市川庄蔵 同権右衛門 他  | 山型角柱      |        |
| 御宿大森7-2     | 寛延2年  | 1749.02 |       | 真田与左衛門 他11名   | 自然石       |        |
| 葛山中里767-5   | 宝暦2年  | 1752.11 | 云・聞・見 | 井上惣三郎 他7名     | 笠付角柱      | 三猿浮彫   |
| 千福252-5     | 宝暦2年  | 1752.11 | 聞・見・云 | 渡邊定右衛門 他8名    | 山型角柱      | 三猿浮彫   |
| 深良須金祖師堂内    | 宝暦3年  | 1753.08 |       |               | 浮彫立像      |        |
| 千福地蔵堂       | 宝暦6年  | 1756.09 |       | 横山文左衛門 他14名   | 山型角柱      |        |
| 麦塚見目神社前     | 宝暦8年  | 1758.11 |       |               | 自然石       |        |
| 深良上丹1586    | 安永2年  | 1773.03 |       | 講中七人          | 自然石       |        |
| 深良新田1354    | 安永5年  | 1776.03 |       | 新田講中          | 自然石       |        |
| 深良須金祖師堂内    | 天明4年  | 1784.11 |       | 勝又権左門         | 浮彫立像      |        |
| 茶畑滝頭不動堂北    | 天明5年  | 1785.11 |       | 市川傳左衛門 他10名   | 自然石       |        |
| 富沢庚申塚       | 天明7年  | 1787.10 |       | 富沢村講中         | 櫛型        |        |
| 茶畑中丸322     | 寛政3年  | 1791.08 | 見・聞・云 | 施主 柏木氏        | 櫛型        | 三猿浮彫   |
| 深良原地蔵尊      | 寛政4年  | 1792.11 | 云・聞・見 | 市左衛門 他7名      | 浮彫立像      | 三猿二鶴浮彫 |
| 深良須金祖師堂内    | 寛政4年  | 1792.11 |       | 亦右衛門 他6名      | 浮彫立像      | 三猿二鶴浮彫 |
| 久根八幡宮       | 寛政12年 | 1800.04 |       | 當村講中          | 自然石       |        |
| 佐野94-3 北    | 寛政12年 | 1800.04 |       | 佐野村 講中        | 自然石       |        |
| 須山十里木旧関所跡   | 寛政12年 | 1800.07 | 云・聞・見 | 當所講中          | 櫛型        | 三猿浮彫   |
| 千福808-3     | 寛政12年 | 1800.08 |       | 細野講中          | 自然石       |        |
| 深良上丹1586    | 寛政12年 | 1800.09 |       | 上丹講中          | 自然石       |        |
| 深良新田1354    | 寛政12年 | 1800.10 |       | 小林德蔵 他23名     | 笠唐破風角柱    |        |
| 茶畑大日堂       | 文化4年  | 1807.08 |       | 高田永左衛門 他10名   | 自然石       |        |
| 茶畑富士見台128-1 | 文化12年 | 1815.01 | 云・聞   |               | 舟型立像      | 二猿浮彫   |
| 茶畑本茶928-1   | 文政6年  | 1823.03 |       | 講中 小沢祐口 他9名   | 自然石       |        |
| 御宿莊園寺       | 文政7年  | 1824.09 |       | 中川利助 中川勇助 他   | 自然石       |        |
| 深良南堀2223    | 文政10年 | 1827.10 |       | 南堀講中          | 自然石       |        |
| 葛山上城155     | 天保6年  | 1835.02 | 聞・見・云 | 勝間田定七 同重助 他5名 | 山型角柱くり抜   | 三猿くり抜き |
| 須山十里木旧関所跡   | 弘化2年  | 1845.09 |       |               | 笠付角柱      |        |
| 御宿八幡宮       | 万延1年  | 1860.04 |       | 入谷講 上合申       | 自然石       |        |
| 深良上原公民館     | 万延1年  | 1860.07 |       |               | 自然石       |        |
| 深良原地蔵尊      | 万延1年  | 1860.11 |       | 原中            | 自然石       |        |
| 深良上丹1586    | 万延1年  | 1860.11 |       | 上丹講中          | 自然石       |        |

# 裾野市域のモヨリとその生活 —ムラとモヨリー—

斎 藤 弘 美

なつた。

では自己完結的なムラと、単なる村内区分とをどのように見分けたらいいのか。ムラとしてのモヨリの特性を明らかにすることは、他の地域においても、民俗の伝承母胎としてのムラを特定する、ある種の基準を得ることになるのではないか。本稿は、裾野市域におけるモヨリについて、こうした観点からの予備的な考察である。

## (一) 小地域集団としてのモヨリ

民俗の伝承の母胎として、民俗学が研究の対象にしてきたムラが、必ずしも制度のムラとは一致しないことはよく知られている。ことに東日本においては、一般に生活の基本単位としてのムラは、近世村落よりも小さく、近世村落には多くの場合、こうしたムラが複数内包されている。

ムラは、地域によつてツボ、ニワバ、コウチ、カド、クルワなどさまざまな呼称がつけられているが、裾野市域では一般に「モヨリ（最寄）」と呼ばれている。これらのムラは、単に制度の村の中を便宜的に区分する、いわゆる「村内区分」とは異なり、ある意味で自律的な村落として機能してきた。しかし、都市化が進み、戸数の増加が著しい地域では、近年とみに、單なる村内区分と自律的なムラとの違いが、表面上は見えにくく、また、混在する場合も多く

## (二) 茶畠のモヨリ

茶畠の行政区とモヨリ 裾野市域には、江戸時代に二四か村、明治期に五か村の、制度としての村が存在した。このうち江戸時代に茶畠村といわれた村は、明治の町村制で泉村に編入され、一大字となつた。茶畠には、伝統的なモヨリとして中丸、道上、本茶、滝頭、峰下、市ノ瀬の六

つと、後に戸数の増加で中丸から天理町が分かれて七つのモヨリができていた。

これらのモヨリはそれぞれに集会施設を持ち、モヨリごとに神をまつり、講を行つてきた。また、モヨリごとに茶畠の共有地を管理し、山の神をまつっている。葬儀においてはモヨリを単位に互助組織ができるおり、生活上の多くの協同はモヨリを単位に繰り広げられてきた。

一方、行政区としての茶畠の地域には新しい集落も形成され、現在はこのほかに、和泉、富士見台、鈴原、青葉台といった区ができるが、これらをモヨリと呼ぶことはない。また行政区としては、かつてモヨリとしては一単位だった中丸が、戸数の増加により上、中、下に分かれている。

### 本茶モヨリの生活

モヨリを単位にどのような生活が繰り広げられてきたかを、大正八年（一九一九）一二月より記録された『泉村本茶畠 共有金明細簿』（以下『明細簿』注1）を参考に見ていく。

### 史料1

〈戸数〉

明治参拾八年七月 共有金権利者（名簿・略）

計式拾七名

大正十一年一月加盟（名簿・略） 四名

〈集会場・倶楽部〉

（T 8・12・25）

大正拾年二月五日右残金五円ハ転宅費ニ充ツ

一建物間口二間半奥行二間半 但シ疊建具付ノ事

一敷地料ハ拾ヶ年無料ノ事

一期間ハ拾ヶ年間ト定ムル以後ハ転居スル事

（T 11・1）

組合ノ集会所電気料ハ最寄半額最寄青年半額宛ツ負担

スル事

（S 5・1・20）

昭和五年一月九日集会場イテン費（詳細略）

ベ計金拾四円参拾七錢也

〈青年〉（T 8・3・22）

鎌之沢之松枝最寄分割之残部拾七束ヲ入札ニテ橘留作

參円式拾錢ニテ落札ス右金員ハ最寄青年ヘ与ヘル

〈諸神講〉（T 8・3・17）

諸神講ニテ講之同具代新加入者ヨリ壹円式拾錢ヲ出金

スル事ヲ協議シ左之各名（三名・名前省略）

入金

〈山道造・風祭〉（T 8・8・4）

山道造ヲ執行ス当日出不足左之通り

山本安五郎入金 柏木清五郎入金

右壱円宛ヅ徵収ス計金式円也

但シ当日夕風祭ヲ執行ス

〈共有膳〉(T 8・10・14)

〈葬式組〉(T 14・1・17初集会)

加算ス

一、当字ヲ三ツニ区分シテ (引用者注 東・中・上)

消費節約ノ目的ヲ以テ実行スル事

但シ其ノ法方ハ前例ニ依ル事  
最寄一同協議之上講之膳ヲ修理ヲ行フ

〈最寄総代〉(T 12・1・17)

金額及書類左之新任者ニ引継候也 小澤源作 (他三名)

引継目録 一 総金額四拾七円四拾壹錢四厘

二 書類 五冊

〈組長〉(S 11・1・17)

山ノ神講ニ於テ本茶最寄東組長芹澤磯吉任期ニ依リ改

選之結果小澤喜代作当選ス (引継目録・省略)

昭和十一年一月十七日 本茶最寄組長

芹澤幸作 小澤喜代作 庄司高延

〈出不足金〉(T 12・1・17)

一 最寄共同事業ニ出不足シタル者事故アルニ不拘金一

円五十錢差出スモノトス

一 茶烟一般ニ係ル仕役ハ出不足一人金一円トス若シ止  
無ヲ得ザル事故アル場合ハ總代協議ノ上酌量スル事

アルベシ

〈共有金〉(T 13・4・8)

(出不足金) 右三口は俱楽部屋根替ニ付杉皮其他用材買

入代金

(S 11・1・10)

大正十二年度最寄共有金残額及本年度加役出不足ヲ

但シ当日夕風祭ヲ執行ス

〈葬式組〉(T 14・1・17初集会)

加算ス

一、当字ヲ三ツニ区分シテ (引用者注 東・中・上)

消費節約ノ目的ヲ以テ実行スル事

但シ其ノ法方ハ前例ニ依ル事  
最寄一同協議之上講之膳ヲ修理ヲ行フ

〈最寄総代〉(T 12・1・17)

金額及書類左之新任者ニ引継候也 小澤源作 (他三名)

引継目録 一 総金額四拾七円四拾壹錢四厘

二 書類 五冊

〈組長〉(S 11・1・17)

山ノ神講ニ於テ本茶最寄東組長芹澤磯吉任期ニ依リ改

選之結果小澤喜代作当選ス (引継目録・省略)

昭和十一年一月十七日 本茶最寄組長

芹澤幸作 小澤喜代作 庄司高延

〈出不足金〉(T 12・1・17)

一 最寄共同事業ニ出不足シタル者事故アルニ不拘金一

円五十錢差出スモノトス  
（金毘羅）  
(S 10・1・17 本茶最寄山之神講)

一、当神社祭典費ハ最寄一戸平均 (二十錢ヅツ) 三十  
戸ヨリ六円ヲ徵収スル事 但シ徵収期ハ毎年十一月

中トス

一、神社社地内ノ木葉收得契約金壱円五十五錢ヲ合計  
シ七円五拾五錢也ヲ毎年祭典費ニ充当スル事

金比羅神社祭典費左記之通り徵収ス

当番町中組（以下二十八名）

〈新加入〉

（S14・1・28）

金四拾円也

柏木竹太郎氏ヨリ

昭和十四年一月二十八日夜金四十円ヲ以テ加入金其

ノ他全部完済ノ事、一同協議ノ上承認ス

（S14・3・5）

一、金四拾五円也

柏木栄吉氏ヨリ

右金額ヲ以テ柏木栄吉氏加盟金其ノ他完済ノ事柏木  
清五郎柏木敏三両氏ヨリ二月二十五日夜庄司嘉六氏  
方觀音講ノ節申出アリ翌二十六日朝金毘羅神社出役  
參集ノ時協議承認ス

〈警防団〉（S14・3・25）

夜諸神講（当番小沢善吉郎）ノ節協議事項

一、四月一日組織サルベキ警防団設置ニ付キ消防組ハ  
廃止トナルニヨリ現消防員ヲ以テ警防団員ト為ス事  
（常会）（S18・1・17）

諸神講廃止シテ常会ニテ神祭ヲ行フ

〈新加入〉

（S18・8・4）

拾円 外村ヨリ転居シタル前田氏ヨリ受取

（S19・1・21）

八拾円 前田氏加入金

俱樂部、倉庫、井戸、金毘羅神社 但シ山林ハ含マ

ズ

大正期から第二次大戦前までの記録には、本茶モヨリと  
しての寄合が、一月または九月一七日の山の神講や、三月  
または一二月の諸神講の折に開かれており、前掲の史料か  
ら、戦時体制下の昭和一八（一九四三）年には、この諸神  
講を常会と言い換えて寄合を開くようになったことがわかる。

本茶モヨリには、この『明細簿』を台帳とする共有金が  
あり、共有膳や俱樂部と呼ばれる集会場があつた。こうし  
た共有財産の権利を守るために、新たにムライリする場合  
は「加入金」の拠出が義務づけられた。昭和一九年の新加  
入金の項に、これによつて得られる権利として「俱樂部、  
倉庫、井戸、金比羅神社」の利用権が含まれるものとの、「山  
林」の権利については認められていないことが明記されて  
いる。すなわちこの時点ですでに、本茶モヨリの山林の権  
利は、固定したものであつたことがわかる。ちなみに大正  
一年の記事には、新加入金として「植林地三一円五〇銭、  
集会所一〇円」の拠出を求めており、この段階では山の権  
利の得ることができたことがうかがえる。現在、山の権利  
を持つ家は一七戸で、山の神講にはこの権利を持つ「旧戸」

と呼ばれる一七戸のみが出る。旧戸に対して、権利を持たない家を「新戸」という。

さらに、モヨリを単位に警防団が組織され、戦時体制の確立と共に、これが消防団に移行していくことが、昭和十四（一九三九）年の記事に見られる。モヨリが、戦時体制を維持する下部組織として組み込まれていった時代である。このほかモヨリは、金比羅神社の祭礼や葬式組、また村仕事の単位として機能していた。とりわけ、共同労働の際に義務を果たせない場合には、「出不足金」の拠出が求められた。大正一二（一九二三）年の山の神講の寄合で定められた出不足金についての取り決めが興味深い。「最寄共同事業三」出不足の場合は「事故アルニ不拘」一円五〇銭差し出すことにしていて、[茶烟一般ニ係ル仕役]では「止無ヲ得ザル事故アル場合」には、酌量することを認めているのである。本茶の人たちにとって、モヨリとの関係が、茶畑との関係より上位にあることがうかがえる。

葬式組は、モヨリの機能としてはもつとも重要なもののひとつであるが、大正一四（一九二五）年の初集会に関連の記事が見られる。この時点で、本茶の内部を東、中、上の三組に区分して葬式を行うことにした上で、それまで本茶全体葬式に係わっていた。これは本茶の戸数が増えたことによるもので、こうした組み替えはどのモヨリでも

見られる。その後はさらに戸数の増加や葬儀社の関与などに対応して、内部分割が進んでいく。葬儀において、モヨリの果たす役割の大きいことは、「仏事ニ付イテハ最寄總代」が「決定スル」事になつていてことからもわかる。「香料返ノ札」を、最寄總代の名で出すことからも、葬儀が個々の家の儀礼でありながら、同時にモヨリ全体による儀礼でもあつたことがわかる。

### （三）裾野市域のモヨリとクミ

モヨリのある村、モヨリのない村 本茶の例で見てきたように、モヨリは共有の財産を持ち、共同労働や互助組織などに独自の組織を形成する自律的な集団であることがわかる。こうしたモヨリを内包してなお、その上のまとまりとして制度の村が存在する場合と、行政の定めた村の枠組みのもとに、單なる内部区分としてのクミしか持たない村との二通りがある。

では、モヨリが形成されるためには、どのような条件が必要であろうか。どのような村にはモヨリがあり、どのようないくつかにはないのか。それについて述べる前に、市域の近世村落にあたる大字の内部区分を見てみよう。

表 1

(調査協力：松田香代子)

|     |  |          |                                      |
|-----|--|----------|--------------------------------------|
| 須山  | 田向(橋本・坂上・中村・下村)・久保・津土井・馬場・原・<br>渕・新井・十里木新田 | 石脇       | 上組(神向・窪向)・中組・下組(堂山・横道・滝の台・滝の<br>上)   |
| 下和田 | 杉山(上・下)・中条・中丸・向・松葉・上方(上・下)・大胡<br>山・富士見・背越  | 佐野       | 佐野1区(上宿・中宿・下宿馬場・若狭森)・佐野2区(下原・<br>西原) |
| 今里  | 本村(石舟・大久保・中村・烟尻・下村・折口・入方)・新田               | 伊豆島田     | 上・下・堰原                               |
| 金沢  | 上組・中組・下組・神組                                | 水窪       |                                      |
| 葛山  | 上城・中村・下条・中里・田揚沢                            | 久根       | 久根ノウチ・西・東・長尾                         |
| 上ヶ田 | 上・下  | 公文名      | 上(上・西)・中・下・東                         |
| 御宿  | 平山・上谷・入山(坂上)・宮原・新田                         | 稻荷       | なし                                   |
| 千福  | 谷津・細野・四ツ溝                                  | 茶畑       | 本茶・滝頭・道上・市ノ瀬・峰下・中丸                   |
| 大畑  | なし(東組・西組)                                  | 麦塚       | 大上・上・中村方・入方・下・新田                     |
| 定輪寺 | なし   | 本村・奥平松   |                                      |
| 富沢  | 上・中・下                                      | 深良       | 平松新田                                 |
|     |  | 震橋・南堀・新田 | 上原・原・上丹・須金・切久保・遠道原・和田・市場・町田・         |

ここにあげた一覧については、まだ調査の途中であり、完全な資料とはなっていない。また、現段階での内部区分と、歴史的に見て変化の過程における内部区分には違いがある場合も多い。現在、裾野市史では大字ごとの「村落誌」を作成中であるが、この内部区分が、自律性のあるモヨリに相当するものか、クミに過ぎないものかについての細か

い分析やその変遷についての詳細な調査結果は、この「村落誌」の完成を待たなければならない。しかしここではとりあえず、すでに調査済みのいくつかの村の事例から、モヨリの成立に係わると思われる条件を考察してみたい。

**近世の石高と戸数** 明らかにモヨリがある村と、ない村を、近世の石高や戸数で比較してみよう。

表 2

| モヨリの有無 | 村名   | 石高<br>(元禄郷帳より) | 戸数(明細帳などより)         | 戸口の年代 |
|--------|------|----------------|---------------------|-------|
| A      | 須山   | 85 石           | 120 (本百姓64) 戸       | 1686  |
| C      | 金沢   | 109            | 27 (うち11潰れ)         | 1836  |
| A      | 深良   | 1498           | 238 (本百姓155・無田百姓83) | 1868  |
| B      | 稻荷新田 | 36             |                     |       |
| A      | 茶畑   | 623            | 121 (本百姓37・中百姓23)   | 1677  |
| B      | 麦塚   | 188            | 34 (本百姓24)          | 1868  |
| C      | 水窪   | 165            | 30 (本百姓5)           | 1745  |
| C      | 石脇   | 133            | 37 (本百姓19)          | 1868  |
| A      | 御宿   | 386            | 71 (本百姓・水呑共)        | 1797  |
| C      | 富沢   | 181            | 28 (無田・借地共に39)      | 1776  |
| A      | 葛山   | 434            | 114 (本百姓100)        | 1777  |
| B      | 大畑   | 46             | 13 (無田・借地共に)        | 1776  |
| B      | 定輪寺  | 27             |                     |       |

A : モヨリのある村  
B : モヨリがない村  
C : モヨリが未成熟な村

石高は元禄郷帳から、一石未満は切り捨てた数字を提示した。戸数については統一の史料がなく、それぞれ明細帳などに記された数字を記載したため、年代に開きがある。しかし、新田開発によって石高を大きく増やした深良村以外、江戸時代、市域において劇的な変化のあった村は見られないと考えられることから、ひとまず参考にあげることにした。

これらの村のうち、須山、深良、茶畑、御宿、葛山には、モヨリと呼べる「村の中のムラ」が存在することが、これまでの民俗調査からあきらかになつてている。一方、稻荷新田、麦塚、大畑、定輪寺には、モヨリと呼べるまとまりは村の中に存在しない。両者を比べてみると、おおむね石高の多い村はモヨリがあり、少ない村はモヨリがないという傾向が見られるが、須山と麦塚では必ずしもあたつていなない。この一覧を見る限り、むしろ、モヨリの存在は戸数に関係しているといえよう。モヨリがあるのは、御宿の七戸をのぞけばすべて一〇〇戸を超える村ばかりである。これに対してモヨリがない村は麦塚の三四戸、大畑の一三戸と小さく稻荷ももとは一二戸だったと伝えられる。

**未成熟なモヨリ** さらに市域には、モヨリに近いまどまりは有しながら、これがモヨリほどの自律的な存在となつていない、即ちモヨリが未成熟な状態で存在する村が見ら

れる。富沢村の例を見てみよう。

富沢の場合、現在は上、中、下のモヨリと呼ばれる小地域が存在するが、かつては上と下のみで、中は上に含まれていたという。また伝承では、「芝キリ七軒」から分かれていつたと伝えられ、「芝キリ」の家は、上と下に三軒ずつ、

中に一軒あつたとい。モヨリごとにまつっている山の神は、もとはそれぞれ個人の家でまつっていたものだといわれる。鎮守や集会所についても、富沢全体で持つていて、ドンドヤキも一ヵ所で行つていた。さらに旧戸の四七軒は、いまも共同で不動をまつており、これらをみて、近世の富沢村には、今のようなモヨリはなかつたと考えられる。

富沢の戸数は安永六（一七七七）年に二八戸（注2）、文化十三（一八一六）年に三六戸であつた（注3）。つまり三〇戸前後がモヨリの形成の分かれ目になるといえるのではないか。

また、富沢の現在のモヨリが上、中、下で呼ばれるることにも注目したい。他の村の場合を見ても、三〇戸前後の村の村内区分の呼称が、上、中、下、あるいは東、西といった機械的な分類であることがわかる。一方これとは対照的に、深良や茶畠などのモヨリに付いている呼称は個性的で、それぞれの土地の特徴を表している。モヨリには、その個性を表す名称が付き、單なる区分としてのクミには機械的

な呼称が付けられているのである。言い換えれば、モヨリであるかどうかは呼称によつても伺い知ることができるといえよう。

#### （四）史料に見るモヨリ

近世文書に見るモヨリ モヨリ（最寄）という文字を近世文書に見ることはない。しかし、実体としてのモヨリは史料にも度々登場し、また「組」として表されることも珍しくない。次はそうした史料の中に現れたモヨリについて述べておこう。

##### 史料2（注4）

安永八（一七七九）年一二月

「村方取り締まりに付き茶畠村請書」

私共村方大村之義三而寄合等之節人数多ク罷出帰而物事相談相決申間敷与奉存候ニ付、（後略）

茶畠村滝頭甚七（以下29名連印）、中尾組（38名）、中丸組（34名）、茶畠組（17名）、市ノ瀬組（10名）

##### 史料3（注5）

天保一四（一八四三）年一一月

「旗本稻葉氏御陣屋勝手控帳」（深良村）

覚

十一日 一 水油五合 辻 助右衛 (略) 件  
同 一 梅びし 町 松井様 (略) 文政五年八月 新田当人 喜惣治印 (他3名)

初日より十二日迄 一 ま木四駄 切 紋右衛 (略)

八日

(中略) 一 白米弐升 円 祐助 (略)

十二日 一 酒五升〇 新田 治兵 (略)

同日 一 百文 和田 要助 (略)

史料4 (注6)

明和四 (一七六七) 年四月

「深良村役人残らず退役後、組頭入札につき連印一札」

上原 (24名)、原 (20名)

史料5 (注7)

文政五 (一八二二) 年八月

「深良村南堀八幡宮祭礼の狂歌樂書につき詫状」

誤申一札之事

「私儀南堀八幡宮祭礼極之儀ニ付狂歌樂書致し甚惡敷口を申、其趣村御若衆中様江露願いたし、御若衆中様之思召ニ茂何ケ去事災難を好候而之致方、其分ニ差置間敷様逸々御利害御中被聞候段誠ニ一言之中訛無御差、

中人相頼み種々御詫申上候、御聞済被成下身ニ取テ何ヶ計難有仕合ニ奉存候、以來右様之下埒無之様急度相慎可申候、依之組合親類中連印之一札差上申候、而如

史料2は、茶畠村が、大村一すなわち大きな村なので、全員が寄合に集まつたのでは人数が多くすぎて相談事が決められない。については組ごとに寄合を持ち、その代表者が集まって村の運営をしていきたい、と申し出た文書である。寄合を持つ単位は五つの組であるが、これは現代に繋がるモヨリにほぼ一致している。茶畠村の組については後述する。

史料3、4、5は深良村についての史料である。史料3に見る「町」「切」「円」はそれぞれ「町田」「切久保」「遠(円)道原」をあらわしている。「辻」の示す場所は不明だが、人名の前に付けて居住しているモヨリを示すことは、現在でも行われている。史料4からは、連名の人数から、この時期に上原に二四名、原に二〇名が居住していたことがわかる。また、史料5からは、南堀の鎮守八幡宮の祭礼の様子がうかがえる。史料6は、千福村の席順の図であるが、ここにもモヨリが省略で示されている。

史料6 (注8)

文政一一 (一八二八) 年正月

「千福村大番振舞席書覚」



近代文書に見るモヨリ　近代に入るとモヨリは「最寄」として登場するようになる。近世には制度上は「組」として把握されていたモヨリが、近代に入つて、「最寄」のままで制度として組み込まれていったものであろう。

史料7（注9）

明治一三（一八八〇）年

「御宿村凶年予備貯蓄穀米取扱規則」

第拾二条 第二款

非常危急ニ迫リ候節、駆附ケ番消防トシテ四最寄　字  
平山・字入屋・字上合・字新田　ニ各二名宛合テ八名  
立置クベシ。

史料8（注10）

明治一七（一八八四）年

「深良村戸長事務引継演説書」

一本村ノ都合ニ寄り村内ヲ拾ケ最寄ニ区分シ、各壱最  
寄ヘ最寄総代兼村會議員壱員ヲ置キ、至急ヲ要スル  
御布告・御布達等何レモ該員へ達示シ、該員ヨリ一  
村民へ通示スル事アリ。其他村用等惣テ其最寄工  
属スル事ヲ主トス。

史料9（注11）

明治二一（一八八八）年

「茶畠村開墾地規則」

一共有山開墾スルニ付テハ開墾世話係各最寄へ壱名乃  
至式名ヲ開墾地借受人ヨリ擇拳シ、其当撰者ハ開墾  
地ニ係ル事務一切負担スル事。

史料10（注12）

大正四（一九一五）年

「須山村青年会の事蹟の大略」

本会ハ明治二十七、八年戦没後國状ニ鑑ミ各部随意三  
会ヲ起シ、明治二十九年十一月三日田向部青年会成立  
引イテ明治三十三年十一月三日上村部青年会成立シ、（中  
略）明治四十三年兩部協議ノ上統一シテ須山村青年会成立  
ト称シ（後略）

史料11（注13）

明治三五（一九〇二）年

「下和田の改革約定証」

一婚礼又ハ葬式ニ付テハ最寄委員式名ヲ置キ、上中下  
ヲ以テ委員ニ任せ、驗約所分取計可申事。

史料12（注14）

昭和四（一九二九）年

「赤潮会日誌（抄）（葛山）

二月二十日　田場澤最寄雜林地の下木を最寄より頂戴  
いたし、人員十二名切り来り。其后入札をなし中村義  
雄様が落札せり。

(注：傍線はすべて引用者による)

史料7によれば、御宿には明治初期に四つのモヨリが存在していたことがわかる。現在のモヨリより一つ少ないが、大方が符合していて、以前の状態をうかがい知ることができる。史料8は、近世文書の史料2で見た茶畠村の場合と同じく、深良村においても、通達などは各モヨリごとに伝えられる仕組みになっていたことを示している。ここで「村内ヲ拾ケ最寄三区分シ」とあるのは、おそらく現在の行政区と同じく、和田と市場（和市）、町田と震橋（町震）を一つのモヨリとして扱っていたものであろう。史料9では、

茶畠の開墾地についての権利はモヨリごとに管理していたことを示している。

史料10は、須山に青年会が成立したときの状況を記録したものであるが、須山青年会の前身として、「田向」と「上村」にそれぞれ青年会が誕生していたことがわかる。須山には現在、田向の他、久保、津土井、馬場、原、渕、新井などのモヨリと十里木新田があるが、もともとは、この青年会の成立にもあるように、田向と、その他をまとめて上村とする二つのモヨリに分かれていた。上村は明治四三年に水源確保のための「上村水利部」を作つて共同で水の確保を行つてきた。一方、田向は「田向水源」と呼ばれる水源を共同利用していた。つまり、水の確保が最重要課題で

ある地域では、水源によってモヨリのまとまりができるとも考えられる。下和田の婚礼、葬式とモヨリとの関係が示された史料11には、モヨリを現在とは異なる上中下で示している。下和田も須山同様、水の確保に苦労した地域であり、水源地については三つのまとまりができる。水沢水源地は、中条、松葉、杉山、中丸が、寺山水源地は向方が、金比羅の上の水源地を上方が利用していた。史料にある上中下がこれにあたるかどうかは不明だが、考えられる区分であろう。

葛山に関する文書史料で、もっとも多く登場するモヨリが田場沢である。ほとんど田場沢のみといつてもいいほどで、史料12の「赤潮会」は田場沢の青年会の名称である。青年会がモヨリが所有する雑木林の下木を取らせてもらい、これを売つて活動の資金についていたことがわかる。葛山の五つのモヨリのうち、上城、中村、下条を本村といい、中里と田場沢はひと組としてとらえることが多い。昭和一四年の葛山区の役員選出についての史料には、田場沢が、本村に対して、村運営についての異議を唱えた記録が残つており、田場沢の独立性をうかがわせる。このようにモヨリは時代によって、その範囲や独立の度合いが、つねに変化しているのである。

## (五) 石造物に見るモヨリ

モヨリは講や念仏の単位でもある。文書には登場しなくとも、村に残された石造物には講や念仏の集団としてのモヨリの名前が刻まれていることが多い。「裾野の石造物」(注15)の調査結果から主なものをあげてみよう。

史料13

|       |   |
|-------|---|
| 順礼供養塔 | 「南堀念佛講中」(文化元)   |
| 唯念名号塔 | 「遠藤原念佛講中世話人」(嘉永3)   |
| 道祖神   | 「(深良) 新田念佛講中」(嘉永5)<br>「中尾 道上」(正徳4)  |
|       | 「(御宿) 中村集」(安永8)   |
|       | 「中丸氏子中」(享和3)  |
|       | 「公文名村久根之内氏子中」(天保6)<br>「(上ヶ田) 上合中」(明治9)  |
|       | 「(須山) 坂上郷中」(明治33)   |
|       | 「(久根) 西最寄氏子中」(昭和10)   |
| 馬頭観音  | 「(御宿) 新田下組」(昭和17)<br>「御宿 坂上組」(昭和28)<br>「(須山) 本村中」(天明2)<br>「田向中」(文化10)<br>「上丹 上原中」(文化11) |

「町田講中」(文政6)  
「南堀和田講中」(文政7)  
「遠道原講中」(文政12)  
「瀧頭講中」(天保2)

地蔵菩薩  
「(深良) 當村新田 若衆中」(元文4)

施主 田向中  
「町田若者 専左衛門他9名」(安永9)

秋葉山供養塔  
「竜頭講中」(慶応3)

半田和七 北村 下條中村  
「(半田和七) 北村 下條中村」(明治42)

このようにあげてみると、茶畑、深良のモヨリが圧倒的に多く、須山や御宿などがこれに続いていることに気づく。モヨリの自律性の強さが、こうしたところにも現れているといえそうである。

## (六) クミとモヨリ

近世茶畑村の組とモヨリ 現在の茶畑は、中丸の上・中・下と、天理町、道上、瀧頭、本茶、峰下、市ノ瀬、和泉、富士見台、鈴原、青葉台と呼ばれる行政区からなつている。このうち和泉以下の行政区は宅地の造成によつて新たに形成されたもので、伝統的なモヨリとは区別される。同様に中丸も、戸数の増加で三つに区分されたが、もとは

一つのモヨリを形成しており、天理町もこの中丸から分離したことがわかつてゐる。即ち、茶烟における伝統的なモヨリは、中丸、道上、滝頭、本茶、峰下、市ノ瀬の六つだつた。

これら六つのモヨリは、「組」として近世文書に登場する。

史料14（注16）

「御厨下筋茶烟村」（延宝五年）

一、百姓家続五通りニ罷在候

わけ

中尾組

家数貳拾壹軒

滝頭組

家数貳拾五軒

中丸組

家数貳拾八軒

茶烟組

家数貳拾八軒

平松新田

家数七軒

右之外伊豆境ニみの下並市ノ瀬と申居村貳ヶ所御座候  
史料15（注17）

「駿州駿東郡御厨小泉庄茶烟村、平松新田諸色書上帳」

（延享二年）

一茶烟村家続五通り罷在候

此訛

中尾組家数三拾五軒

是ハ何年以前相分レ申候哉年數相知レ不申候、尤

御年貢御役名主組頭百姓勘定仕一組切三百姓集り  
組頭取立仕候

滝頭組家数三拾貳軒

右同断

茶烟組家数貳拾軒

是ハ何年以前相分レ申候哉年數相知レ不申候、尤

年貢御役名主組頭百姓勘定仕一組切百姓集り組頭

取立仕候

仲丸組家数三拾四軒

右同断

一ノ瀬組家数五軒

右同断

史料14にあるように、「百姓家続五通り」、即ち延宝期には、すでに五つの集落が形成されていたことがわかる。こ

れらは年貢組として機能し、いずれも二〇軒前後であった。ただし、のちに分村する平松新田はこの時期には家数七軒の小さな組であり、峰下、市ノ瀬は「居村貳ヶ所」とあるのみで独立した組とはなつていなかつた。史料15はさらに

時代が下がつて、延享二年の書上帳で、ここには市ノ瀬（一ノ瀬）が組に昇格し、平松新田が抜けている。戸数は、市ノ瀬が五軒のほかは、各組とも延宝五年から六八年間で、ほぼ一〇軒ずつ増えている。

二つの史料から、滝頭、中丸は現在のモヨリの名称と一致するが、中尾、茶畑は一致しない。では、中尾、茶畑は現在のどのモヨリに相当するのだろうか。中尾組については、道上に「ナカオ」という屋号の家があることや、道上有るサイノカミに「中尾」と彫つてあることから、現在の道上にあたると考えられる。とすれば、茶畑組は現在の本茶にあたると推定できよう。本茶モヨリは現在でも、「本茶畑」と呼ばれることがある。さらに、元禄一三(一七〇〇)年の「茶畑村議定」(注18)には、「たき頭」「中丸」「ノセ」「ミね」のほか、茶畑を示すとみられる「ちや」と「道上」の文字が見えることから、「道上」と「中尾」は同時に使われていたものと考えられる。

江戸時代の文書から、モヨリは、公には年貢組の形で存在していたということができる。支配の基本単位として、村の中の自律性の高い集落が機能する例は、茨城県西部の坪でも見られ、かなり広い範囲で一般的に見られたものと思われる。(注19)

### (七) 結語——モヨリの諸相——

村は、さまざまな契機によって編成された重層的な組織によつて成り立つている。こうした構造は日本各地で共通

に見られることであるが、ことに東日本においては、行政村を構成する小地域の存在は村を理解する上で欠かせないものである。裾野地域においては、モヨリがそれにあたる。これまで見てきたように、モヨリは、近世期にはほぼその姿を確定していたが、その後は、戸数の変化などに対応して分割や、時として合併を続けている。事例を集めていくと、その適正戸数は二〇戸から三〇戸程度であり、集落の形態は集村であることが求められる。文字どおり「最寄り」の人々によつて構成されているのである。この戸数と空間は、伝達や互助といったモヨリの持つ基本的な機能に都合の良い戸数であるといえる。ただし、葬式組はモヨリをさらに二分して手伝い合う傾向が見られる。手伝いの必要性の変化によつて、その編成も変化する。

さらに、モヨリには共同でまつる神仏があり、祭礼などの当番を務める単位としても認識される。モヨリは、生活にきわめて密着したものであるため、人々は村の一員である前に、モヨリの一員として生活する。一方、共有山林などの権利もモヨリが単位となつていることが多く、こうした共有財産の存在が、さらにモヨリの人々を強く結びつけってきた。このように見ていくと、モヨリは、村を内部区分するものではなく、むしろそれ以前から、あるいは同時に存在した集落の最小単位であると考えることができるのでは

はないだろうか。

裾野市域では、モヨリと同じ性格を持ちながら、モヨリではなく、これを「郷」と呼ぶ地域がある。須山や下和田がこの「郷」を使う。調査不足で郷とモヨリとに違いがあるか否かについて言明はできないが、これまでのところ、ほぼ同じものと思われる。ならばなぜ「郷」なのか。周辺地域との関連も今後の課題として残っているが、須山と下和田が、市域においては山間の村であることと関係があると考えられる。村そのものの空間的広がりが大きい山間にあって、「郷」の結びつきはモヨリよりもさらに強いことが想像に難くない。本稿では史料の提示によるモヨリについての予備的考察にとどまつたが、今後はこの「郷」も含めて、こうした行政村の内部に存在する小地域集團について、さらに実体に即した検討を加えていきたい。

注 7 土屋良雄氏所蔵（深良）

注 8 西島義禮氏所蔵（千福）

注 9 湯山エツ氏所蔵（御宿）

注 10 湯山芳健氏所蔵（御宿）

注 11 芹澤充寛氏所蔵（茶畑）

注 12 裾野市役所須山支所所蔵「学事関係書類」

注 13 杉山友芳氏所蔵（下和田）

注 14 田場沢区所蔵

注 15 裾野市史調査報告書第六、七、八集（平成七、八、九年）

注 16 柏木正男氏所蔵（沼津市）

注 17 柏木正男氏所蔵（沼津市）

注 18 柏木正男氏所蔵（沼津市）

注 19 「坪」拙著・「田宿村の坪と組」森朋久

（平成六年　『村落生活委の史的研究』八木書店）  
(さいとう　ひろみ・調査委員・日本民俗学会会員)

注 1 本茶区有文書

注 2 渡辺武彦氏所蔵（富沢）

注 3 渡辺武彦氏所蔵（富沢）

注 4 柏木正男氏所蔵（沼津市）

注 5 松井保博氏所蔵（深良）

注 6 志村守雄氏所蔵（深良）

# 村の生産と消費——須山村の場合——

岩 崎 信 夫

## はじめに

目標を三つ置きたい。一つは、ある一村の生産と消費の丸ごとの收支を捉えきれないかということである。ある村の生産、消費、流通といった経済的な動向を捉え得るようなら、ある村の一時点の、數字的全体像が欲しいという欲求は常にある。しかし明治、大正期についていえば、統計的未整備もあって、断念することがむしろ普通のように思われる。小稿で対象とする須山村には、その意味で、手懸りとなる好資料がある。今一つは、須山村と裾野地域との関わりを、数字ではつきり示すということである。『裾野市史 第八巻通史編Ⅰ』で、一九二〇年代頃に、裾野地域経済圏とでもいうべきものが成立したのではないかという見通しを提出したのであるが、その統計的補強をしておきたいということである。もう一つは、第二の問題と関連するが、

同書で描いた明治、大正期の須山村の経済的動向を幾らかでも補強することである。

これらの課題を須山村を対象として追求する場合、同村が地理的に見て、他村との交通路がごく限られた山村であって、生産や消費、流通に関わる物資や人の移動が比較的捕えやすいであろうと予測されることは、有利な条件と思われた。

## — 地 勢 —

まず、動かない枠組みを見ておこう。当村は富士山東南麓及び愛鷹山山麓に展開する山村で、明治期の統計によれば広さ約三、七〇〇町歩あり、裾野地方五か村中最も広い。そして標高が五か村はもとより、駿東郡中最も高い村である。山麓の高地であるため、夏は涼しいが冬の寒さは厳しく、天気は変わりやすい。また富士山麓であるから「地質は一

般に富士火山灰土壌で「火山礫を以て被はれ」瘦せ地が多い。大野原は広大な茅の原野である。要するに気候や土壤は農業に厳しいのである。

水利にも恵まれず、田圃は全くない。耕地は全て畑である。そして、愛鷹山山麓は「植林ニ適シ杉樹ノ生育最モヨ」く「当村地籍中最モ広イ範囲ニ亘ルモノハ山林ニシテ」と記述されている。<sup>(1)</sup>

交通路としては、すでに古代から開けていた、富士郡の南部から御殿場に通じている十里木街道が村内を通っているのと、須山の集落から南の葛山や佐野に下る道があり、この二本が外界と接する道であった。もう一つ、信仰、なし観光の道として、須山の集落から富士登山道が富士山頂に通じている。これを入れれば、十字路の交点に位置すると言つて良いのかもしれない。

## 二 面積、地種、人口、戸数

村の面積、地種、人口、戸数などを数字的に確定しておこう。

差し当たり明治二十一年の「御宿村ほか一〇か村、自治区造成に關する諸表」（『裾野市史 第四卷 資料編 近現代 I』—資料三四二）。以下『市史』四一三四二のように略

大正七年  
一九三町

八

九

一八五

一八七

一六九

一一

一六〇

記）に拠れば面積、地種、人口、戸数は表1の通りである。この時点での村の総面積は約三、七〇〇町歩、戸数一五一戸、人口は八四〇人と算出されている。この内、戸数、人口は年代によつて数値が動くが、これは明治以降の農林業生産の発展による漸増と思われ、自然な変動と考えられる。（『市史』五一「裾野市域五ヶ村人口統計」参照）

問題は地種である。村の総面積はこれ以後も変わらないと考えられるが、肝心な生産の基礎を成す畑の面積が、年によりかなり変動がある。これは現実の畑の増減によるのか、統計の不備、誤差や何らか特殊の事情によるのか、或いはそうした原因が複合しているのか、今は十分な検討をする余裕がない。概要を示して後考に備えたい。

表1で見たように、明治二十一年で二一八町歩余とあるものが、大正期以降の『須山村事務報告』（須山支所所蔵）では次のようになる（反以下切り捨て）。尚、小稿での『事務報告』の年次の表記は、すべて記述対象年の年次である（大正七年とあれば、同年一月一日から一二月三一日まで）。

年の時期の畠面積としては同年の事務報告通り、一六九町歩ということにしておきたい。

|      |             |      |
|------|-------------|------|
| 昭和二年 | 二六八（大野原拝借地） | 一三五町 |
|      | 耕作地         | 一三三町 |
| 三    | 二六六（大野原拝借地） | 一三〇町 |
|      | 耕作地         | 一三六町 |
| 四    | 三一二（御料拝借地）  | 一六七町 |
|      | 民有耕地        | 一四五町 |

大正七年以降では二〇〇町歩を割り、むしろ漸減する。

そして昭和期には突然増加する。昭和期の急増は大野原御料地を借り受けたことによるものと思われるが、この時期の民有耕地は一三〇町歩代から一四五町歩であり、大正期の数値の延長上にある。とすれば、明治二十一年の資料を信頼する限り、この年二一八町余あつた畠面積が、大正期には一五〇町歩前後まで減じたということになる。畠作に生産の基盤を置く山村としてこれは自然であろうか？明治三十一年の数値には御料地からの借用分がいくらか入っているのか、色々疑問が残る。しかし今はこれ以上追及する余裕がないので、以下小稿が主として対象とする大正十

表1 須山村の地積、地種

|       | 畠      | 宅地    | 山林       | 原野       | 雑種地    | 計         | 人口・人  | 戸数  |
|-------|--------|-------|----------|----------|--------|-----------|-------|-----|
| 明治21年 | 218.03 | 11.87 | 1,602.02 | 1,233.76 | 627.02 | 3,691.71* | 840   | 151 |
| 大正10年 | 169.00 | —     | —        | —        | —      | —         | 1,593 | 235 |
| 昭和4年  | 312.79 |       |          |          |        |           |       |     |

(注) (1)明治21年は「御宿村ほか10か村、自治区造成に関する諸表」(『市史』4-342)、

大正10年は同年『事務報告』、昭和4年は同年『事務報告』記載「農業調査令」報告に拠る。(2)単位：(小数点)は町。歩以下は切り捨て。(3)\*印；単純に足せば3,692.70となる。本表の各項目は歩以下を切り捨ててあるから、厳密にはこれよりさらに若干大きくなるはずであり、表の合計値は不審であるが、議論上特に支障はないので、以下この数値を用いることにする。

### 三 「生産及消費貨物表」

(い)に『大正十年中 生産及消費貨物表ほか』(須山村支所所蔵)と題された綴りがあり、幾つかの表が綴じ込んである。その中に「生産及消費貨物表(大正十一年中) 静岡県駿東郡須山村」と題する表がある。須山村の産出品目を掲げ、それぞれの生産高、消費高、残高(または不足高)を記入したものである。

この表が貴重なのは、第一に、挙げてある品目が多種類で、主要品目についてはある程度網羅的かと思われることであり、第二に、別に「輸出貨物表(大正十一年中) 静岡県駿東郡須山村」と「輸入貨物表(大正十一年中) 静岡県駿東郡須山村」と題する表が別に付属していて、須山村の生産と消費にわたる物の流れが、量的に展望できるようになつていてことである。後二者について言えば、輸出先、輸入先まで記入してある。(資料で言う輸出、輸入は国内での移動であり、移出・移入の意と思われるが、資料の用語に従う)更に第三点として、「甲号旅客表」「乙号旅客表」が付属していく、人の流れの把握まで可能なことである。こうした資料は裾野地方の他の村でも、また須山村でも他の年代では見ることはなかつた。

上記資料の数値を一〇〇パーセント信ずることができる

なら、須山村の、大正十(一九二一)年ないし十一年(後述)に關する限り、金額については記載がないものの、生産、流通、消費の量的な流れが基本的には把握し得ることになる。どうしてこれほど好都合な資料が作られたのであろうか。そこでもう資料の成立事情及び信頼性について検討する。この書類の綴り中に次のような文書がある。

#### 〈資料一〉 照会書

土第一四七号ノ五

大正十一年八月十六日

第一課長

須山村長殿

御殿場大宮間鐵道線路測量ニ関シ、旅客其ノ他ノ調査方ノ件、鐵道省建設局ヨリ依頼越ニ付、客月三日土第一四七号ノ一ヲ以テ調査御回報方及依頼候處、今以テ御回報無之。然ルニ右建設局ヨリ、本月二十五日迄ニ回報ヲ得度キ旨申越有之候ニ付テハ、本月二十四日迄ニ當庁へ到着スル様御配慮相成度、再応及照会候也

すなわち大正十一(一九二二)年当時、御殿場、大宮(現富士宮市)間に鐵道線路の測量の計画があり、それに付隨して物流量の調査が行なわれた。具体的には鐵道省建設局の依頼を受けた駿東郡役所第一課長から十一年七月三日付

で須山村長（菅沼甚作）に調査の依頼があり、さらに上引資料を見る如く八月十六日付で郡第一課長から催促の照会があつた。これに対し須山村では八月十七日付で次のように回答したのである。

〈資料二〉回答書

土第四六八号

大正十一年八月十七日

須山村長 菅沼甚作

駿東郡第一課長殿

客月三日土第一四七号ノ一ヲ以テ御申越シ有之候件、別紙ノ通り及回報候也

即ち照会のあつた翌日に調査結果を報告しているのである。

そして先に挙げた諸表はこの時の回答と思われるるのである。

この経過からみれば、大正十一年の八月十七日以前には、

とされるのである。

一、斯クテ本表各品目ノ生産残高ハ輸出貨物表ノ数額  
二、又其ノ不足高ハ輸入貨物ノ数量ニ、孰レ略々  
吻合スル所アルヘシ、故ニ本表ノ調査ハ前記輸出輸入ノ両表ト相俟テ之ヲ行ヒ、彼此対照上事ノ齟齬ナカラシムルヲ要ス

すでに調査が完了していたはずであるから、前記諸表の標題にかかわらず、数値は前年、つまり大正十年のものである可能性が高い。以下小稿はこの解釈をとることにしたい。  
ところで、鉄道省では調査依頼に当たり、細かな記入要領を添付していた。その「旅客貨物交通調査ニ関スル諸表記入心得」によると「生産及消費貨物表」は

一：其ノ天産ト人工トヲ問ハス凡ソ当市町村ノ生産、

消費ニ係ル物品中ノ数額ノ見ルニ足ルヘキモノハ悉ク之ヲ掲載スヘキモノトス：

とあって、生産、消費の品目を網羅することを求めている。  
また「輸出貨物表」は「当市町村ヨリ輸出スル貨物ノ数量ヲ其仕向先、品目及運搬方法等ノ区別ニ依リ調査記入する、但し「継立」は除く。「輸入貨物表」は「他市町村ヨリ当市町村ニ輸入スル貨物ノ数量ヲ其仕出地、品目及運搬方法ノ区別ニ依リ調査記入」する、但し「継立」は除くことを求めており、結局

一、斯クテ本表各品目ノ生産残高ハ輸出貨物表ノ数額  
二、又其ノ不足高ハ輸入貨物ノ数量ニ、孰レ略々  
吻合スル所アルヘシ、故ニ本表ノ調査ハ前記輸出輸入ノ両表ト相俟テ之ヲ行ヒ、彼此対照上事ノ齟齬ナカラシムルヲ要ス

とされるのである。

つまり主要產品、主要消費物品は全て「生産及消費貨物表」に記載する。そして生産数量の内、一定量はその村で消費されるが、もし残高があればそれは輸出されるハズであるから、それは輸入表に記載する。またもし生産数量より消費が多いものがあれば、その不足分は他地域より輸入されているハズであるから、それを輸入表に記入する。従つて「生産及消費貨物表」の残高は「輸出貨物表」に記載さ

表2 「生産及消費貨物表（大正11年中）静岡県駿東郡須山村」

| 品目  | 産出高     | 消費高     | 残高又ハ<br>不足高(朱書) | 備考             |
|-----|---------|---------|-----------------|----------------|
| 玉蜀黍 | 900石    | 200石    | 600             | 殊ニ米穀類ト交換スルモノナリ |
| 麦   | 316石    | 400石    | 84              |                |
| 小麦  | 355石    | 330石    | 22              |                |
| 木炭  | 55,000貫 | 5,000貫  | 50,000          |                |
| 竹行李 | 1,500組  | —       | 1,500           |                |
| 豆類  | 26石     | 40石     | 14              |                |
| 米   | 80石     | 1,140石  | 1,060           | 玉蜀黍ト交換及現金ニテ買入  |
| 甘諸  | 23,000貫 | 23,000貫 | —               |                |
| 馬鈴薯 | 2,250貫  | 2,250貫  | —               |                |
| 青芋  | 10,500貫 | 10,500貫 | —               |                |
| 三檻  | 2,200貫  | —       | 2,200           |                |
| 用材  | 7,500本歩 | 300     | 7,400           |                |
| 薪材  | 250柵    | 250     | —               |                |
| 竹材  | 8,300束  | 8,300   | —               | 行李ニ製ス          |
| 茶   | 450貫    | 50貫     | 400             |                |
| 生繭  | 3,860貫  | 60      | 3,800           |                |
| 柿   | 550     | 550     | —               |                |
| 梅   | 10石     | 15      | 5               |                |
| 清酒  | 170石    | 150     | 20              |                |
| 鶏卵  | 3,000ヶ  | 3,200   | 200             |                |

〈注〉(1)『大正10年中 生産及消費貨物表ほか』綴り(須山支所所蔵)中、「生産及消費貨物表(大正11年中)」より作成。(2)数字はアラビア数字に変換。(以下の表も同様)

表3 須山村生産物表

| 品目  | 大正6年                | 大正7年                | 大正8年                | 大正10年   | 大正14年             |
|-----|---------------------|---------------------|---------------------|---------|-------------------|
| 玉蜀黍 | 1,212石<br>13,392円   | 1,015石<br>17,763円   | 1,015石<br>17,763円   | 900石    | 1,120石<br>13,440円 |
| 麦   | 192石<br>2,496円      | 1,210石<br>29,960円   | 581石<br>10,785円     | 316石    | 345石<br>5,865円    |
| 小麦  |                     |                     |                     | 355石    |                   |
| 木炭  | 125,000貫<br>22,500円 | 125,000貫<br>25,000円 | 125,000貫<br>37,500円 | 55,000貫 | 12,000貫<br>3,840円 |
| 竹行李 |                     |                     |                     | 1,500組  | 7,500ヶ<br>15,000円 |
| 豆類  | 26石<br>506円         | 29石<br>844円         | 29石<br>844円         | 26石     | 99石<br>265円       |
| 米   | 66石<br>1,237円       | 70石<br>2,620円       | 90石<br>3,380円       | 80石     | 52石<br>1,968円     |
| 甘藷  | 33,925貫<br>1,696円   | 27,450貫<br>2,745円   | 27,450貫<br>2,745円   | 23,000貫 | 44,000貫<br>3,520円 |
| 馬鈴薯 |                     |                     |                     | 2,250貫  | 2,700貫<br>270円    |
| 青芋  | 10,560貫<br>1,056円   | 10,980貫<br>1,647円   | 10,980貫<br>1,647円   | 10,500貫 |                   |
| 三権  |                     |                     |                     | 2,200貫  |                   |
| 用材  | 2,000本分<br>9,000円   | 7,000本分<br>35,000円  | 7,000本分<br>42,000円  | 7,500本歩 |                   |
| 薪材  | 10,250柵<br>62,000円  | 250柵<br>2,000円      | 250柵<br>2,000円      | 250柵    |                   |
| 竹材  | 8,000束<br>2,550円    | 8,000束<br>2,950円    | 8,000束<br>2,950円    | 8,300束  |                   |
| 茶   | 4,500貫<br>5,800円    | 5,300貫<br>5,456円    | 5,920貫<br>2,718円    | 450貫    |                   |
| 生蘭  | 1,337石<br>84,538円   | 977石<br>68,490円     | 1,232石<br>107,498円  | 3,860貫  | 9,959貫<br>90,115円 |
| 柿   |                     |                     |                     | 550     |                   |
| 梅   |                     |                     |                     | 10石     |                   |
| 清酒  | 170石<br>10,200円     | 170石<br>15,300円     | 170石<br>22,100円     | 170石    |                   |
| 鶏卵  | 2,900個<br>87円       | 2,400個<br>96円       | 2,400個<br>96円       | 3,000ヶ  |                   |

(注) 大正6,7,8年は『産業統計台帳』。同10年は「生産及消費貨物表(大正11年中) 静岡県駿東郡須山村」。同14年は同年事務報告よりそれぞれ作成。空欄は記載無し。

れ、「生産及消費貨物表」の不足高は「輸入貨物表」の数値と一致するという仕組みになつてゐるのである。仕組みの趣旨はよく分るが、この仕組みに合わせるため、無理に数字が操作されることはないのだろうか。また統計の事務的能力からして、個々の農家の行う生産の数値的実態をはたしてどこまで押さえきれるものだろうか。また不足分といふのはどうやつて算出したのだろうか。

さらに大きな弱点は、産出高（原則重量）の記載はあるが、その金額の記載は一切無いことである。鉄道計画のための資料であるため、輸送する品目とその重量については関心があつても、その品目の金額については関心が薄かつたのかも知れない。しかし村の経済を捉えようとする立場からは、金額の問題は極めて重要である。従つてこれは他の資料で補わなければならぬ。

以上様々な難点は予想されるが、重要な手懸りを与えてくれることは間違いない。早速表を掲出してみよう。表2の太枠内がそれである。中に玉蜀黍、小麦のように数値の合わないところもある。これは単純な計算間違いであるかもしれないし、もつと他に理由があるのかもしれない。が今はその答えの手懸りが無い。しかし数値の齟齬は小麦については無視し得るほど小さく、また玉蜀黍についても一〇〇石の齟齬は、小さいとは言えないが、全体の推察を妨げ

るほどではないと思われる。（玉蜀黍について言えば、六〇〇石という残高は輸出に回るはずであり、「輸出貨物表」を見ると、玉蜀黍の輸出量は六、〇〇〇貫とある。）

しかし、ここに掲出されている数値がそれぞれどの程度の信憑性があるかは、やはり確認しておきたい。またこの表には産出高はあるが、その金額はない。そこで『産業統計台帳 駿東郡須山村役場』（須山支所所蔵）と『大正十四年事務報告』とからこの点を補つておきたい。上記『産業統計台帳』は大正五年三月七日付『静岡県訓令第六号』により、『静岡県産業統計台帳』の一環として作成されたと思われるもので、大正四年から大正八年迄の数値が記載されている。ここでは大正六、七、八の三年間を探つた。また事務報告としてはこの時期最も詳細に数値を出している大正十四年を採つた。そしてそれらと大正十年と考えられる

「生産及消費貨物表」を年代順に並べたのが表3である。表3で『産業統計台帳』と『生産及消費貨物表』および『大正十四年事務報告』の数値を比較してみる。表を上から順に見ていくとして、玉蜀黍、小麦（大正十四年事務報告）は大麦、小麦合算の数値であり、『産業統計台帳』は区別しないで、豆類、米、甘藷、馬鈴薯、青芋、用材、薪材、竹材、清酒、鶏卵等の数値は、概ね整合性があると思われる。もとより年々の変

化はあるが、それはその年々の生産量の変化と見なし得る範囲であつて、統計上の不備に依るとまでは考えなくてよさそうである。そこでこれらの品目については表2の「生産及消費貨物表」を一応信頼できる数値と見なすこととする。

しかし木炭や茶の生産高は、あまりにも数値の相違が大きすぎて数値について疑問が生じないでもない。ここにある数値をもし正しいとすれば、木炭は、大正八年、十年、十四年と急激に生産を減らしていることになる。茶も同様大正八年、十年、十四年と急激に生産を減らし、十四年には統計にも載らないほどに減じたと言うことになる。やや不自然な変化があるので、これら二品目についての「生産及消費貨物表」の数値は慎重に扱うことにしよう。また三櫻、柿、梅などは、「生産及消費貨物表」以外の資料に記載がなく、なぜこの表にのみ出ているのか、項目の採り方に不整合も感じられる。しかし柿、梅は数値が小さいので、全体の分析には余り影響しないであろう。また同表の竹行李は他の年度との比較が難しいので、これも注意が必要である。生繭については後述する。

そこで表2「生産及消費貨物表」は、大まかなどころで生産や消費の量の実態を現していると考え、数値に問題や不備がある品目については、必要な個所で検討を加えるこ

にして、同表から、差し当たり考えられる須山村の生産と消費の動態を探つてみたい。

(一) 表2によれば、農産林産の村であるにもかかわらず、農林産物で不足しているものがいくつもある。麦、豆、米、梅、鶏卵の五品目である。米以外は数量が小さいが、白米は一千余石も不足しているとされ、それはかなりの部分、玉蜀黍との交換で満たしていたらしい。

田が全く無く、僅かの陸稲しか取れない須山村にとって、米の不足が深刻であることは、容易に推測が出来ることである。しかし、不足分が一千余石と明示されていることや、その入手方法や経路が示されていることは、大変興味深い。

ところでこの輸入された一千石余全てが飯米であったかは疑問がある。清酒一七〇石を製造していることからみれば、かなりの量が清酒原料であったと思われる。してみれば、大正十年当時約一六〇〇人近い人口がいたことを考えると、玉蜀黍の大部分を輸出にあて、それで白米を一千石余購入したとしても、米の不足は決定的で、主食は米の他、玉蜀黍（村内消費高一〇〇石）麦（同七〇〇石余）、豆類（同四〇石余）甘藷（同二三、〇〇〇貫）、馬鈴薯（同二、〇〇〇貫余）等が果たしていったらうと推定される。

(二) 農林産物の内、輸出している品目は玉蜀黍、木炭、

竹行李、三桿、用材、茶、生蘭、清酒である。小麦も輸出しているが、大麦の輸入量が大きく、小穀では麦と一括して考へるので、(ノ)では除く。産出高の大きい甘藷、馬鈴薯、青芋も、村内消費が全てであり、輸出、(つまり)〈貨幣〉獲得には貢献していない。清酒も『産業統計台帳』によれば二万円を超す産出額を誇る割には村内消費が大きく、輸出は若干であり、他方輸入さえして、〈貨幣〉獲得には貢献していない。従つて、村としての輸出品目（現金収入源）としては玉蜀黍、木炭、竹行李、三桿、用材、茶、生蘭の七品目を挙げる」とが出来よう。

ではこれら輸出品目でどの程度の現金収入を上げる事が出来るのだろうか。表3の大正八年『産業統計台帳』（大正十年に最も近い。かつ米騒動の翌年で、前年よりは物価が落ち着いていると推定される。）と『大正十四年事務報告』とを参考に輸出品目の産出額を検討してみよう。

玉蜀黍は産額は大正八年一、〇一五石で一七、七六三円（一石当たり一七・五円）、一四年一、一二〇石で一三、四四〇円（一石当たり一一円）である。十年は九〇〇石のうち六〇〇石が輸出されたのであるから、乱暴ではあるが、一石当たり仮に一四円として  $(17.5 + 12) \div 2$  計算すれば、八、四〇〇円の数値を得る。

木炭は産出高の数値が二つの資料で急減していく、(ノ)の

産出高の数値を(ノ)まで信頼して良いか、疑問が残る。しかし(ノ)の時期の事務報告には、産出高は記載されていないが、産出額が連年記載されている。それを挙げれば、肝心の十年は記載がないが、

大正一一年 六、一〇〇円

一二 一一、〇〇〇

一三 九、〇〇〇

一四 三、八四〇

一五 五、五七六

となる。産出額も年々の変動が極めて大きいのである。そ

の理由が産出高の変動によるものなのか、相場や景気の変動によるものなのか、あるいは統計上の問題に依るものなのか、そうした諸要因の複合によるものなのか、よく分らない。しかし産出額がこれだけ変動していることは、産出高においても年々の変動がある可能性を否定しないであろう。そこで「生産及消費貨物表」の産出高の数値も必ずしも不審とは言えない。しかし、大正十年において、木炭にどの程度の現金収入能力があつたかまでは、推計できない。竹行李も産出高の記載のみで、大正十四年の数値とは単位も数値も違います、実態はよく分らない。しかしこの時期の事務報告には産出額のみが連年記載されている。

大正八年 一、五〇〇円

一、六〇〇

八、五〇〇

二三、〇〇〇

一四、〇〇〇

一五、〇〇〇

五、一六〇

肝心の十年の記載がなく、またその前後で極端に数値が違つ

ている。しかもその理由が分明でない。これまた大正十年

において、どの程度現金獲得能力があつたか、不明という

しかない。強いていえば、数千円規模という程度であろう。

三樫は、参照すべき記載が見当たらぬ。用材は『産業

統計台帳』の数値を参照すれば万単位の収入になつたので

はないかと推定される。

茶は『産業統計台帳』の産出高の数値と『生産及消費貨物表』の数値との懸隔が大きすぎ、しかも他の参考すべき資料がない。

生蘭は、この時期の事務報告からは次のような数値が得られる。(括弧内は事務報告の記す説明)

大正七年 九七七石 六八、四九〇円

八 一、二三三 一〇七、四九八

九 一、二二六

(生蘭暴落)

一〇

五一三

二九、二四四  
(多雨、養蚕戸減、蘭暴落)

三、七五〇貫

三四、五〇〇

六六、一三三

九〇、一一五

これによつてみれば、大正十年は五一三石、二九、二四四

円である。事務報告の五一三石という数は、『生産及消費貨物表』の三、八六〇貫という産出高と全く整合性がない不

審の数値である。しかし産出額は連年の記載があるので信ずるとすれば、その現金収入は約三万円であろう。これは他の輸出品目が数千円程度かと推定されるのと比べると群を

抜いて大きい。この大正十年の価格総額は、戦後恐慌(大正九年)下での蘭価暴落の余波もあるのであらう、未だこの程度に落ち込んでいるが、景気の良い時は一〇万円前後に達することもある訳で、蘭は抜群の現金獲得能力がある

というべきであろう。

以上、輸出七品目の現金獲得能力の算定を試みたわけで  
あるが、数値としての確定は無理といふ他ない。ただ生蘭と用材の比重は桁違いに大きかつたとは言えよう。

それにも玉蜀黍、生蘭、竹行李、炭、材木などから  
の現金収入は何に使われたのであらうか。次節表4にある

ようには、先ずは白米、そしてそれ以外の様々な必需品の輸入品に用いられたであろう。つぎに考えられるのは、村、県、国の税金である。更には冠婚葬祭などの日常的な交際費、教育費、娯楽費等々が考えられよう。

#### 四 「輸出貨物表」と「輸入貨物表」

次にこうして生産されたものが、具体的にどう流通に回るか、又不足するものはどこから輸入されるか、といった問題を検討しよう。

表4は「輸出貨物表（大正十一年中）静岡県駿東郡須山村」と「輸入貨物表（大正十一年中）静岡県駿東郡須山村」とを統合したものである。この表についても信頼性については当然検討する必要があるが、他に参照する資料がないので、一応この数値を読み取ることにする。

(一) 輸出先としては御殿場が最大である。品目の多さでは最大であり、各品目で見ても、粗材は若干であるが、木炭の約三分の一、竹行李の全量、玉蜀黍の全量、生繭の約二二パーセントが御殿場に輸出されている。

(二) 補野へは、粗材のほぼ全量、木炭の一〇パーセントと、生繭の二六・三パーセントが来ている。

(三) 沼津は案外に関係が薄い。木炭の一〇パーセントと

生繭の一三・一パーセントが仕向けられているに過ぎない。

(但し人の関係はもっと深い。後述)

(四) 大宮（現富士宮市）との経済的関係は深く、この時点では御殿場ほどではないにしても、補野と匹敵するくらいの規模があつたようである。竹類若干の他、木炭の四〇パーセント、生繭の三九・四パーセントを占める。この辺りが、鉄道の計画が持ち上がる理由であつたのかとも思われる。ただし輸入品は目立ったものが無いらしく、記載されておらず、この点は補野と違つていて。

(五) 木炭や生繭といった、金額も量も多い品目はかなり分散して仕向けられている。しかし玉蜀黍は全量が御殿場向けであり、逆に白米は全量御殿場からであるから、生命の維持に関する基本はやはり御殿場とのあいだの関係が深いと言うべきであろう。

(六) 輸入先を見ると圧倒的に御殿場である。食料（白米、精麦、青物）、調味料（醤油、塩）など生存に不可欠なものがほとんど全てここから来る。また肥料のような農業に不可欠なものもここから来る。清酒や麦酒など、嗜好品もここから来る。しかし佐野（補野）も肥料と青物を供給している。

以上を総合してみれば、販売、購入を中心とした経済関係としては、御殿場との関係が最大であり、主要産品を御

表4 「輸出貨物表（大正11年中）静岡県駿東郡須山村」「輸入貨物表（大正11年中）  
静岡県駿東郡須山村」統合表

|                       | 仕向先         | 距 離   | 品 目 | 数 量     | 運搬方法          | 運 貨 割 合    |
|-----------------------|-------------|-------|-----|---------|---------------|------------|
| 輸<br>出                | 御 殿 場       | 2里18丁 | 粗 材 | 400     | 馬力            | 一本歩 1円20銭  |
|                       |             |       | 木 炭 | 15,000貫 | 馬力及駄馬         | 5貫 9銭      |
|                       |             |       | 竹行李 | 1,500   | "             | 一組 6銭      |
|                       |             |       | 玉蜀黍 | 6,000貫  | "             | 15貫 35銭    |
|                       |             |       | 生 蘭 | 800貫    | "             | 10貫 50銭    |
| 貨<br>物<br>表           | 裾 野         | 3 里   | 粗 材 | 7,000   | 馬力            | 一本歩 1円40銭  |
|                       |             |       | 木 炭 | 5,000貫  | 馬力駄馬          | 5貫 10銭     |
|                       |             |       | 生 蘭 | 1,000貫  | "             | 10貫 70銭    |
|                       | 沼 津         | 6 里   | 木 炭 | 10,000貫 | "             | 5貫 17銭     |
|                       |             |       | 生 蘭 | 500貫    | "             | 10貫 1円20銭  |
| 輸<br>入<br>貨<br>物<br>表 | 大 宮         | 6 里半  | 木 炭 | 20,000貫 | "             | 5貫 22銭     |
|                       |             |       | 竹 類 | 500束    | "             | 1駄30貫 4円   |
|                       |             |       | 生 蘭 | 1,500貫  | "             | 10貫 1円40銭  |
|                       | 仕出元         | 距 離   | 品 目 | 数 量     | 運搬方法          | 運 貨 割 合    |
|                       | 御 殿 場       | 2里18丁 | 白 米 | 1,000石  | 荷積馬車及<br>駄馬雇人 | 1表(ママ) 30銭 |
|                       |             |       | 精 麦 | 84石     | "             | 1表 25銭     |
|                       |             |       | 肥 料 | 250俵    | "             | 1表 20銭     |
|                       |             |       | 正 油 | 200樽    | "             | 8升タル 13銭   |
|                       |             |       | 清 酒 | 15本     | "             | 4斗入 45銭    |
|                       |             |       | 青 物 | 50俵     | "             | 1表 30銭     |
|                       |             |       | 塩   | 200呪    | "             | 50斤壱呪 15銭  |
|                       | 佐 野<br>(ママ) | 3 里   | 麦 酒 | 60箱     | "             | 4打入1箱 45銭  |
|                       |             |       | 肥 料 | 200俵    | "             | 1 表 25銭    |
|                       | 沼 津         | 6 里   | 青 物 | 50俵     | "             | 1 表 35銭    |

殿場に売り、そこから必要な食料、嗜好品、肥料などを購入している。他方大宮との関係も意外に深く、木炭、生繭などを捌いている。御殿場と大宮とは、言わば十里木街道の両端に位置すると言つても良いから、古くから富士山麓を周行する形のこの街道が須山の流通経路としてまだ十分機能していると考えられる。しかもこの大宮、須山、御殿場は何れも古くからの富士信仰と関係が深い集落という共通点もあり、その面から多面的な人的な関係も生じていたろう。そしてこうした諸関係が経済的関係を裏付けていたとも推定されよう。こうした流れの中では、須山と佐野（裾野）との経済的関係は、むしろ新しく、近代になつて深まってきたのかもしれない。しかしこのことは、大正期における裾野地域経済圏の成立を主張する小稿にとり、むしろ有利な推定と言えよう。

## 五 人的な交流

以上は物の流れを見たのであるが、人の流れはどうであるか。綴りの中に「甲号旅客表」（大正十年中静岡県駿東郡須山村）、「乙号旅客表」（大正十年中静岡県駿東郡須山村）と題する統計がある。これを検討してみよう。  
なお「甲号旅客表」は、「当市町村所在ノ旅店又ハ知人ノ

家ニ他ヨリ来泊セシ旅客ノ当地出発数ヲ根拠トシテ其ノ旅行先及旅行方法（陸路、水路）ノ区別ニ依リ之ヲ調査記入スルモノ」であり、大正十年中に他市町村より来村した宿泊客の数値である。「乙号旅客表」は「当市町村居住者ニシテ旅行若ハ用弁ノ為メ他所へ赴ク者、又ハ隣近市町村居住者ニシテ当地ヨリ他ヘ日帰リスル旅客ノ当地出発数ヲ根拠トシテ其旅行先及旅行方法ノ区別ニ依リ之ヲ調査記入スルモノ」とある。須山の場合、その地理的孤立性から見て「隣近市町村居住者ニシテ当地ヨリ他ヘ日帰リスル旅客」がそれほど多かったとは思えないから、大部分は村人の日帰りないし泊を伴う旅客の出発数と考えられる。

「甲号旅客表」について言えば、もしこの表の「旅行先」をもともとの出発地であり、そこから何らかの用で須山に来泊し、そこへ帰るのだと読めるのであれば、御殿場や沼津からの来村が圧倒的に多いことになる。その場合は、御殿場については、前項に述べたような経済的つながりからすれば、商取引関係が多かったらうと推定される。また沼津からの人々は、富士登山、富士信仰との関連があるのかもしれない。また東京、横浜との関係も興味を引く。しかしこの表だけからは、差し当たり、結構他市町村人の来訪、来泊があつたという程度のことしか言えそうもない。

しかし「乙号旅客表」は先のような理解に立てば、須山

表5 「甲号旅客表」(大正10年中静岡県駿東郡須山村)、「乙号旅客表」(大正10年中静岡県駿東郡須山村)

「甲号旅客表」

| 旅 行 先     | 距 離 | 人 員    |     |        | 備 考        |
|-----------|-----|--------|-----|--------|------------|
|           |     | 陸路客    | 水路客 | 計      |            |
| 東 京       | 30  | 50人    | —   | 50人    | 旅客         |
| 横 浜       | —   | 10人    | —   | 10人    | "          |
| 山 球 県     | —   | 30人    | —   | 30人    | "          |
| 御 殿 場     | —   | 1,000人 | —   | 1,000人 | "          |
| 沼 津       | —   | 700人   | —   | 700人   | "          |
| 富 士 郡 大 宮 | —   | 50人    | —   | 50人    | "          |
| 伊 豆       | —   | 60人    | —   | 60人    | "          |
| —         | —   | 400人   | —   | 400人   | 知家ニ宿泊シタルモノ |

「乙号旅客表」

| 旅 行 先         | 距 離   | 人 員    |     |        | 備 考                             |
|---------------|-------|--------|-----|--------|---------------------------------|
|               |       | 陸路客    | 水路客 | 計      |                                 |
| 御 殿 場         | 2里18丁 | 1,200人 | —   | 1,200人 | 日帰リスルモノ                         |
| 裾 野           | 3里    | 400人   | —   | 400人   | "                               |
| 沼 津           | 6里    | 70人    | —   | 70人    | "                               |
| 東 京 方 面       | 30里   | 40人    | —   | 40人    | 他所行宿泊                           |
| 西行、沼津・静岡・伊勢方面 | —     | 80人    | —   | 80人    | 他所行宿泊(欄外注記。沼津30、静岡15、伊豆10、伊勢20) |

村の人々がどこに行つたか、ということを知る目安となる。表によれば、圧倒的に多いのは日帰りで御殿場に行くケースであり、次に多いのが裾野に日帰りで行くケースである。沼津にも少数ではあるが日帰りで行く村人がいる。片道六里、帰りは上り道であるから、これはかなり大変であつたろう。何の為の他行か。これは前項を参照すれば、御殿場と裾野は、商取引や必要な品々の購入であろうし、

沼津は、商取引や買い物もさる事ながら、当地方を管轄する諸官庁があるところからすれば、役場関係者を含めた官府関係の用弁といったことも考えられよう。さらに数は少ないが泊を伴つて遠方に行く村人もいたことが分る。

これを総合してみれば、御殿場との関係は人的な往来の面でも抜きん出て多く、大分落ちるが裾野がこれに次いでいる。大宮は甲号表に五〇人の数値を出しているだけである。これに対し沼津が両表ともに顔を出している。甲号表では御殿場に次ぐ七〇〇人と言う数値であり、乙号表でも日帰り七〇人、泊三〇人の数値が得られる。前項で見た経済関係からは意外なほどの往来があつたらしく、これは信仰の関係や政治的中心都市としての機能を考えないと説明がつかないのでなかろうか。

## 六 『通史編I』の記述との関係

『通史編I』で、一九二〇年代における、裾野地域経済圏とでもいうべきものの成立という見通しを提出した。またその前提として明治、大正期の須山村の経済的動向を小泉村と比較した。上記の諸表分析はこれらを幾らかでも補強することが出来るであろうか。

第一の一九二〇年代における、裾野地域経済圏とでもいすべきものの成立という見通しについては、先述したように須山と裾野との経済的関係は、まだまだ御殿場には及ばないが、確かに深まりを見せていることを、具体的な品目を以つて傍証できたと考える。須山村は交通路のごく限られた山村であるが、自給自足是不可能であつて、どこか他村と交換しなければならないのであるが、その一角に裾野が位置しているのである。裾野駅を中心とする経済圏の中核ではないが、裾野駅を中心とする経済圏の取引の範囲にあるべきであろう。そうしてもし御殿場地域経済圏と言うようなものを想定するとすれば、須山はその一角でもあつたといえよう。

第二の点はどうか。『通史編I』では表6によつて明治三十七年の須山村と小泉村の財政構造を比較した。須山村はこの年歳入総額は一、九二六円、小泉村は一、七四一円で、

須山村のほうが二〇〇円近く多い。ところが両村において最大の収入源である村税収入を見ると、前者は一、二八七円、後者は一、四九三円で小泉村の方が逆に二〇〇円余多い。差し引き四〇〇円余の差は、須山に合計五四〇円あり、小泉には五四円しかない、村の財産収入の差と見合う。須山村の五四〇円は銀行株五、〇〇〇円の配当金と貸付金一、〇〇〇円余に対する利子収入である。つまり須山には村の年間予算が一、九〇〇円余の時、その約三倍にもあたる六、〇〇〇円余の積立金があつたことになる。大変な超優良財政と言わねばならない、として、この須山村の積立金の原資は、明治九年以降、当時の戸長勝田三平の尽力により一三戸共有として成立した山林の収益の蓄積金と考えられるところから、山林の収益力は大きかった、と結論付けたのである。

他方、表7から大正四年の須山村の歳入予算額は三、三八八円であり、小泉村は四、五九七円、その収入の内訳を見ると、須山は村税が二、五〇五円、財産収入が四八六円、歳入の内訳の大部分はこの二つである。他方小泉村は、村税が四、〇九四円。明治三十七年の時と同様、これが歳入の大半である。そうしてみれば両村の歳入構造は明治期と変わっていないように見える。しかし内実はかなり変化があると思われる、として以下のように述べた。

一つは須山はこの時点では財産収入が四八六円あるところからみて、財産額も明治期と同様五、〇〇〇円ほどあつたと推定されるが、それらが予算規模に占める比重は著しく小さくなっているということである。他方税収に殆どを負う小泉村の村税の内容は、戸数割二、六一七円、地租附加七六一円の他、県税雜種税付加二六〇円、同営業税付加税、所得税付加税など、商工業からの収入と見られるものが著しく増えている。要するに余裕を支えた山林収入が重みを持たなくなつた村と、時代の展開に沿つた新しい収入源を獲得しつつある村との差が出始めているとみると、これが出来よう。このころから小泉村では、佐野（裾野）駅前の商店街が発展し、工場ができ、人の往来がしげくなつて都市の風が吹き始めるなど、近代のダイナミズムが働き始める。須山は依然として昔のままである、と。

「須山は依然として昔のままである」というのは正しいか。経済構造においては大正十年時点でもその通りといえよう。先に諸表から検討した如く、農林產品がその主産品であり、それをほぼ加工せずに輸出しており、（竹行李にしても、家内副業以上には出なかつたようである。）そうして得た現金で各種食品や肥料など工業製品を購入していた。山村風景は変わつていなかつたろう。竹行李、甘藷、蘭など特產品はそれなりに開発が進んでいたと思われるし、若

表 6 明治37年の須山村、小泉村の歳入内訳  
(須山村は予算書、小泉村は決算報告より作成。単位円、小数以下切り捨て)

| 歳入計         | 交付金 | 県補  | 村税計   | 地租付加 | 国税営業税附加 | 所得税附 | 戸数割附  | 県税営業税附加 | 営業割 | 営業税割 | その他 | 基本財産収入 |
|-------------|-----|-----|-------|------|---------|------|-------|---------|-----|------|-----|--------|
| 須山<br>1,926 | 10  | 36  | 1,287 | 106  | 8       | 1    | 1,122 | 48      | —   | —    | 51  | 540    |
| 小泉<br>1,741 | 64  | 101 | 1,493 | 400  | —       | 70   | 770   | —       | 185 | 66   | 25  | 54     |

表 7 大正4年の須山村と小泉村歳入内訳  
(須山村、小泉村とも予算書より作成。単位円、小数以下切り捨て)

| 歳入計         | 交付  | 県補  | 郡補 | 寄付 | 村税計   | 地租附 | 国営付 | 戸数割附  | 県種附 | 県営業附 | 所得税附 | その他 | 財産収入 |
|-------------|-----|-----|----|----|-------|-----|-----|-------|-----|------|------|-----|------|
| 須山<br>3,388 | 77  | 155 | 5  | 84 | 2,505 | 183 | 8   | 2,216 | —   | 85   | 10   | 75  | 486  |
| 小泉<br>4,597 | 151 | 71  | 15 | 37 | 4,094 | 761 | 122 | 2,617 | 260 | 117  | 215  | 173 | 51   |

干の小工場があつたと思われるが、それは農村工業として発展し、労働者が来住し、何らか集落の都市的機能が発展する、という風な方向には働いていないと思われる。

#### 註

(1) 表一及び『須山村 昭和六年事務報告』(須山支所所感) 参照。  
またこの項の引用は全て右事務報告による。

(2) 収穫量の表示単位は大正十年迄石、十一年以降貫に変わる。換算率は一石＝一貫である(農林省統計調査部編『養蚕累年統計表』一九六一年)。

(いわさき のぶお・調査委員・東京都立日黒高等学校教諭)

## 資料編『古代・中世』補遺

『裾野市史』第二巻資料編古代・中世は、駿河郡（駿東郡）域の文字資料を集成・採録する史料集として、一九九五年三月に刊行されたが、その後、当地域に関する研究の進展や近隣自治体史の編さんなどによって、新たな知見が得られるようになつた。そこで『裾野市史研究』の誌面に資料編古代・中世の補遺を収載して、読者の利用の便をはかることとした。なお史料採録にあたつては、『市史研究』の誌面構成・紙数などの制約上、以下の基準を設定した。

- 一 読み下しは省略した。
- 一 出典解題は、裾野市域に関わるものに限つた。
- 一 地名註は駿河郡（駿東郡）域に限り、人名註についても必要最小に限つた。

- 一 宛字の訂正などに限つた。
- 一 資料編古代・中世に採録した史料の参照が必要な場合には、資料編〇〇号と略記した。
- 一 その他、基本的な体裁は資料編古代・中世の凡例に従つた。
- 一 稿末に出典一覧を付した。その際、原典に拠らず刊行物で文字校正した場合は、その書名を示した。

なお補遺の執筆には、市史編さん調査委員の東島誠が当たつた。

承安四年 甲午（一一七四）

治承四年 庚子（一一八〇）

三月、源義経、奥州への途次、黄瀬川に立ち寄るという。

補一 平治物語 下

沙那王十六と申承安四年三月三日のあかつぎ、くらま寺をそ出てける、世中におそれて、うへにこそ、さる児など悪むよしなれ、内々の心きへ、人にすくれたりしかは、申うけたまハリし同宿児なども皆、余波をぞ惜ける、（中略）駿河国させ川へ着て、北条へよらん、との給へは、深栖<sup>(3)</sup>ハ見参に入て候へ共、重頼<sup>(4)</sup>ハいまた見参にいらす、先国へ落着せ給ひて御文にて御申候へと申せは、よかりなん、とてとをりけり、深栖、状をもて此よしを兵衛佐殿へ申たりければ、さる者候、あひかまへて不便にし給へ、とぞ返事にへ有ける、

（1）源義経。 （2）黄瀬川。 （3）深栖光重。 （4）深栖重頼。

（5）源頼朝。

十月十八日、源頼朝、黄瀬川に着陣する。その時の模様が平治物語にみえる。

補二 平治物語 下

一条・武田・小笠原、甲斐国よりうつて出、駿河の目代弘正<sup>(1)</sup>うたんとて、駿河国へ発向す、目代弘正、其勢幾程もなかりければ、平家に心さしある輩、一千余騎馳集て、目代を見つきけり、甲斐源氏三千余騎を三手に分て、中に取籠責ければ、目代弘正討れにけり、平家此事を聞て官軍をさし下さる、大將軍ハ權亮少将惟盛、其勢五万余騎にて、富士川の岸かんはらに陣をとる、兵衛佐<sup>(3)</sup>二十余万騎の勢にて、足柄と曾根二の山を越て、駿河国させ川に陣をとる、明日合戦と定めたりける夜、富士の沼においてたりける水鳥のたちける羽音を鯨波と聞なしして、一矢も射す逃のほりける、

（1）橘遠茂の誤り。 （2）「維盛」の誤記。平維盛。 （3）源頼朝。 （4）黄瀬川。

養和元年 辛丑（一一八一） 治承五年七月十四日改元

文治元年 乙巳（一一八五） 元暦二年八月十四日改元

五月、このころ、源頼朝、山城介久兼に、黄瀬川にて絹二百疋を受け取らせようとする。

補三 源頼朝書状状写 高徳院旧藏文書

（花押<sup>1</sup>）

若宮廻廊中門の礎石<sup>2</sup>、酒匁太郎沙汰として取うかへさすへし、船<sup>3</sup>酒匁<sup>4</sup>なけれども存其旨て可致沙汰也、兼又、済物用途料国絹二百疋許沙汰出て久兼<sup>5</sup>とらすへし、来月四日許着瀬川など<sup>6</sup>着様<sup>7</sup>沙汰すへし、御怨々之間、久兼<sup>8</sup>物をも不給之候、然者着瀬川などにて

○黒川高明『源頼朝文書の研究』は、鎌倉中期ごろの写とする。

(1) 源頼朝。(2) 本文書は札紙が散逸しており月日不詳であるが、鶴岡八幡宮若宮造営の開始時期にかけて、ここに收める。(3) 山城介久兼。(4) 黄瀬川。

八月、閑谷集の作者、この頃より大畠に草庵を營み、和歌を詠む。

補四 閑谷集<sup>1</sup>

文治元年八月のころほひより、するかのくにおほはた<sup>2</sup>にすみ侍りけるに、あやしのくさの庵<sup>3</sup>むすひてわたりはじめたりける夜、まつむしのよもすからなきけるをききてよめる、おほつかなうき世をいとふ住かにてたれまつむしのなきあかすらん

あしたかにまわりてはへりけるに、よろつわひしき事を思ひつけてよめる、

はくくみをふかくそたのむとやかへる このあしたかに身をまかせつつ

おなしみやにまわりて、紅葉の枝にむすひつけてたてまつりける、

たつたひめ染むるもみちのからにしき わかうちかみのたむけとそなる

はうのまへにさくらをうゑたるを、風のふきちらすをみて、

谷かくればなをうゑおくかひそなき なほたつねきてちら

すかせには

山さくらねにかへるともわするなよ をしむこゝろのあさ  
からぬをは

正月に、ある人のもとよりいはひおこせたるかへりこ

とに、これかやうにそいはまほしきとて、

今はたたわしの山水なかれきて こころをすます身とそな  
りぬる

あるひしりの、人のにくむよしをいひおこせたりけれ  
は、かへりことによみてつかはしける、

そしるとも人のためにはつのぐにの あしかるこゝろおこ  
ささらなん

おほはたにて、ねはんゑのこゝろひとひとよみ侍りけ  
るに、

かくれけむ月をしのふのすりころも みたれてけふは物そ  
かなしき

月かくれくらきこのよにのこりゐて いくたひあさのそて  
ぬらすらん

すみ染のたもとそけふは露しけき 鶴のはやしをしのひか  
ねつ

(中略)

ある人のもとより、おほはたにゐたれば、くりおほく  
あるらん、すこしおこせよと申しつかはしたりけるか

へりことによめる、

おほはたにかけてはおれとしらいとの 思ひみたれでくり  
もやられす

(後略)

(1) 鎌倉時代の私家集で『続群書類從』にも所収。「閑谷法  
師集」という写本もあるが、作者不詳。その父は在京しており、

北条氏一族との関係も指摘されている。作者本人は、加賀・但  
馬などを経て、本号以降、駿河国大畠に居住している。(2) 補  
野市大畠。大畠遺跡からは、経塚を含む平安・鎌倉時代の遺構・  
遺物が多数確認されており、本号の記述と符合する。(3) 資  
料編二五〇・二八六・二八七号にみえる大幡寺の前身である可  
能性も考えられる。(4) 愛鷹山。

文治二年 丙午（一一八六）

四月二十日、源頼朝、副嶋大膳大夫に伊豆国佐野を交付するといふ。

補五 源頼朝（？）御教書案 武雄鍋島家文書

伊豆国佐野住人副嶋大膳大夫申本所之事、去三月十八日佐野三百五十町打渡所実也、於以後不可有相違之状、執達如件、

文治二年丙午四月廿日

源判

副嶋大膳大夫殿

○本文書は検討の余地がある。

（1）三島市佐野。裾野市佐野に接する。資料編七七号参照。

（2）源頼朝に仮託するものであるう。

建久二年 辛亥（一一九一）

閏十二月二十八日、源頼朝、佐々木定重横死の弔いとして、父定綱に御教書を遣わすといふ。その状に、黄瀬川着陣時のことがみえる。

補六 知不可極 賴朝佐々木被下状

廿八日壬申、佐々木小次郎兵衛尉定重横死事、流言不及三度、然而非<sup>無</sup>其疑、依難默止、今日為御訪、被遣委細御書於父左衛門尉定綱許<sup>云々</sup>未趣配<sup>（1）</sup>國、

次郎兵衛事まことしくハ思召ね共、世のならひざる事もなからむ哉、不便の事也、（中略）早河の戦の時ハ、敵既に近付参考五六敷也、思召たりしか共、御心なかくためらひき、心短くてハ日本國の權を取けんや、まな靄の海を渡し給し時の心細さはかかるへしとハおほしめささりしか共、廿万騎の御勢をくしてさせ川へ着せ給ひたりし時ハ、何様に静りたる時の御心地よりも猶もいさましかりし、大方源平の乱なれハ、唐土までも聞えざらん哉、（中略）返々も鎌倉殿御家人にて久敷も又子共の末迄続せんと思ハヽ、心を長くしてつゝしみてよかるへき、すちなき事仰たりと思へて、此御文を能々見まいらせて、子共にも面々云をしへよとの仰にて候也、仍執達如件、

建久二年

<sup>(3)</sup> 潤十二月廿八日

盛時<sup>(4)</sup> 奉

佐々木太郎左衛門尉殿

建久五年 甲寅（一一九四）

七月十二日、藤原貞宗・伴宗長・源守包・紀家重、上津池の三明寺に経筒を埋納する。

補七 経筒銘

建久五年甲寅七月十二日

上津池剛嶽山三明寺<sup>(1)</sup>

散位藤貞宗

同伴宗長

源守包

散位紀家重

（1）沼津市岡一色の門池に比定されている。（2）沼津市。

十一月二十一日、閑谷集作者の父、没する。これよりのち、一両年の間に詠まれた作者の和歌の詞書に、井出・日吉神社・岡宮がみえる。

補八 閑谷集

ゐてといふところの山吹おもしろきよし、人の申すを  
ききて、

をらはやと思ひやることかひなけれ おとにのみきく井手  
の款冬

（1）以上三行は、『吾妻鏡』の逸文と考えられる。（2）黄瀬川。  
（3）閏十二月。（4）平盛時。（5）佐々木定綱。

(中略)

あすは日よしのみやへまゐらんと思ひける夜、あめの  
あさましきほどにふりけるか、まゐりけるつとめでは、  
そらさりけなくはれたりければ、かみもうけたまふに  
や、とうれしくおほえて、

かくはかりてらす日よしのうれしさに、こころのやみもは  
れぬへきかな

(中略)

ある人、日よしのみやにてはなくしけるついてに、

明神増威光といふこころを、

ますかかみいととひかりのさやけさに、てりこそわたれあ  
けの玉かき

(中略)

日よしのみやにて、人人あまたうたをよみて、御かみ  
のたむけにし侍りけるを、あはれとやおほしめしけむ、  
としよりたるくそうの夢に、らてんの御とをおしあけ

て、かくおほせいたされたりける、  
ちはやふるかみはちとせとおほしめす　わかをこころにか  
けて見すれば

(中略)

あひしれりける人、日よしのみやにてはなくしはつる  
ついてに、

社頭月

あけの戸のみすにかかりてよをてらす　かかみにいととや  
とする月かけ

草花露

おもしろき玉とは見えてとりかたや　このかるかやにむす  
ふしら露

おなしきこころ、かみはうらやましとやおほしめすらん  
とて、人人をすすめてをかのみやにてはなくしはへり

けるに、

社頭紅葉

よをてらすかみのひかりにもみち葉の　にしきをさらすし  
めのうちかな

羈中千鳥

なみまくらなはぬたひのとも千鳥　これやきよみかかた  
みなるへき

(1) 沼津市井出。 (2) 日枝神社 (沼津市) か。 (3) 岡宮浅  
間神社。沼津市。資料編二五〇・二八六・二八七号にも、大幡  
寺 (裾野市大幡と考えられる) とともにみえる。

建久七年 丙辰（一一九六）

十月四日、紀家重夫妻、上津池に経筒を埋納する。

補九 経筒銘

上津池<sup>①</sup>

百部如法経内

一部 大施主散位紀家重<sup>②</sup>

女施主源氏

建久七年大歳丙辰十月四日

建仁二年 壬戌（一二〇一）

正月十四日・三月十五日・五月十七日・七月十八日・九月十九日・閏十月十九日・十二月二十日の七夜、大烟に人々が集まつて庚申待が行われ、閑谷集の作者、和歌を詠む。

補一〇 閑谷集

七庚申有りけるとし、おほはたに人人あつまりて、そのよは文殊講なむおこなひて、よもすからゐあかし侍りけるついてによめる、

建仁二年正月十四日夜、

立春祝

はるかすみたつほともなくみよしのに こころの行くやちよのはつはな

隣家梅

またなれぬ人の軒はの梅なれと にほひこそわかやとにもりくれ

同三月十五日夜、

尋花入深山

はなさくはみやまのそこと知らねとも 心のそらにたつねこそいれ

惜柳居岸上

ひとすちにきしにのみゐてをしめはや われにかたよる青

柳のいと

同五月十六日夜<sup>(2)</sup>

海上時鳥

ほととぎすなみちの空を過ぎゆくは

しるしとめすやもし  
の関守

雨中菖蒲

おのつからとる人もなきさみたれに  
うきねをなかすあや

めくさかな

同七月十八日、

行路秋花

夕くれにかからしものをいと薄  
なみよるまのはまちな

らすは

七夕後朝

ほしあひの空さりけなくすきぬれと  
たへやかねぬるけさ

のわかれは

煩惱即菩提

いつとなくひとはうき世のはなならて  
やかてこの身そさ

とりとはなる

同九月十九日、

暮秋曉月

ねさめしてなかむる空の月かけや  
すきゆく秋のかたみな

るらん

賤宅籬菊

思ひよらぬ人もふせやをたつねけれど  
まかきのきくのはな  
のさかりは

同閏十月十九日、

山路落葉

ならかしはちるふたむらの山ちには  
みないそかるるおと

のみをする

寒夜千鳥

みきはよりこほるしも夜のをし鳥は  
せめてやおきのうき

ねをする

同十二月二十日夜、

松上雪

雪ふれはなみちはるかにしら雪の  
かかると見ゆるするの

まつ山

旅宿埋火

よをこめてたちそやられぬうつみ火の  
したにこかるるく

さのまくらは

山家歲暮

としのくれすつるなけきのありければ  
なほ山さともこり

そはてぬる

(1) 補野市大烟。 (2) 「十七日」の誤り。十六日は己未。

元久元年 甲子（一一〇四） 建仁四年二月二十日改元

建永元年 丙寅（一一〇六） 元久三年四月二十七日改元

十一月、閑谷集の作者、浮島ヶ原に八万塔を建てて、和歌を詠む。

補一一 閑谷集

かのためにとて、うきしまかはらにいて、八万きの  
たふをたてはへりけるに、  
心さしかさぬるいしのかすことに かのひかりさすさとり  
なるへし

九月二十四日、日吉新宮の祭り、二十五日、大畠の愛鷹の  
祭りが行われ、閑谷集の作者、和歌を詠む。

補一二 閑谷集

同し廿四日、ひよしの新宮の御まつりを思ひいて、  
ますかかみ玉のみこしにかけさして いまやはまへのみゆ  
きなるらん

つきの日、おほはたのあしたかの御まつりにて、みか  
くらなにくれなんとののしりあひたるを聞きて、  
こもりゐてなけきのみとはなりながら かみのさかゆるお  
とそられしき

(1) 浮島ヶ原。沼津市・富士市。

(1) 捩野市大畠。

承久三年 辛巳（一二二一）

五月、承久の乱鎮圧の北条泰時軍に、大森弥二郎兄弟がみえる。

補一三 慈光寺本承久記 上

義時<sup>①</sup>ハ軍ノ僉議ヲ始ラレケリ、海道清見力関ヲハ湯山小子

郎ニ預ケ玉フ、山道三坂関ヲハ三坂三郎ニ預ケ玉フ、北陸

道塩山・黒坂ヲハ山城大郎ニ預ケ玉フ、「アヤシハタル者

入テ、屬降カクナ、ハ殿原<sup>②</sup>、故大將殿<sup>③</sup>ノ御時、軍ノ先陣ヲ

ハ畠山庄司次郎重忠コソ承シカトモ、其人共ハ今ハナシ、

今度ノ先陣、誰ニカ有ヘキ、乍去、海道ノ先陣ハ相模守時

房、此手ニ可付人數ニハ、城入道・森入道・石戸入道・本

間左衛門・伊藤左衛門・加持井・丹内・野路八郎・河原五

郎・強田左近・大河殿・大見左衛門・宇佐美左衛門・内田

五郎・久下三郎・勾當時盛ヲ始トシテ、其勢二万騎ナルヘ

シ、二陣、武藏守泰時<sup>④</sup>、此手ニ可附人々ニハ、関左衛門・

新井田殿・森五郎・小山左衛門・新左衛門・善左衛門・宇

津宮入道・中間五郎・藤内左衛門・安藤兵衛・高橋与一・

印田右近・同刑部・阿夫刑部・大森弥二郎兄弟<sup>⑤</sup>・保威左衛

門・蜂川殿・讚岐右衛門・口五郎・駄手入道・同平次・金

子平次・伊佐三郎・固共六郎・丹党・小玉党・井野田党・

金子党・楷二郎・有田党・弥二郎兵衛・駿河二郎康村・武

蔵太郎時氏ヲ始トシテ、其勢可為二万騎、三陣、足利殿、四陣、佐野左衛門政景・二田四郎、五陣、紀内殿・千葉次郎ヲ始トシテ、海道七万騎ニテ上ルヘシ、（中略）五月廿一日甲寅日ソ、猶々急玉ヘ、廿一日ニモ成ニケレハ、海道ノ辰原ハ若宮大路ニ打立テ、上差抜テ、若宮三所ニ奉リ、由比浜ヘ打出テ、腰越山ヲ打過テ、足柄山ヘソ懸玉フ、

(1) 北条義時。 (2) 和殿原。 (3) 源頼朝。 (4) 北条時房。  
(5) 北条泰時。 (6) 実名不詳。

弘安七年 甲申（一二八四）

二月二十三日、將軍惟康親王、佐野蓮光寺に境内地を与えるといふ。

補一四 蓮光寺記録<sup>(1)</sup>

○蓮光寺所藏  
○裾野市佐野

起録

夫駿州駿河郡御厨佐野村功德山八葉院蓮光寺者、人王九十二代、後宇多院治天弘安四辛巳ノ歳迄者、真言宗ニ有リシニ、宗祖一遍上人弘安五年牛ノ年、豆州三嶋大明神<sup>(2)</sup>參宮而、水上<sup>(3)</sup>道場<sup>(4)</sup>暫ク逗留シ、同年七月初旬之頃<sup>(5)</sup>、門第諸共式百數拾余人引共シ、富士山ニ詣テ、山亦山都卒内院ニ近シ、其ノ砌<sup>(6)</sup>功德山ノ住持善栄阿闍梨上人ヲ招請シ、於テ仏祖前ニ法樂ノ法事神勅之御算化益スルヲ願フ、是者為メ群類<sup>(7)</sup>化渡セん也、時ニ住持善栄法印<sup>(8)</sup>數問、法門ヲ書付捧ル上人ニ、數多ノ論問、上人一ニ成シ返答ヲ、其上安心決定之深意ノ授<sup>(9)</sup>示ヲ、阿闍梨者両眼ニ涙ヲ流シ、上人ノ法徳ヲ貴シ、垂<sup>(10)</sup>袈裟ヲ、成<sup>(11)</sup>拌<sup>(12)</sup>、多年修學ノ捨テ真言ノ奥儀ヲ上人ニ帰依シ、法印願ヒ自名ヲ、上人改<sup>(13)</sup>覺阿彌ト、時宗ノ僧侶成ル<sup>(14)</sup>此時ヨリ始レリ、自爾シ已ノ來タ、相州藤澤山清淨光寺ノ門末ト成ル<sup>(15)</sup>扱又境内御除者、將軍 惟康親王ノ御治世、御書付<sup>(16)</sup>平ノ時宗公<sup>(17)</sup>被仰付被成下、其ノ後<sup>(18)</sup>從將軍家數通<sup>(19)</sup>御書付<sup>(20)</sup>雖被下置、天文年中為兵乱<sup>(21)</sup>、令ル燒失也、

有之、是迄者如古縁起<sup>(22)</sup>也、

弘安七年二月廿三日

一 境内四町四方從 惟康親王被成下、

一 慶長十一年歲 東照權現様御治世、大久保石見殿御巡

見、御繩四拾四間四方、外ニ敷等御見捨被成下、

一 延宝五丁巳歲三月十二日、稻葉美濃守殿御檢地、御除四石三計式舛也、境内三拾六間四方、外ニ土手敷毫間宛、敷等御見捨也、是者箱根堀貫用水出来付、神山村<sup>(23)</sup>下郷皆々新御檢地ナリ、三木半左衛門、今峯半右衛門、右兩人者檢地奉行也、

朱印 印文「東陽」カ

集<sup>(24)</sup>申當享十一丙午曆迄凡四百五捨有余歳時、宗門末之法流ヲ取行<sup>(25)</sup>者也、且亦古來之記録及大破<sup>(26)</sup>、此ノ一軸ニ龜<sup>(27)</sup>麿々令ル書寫者也、

功德山八葉院住持

朱印 印文「東陽」カ

覺阿上人

朱印 印文不詳

(1) 蓮光寺の由緒書。一巻。紙綴目上部三箇所に黒印（印文

「東陽」カ）がある。（2）裾野市佐野。（3）時宗の開祖。

（4）門弟。（5）善栄阿彌陀<sup>(28)</sup>。蓮光寺の時宗開山。（6）本

史料未尾と同じ、覺阿上人使用印。（7）鎌倉幕府七代將軍。（8）北

条時宗。（9）徳川家康。（10）大久保長安。（11）稻葉正則。

（12）御殿場市。（13）享保十一年（一七二六）。（14）「拾」。

延慶二年 己酉（一三〇九）

正月九日、葛山惟資、將軍守邦親王代始めの弓始めにおいて、七本の的を射止める。

補一五 御的日記<sup>1</sup>

（国立公文書館内閣文庫所蔵  
○東京都）

延慶二年正月九日將軍守邦親王御代始

曾我次郎左衛門尉

忠重



一番

岡村五郎左衛門尉

資行



二番

小笠原次郎三郎

貞光



三番

本間弥三郎

助義



四番

荻野次郎太郎

元宗



五番

原新左衛門尉

時忠



六番

葛山小次郎<sup>2</sup>

惟資



七番

原田三郎

忠景



八番

肥田次郎兵衛尉

行俊



|    |      |    |             |   |
|----|------|----|-------------|---|
| 六番 | 本間五郎 | 有忠 | ●●●●●●●●●●  | 九 |
|    | 横溝五郎 | 重頼 | ○●○●○●○●○●○ | 八 |

(1) 治承四年より応仁の乱前夜まで、鎌倉幕府・室町幕府において行われた、毎年正月の弓始め（的始め）儀式の成績を記録した書。底本は『続群書類從』本にない元弘三年以前の鎌倉時代の記述を含んでおり、極めて貴重。(2) 鎌倉幕府九代將軍。(3) 次号以下では次郎兵衛尉を名乗っている。なお小次郎・次郎兵衛・六郎といった仮名（通称）は、「大森葛山系図」（資料編別冊系図集三号）では惟忠の嫡流惟重の系統に多く見え、系図にいう次郎惟宗が本号の惟資に相当しそうである。なお同系図によれば、葛山景倫（願生）は惟忠の三男景忠の子として見え、嫡流ではなかつたことが判明する。

延慶三年 庚戌（一二一〇）

正月十日、葛山惟資、幕府弓始めにおいて、七本の的を射止める。

補一六

御的の日記

○立公文書館内閣文庫所蔵

同三年正月十日 入夜

一番 曽我次郎左衛門尉

忠重

岡村五郎左衛門尉

資行

二番 小笠原彦五郎

貞宗

小笠原又次郎

長光

三番 宇佐美左衛門尉

祐頼

曾我太郎

重経

四番 葛山次郎兵衛尉

惟資

猿渡彦次郎

親藤

五番 原新左衛門尉

時忠

○○  
○○  
○○  
○○  
○○

八 九

四番 猿渡彦次郎

惟資

○○  
○○  
○○  
○○  
○○

六 七

○○  
○○  
○○  
○○  
○○

八 八

○○  
○○  
○○  
○○  
○○

七 八

○○  
○○  
○○  
○○  
○○

九 七

六番 橋溝次郎  
本間九郎

景宗  
助頼

○○  
○○  
○○  
○○  
○○

十 八

(1) 前号では小次郎。

止める。

応長元年 辛亥（一三一一） 延慶四年四月二十八日改元

正月十日、葛山惟資、幕府弓始めにおいて、九本の的を射止める。

補一七 御的日記

○國立公文書館内閣文庫所蔵  
○東京都

同四年正月十日

四月廿八日改元応長

一番

土屋五郎四郎

宗久

助頼

本間九郎

助忠

二番

原新左衛門尉

時光

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

三番

宇佐美新左衛門尉

祐頼

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

四番

葛山次郎兵衛尉

重経

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

五番

肥田兵衛尉

行俊

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

本間弥三郎

助義

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

六番

小笠原彦五郎

横溝

小五郎

貞宗

重頼

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

○○

正和二年 癸丑（一一一三）

横溝小五郎

本間孫三郎

重頼  
助義  
十

正月十五日、葛山惟資、幕府弓始めにおいて、九本の的を射止める。

補一八 御的目記 ○国立公文書館内閣文庫所蔵

正和二年正月十五日

岡村五郎左衛門尉

資行

原新左衛門尉

時忠

小笠原又次郎

長光

陶山藤三

成通

吉良孫次郎

信衡

勅使河原後四郎

武直

金子十郎

忠基

横尾彦四郎

幸信

五番

葛山次郎兵衛尉

惟資



九

四番

横尾彦四郎

忠益



九

三番

吉良孫次郎

惟資



九

二番

陶山藤三

忠基



十

一番

小笠原又次郎

幸信



十

正和二年正月十五日

岡村五郎左衛門尉

時忠

原新左衛門尉

長光

陶山藤三

成通

吉良孫次郎

信衡

勅使河原後四郎

武直

金子十郎

忠基

横尾彦四郎

幸信

葛山次郎兵衛尉

惟資

原新左衛門尉

忠益

正和三年 甲寅（一二三四）

正月十五日、葛山惟資、幕府弓始めにおいて、九本の的を射止める。

補一九 御的日記

○東京都立公文書館内閣文庫所蔵

同三年正月十五日

岡村五郎左衛門尉

資行

一番

横溝次郎

景宗

二番

曾我太郎

重経

三番

浅羽左衛門三郎

俊光

四番

小笠原六郎次郎

長隆

五番

本間対馬左衛門太郎

貞久

六番

吉良孫次郎

信衡

七番

溝野次郎

貞重

八番

横溝弥五郎

武直

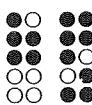
九番

勅使河原後四郎

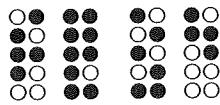
時光

五番

五  
八



上、  
不參  
間打  
腕之由  
信衡  
退出了  
信衡參弓  
場処、貞重

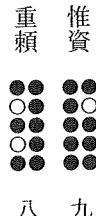


五 九 六 四 九 八

六番

葛山次郎兵衛尉  
横溝小五郎

惟資



八 九

惟資  
重頼

正和五年丙辰（一三一六）

六番

常葉十郎次郎

光宗  
盛遠



八九

正月十五日、葛山惟資、幕府弓始めにおいて、九本の的を射止め。

補二〇 御的日記

○東京都立公文書館内閣文庫所蔵

同五年正月十五日

正月十五日、葛山惟資、幕府弓始めにおいて、九本の的を射止め。

○東京都立公文書館内閣文庫所蔵

一番 曽我次郎左衛門尉 忠重

横溝次郎

景宗



九

二番 本間九郎 助頼

忠基



七

三番 浅羽左衛門三郎 俊光

重行



九

四番 立河彦太郎

九



十

五番 土肥孫九郎 祐義

十



十

六番 石黒弥三郎

九



九

七番 葛山次郎兵衛尉

武直



八

八番 勅使河原後四郎

惟資



九

嘉曆元年

(二三二六)

正中三年四月二十六日改元

正月九日、葛山頼行、幕府弓始めにおいて、九本の的を射止める。

補二一 御的日記

○東京都立公文書館内閣文庫所蔵

同三年正月九日

本間九郎 助頼

勅使河原後四郎 武直

本間孫四郎 忠季

二番

本間孫八

横溝八郎 高貞

三番

本間山城四郎 泰忠

四番

葛山孫六<sup>1</sup> 忠貞

本間又五郎 頼行

五番 福田庄司 為貞

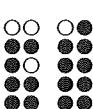
吉良彦次郎 介衡



九 八



九 九



七 九



九 八



八 九

六番

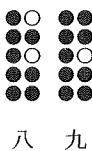
高市三郎

横溝新五郎

景重

泰義

九



八 九

(1) 葛山孫六の名は、鎌倉幕府滅亡後の次号にも見える。

建武三年

丙子（一二三三六）

建武三年二月二十九日改元

文和三年

甲午（一三五四）

正平九年

六月五日、葛山頼行、近江国西坂本の合戦で足利尊氏軍に従軍し、天野遠政の軍忠の証人となる。

補二二 天野遠政軍忠狀

天野文書

天野安芸三郎遠政申、去月五日合戦事、於西坂本東脇、懸先陣致軍忠畢、仍同時合戦間、塙谷四郎・葛山孫六・庄民部房等令見知畢、次六日合戦、若党古田二郎討死畢、見知証人島津兵庫允・三浦佐原六郎・山内又三郎令存知者也、將又自身同九日被疵之条、細河卿阿闍梨御房・宍戸四郎見知畢、其上於執事御方被実檢畢、就中自五日至廿日、昼夜抽忠勤次第、於軍陣無其隱者也、然早賜御証判、為備後証之状、如件、

建武三年七月 日

（花押）

十月中旬、渡船上人、佐野から甲州へ向かう。

補二三 遊行八代渡船上人廻国記<sup>(1)</sup>

文和三年九月十八日、相州藤沢山にして六祖より授記、御名字相続し、賦算を賦り給ふ、廿日藤沢を御立有て、平塚に着給ふ、後日にぞ有阿弥陀仏の御名字を奉送給ける、国府津道場へ奉入て、文阿いつしか御旅立給へる御意をなぐさめ申ければ、被遊ける、

生にわかれあるにもそはで、

二度の齡を一身にぞかさぬる廿五日は先師の法樂し給へる日なりとて、尾道与阿、御発句をすゝめ申ければ、

月出て深ぬる夜とはしられけり

十月半にぞ、京にとゞめをき給し遊行の惣衆御道具を捧て沼津宿<sup>(2)</sup>へぞ参りける、是より佐野<sup>(3)</sup>と云所にかゝりて甲州へ入給けり、四条淨阿、御意の趣にて参拝、心にまかせざるよし、状を捧たりける御返事のはしがきに被遊ける、

興味深い。（2）高師直。（3）高師冬の承判。

忘めや都のなごり海山を

へだつる道は遠くなるとも

(中略)

右、藤山藏中真本写、

一海上人云、按ニ、此書ハ十六祖四回国心記ノ中、所謂佐渡上人記トサスハ是ナルベシ、惜哉、落張アリ、

文政二卯十二月廿六日 終写切 智阿(花押)

文政甲申冬十二月廿三日 以智阿弥陀仏本令書写、且

一校了、山崎義成

九月二日、鎌倉公方足利持氏、関東管領山内上杉憲実の伊豆國守護職を改替し、大森憲頼をこれに任じる。

補二四 看聞日記

二日、晴、(中略) 関東事、管領分<sup>上杉①</sup>國<sup>伊豆②</sup>大森<sup>③</sup>拵領、而大森城<sup>伊豆④</sup>據<sup>⑤</sup>没落云々、且無為之由注進云々、仍其御礼云々、

(1) 遊行八代渡船上人の遊行化益の行実を記した僧伝。底本は水戸彰考館に伝來したもので、徳川光圀編『続扶桑拾葉集』にも「廻国記」として収録されている。(2) 一鎮上人。(3) 沼津市。(4) 裾野市佐野。近世史料ながら、補一四には時宗佐野蓮光寺の鎌倉時代に遡る由緒が記されている。また年月日不詳某書状(資料編二九四号)には、円覚寺領佐野郷の年貢を預かつた人物として、和田京阿弥陀仏という時衆の名が見えることから、南北朝時代の佐野に時宗の道場が実在した可能性は、極めて高いといえる。(5) 一八一九年。(6) 一八二四年。

(1) 山内上杉憲実。(2) 大森憲頼。(3) 小田原城。

文明元年 己丑（一四六九） 応仁三年四月二十八日改元

文明六年 甲午（一四七四）

十二月、前遠江守某、普明寺の寺領田畠を書き上げるという。

補二五 普明寺領田畠注文写 可睡齋史料 僧錄司文書 七十六<sup>(2)</sup>

普明寺領田畠注文

一反北河内<sup>(3)</sup> 御自作

三大同所<sup>(4)</sup> 当作九郎太郎・衛門四郎・彦九郎

以上、田数毫町八反

畠分

一所

当作

一々 大畠

惣以上田畠拾九貫參百文

前遠江在判<sup>(5)</sup>

百文

式百文

枝葉重々劫外春

正棟藏主<sup>(1)</sup>、為予書焉、指而以請贊、

文明六釋<sup>(甲)</sup>牛二月廿二日

前惣持 比丘安叟書之、

安叟和尚画像之贊

〔異筆〕  
普明寺  
開山以來之諸証文

○本文書は、検討の余地がある。

(1) 万松山可睡齋（袋井市）。徳川家康が齋主を東海大僧録に任命して以降、僧録司は幕府による駿河・遠江・三河・伊豆

（修善寺門派のみ）の曹洞宗寺院の支配を担つた。(2) 本号以下三通は、元禄五年（一六九二）駿州駿東郡千福村普明寺万禅と井出村大泉寺源水と本末式礼争論一件（八通）のうちである。

(3) 黄瀬川と佐野川の間か。(4) 「三反大」。(5) 実名不詳。

二月二十二日、材庵正棟、普明寺安叟宗楞の肖像画の贊として偈頌を呈するという。

補二六 安叟宗楞画像贊写 可睡齋史料 僧錄司文書 七十六

鉄樹放開花一輪

少林妙訣古今新

聯芳繞々余薰徹

文明十五年 癸卯（一四八三）

明応元年 壬子（一四九二）

延徳四年七月十九日改元

十二月、安叟宗楞、普明寺住持職を材庵正棟へ譲与すると  
いう。

補二七 安叟宗楞譲状写 可睡齋史料 僧錄司文書 七十六

普明寺住持職事

補二八 最乗寺輪董牒<sup>(1)</sup>  
〔異筆〕  
〔明応改元〕  
壬 子  
三十三世 学甫永富 和尚 駿州  
定林寺<sup>(3)</sup>

檀方義 拙者義 幷兼而不相背程者、堅守寺家<sup>(1)</sup>而、一生之中  
不可怠軽而勤可踏之状、如件、

正棟藏主江渡畢、

文明十五年癸卯十二月日

御厨之内、葛山郷平山田地之寄進状、在別紙、渡之、

前總持安叟 在判

○本文書は、検討の余地がある。

(1) 普明寺。裾野市千福。 (2) 材庵正棟。 (3) 大沼鮎沢御  
厨。 (4) 裾野市葛山一帯の郷名。 (5) 裾野市千福の字名。千  
福城の所在地。資料編八六五号註 (6) の平山についても、裾  
野市の平山である可能性が考えられる。 (6) 安叟宗楞。

(1) 最乗寺（神奈川県南足柄市、資料編三四五号参照）本院  
の輪住帳。開山了庵慧明より四一二世祖山太堂、それ以後独住  
六世彦龍道興までの世代名が記されている。(2) 定輪寺三代。  
資料編三四五号註 (24) 参照。また三五三・三五五号にもみえ  
る。(3) 定輪寺。裾野市桃園。

天文六年 丁酉（一五三七）

弘治元年 乙卯（一五五五）

天文二十四年十月二十三日改元

三月四日、鶴岡八幡宮寺供僧快元、卷数を吉原在陣中の北条氏綱に贈る。後日、氏綱からの返札を日記に記した際、富士川以東を河東郡と記す。

補二九 快元僧都記

四日、駿州吉原飛脚相立進卷數畢、富士河東郡悉本意之由、返札有之、殊ニ武州・甲州之敵軍引返、分国静謐、然而百貫卅駄到来、弥可励懇祈之由一札到来、

この年、普明寺沢翁岱潤、相模國最乗寺報恩院の輪住を勤める。

補三〇 報恩院前住帳<sup>(1)</sup>

乙 安叟派 普明寺沢翁岱潤和尚<sup>(2)</sup>  
卯 相當開山和尚一百年忌也、弘治元年也、

(1) 最乗寺（神奈川県南足柄市、資料編三四五号参照）報恩

院の輪住の記録。開祖在仲宗宥より安永四年（一七七五）天翼  
派藏林寺万年春国までを記録。（2）安叟宗楞。最乗寺十世。  
補二六註（2）参照。（3）裾野市千福。安叟宗楞が開山。

(1) こうした郡名は存在しないが、河東一乱のさなかの混乱期らしい誤記と言える。（2）三月七日北条氏綱書状（資料編四四六号）を指す。日付が本号と前後しているのは、本号が後日纏めて書かれたためである。（3）本号の前日の日付を持つ（天文六年）三月三日大道寺盛昌書状写（武州文書橋樹郡鶴見村九左衛門所藏文書）には去冬中石田で合戦のあつた旨が見えるが、この中石田は沼津市大岡ではなく、武藏国入東郡のそれか。

八月二十五日、今川氏真、富士山造四十人に対し、興国寺城普請役などを勤める見返りとして、渡辺将監らによる閻

錢賦課を停止する。

補三 今川氏真朱印状（折紙）  
井出文書

(印文  
如律令)

**富士山造四捨人事**

右從先規諸役免許之段、判形·印判數通為明鏡之処、只

今渡辺將監・長井文右衛門尉、号十二座之内、於厚原・根原兩所新闢押取之由、甚以曲事也、殊大宮・興國寺<sup>(2)</sup>普請以下相勸之條、一向不可及其沙汰、若彼兩人重於難涉者、可加下知者也、仍如件、

八月廿五日

北山 次郎衛門尉

木伐山  
佐野又衛門尉

三沢 左衛門四郎

丁大 次良左衛門扇

(1) 今川氏真使用家印。 (2) 興國寺城。 沼津市。

(2) 興國寺城。沼津市。

津市

今度向于駿州出陳<sup>(1)</sup>、則蒲原落城、興國寺同前、駿州円会<sup>(3)</sup>  
靜謐、達信<sup>(4)</sup>玄本意者、從來庚午歲<sup>(5)</sup>、可學天台之化行之事

右、意趣者、

武田晴信起請文  
陽雲寺文書

十一月九日、武田晴信（信玄）出陣に先立ち、蒲原城・興國寺城攻撃による駿河国静謐の本懐などを、神仏に祈る。

三  
八  
七

四二七

(1) 川成島(富士市)の合戦をより詳細に記したものとして、「武徳編年集成」六月十九日条もあるが、資料編六七七～六八〇号から窺える戦況からすれば、容易に信じがたい。(2) 興国寺城。沼津市。

六月二十日、武田晴信（信玄）、駿河国に侵入するが、興国寺城などの北条軍の夜討によつて退却するという。補三二 鎌倉九代後記

付、從己巳十一月禁肉食、  
向吾信、上二國、不動

一越後潰乱出来、向吾信・上三国、不動干戈、然駿・豆兩州属信玄手裡者、諷方<sup>ヲ</sup>一郡無私用、可寄附、兩社之事、

此七ヶ所の浦里もするが領、氏康持國なり、信玄・勝頼時  
代まで此するが領を取かへさんと、一生涯望ミ計にて過ら  
れたり、

一至于來庚午歲，如神約奉勸請飯繩於甲州之事  
付、如金錢文可有御社領、

付、如金錢文可有御社領、

三箇条理令違犯者、可蒙 刀八毘沙門天王・諷方上下大明  
神・飯縄大明神御罰者也、

法性院信玄  
(花押)

(1) 「出陣」。 (2) 興國寺城。 沼津市。 (3) 「一円」か。 (4) 武

(8) 「+1」。

十二月六日、武田晴信（信玄）、北条氏信を蒲原城に滅ぼすが、長久保城など駿河郡内の四城と七浦里は、依然北条氏の支配下にあつたという。

補三四 北条五代記 六

永禄十二年の冬、蒲原に北条新三郎在城す、小城なれば信玄のつ取ぬ、其節高国寺・三枚橋ををのづから開退ぬ、此三城を取返し手柄にすといへ共、するが國中に長久保・泉頭・戸倉・志師浜、此四ヶ城ハ氏康持り、初又海浦里つゞき、香ぬき・志下・志師浜・真籠・江の浦・多飛・口野、

この年、定輪寺惠頓、揚天宗播の代りとして、相模国最乗寺報恩院の輪住を勤める。

補三五 報恩院前住帳

定林寺宗播和尚代惠敏勤之  
駿州桃園

已

(1) 補三〇註 (1) 参照。 (2) 安東宗榜。 (3) 定輪寺。裾  
野市桃園。 (4) 揚天宗播。 この年五月に没しているため輪住  
を勤められなかつたとも考えられる。 (5) 恵頓。資料編七五〇・

元龜二年 辛未（一五七一）

三月十一日、北条長綱（幻庵宗哲）、御厨の陣における紅林八兵衛尉の戦功を賞する。

補三六 北条長綱感状（切紙） 紅林隆男氏所蔵文書

御廐陣砌、依走廻、御感状并御太刀被下候、各面目之至候、仍而太刀一腰遣之候、於向後、弥可竭戰功者也、謹言、

三月十一日 宗哲（花押）

三浦八郎左衛門尉殿 氏真（花押）<sup>6</sup>

紅林八兵衛尉殿

（1）「御厨」か。（2）北条長綱（幻庵）。

四月二十一日、今川氏真、三浦義次に、父元辰ともども長久保合戦などで戦功をあげてきたことを賞する。

補三七 今川氏真判物写 記録御用書本古文書

去辰年錯乱之刻、無二爾自構父子共令供、老母・兄弟共無残召連、妻子之義者、大草次郎左衛門妻子同前<sup>3</sup>豆州江相退、懸河籠城中、昼夜父子於三輪構、別而無油断走廻、殊敵天王山江取懸刻、合首尾無比類走廻之段、粉骨之至也、然本地・代官職代々之判形數多雖有之、於葉梨大沢令失腸<sup>4</sup>云々、前々本地田畠・山屋鋪所々、府中居屋鋪、拘之屋鋪并富士又七郎分為替地、前須津代物方出置分不可有相違、增分荒地・

芝河原切起、新田等前出来之、隨其可勤其役、兼又天沢寺殿御代<sup>2</sup>一乱之時茂、父元辰構江相移、其後長久保<sup>1</sup>・三州薺屋<sup>3</sup>重原所々於陣中、無比類射矢走廻之段、代々之忠節感悅也、縦本地、所々代官職如何様之横合雖有競望之輩、忠節無紛之條、一切不可許容、弥奉公可抽軍忠者、仍如件、

元龜二辛未年

卯月廿一日

（1）永祿十一戊辰年。（2）今川義元。（3）三浦元辰。（4）長久保城。長泉町。資料編四六五〇四七二号参照。（5）「者也」か。（6）今川氏真。（7）三浦義次。

元龜三年 壬申(一五七二)

五月一日、武田晴信(信玄)、葛山三郎らに永禄十一年以来の加勢を賞し、古沢の内などを給与する。

正月八日、武田晴信(信玄)、小幡憲重・信真父子に対し、

甲相一和の結果、興国寺城を請け取り、平山(千福城)を

破却したことを伝える。

補三八 武田晴信書状写

中村不能齋採集文書 九

比度籠弱兵石藏出城、寔失累年之誉、無念候、幸駿州表悉如存分静謐候条、引率分國之諸勢、無一二為可遂一戰、出馬候處、敵至于廻橋退候哉、猶以遺恨ニ候、但此上も所当之行、工夫之旨候之間、來十日越山、委曲斯面談候、恐々

謹言、

追而、雖近年之擬無念候、悔前非悃望候間、氏政遂和睦候、其上興國寺請取、平山<sup>(3)</sup>破却、駿州平均可御心易

候、以上、

正月八日

信玄<sup>(4)</sup>花押

小幡上総介殿

信龍斎<sup>(5)</sup>

花押

補四〇 武田晴信判物写

甲州古文集

定

一由比山方 六拾貫文

一大期田 四拾貫文

已上

(1) 北条氏政。(2) 興国寺城。沼津市。(3) 千福城(裾野市千福字平山)であろう。(4) 武田晴信。(5) 小幡憲重。(6) 小幡信真。

去戊辰歲以来、不相替被属当手条、感入候、因茲如此相渡名不詳。資料編八一三号参照。

元龜三年 申

五月二日

信玄<sup>(3)</sup> (花押)

葛山三郎殿

元龜三年 申

五月一日

信玄<sup>(3)</sup>

荒川治部少輔殿

(1) 御殿場市大胡田。(2) 永祿十一年。(3) 武田晴信。(4) 実名  
不詳。

八月四日、武田氏、某に石田の内などを給与する。

補四一 武田家朱印状写 吉野文書<sup>(1)</sup>

定

一小泉之内

一石田之内

一小泉之内

前島之後藤分

拾貰文

拾貰五百文

已上

向後、可抽忠節之旨候間、如此被相渡候、猶依戰功可被宛  
行御重恩者也、仍如件、

元龜三年申

市川宮内助<sup>(4)</sup>

奉之

八月四日 ○

(童朱印)

(1) 本文書は宛所を欠くが、吉野日向守かどうかは研究を要する。  
(2) 沼津市。(3) 武田氏使用家印。(4) 市川昌房。

(1) 沼津市か。資料編四五一号参照。(2) 「於搬」の誤写。  
(3) 童朱印。武田氏使用家印。(4) 原昌胤。(5) 「奉之」  
の誤写。(6) 山下勝久、義勝子。

天正元年 癸酉（一五七三） 元亀四年七月二十八日改元

十二月二十三日、武田氏、山下勝久に對し、河東塙之座衆  
から、着年・搬年中の荷駄役を徵収することを認める。

補四二 武田家朱印状写 古文書五（記録御用書本）

塙之座<sup>(1)</sup> 定

河東

付物

一壱駄 於着年中

百文宛

一同 相く般年中

百文宛

已上

右、如書立月々已後可致所務、此外一切不可有綺之由、仰  
出者也、仍如件、

天正元年 癸酉十二月廿三日 朱印<sup>(3)</sup> 原隼人佑<sup>(4)</sup>  
参之<sup>(5)</sup>

山下外記殿

天正二年 甲戌（一五七四）

資料編四二〇号等参照。 (5) 今川氏真。 (6) 「頼」。武田勝頼。  
(7) 岡部長教。

三月晦日、武田勝頼、岡部長教に、沢田の内、秋山名・後藤分などを給与する。

補四三 武田勝頼判物写 蠱簡集残編 四

定

|                                      |                       |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 一駿州石田之内                              | 百拾六貫三百廿八文             |
| 一同浅根松島郷                              | 八拾六貫九百拾貳文             |
| 一同安東之内                               | 五拾壹貫六百四十 <sup>②</sup> |
| 一同沢田之内秋山名 <sup>③</sup>               | 四拾貫文                  |
| 一同後藤分 <sup>④</sup>                   | 式拾貫文                  |
| 一同摩加戸分                               | 拾三貫百八拾文               |
| 一同岡清水之内                              | 三拾貫文                  |
| 一同岩本之内                               | 參拾貫七百文                |
| 一同上島之内                               | 百三拾九貫式百八十文            |
| 合五百式拾八貫四拾文                           |                       |
| 右、如此相渡候、畢竟不慕先方、忠節肝要候、猶依戰功可令重恩者也、仍如件、 |                       |
| 天正二年甲戌三月晦日                           |                       |
| 岡部丹波守殿                               | 勝刺判 <sup>⑤</sup>      |

(1) 沼津市か。(2) 「文」脱。(3) 沼津市。(4) 沼津市。

天正三年 乙亥（一五七五）

二月一日、武田氏、帰属した佐野弥八郎に阿野の内などを  
給与する。

補四四 武田家朱印状写 判物証文写 武田一

定

一大宮屋敷

一阿野<sup>(2)</sup>内

已上

壱貫式<sup>(1)</sup>文

拾壱貫八百文

向後嗜武具、軍役奉公嚴重可相勸之由申候条、右如此被下  
置候、畢竟不慕先方、抽忠節者、可有御重恩之由、被仰  
出者也、仍如件、

天正三亥年

武藤左衛門尉

二月朔日○

（竜朱印）奉之

佐野弥八郎殿

（1） 武田勝頼。

（1）「百」。（2）沼津市・富士市。（3）今川氏真。（4）武  
田氏使用家印。（5）実名不詳。

天正四年 丙子（一五七六）

十二月二十六日、武田勝頼、春長に富士大宮四和尚職、川  
東・河西風祭などの権利を安堵する。

補四五 武田勝頼判物 富嶽善旦氏所藏文書

定

一富士大宮四和尚職并川東・河西風祭之事、

一下人家五間、諸役免許之事、

一於于曲金燈明錢式拾貫文之事、

右、如先規、自今以後不可有相違者也、仍如件、

天正四年子

十二月廿六日

（花押）

春長

（1） 武田勝頼。

天正五年 丁丑（一五七七）

三月、椎路村松寿庵の馨子が作られる。

補四六 馨子銘 大中寺所蔵

天正五丑年三月日、駿州駿東郡椎路<sup>(1)</sup>邑松寿庵<sup>(2)</sup>

(1) この郡名表記の確実な事例としては、資料編五〇四・五九六号につづく、三度目の所見である。(2) 「椎路」。沼津市椎地。(3) 大中寺（沼津市）末寺。

天正六年 戊寅（一五七八）

八月二日、乗運寺、京都知恩院の末寺となる。

補四七 知恩院誥譽契状 乗運寺文書

駿州沼津乗運寺之事、

永代可為末寺者也、仍契状如件、

天正六戊寅南呂二日

本山知恩院誥譽（花押）

(1) 沼津市。資料編八四〇号参照。

天正七年 己卯（一五七九）

疋、無 異儀可出之者也、仍如件、  
（采印、印文「伝馬」）

九月十九日、武田勝頼、三枚橋城を築き、黄瀬川対岸の北

条氏政に対し一戦を挑むが、氏政、「これを拒否する」という。

補四八 武徳編年集成 十八

其日沼津ノ城築畢テ、勝頼築地ノ上ニテ此烟ヲ見ル、且蒲

原ヨリ告來ル地下人ニ委細ヲ聞届ケ、長坂・迹部ガ諫ニ因

テ、北条ヘ使節ヲ遣シ、氏政ノ手合トノ参・遠ノ勢一萬許

リ、由比・倉沢迄焼働ク、今希フ所ハ、氏政ト一戦ヲ遂シ、

黄瀬川ヲ北条家ヨリ涉シ蒐ラルベキヤ、又はヨリ越テ勝敗

ヲ決ゼンヤ、返答ニ随フベキ旨、申送リ、其跡ニテ一隊切

ノ合戦備定アリ、

卯<sup>(3)</sup>  
九月  
右宿中

番匠被下、

（1）沼津市。 （2）武田家使用伝馬印。 （3）天正七己卯年。

十月八日、武田勝頼、江尻の陣中より、佐竹義重に対し、  
北条氏政の三島在陣、泉頭城築城などの戦況を伝える。

補五〇 武田勝頼書状写

藩中古文書 十二

往日以平井五郎兵衛尉、預音耗候之条、相加堀田主水助、

愚存申届候處、具被触賢聞、御肝煎故、義重御誓詞賜候、  
欣悦候、殊左中之両誓約被相添候、令満足候、然上者、向

後貴國・当方異于他可申合候条、弥甚深之御取成悉皆肝入

候、仍當口之備、如顯先書候、無相替義候、氏政于今三島

在陣、号泉頭地普請半候、勝頼手前之備、無残所明隙候条、

内々雖可納馬候、義重御備之様子為可聞合、當時江尻在陣

候、氏政陣前迄纏隔三四十里候、猶左馬助并跡部大炊助可申

候、委曲可企介使候条、不具候、恐々謹言、

十月八日

勝頼

補四九

武田家伝馬手形写 判物証文写 武田一

自沼津

（1）印文「伝馬」

至于駿府伝馬老

三樂斎<sup>(8)</sup>

梶原源太殿

天正八年 庚辰（一五八〇）

六月六日、穴山信君、土屋某に、天神瓦の門を三枚橋城・興國寺城に運送したことなどを伝える。

（1）正式には、紀伊国和歌山本居家旧蔵紀伊続風土記編纂史料所収藩中古文書。（2）佐竹義重。（3）北条氏政。（4）泉州頭城、清水町。同城はこの時築城された。（5）武田勝頼。（6）武田信豊。（7）跡部勝資。（8）太田資正。（9）梶原政景。

十月二十五日、北条氏政と武田勝頼が黄瀬川を隔てて対陣したとの情報が、織田信長のもとに注進されるという。

補五一 信長記 十二

十月廿五日、相模の氏政<sup>(1)</sup>、御身方の色を被立、六万ばかり<sup>(2)</sup>にて立、甲州へ差向、木瀬川を隔、三島<sup>(3)</sup>氏政在陣之由、注進、武田四郎も甲州之人數打出し、富士之根方三枚橋<sup>(3)</sup>にあし懸り拵、対陣也、家康も相州への手合として駿州へ相備、所々<sup>(2)</sup>被挙煙之由候、

補五二 穴山信君書状写 楪軒文書纂 四十  
岩間越前守・河野豊前守才覚之趣、被聞召届、重而 御下知奉存其旨候、

一條間御仕置之事、如工夫可申付之趣、被仰出候、天王山御普請衆帰陣次第、藁科谷<sup>(1)</sup>へ出合、寄居御普請可致助言候、一石上・菟角・大橋、早々可致祇候之旨、申付候、一天神瓦御門道具、四五日以前<sup>(2)</sup>運送仕候、内記豊前、昨日自天神瓦罷帰候、如彼口上者、右之御門、沼津<sup>(1)</sup>・興國寺<sup>(2)</sup>へ被届之由申候、一三浦右近陣代、先年高遠<sup>(3)</sup>祇候仕候、朝比奈助一郎骨肉故、相憑之由、儀定候條、先日御奉行衆引合候、重而 御下知之間、早々可致參府之旨、申付候処、後室井对馬入道、如何様之分別<sup>(2)</sup>候哉、陣代相違之様<sup>(2)</sup>申候、助一郎<sup>(2)</sup>儀定候者、急度可致參府候、一長尾源太名跡之事、伊賀入道・三浦平兵衛尉就問答、双方被召寄候、平兵衛尉、于今興國寺在陣候條、帰宅次第早々申付、可致進上候、一由比賀兵衛尉知行荒所<sup>(2)</sup>付而 妻子之堪忍不罷繞候、因茲重而可被加、御下知旨、父憩閑<sup>(2)</sup>為申聞候、一進藤与兵衛陣代可致參上旨、申付候、一孕石・朝比奈孫六郎者、父河

内守可致奉公旨申候条、被任其意之由、可為申聞候、一岡部丹波守同心、可然陣代可申付之旨、五郎兵衛方堅催促仕候、一彼同心衆之内、不載御恩帳者五三輩有之由、被聞召及、御尋ニ而只今書付進上候条、可被遂御披見候、一峠御普請之事、御無衆に而罷成間敷由、言上之処、當時御延引之由、令得其意候、肝要之故ニ候条、以御手透必被成置、可然存候、一関部為御普請、久能定普請之人足、十日十五日之為日數者、可申付之由、被仰出候、賢雪依存分如御指図可申付候、一当地三曲輪堀普請、一兩日以前出来候、去二日吉日ニ候間、仕切之築地之形平々普請出来候間、小屋場相渡外宿ニ指置候、譜代之者共彼曲輪、相移シ候、自明日中、御門專相立之候、彼隙明次第、御堀普請可令勤仕候、同者被物主指置、御人數半分三ヶ一宛も御加勢候者、如形來月中ニ可為出来候歟、此等之趣、慥可預御披露候、恐々謹言、

九月十五日、武田勝頼、小幡山城守に三枚橋城守備の戦功を賞するという。

補五三 武田勝頼感状写 駿国雑志三

今度為攻駿州沼津城、北条氏政卒數万軍勢、捕圍之処、其方一身之以走廻ヲ、數千ノ味方相助候事、偏ニ汝力有武功ニ、弥可抽忠信者也、仍而如件、

天正八年九月十五日

小幡山城守とのへ

勝頼

○本文書は、検討の余地がある。

(1) 三枚橋城。沼津市。(2) 「率」。天正七年の攻防を言うものか。(3) 武田勝頼。(4) 小幡昌盛か。

九月二十二日、北条氏直、大平城の合戦における堀内勝光の戦功を賞するという。

補五四 伝・北条氏直感状写 (折紙)

堀内文書

去廿日、大平於城際、其方抽而走廻、殊高名無比類候、弥可抽忠勤者也、仍如件、

天正十三年乙酉

九月廿二日

氏直 (花押)

六月六日<sup>(6)</sup>

梅雪齋

不白

土屋殿

(1) 三枚橋城。沼津市。(2) 興國寺城。沼津市。(3) 議定。(4) 岡部長教。(5) 朝比奈信置。(6) 年不詳。資料編八六三号と同じ年とすれば天正八年か。同八六〇・八六一号も参照。

(7) 六山信君。

堀内日向とのへ

○本文書は、次号とともに検討の余地がある。

(1) 沼津市。 (2) 北条氏直。 (3) 本文書の花押は北条氏直

花押一類第一～二型であることより、天正十三年では有り得ず、少なくとも本文書が正文でないことは明白である。本文書を偽文書ではなく写と見る前提に立った場合、付け年号を追筆と見るか、花押影を別の文書から模写したと見るかで、二様の解釈が可能となるが、ここでは慣例に従つて前者の解釈を探り、しばらく天正八年に收める。(4) 堀内勝光。

九月二十六日、北条氏照、大平城の合戦における某（堀内勝光？）の戦功を賞する。

補五六 北条氏照書状写 堀内文書

昨日者入来、鷹雁一羽持參給之、令祝着候、他出不能面談候、被申置候通、今度於大平城際其方走廻、殊<sup>ニ</sup>高名無比類候段、公儀御聞及、御感状被下、忝被存之由、尤之事<sup>ニ</sup>候、彼地仕合感入候、恐々謹言、

西) 九月廿六日

氏照<sup>(2)</sup>（花押）

（切封墨引）

堀内日向守殿 北陸奥守  
氏照<sup>(3)</sup>

今日大平於城際仕合、其方抽而走廻、殊<sup>ニ</sup>高名無比類候、因茲公儀御褒美不及是非候、於当代<sup>モ</sup>數度走廻、感入候、於自此已後者、各同心一両輩同前<sup>ニ</sup>、当手之斎<sup>申</sup>付候、弥向後可走廻候、手前立身次第<sup>ニ</sup>可引立候、恐々謹言、

天正十三年<sup>(2)</sup>乙酉

八月廿日

氏勝<sup>(4)</sup>  
（花押）

堀内日向守殿

(1) 「采配」。(2) 書状には通常年号を書かない。よつて前号にかけてしばらくここに收める。(3) 前号により「九月」か。(4) 北条氏勝。

(1) 「采配」。(2) 書状には通常年号を書かない。よつて前号にかけてしばらくここに收める。(3) 前号により「九月」か。(4) 北条氏勝。

十二月二十五日、武田氏、小野伊豆守に光嚴寺分など阿野莊の内を宛行う。

補五七 武田家朱印状 小野文書

一式百文

光嚴寺分

一八百文

小野分

一毫貫八十式文

栗田弥三左衛門尉分

以上

右、如此阿野庄之内荒蕪之所、近年雖為無足、嗜武具・馬走廻之条、被下置畢、召置相當之百姓、令開發可致所務之由、被仰出者也、仍如件、

天正八年辰

十二月廿五日

○  
(竜朱印)

曾禰下野守<sup>④</sup>

奉之

小野伊豆守<sup>⑤</sup>  
參

(1) 沼津市。真言宗。(2) 沼津市・富士市。(3) 武田氏使用家印。(4) 曾禰昌世。(5) 実名不詳。

十二月二十九日、武田勝頼、城昌茂に前年の三枚橋城での戦功を賞する。

補五八 武田勝頼感状写 記録御用所本古文書  
〔城織部佑殿 勝頼〕

定

去年沼津在番之砌、小田原衆成搖軍処、別而抽戦功之由、感入候、仍信州河北之内、稻付辻屋分百貫文之所、出置候、

向後弥可励武勇儀、可為肝要者也、仍如件、

天正八年辰

十二月廿九日

勝頼判

城織部佑殿

(1) 城昌茂か。(2) 武田勝頼。(3) 三枚橋城。沼津市。

天正九年 辛巳（一五八一）

十一月二十四日、佐竹義重家臣梶原政景、里見義頼家臣岡本元悦・氏元に対し、戸倉城の笠原政堯が武田方に内応したことなどを報じる。

補五九 梶原政景書状寫（堅切紙力）

武州文書

先日以使僧申入候き、参着如何、無其心元候、小瀧速被入御手事、誠以心地好次第候、義重<sup>(1)</sup>者甲へ為御手合、去十六、相口出馬、五三日之内敵領可令罷越候、豆州戸倉在城笠原新六郎、甲府<sup>(2)</sup>抽忠信付而、勝頼<sup>(3)</sup>も彼口へも可有某に候者、仍申定透、能々被聞召届、宜御心得任入候、猶口門可有之候、恐々謹言、

追而、自義重被及書状候、早届進候ハヽ、自北・東書  
中、同前<sup>(3)</sup>候、

霜月廿四日 梶原政景（花押）

元悦<sup>(4)</sup>  
岡兵<sup>(5)</sup> 参

(1) 佐竹義重。 (2) 戸倉城。清水町。 (3) 笠原政堯 (範貞か)。 (4) 口問。 (5) 佐竹義斯・義久。 (6) 岡本元悦。 (7) 岡本氏元。

十二月十日、北条氏、玉川において武田方の一人を討ち取つた宇野某の戦功を賞する。

補六〇 北条家朱印状（切紙）

宇野薰氏所藏文書

去五日豆州表江甲州衆成動砌、於玉川敵<sup>(1)</sup>一人、三沢帶刀・岡本彈正・長田主水与合討高名、感悅候、弥可抽粉骨者也、仍如件、

十二月十日

（印文「穀寿応德<sup>(3)</sup>」）

宇野殿

(1) 武田勝頼軍。 (2) 三島市。清水町玉川に接する。資料編二三五号も参照。 (3) 北条氏使用家印。 (4) 実名不詳。宇野監物の縁者か。

天正十年 壬午（一五八二）

三月二十九日、武田氏旧領の知行割りが行われ、曾禰昌世に興國寺城と河東のうち富士下方が与えられるという。

二月二十九日、北条氏家臣山角康定、織田信長家臣瀧川一益に対し、徳倉・三枚橋城などにおける北条氏政・氏直の戦況を報せ、盟約の取り成しを依頼する。

補六一 山角康定書状写 近代武将翰墨類聚

信州表就御吉左右、則時氏政父子、至于駿州口、被罷出候、三日以前天神ヶ尾自落、其儘徳倉<sup>(2)</sup>押詰、昨廿八、甲州之凶徒千余人、一人も不洩討捕、則今夜中三枚橋<sup>(3)</sup>被押寄候處、自落、吉原川を切而追討<sup>(4)</sup>討捕被申候、先以此表御心安可思召候、可然様御披露頼入由、被申候、猶以此上弥御取合、可在 御前候、恐々謹言、

山角上野介

二月廿九日 在判

瀧川殿  
参 人々御中

(1) 北条氏政・氏直。 (2) 長泉町か。 (3) 徳倉城、清水町。北条氏自身は戸倉城ではなく徳倉城と記す。 (4) 武田勝頼軍。 (5) 三枚橋城。沼津市。 (6) 資料編八九一・八九二号参照。

九右衛門を召て、曾禰下野<sup>(12)</sup>といふ者はいつくに罷有そ、度々彦八郎に、信州伊奈を毛利に、信州川中島を森少藏<sup>(9)</sup>に、木曾は居なりに松本を今度忠節<sup>(13)</sup>にと有て、其後信長公、菅谷九右衛門を召て、曾禰下野といふ者はいつくに罷有そ、度々我かたへ書状を越、一度信長公御被官に罷成度と申越、内々種々注進之事、信玄他界後十年已來申間、相抱候へ、と仰らるゝ、菅谷九右衛門申は、富士の高国寺と申城に罷有、と申候へば、則其城に川東南差そへ、彼曾禰にくれ候へ、とありて、曾禰下野、富士下方を取なり、加様に御譜代方より累年仕候へ共、然々と聞す候は、長坂長閑<sup>(15)</sup>・跡部大炊<sup>(16)</sup>、其外出頭衆、欲にふけり、賄賂を好、音物をとり、大事の儀をも押かくし候故、國くづれ、をのれまで皆きられ候、仍如件、

(1) 織田信長。 (2) 「信長記」により三月二十九日。 (3) 武田勝頼。 (4) 徳川家康。 (5) 河尻秀隆。 (6) 穴山信君 (梅

一信長國わりの事、勝頼公四ヶ国の跡を、上野は瀧川、駿河は八年先長篠の勝利の時約束のごとく家康へ、甲州半国に信州諏訪をそへ川尻与兵衛、甲州西郡今度の忠節分に穴

補六二

甲陽軍鑑

二十、品五十八

雪)。(7)道家正栄。(8)毛利秀頼。(9)「勝蔵」。森長可。

(10)木曾義昌。(11)菅谷長頼。(12)曾禰昌世。興国寺城將。

(13)武田晴信(信玄)。(14)興国寺城。沼津市。(15)釣閑斎。長坂光堅。(16)跡部勝資。

八月十二日、徳川氏家臣松平康親、黄瀬川越しに北条氏規

と小競り合いを繰り返し、戸倉に要塞を構える。

補六三 武徳編年集成

二十四

○松平周防守康親・大沢兵部大輔基宿・小笠原安芸信元・同丹波安次・同市蔵時忠小田八藏、重英力子、三枚橋ノ城ヲ守ル、雍山

ノ北条美濃守氏規ガ兵ニ、小田原ノ加勢橋本兵部、相共ニ三島ニ出張ス、康親、黄瀬川ヲ越テ合戦シ、大ニ勝利ヲ得

ル、小笠原党、殊ニ勇ヲ顯ハシ、丹波安次五十歳、市蔵時忠、一歳、

并ニ康親ガ兵都筑助太夫重次・岡田藤八・山崎清四郎、及ビ小笠原信元ガ士大嶽弥吉以下、戦死ス、康親ガ銳士石川

善大夫昌隆、深疵ヲ被ル、小笠原信元功ヲ厲マスト云々、

豆州戸倉ノ康親ガ領知ニ寨ヲ構ヘ、家臣岡田竹右衛門元次、

且援将服部半蔵3、庄ニ九十余兵、是ニ籠リ、三島表ヘ刈田ニ

遣ハス所ニ、北条方ノ八重ガマリニ乗懸り、多ク討タル、(中略)○敵重テ松平康親ガ持分豆州戸倉ノ砦ヲ襲フ、三枚橋

ヨリ防州後詰ノ北条方ヲ討走ラシメ、雍山ノ外郭木戸ノ辺迄追撃シ、首三十級ヲ獲ル、其後戸倉ヨリ康親ノ臣岡田竹

右衛門ト加勢服部半蔵、替々雍山辺へ軍ヲ出シテ、刈田働

ヲ成ス、富永源六郎軍功ヲ顕ハシ、後 神君6ノ御感ヲ蒙ル、

黄瀬川釜ノ段ニテ戦アリシ時、関東ノ浪客反町大膳幸定、

北条勢ノ内ニ列シ、徳川衆八騎三取籠ラル所ニ、二騎突

落ス、萩原新左衛門來リ、亦一騎擊止メテ遁レ帰ル氏政ヨリ幸定ヲ賞シ、魏馬ヲ賜フ

(1)沼津市。(2)清水町。補六九がその明証である。(3)服

部正成。(4)中略部分には次号文書も引用されている。(5)北

条氏規軍。(6)徳川家康。(7)釜ヶ渕。長泉町納米里。(8)資料編九六一号参照。(9)北条氏政。資料編九六一号によれば

北条氏直。

八月十四日、徳川氏家臣阿部正勝ら、本多重次に、三枚橋城・興国寺城防備のための飛脚を依頼する。

補六四 阿部正勝等連署書状写

譜牒余録 三十三

返々、むかい殿御高名之段、御手柄不及申候、御心得

可有、ふかくと御喜悦之 御意候、別其表三枚橋6・

興国寺迄御飛脚、諸事油断無之様可被仰候、已上、

御注進之趣、則申上候処、一段御機嫌不及申候、何方もか

様之成合候様、目出成儀是有間鋪候と、公私之太慶不過

候、在々御放火、殊足城押破、各御高名不及申、各海賊衆情被入候由候、是以我等相心得可申よし、 御意候、弥

各情ヲ被出候様、御指南尤之由、仰被出候、此等之趣可被  
仰聞候、然者黒駒表之鎖共、今日敵陣之前懸申候得者、弥  
無正体候、何ニ二両日之中ニ破軍たるべく候間、如仰陸奥守<sup>(1)</sup>  
ハ、是非生捕候て越可申候間、上方御上せ尤候、敵方より  
も、方々御内証之儀申上候間、若今日にも退候者、後別義  
之御内証申候者共、此方人数より、猶々情に入可申候間、  
以誠敵一人も生てはかへり申間敷候間、可御心安候、恐々  
謹言、

八月十四日

阿善九<sup>(8)</sup>  
本弥八<sup>(9)</sup>  
大新十<sup>(10)</sup>

本作左<sup>(11)</sup>

御報

(1) 「綱代」か。(2) 「精」。以下同じ。(3) 「頸」。(4) 北  
条氏照。(5) 向井正綱。(6) 三枚橋城。沼津市。(7) 興國  
寺城。沼津市。(8) 阿部正勝。(9) 本多正信。(10) 大久保  
忠隣。(11) 本多重次。

補六六 德川家康朱印状写 巨摩郡古文書 二  
甲州向山之内三貫文、藤卷之内五貫文、古閑之郷・平河之  
郷関共四貫文、駿州厚原之内興国寺領右近分七貫文之事、  
右、夏以来有古閑送迎走廻之間、所宛行不可有<sup>相違</sup>○之状、如  
件、

天正十年

十二月十日 ○ (印文「福徳」)

本多弥八  
高木九助

奉之

土橋大藏丞殿<sup>(1)</sup>

十二月十日、徳川家康、渡辺次郎兵衛・土橋大藏丞に、興  
國寺領のうちなどを給与する。

補六五 徳川家康朱印状 渡辺昭男家文書

(1) 実名不詳。

甲向山之内三貫文、藤卷之内三貫文、山之口式貫文、精進  
之郷関共三貫文、駿州河野之庄興国寺領三左衛門尉分七  
貫文之事、

右、夏以来有古閑送迎走廻<sup>(3)</sup>、所宛行不可有相違之状、如件、

天正十年 十二月十日 ○ (印文「福徳」)

本多弥八<sup>(5)</sup>  
高木九助<sup>(6)</sup>  
奉之

渡辺次郎兵衛殿<sup>(7)</sup>

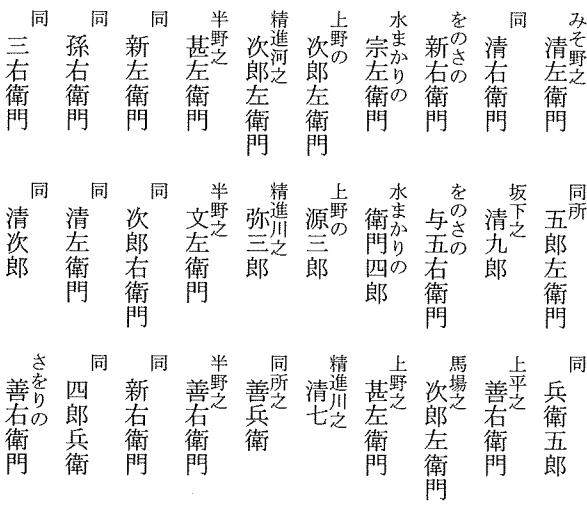
(1) 「州」脱か。(2) 「阿野之庄」。沼津市・富士市。(3) 沼  
津市。(4) 徳川家康使用印。(5) 本多正信。(6) 高木広正。  
(7) 実名不詳。

天正十一年 癸未（一五八三）

五月三日、徳川家康、木本弥左衛門尉輩下の四十九名に、興国寺城などの普請を除く、他の普請役を免除する。

補六七 徳川家康朱印状  
〔懸紙ウハ書〕  
木本弥左衛門尉(1)  
〔印文「福徳」〕  
〔定〕  
〔印文「福徳」〕

木本文書



|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| さをりの 宮内右衛門 | さをりの 八郎左衛門 | 同 次郎右衛門    |
| 同 源左衛門     | うつ野 新左衛門   | うつ野 新右衛門   |
| うつ野 甚左衛門   | 同 源右衛門     | 同 兵衛三郎     |
| 同 縫殿右衛門    | 同 縫殿左衛門    | 同 七郎右衛門    |
| 猪之頭之 縫殿助   | 猪之頭之 五郎左衛門 | 猪之頭之 七郎左衛門 |
| 中いとの 新三郎   | 町屋之 孫右衛門   |            |

以上

右、四拾九人、江尻・興国寺井本栖・大宮、座席之葺板・材木以下之奉公、嚴重可相勤之旨、言上之間、自余之普請役、一切如前々令免許者也、仍如件、

天正十一年 未

井出甚之助(3)

奉之

五月三日

木本弥左衛門尉殿

(1) 「殿」。(2) 徳川家康使用印。資料編八〇六号の安堵。  
(3) 興国寺城。沼津市。(4) 井出正次。(5) 実名不詳。

八月一日、北条氏、柿田郷等五箇郷の代官・百姓中に、伊

豆国三嶋社の八朔祭礼の囃子を勤めるよう命じる。

補六八 安藤良整奉書写 (北条家朱印状写)<sup>1)</sup> 伝・矢田部文書<sup>2)</sup>

三嶋宮御囃子之義、自先御代被定置處、今難渉由、曲事二

候、自今以後、如古來可相勤旨、被仰出者也、仍如件、

天正十一年

八月朔日

安藤  
(花押)<sup>3)</sup>

豊前  
(花押)<sup>4)</sup>

川原ヶ郷

代官

大場郷

百姓中

梅名郷

柿田郷

(1) 従来安藤良整判物とするが、北条家朱印状写であるう。  
(2) 矢田部文書には存在しない。(3) 北条氏直の仰せ。(4) 安

藤良整。(5) 「奉之」を花押と誤断したものであろう。(6) 「谷」  
脱。(7) 清水町。

九月一日、得倉在城中の本多重次、沼津湊において角屋秀  
持が塩を乱取りした事件について、間宮信高らに糾明する。

補六九 本多重次書状写 (折紙) 角屋文書

猶以味方乱取儀、弥安心不申候、少も相ちかひ不申、

急度可為尋返候、若者不被返者、何様可得 御意□、

□篇之御使者被申候共、御心得少□申候、猶又 殿様

御判形之船にて乱取候ハ、いか様返□候へく候、但

御意不及是非候、敵候ハ、御ふせぎ被成候て、可然候、

みかた乱妨□、□円不得聞候、先度候□少も追はぎ  
被成□、何様可得 御□候哉、

急度申候、門屋之七郎次郎方沙汰にて、塩拾六表乱とり被

成由候、七郎次郎儀者、從先年<sup>3)</sup> 殿様御被官事候條、貴所

乱妨段、一円不得聞候、海賊候ハ、小田原かいぞく之様  
に□□□罷越□、爰にても乱取、かしこにても乱とり、一

円御立舞出来不申候、兼々江尻広さにての御こうけん候、

只今敵かいそくに被仰与者相違候、是は浜松之かいそく衆へ

申候申候、兼々被申□、□相違沼津船入候へと申候處、船

儀者不申及、近辺放火仕候へ共、かけあひさゝへ不仕候、

恐々謹<sup>4)</sup>

九日

自得倉左<sup>16)</sup>  
(花押)<sup>17)</sup>

間宮殿

後藤

孫一

御報

(1) 角屋秀持。伊勢国廻船業者。(2)「俵」。(3)天正十年。

「角屋記録」参照。(4)徳川家康。(5)「通」。(6)「無」。

(7)「言」脱。この脱字により、本文書が写であることがわかる。

(8)「候」。(9)「何」。(10)「不」。(11)「段」。(12)「一」。

(13)「候者」。(14)「意」。(15)「月」脱。(16)本多重次。(17)欠

損が見られることから、花押影と判断される。(18)得倉城。

清水町。天正十年二月の徳倉城自落後、徳川氏が新たに築城。

補六三参考。(19)間宮信高。天正十二年六月に没していることから、前掲註(3)と合わせ、本文書は天正十一年である。

九月二十一日、徳川家康、山下勝忠に、河東塩之座の権利の替地として、甲斐国に知行を宛行う。

補七〇 徳川家康朱印状写 古文書五(記録御用書本)  
甲州觀音寺内拾八貫文・倉科坂上内十貫文事  
右、河東為塩之座替地、領掌不可有相違之状、如件、  
御朱印<sup>2</sup> 加々爪甚十郎<sup>3</sup>奉之

天正十一年九月廿一日 本多千徳<sup>4</sup>奉之

山下又助殿

矢部殿

(1)沼津市か。補四二註(1)参照。(2)印文「福徳」の

徳川家康使用印であろう。(3)加々爪政尚。(4)「千穂」。本

多正純。(5)山下勝忠。

十月二十三日、長久保城主牧野康成、矢部清三郎に、その知行分における渡船破損修理の勧進権を安堵する。

補七一 牧野康成黒印状(折紙) 矢部さち子氏所蔵文書

吉原湊渡舟破損修理之事、拙者知行中<sup>1</sup>壱升勧進之儀、如先例之不可相違、若於難渋、猶可申付者也、仍如件、  
天正十一年九月廿三日

矢部清三郎殿

康成○(印文不詳)

十一月二十六日、興國寺城主松平清宗、矢部清三郎に、その知行分における渡船破損修理の勧進権を安堵する。

補七二 松平清宗判物(折紙) 矢部さち子氏所蔵文書

吉原之渡舟修理之儀付而、知行分壱升勧進之事、不可有異儀候、違乱之者候者、可申付者也、仍如件、  
未<sup>1</sup>追筆<sup>2</sup>か

十一月廿六日 清宗(花押)

矢部殿

(1)興國寺城(沼津市)城主としての知行地。(2)松平(竹谷)清宗。(3)前号の矢部清三郎。

補七三 松平清宗書状写 角屋記録

尚以、あやまり舟にて候共、返進可申旨、御奉行方々

被仰越候而、早々可被召寄候、海上之儀、拙者不奉存

候間、如此候、

如來書、去八日<sup>(1)</sup>原浦<sup>(江)</sup>船壹艘寄來、舟かた武人乗候由候、

即原之者共相改候処<sup>(ニ)</sup>豆州より渡海<sup>(ニ)</sup>而、如此『之由』候、

か様之舟ハ、あやまり船とて、何方之浦<sup>(ニ)</sup>も申様候由<sup>(ニ)</sup>而、

先々押留候、然ハ貴所持舟<sup>(ニ)</sup>候間、返遣候得之旨、承候、即

雖可申付候、御法度之儀、不奉存候間、御奉行方<sup>(ヘ)</sup>御理<sup>(ニ)</sup>而、

舟之儀被召寄尤<sup>(ニ)</sup>候、聊不可有疎意候、原浦などの舟、向後

之為に候間、如此申事<sup>(ニ)</sup>候、尚期後音候、恐惶謹言、

三月十四日

松玄

興國寺<sup>(3)</sup>清<sup>(2)</sup>（花押）

角屋七郎左衛門<sup>(4)</sup>殿  
御返報

○前号の松平清宗にかけて、しばらくここに收める。

(1) 沼津市。 (2) 松平清宗。 (3) 興國寺城。沼津市。 (4) 角屋秀持か。補六九参照。

天正十二年 甲申（一五八四）

正月、日守熊野三社の社殿が造立される。

補七四 棟札銘 熊野神社所蔵

天正十二<sup>(甲)</sup>申

宮大工 佐藤氏

月野氏

造 駿州駿河郡金持庄日守<sup>(1)</sup>

神主 権禰宜

南瞻部總熊野三社太権現

菊池隼人正

立

正月吉日

氏子

秋山口左衛門  
深瀬覚右衛門

佐野文左衛門

(1) 函南町。中世は駿河郡に属した。なお日守が大平・徳倉から切り離されたのは、明治二十二年（一八八九）の町村制施行以後のことである。(2) 熊野神社。函南町。同社には永正二年九月十八日棟札銘写も伝わるが、省略した。

天正十五年 丁亥（一五八七）

十一月二十一日、安藤清広、星屋修理亮・徳倉禰宜衆に大平郷八社の修理を命じる。

補七五 安藤清広預ヶ状（折紙）

星谷文書

大平郷宮免毎年指置候へ共、一ヶ所も修理無之候、自当年其方預ヶ置申候、一方ツ、相当之修理可被成之候、又徳倉禰宜衆も堅修理之儀可被仰付候、不致修理候者、社領別人可申付候、以上、

亥<sup>(3)</sup>

十一月廿一日

安藤  
清広（花押）

星屋修理亮殿

(1) 大平郷八社。沼津市。(2) 清水町。(3) 天正三年、慶長四年など諸説あるが、天正十五年が穏当であろう。(4) 実名不詳。

天正十六年 戊子（一五八八）

三月、善得寺東谷宗果、法智院宗久に、道号「昌林」ならびに偈頌を与える。

補七六 昌林宗久道号并偈頌

宝池寺所藏文書

□（朱印、印文「記處」）

法智院宰宗久首座、扣予陋室、請立雅号、不堪峻拒、聊書昌林兩字、酬焉、猶有不足色、貼以一紙夜畢、蓋取義於久昌之口桂而已耳、

昌林<sup>(1)</sup>

少室口風絕比倫 嘉猷全盛口口辰 二株口桂聯葉處 子葉孫枝億万春

天正十六歲舍戊子春王三月如意珠日

三住花園東谷老衲宗果書于富士山明月室<sup>(4)</sup>

□（朱印、印文「東谷」）

（朱印、印文「宗果」）

(1) 今次宗久に与えられた道号。(2) 宝池寺。清水町。臨濟宗。資料編六四一号の段階では、いまだ善得寺（富士市）末寺としては見えない。(3) 妙心寺。京都市。(4) 善得寺。

三月、善得寺東谷宗果、臥雲庵宗達に、道号「通叟」なら

びに偈頌を与える。

補七七 通叟宗達道号并偈頌

臥雲庵寺所藏文書

（朱印、印文「卧庵」）

通叟<sup>(1)</sup>

首座讖文乎、  
南泉失却被窺神 莊主調糍亦不真 靈樹得之居  
上首 人天眼目属斯人

天正十六歳舍戊子春三月吉辰

前妙心現善得東谷老衲宗杲書于明月堂下<sup>(3)</sup>

（朱印、印文「東谷」）

（朱印、印文「宗果」）

（1）今次宗達に与えられた道号。（2）臥雲寺。沼津市。臨濟宗。資料編六四一号にみえる。（3）善得寺。

天正十七年 己丑（一五八九）

十一月二十四日、豊臣秀吉、徳川家康に対し、津田信勝・富田知信を三枚橋城の番勢として留め置くことを伝える。

補七八 豊臣秀吉書状写

富岡文書

（端裏書）駿河大納言様へ 御書留

態差遣使者候、北条儀、可致出仕由御請申、沼田城請取之

一札之面をハ不相立、信州真田持内なくるミの城<sup>(3)</sup>乗捕之由、津田隼人正・富田左近かたへ、自其方之書状<sup>(2)</sup>相見候、然者

北条表裏者之儀候間、来春早々出馬、成敗之儀可申付候、早四国・中国・西国、其外国々<sup>(4)</sup>陣触申付候、其表堺目之儀、又ハ人數可出之行等儀、可令詮合候條、二三日之逗留<sup>(5)</sup>、馬

十騎計にて、急々可被越候、彼表裏者之為使、石巻下野と哉らん、罷上候、出抜候て、なくなるミの城を取候間、為使石巻成敗雖申付候、命を助被為返候、然者右関東御使津田隼人・富田左近申上候付、一札之上にても見計候て、沼田城可相渡由、被仰付被遣候處、城請取候刻、彼北条之表裏

者、二万計差越、沼田近所<sup>(6)</sup>陣取候由候、彼人數頭を見候て、隼人・左近かたより、其様体御注進申上、其上たるへき儀候處、一往不及言上、沼田城相渡罷帰候事、如何思召候處、剩なくなるミの城取候上ハ、最前兩人不相届仕立候、然間彼石巻<sup>(7)</sup>差添被遣候、兩人事、三枚橋堺目城<sup>(7)</sup>、来春被出御馬

候迄、番勢可被申付候、被出御馬上にて、御成敗歟、可為

御赦免歟否之儀、可被仰出候、堺目城<sup>一</sup>被置候共、謀叛可仕

もの<sup>ニ</sup>あらず候間、不可有其機遣候、次北条かたへ如此以一

書被仰遣候間、其方<sup>ヘ</sup>も、写<sup>ニ</sup>加朱印被遣候条、何<sup>ヘ</sup>も可被  
為見候、北条此返事申上<sup>ニ</sup>付てハ、其墨付可有進上候、以其  
上石卷・玉龍両人事、被返遣候歟、可有御成敗歟、可被仰  
出候、若返事無之<sup>ニ</sup>付てハ、堺目<sup>ニ</sup>はたの物<sup>ニ</sup>可被掛候、又妙音  
院事、仮言を申廻、不相届所行、今般被聞召候、曲事共候、<sup>8</sup>  
様子者浅野弾正少弼かたる可申候、猶新庄駿河守<sup>9</sup>相含候  
也、謹言、

十一月廿四日<sup>(10)</sup>

駿河大納言殿

猶以<sup>一</sup>越後宰相<sup>11</sup>も四五日中<sup>ニ</sup>上洛之由候、幸候間、関東<sup>ヘ</sup>

行之儀、可令直談候条、早々上洛待入候、雖不及申候、  
駿・甲・信堺目等、慥之留主居被申付可然候也、

(1) 三枚橋城。沼津市。(2) 德川家康。(3) 「油断」。(4)

豊臣秀吉使用印。(5) 豊臣秀次。

近江中納言殿<sup>(5)</sup>

三月十日、徳川家康、長久保城に入城し、泉頭・戸倉・獅子浜三城からは北条氏の城将が撤退するという。

(1) 徳川家康。(2) 真田昌幸。(3) 名胡桃城(群馬県月夜

野町) 一件については、資料編九四二号参照。(4) 津田信勝。

(5) 富田知信。以上両名は資料編九四六号にもみえる。(6) 石

巻康敬。補八一参照。(7) 沼津市。(8) 浅野長吉。(9) 新

庄直頼。(10) 日下に豊臣秀吉朱印が捺されていたか。(11) 上  
杉景勝。

天正十八年 庚寅（一五九〇）

二月十八日、豊臣秀吉、近日出陣の同秀次に、三枚橋城に  
到着次第報告するよう命じる。

補七九 豊臣秀吉朱印状(切紙)<sup>(1)</sup> 桑原羊次郎氏所藏文書

明後廿日出陣之由、尤候、至于三枚橋<sup>12</sup>着陣次第、注進可申  
上候、彼表之儀、諸事家康令相談、任異見無越度様<sup>13</sup>才判專  
一候、少之儀も切々可申越候、聊由断有間敷候也、

二月十八日○<sup>(14)</sup> (印文不詳)

(1) 德川家康。 (2) 長泉町。 (3) 德川家康が三月十日に長久保に在城していたことは、資料編九六五号により確実である。

(4) 清水町。 (5) 太藤政信(二代目)。 (6) 実名不詳。 (7) 清水町。 (8) 北条氏光。 (9) 沼津市。 (10) 大石直久か。 (11) 以上三城の叙述は「北条記」五、戸倉合戦之事(資料編八八二号)をもとに作成されたものであろう。

三月二十七日、豊臣秀吉、三枚橋城に到着する。石巻康敬、この日、黄瀬川において誅されるという。

#### 補八一 北条五代記 十

天正十八寅の年三月十九日京都を打立、同廿七日<sup>(2)</sup>するが沼津に至り、其日石巻下野守<sup>(3)</sup>をは、人をさしそへ、伊豆の境迄をくり返し、明王院<sup>(5)</sup>をも召ぐし、益なきあつかひと有て、するがのさかひ黄瀬川に、はた物にかけ給ひぬ、同廿九日寅の刻、沼津を出<sup>(2)</sup>勢、当日午の刻、山中の城へをしよする、

卯月朔日 秀吉<sup>(5)</sup>  
大関土佐守殿

(1) 三枚橋城、沼津市。 (2) 松田康長。 (3) 石田三成。 (4) 増田長盛。 (5) 朱印(豊臣秀吉使用印)が捺されていたか。 (6) 大関晴増。

六月(二十八日)、榎原康政、加藤清正に対し、去る三月の付は正しい。資料編九六八号参照。(3) 三枚橋城。沼津市。

(4) 石巻康敬。(5) 妙音院。(6) 以上の叙述は補七八の後段と酷似している。(7) 正しくは二十八日のうちに、沼津三枚橋城から長久保城(長泉町)に移つている。資料編九七〇号

参照。

四月一日、豊臣秀吉、大閑晴増に、三枚橋城から箱根峠へ陣替する意思を伝える。

#### 補八二 豊臣秀吉朱印状写 武徳編年集成 三十六

書状於駿州三枚橋披見、北条為誅罰、去月朔日令出馬、同廿四日着陣、虎口見及、昨廿九日山中城即時に攻崩、城主<sup>(2)</sup>初首千余討捕、其外追討不知數候、伊豆国属本意、今日箱根峠へ打登候、小田原表行急度可申付候、是又早速可相果、其節出仕、尤候、尚石田治部少輔<sup>(3)</sup>・増田右衛門尉<sup>(4)</sup>、可申候也、

伊豆境・沼津入り以降の戦況を伝える。

#### 補八三 榎原康政書状写 榎原家所蔵文書

遠路御使札本望至極候、仍家康<sup>(1)</sup>へ御帷子五被進候、一段祝着被存候、能々相心得可申入之旨候、并我等方へ御帷子二贈給忝存候、然者当御陣之様子定而雖可被及聞食候、御望之

由候間、拙者見及候分、大概書付進之候、先三月廿七日伊豆堺至沼津御動座、廿九日之寅剋御出勢、当日午剋頭者、山中城近江中納<sup>(3)</sup>言殿一手之御人數にて片時之間乗捕、五百被切懸候、彼競以一日之間、為始足柄城十二、三捨逃候、卯月朔日箱根御越山、二日峠々峰々御陣取り、三日二小田原へ被押詰候、(中略)大方諸手書注候處、今都合五拾万有騎被宛候、從神武已來如此之不思儀之御威風未聞之所候、此体候者、異国迄可有御隨事、案之内候、猶珍儀候者、追々可申入候、恐惶謹言、

庚  
安叟派 駿州普明寺存道和尚  
寅 報持院密堂秀和尚兩寺而勤之、

(1) 補三〇註 (1) 參照。 (2) 安叟宗楞。 (3) 捩野市千福。  
(4) 不詳。 (5) 宝持院。 御殿場市。 (6) 「蜜」堂秀嚴。

柳原式部大輔

天正十八年六月 日<sup>(5)</sup>

加藤主計頭殿<sup>(6)</sup>  
御報

(1) 德川家康。 (2) 三枚橋城。 沼津市。 (3) 豊臣秀次。  
(4) 「有余」か。 (5) 「雜錄追加」所収の写によれば二十八  
日付。 (6) 加藤清正。

この年、普明寺存道、宝持院蜜堂秀嚴とともに、相模國最乘寺報恩院の輪住を勤める。

補八四 報恩院前住帳<sup>(1)</sup>

## 出典一覧

○校正に使用した典拠を五十音順に配し、補遺番号を示した。

『新日本古典文学大系』43 保元物語 平治物語 承久記

一三

『新編甲州古文書』第二卷

六五

『新編国歌大觀』第七卷 私家集編III 歌集

四、八、一〇、一一、一二

『戦国遺文』後北条氏編 第三卷

六八

『続群書類從』補遺二

二四

『定本時宗宗典』下巻

二三

東京大学史料編纂所蔵影写本

二二、三一、四四、四九、七八、七九

東京大学史料編纂所蔵影写真帳

三三、六六

東京大学史料編纂所蔵影写本

四三、七三

東京大学史料編纂所蔵影写本

三八

東京大学史料編纂所蔵版本

八二

『神道大系』神社編二十 鶴岡

二九

『静岡県史』資料編8 中世四

一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一

『静岡県史』資料編5 中世一

七、九

『静岡町史』資料編III (古代・中世) II 影印校正

三六、三七、三九、四〇、四一、四六、五七、五八、六  
五一、五四、五五、五六、五九、六〇、六一、六二、六三、  
六九、七〇、七一、七二、七四、七五、七六、七七、八〇、  
八一

『静岡県史』資料編5 中世一

二九

『内閣文庫影印叢刊』楓軒文書纂 中

五一

『内閣文庫影印叢刊』譜牒余録 中

六四

『沼津市史』資料編 古代・中世

四七、五三

『南足柄市史』8別編 付録最乗寺輪住帳＝影印校正

二八、三〇、三五、八四

蓮光寺所藏文書（裾野市佐野三〇八）

一四

葛山氏関係文書目録

| 冊<br>番<br>号 | 年<br>(西暦) | 干支     | 月  | 日  | 文<br>書<br>名 | 書<br>名  | 文<br>書<br>名 | 出<br>名    | 文<br>書<br>名 | 内<br>容        | 記<br>述   | 史<br>料<br>用<br>名 | 出<br>版<br>年 |     |
|-------------|-----------|--------|----|----|-------------|---------|-------------|-----------|-------------|---------------|----------|------------------|-------------|-----|
| 1           | 承久3       | 1221   | 辛未 | 6  | 宇治合戦敵人公祖文書  | (承久・御文) | (承久・御文)     | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 吉野源三郎6月18日余所引 | 123      | 史料               | 123         |     |
| 2           | 嘉定2       | 1236   | 壬午 | 4  | 因莫火船襲撃状     | (承久・御文) | (金剛・三昧院)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 金剛・三昧院文書      | 136      | 史料               | 136         |     |
| 3           | 嘉定2       | 1236   | 壬午 | 5  | 葛山火船襲撃状     | (承久・御文) | (沙門・萬生)     | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 金剛・三昧院文書      | 164      | 史料               | 164         |     |
| 4           | 文永元       | 1264   | 甲子 | 8  | 葛山火船襲撃状     | (承久・御文) | (沙門・萬生)     | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 金剛・三昧院文書      | 167      | 史料               | 167         |     |
| 5           | 文永9       | 1272   | 丁未 | 16 | 周防朝敵軍船文書    | (承久・御文) | (葛山・六郎兵衛)   | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 金剛・三昧院文書      | 187      | 史料               | 187         |     |
| 6           | 義和2       | 1307   | 庚午 | 7  | 内管大源流説文書    | (承久・御文) | (承久・御文)     | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 天祐文書          | 212      | 史料               | 212         |     |
| 7           | 承和3       | 1336   | 癸未 | 10 | 天祐宮御軍使狀     | (承久・御文) | (承久・御文)     | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 天祐文書          | 229      | 史料               | 229         |     |
| 8           | 延暦3       | 1337   | 甲辰 | 10 | 足利義満謀状      | (承久・御文) | (兵部卿・通事)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 大勝寺山田義満治      | 246      | 史料               | 246         |     |
| 9           | 正平9       | 1354   | 戊午 | 5  | 考究本草書       | (承久・御文) | (金剛・三昧院)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 古来考究本草書       | 306      | 史料               | 306         |     |
| 10          | 應永2       | 1380   | 己未 | 8  | 鎌倉公是利氏御御教導書 | (承久・御文) | (左兵衛督)      | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 302      | 史料               | 302         |     |
| 11          | 応永26      | 1419   | 丙寅 | 5  | 紀伊守義昌山縣名手書  | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 317      | 史料               | 317         |     |
| 12          | 永和3       | 1451   | 乙亥 | 4  | 持田近利義昌御内書   | (承久・御文) | (近利義昌)      | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 326      | 史料               | 326         |     |
| 13          | 永和6       | 1454   | 戊午 | 8  | 持田近利義昌御内書   | (承久・御文) | (近利義昌)      | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 319      | 史料               | 319         |     |
| 14          | 永和14      | 1455   | 丙辰 | 10 | 持田近利義昌御内書   | (承久・御文) | (近利義昌)      | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 323      | 史料               | 323         |     |
| 15          | 永和8       | 1456   | 庚申 | 6  | 金剛・三昧院御御教導書 | (承久・御文) | (金剛・三昧院)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 325      | 史料               | 325         |     |
| 16          | 永和9       | 1456   | 辛酉 | 10 | 金剛・三昧院御御教導書 | (承久・御文) | (金剛・三昧院)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 334      | 史料               | 334         |     |
| 17          | 永和10      | 1458   | 壬戌 | 7  | 藤原          | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 334      | 史料               | 334         |     |
| 18          | 文和6以前     | 1449以前 | 庚午 | 7  | 義安年中御番帳     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 334      | 史料               | 334         |     |
| 19          | 義和2以前     | 1455以前 | 己未 | 7  | 義和2以前       | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 334      | 史料               | 334         |     |
| 20          | 寛文6以前     | 1465以前 | 己未 | 7  | 義和6以前       | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 334      | 史料               | 334         |     |
| 21          | 文明9       | 1477   | 甲辰 | 7  | 義和9以前       | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 337      | 史料               | 337         |     |
| 22          | 文明10      | 1478   | 庚戌 | 10 | 義和10以前      | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 338      | 史料               | 338         |     |
| 23          | 文明11以後    | 1479以後 | 壬子 | 10 | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 339      | 史料               | 339         |     |
| 24          | 文明14      | 1482   | 乙卯 | 7  | 義和14以前      | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 351      | 史料               | 351         |     |
| 25          | 明和3以前     | 1494以前 | 庚申 | 7  | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 373      | 史料               | 373         |     |
| 26          | 明和5       | 1496   | 壬辰 | 12 | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 376      | 史料               | 376         |     |
| 27          | 天正5       | 1536   | 丙申 | 10 | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 410      | 史料               | 410         |     |
| 28          | 天正7       | 1538   | 戊戌 | 22 | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 518      | 史料               | 518         |     |
| 29          | 永禄元       | 1558   | 己亥 | 3  | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 519      | 史料               | 519         |     |
| 30          | 永禄2       | 1559   | 庚子 | 12 | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 614      | 史料               | 614         |     |
| 31          | 永禄10      | 1567   | 壬辰 | 3  | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 614      | 史料               | 614         |     |
| 32          | 永禄12      | 1568   | 己巳 | 12 | 吉川義和御内書     | (承久・御文) | (吉川家・医家)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 619      | 史料               | 619         |     |
| 33          | 永禄2       | 1569   | 己巳 | 24 | 武田朝敵軍等      | (承久・御文) | (武田朝敵軍等)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 636      | 史料               | 636         |     |
| 34          | 永禄2       | 1569   | 己巳 | 15 | 北条氏神物印      | (承久・御文) | (北条氏神物印)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 667      | 史料               | 667         |     |
| 35          | 永禄2       | 1569   | 己巳 | 19 | 北条家御内書      | (承久・御文) | (北条家御内書)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 673      | 史料               | 673         |     |
| 36          | 永禄3       | 1570   | 庚午 | 4  | 北条家御内書      | (承久・御文) | (北条家御内書)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 703      | 史料               | 703         |     |
| 37          | 元和7       | 1570   | 庚午 | 12 | 4           | 武田家御内書  | (承久・御文)     | (武田家御内書)  | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 748              | 史料          | 748 |
| 38          | 元和2       | 1571   | 辛未 | 6  | 22          | 北条氏神物印  | (承久・御文)     | (北条氏神物印)  | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 751              | 史料          | 751 |
| 39          | 元和2       | 1571   | 辛未 | 10 | 今川氏真御内書     | (承久・御文) | (今川氏真御内書)   | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 759      | 史料               | 759         |     |
| 40          | 元和5       | 1572   | 壬申 | 5  | 2           | 武田朝敵軍等  | (承久・御文)     | (武田朝敵軍等)  | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 767              | 史料          | 767 |
| 41          | 元和5       | 1572   | 壬申 | 11 | 武田家御内書      | (承久・御文) | (武田家御内書)    | 葛山市立図書館   | 葛山市立図書館     | 内覺・三昧院文書      | 813      | 史料               | 813         |     |
| 42          | 元和6       | 1572   | 壬申 | 8  | 11          | 武田家御内書  | (承久・御文)     | (武田家御内書)  | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 820              | 史料          | 820 |
| 43          | 元和6       | 1573   | 乙亥 | 8  | 7           | 武田家御内書  | (承久・御文)     | (武田家御内書)  | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 826              | 史料          | 826 |
| 44          | 天正1       | 1576   | 壬辰 | 3  | 16          | 御宿友良御内書 | (承久・御文)     | (御宿友良御内書) | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 829              | 史料          | 829 |
| 45          | 天正1       | 1576   | 壬辰 | 8  | 4           | 里見義頼御内書 | (承久・御文)     | (里見義頼御内書) | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 830              | 史料          | 830 |
| 46          | 天正1以前     | 1552以前 | 壬辰 | 9  | 9           | 北条氏直御内書 | (承久・御文)     | (北条氏直御内書) | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 929              | 史料          | 929 |
| 47          | 天正5       | 1557   | 丁亥 | 9  | 9           | 北条氏直御内書 | (承久・御文)     | (北条氏直御内書) | 葛山市立図書館     | 葛山市立図書館       | 内覺・三昧院文書 | 929              | 史料          | 929 |

作成：東島 誠

# 葛山氏発給文書目録

| 番号 | 年次     | 西暦   | 干支 | 月  | 日  | 免給者署判     | 宛 所 名           | 内 容 摘 記          | 史 料 番 号   | 貞徳①  | 貞徳②    | 形態   |
|----|--------|------|----|----|----|-----------|-----------------|------------------|-----------|------|--------|------|
| 1  | 大永4    | 1524 | 甲申 | 1  | 19 | 氏広 花押     | 園孫九郎            | 新給恩三か村余田の給与      | 同角達氏文書    | 409  | 825    | 折紙   |
| 2  | 年欠     |      |    | 8  | 28 | 氏広 花押     | 吉野九郎左衛門         | 下道倅合蟻惑           | 吉野經達氏文書   | 410  | 荷達203  | 切紙   |
| 3  | 大永5    | 1525 | 乙酉 | 4  | 26 | 氏堯 花押     | 二岡宿宣/左衛門大夫      | 三山道者新貝二岡宿現行令合    | 内治文書      | 412  | 864    | 折紙   |
| 4  | 大永5    | 1525 | 乙酉 | 5  | 1  | 氏堯 花押     | 宝持院             | 朝臣田中内寺寄安堵        | 宝持院文書     | 413  | 889    | 折紙   |
| 5  | 大永7    | 1527 | 丁亥 | 7  | 19 | 氏堯 花押     | 二岡宿宣/左衛門大夫      | 交之道者同寄進          | 内治文書      | 416  | 978    | 折紙   |
| 6  | 大永8    | 1528 | 戊子 | 2  | 18 | 氏堯 花押     | 二岡宿宣/左衛門大夫      | 御前田中内二岡宿原新寄進     | 二岡侍社文書    | 418  | 1002   | 折紙   |
| 7  | 天文3    | 1534 | 甲午 | 12 | 2  | 氏広 花押     | 日吉神主            | 大内莊内社領貢微收銀保延     | 日枝社文書     | 435  | 1313   | 堅紙   |
| 8  | 天文8    | 1539 | 亥  | 4  | 12 | 某 朱印      | 口口口七            | 敷物御用 五小引物木代權安堵   | 山田武氏文書    | 454  | 1489   | 折紙   |
| 9  | 天文11   | 1542 | 壬寅 | 7  | 10 | 氏元 花押 写   | 光長寺             | 管領合付 小原堅中等 伊勢守   | 光長寺文書     | 457  | 1586   | 折紙   |
| 10 | (天文14) | 1545 | 壬辰 | 9  | 23 | 氏元 花押     | 吉野第三郎           | 長久保城代職           | 吉野經達氏文書   | 467  | 1750   | (折紙) |
| 11 | 天文15   | 1546 | 丙午 | 4  | 7  | 藤原氏元 花押写  | 小野将経            | 歌道子弟入り超請文        | 古今消息集 六   | 476  | 1789   | 堅紙   |
| 12 | 天文15   | 1546 | 丙午 | 4  | 22 | 氏元 花押     | 吉野第三郎           | 兄弟・娘・孫・女・小舟・小舟等  | 吉野經達氏文書   | 477  | 1791   | (折紙) |
| 13 | 天文15   | 1546 | 丙午 | 4  | 26 | 氏元 花押     | 後藤修復(雅楽)        | 酉修理遣付 畠上開等の給与    | 後藤直氏文書    | 478  | 1793   | 折紙   |
| 14 | 天文19   | 1550 | 庚戌 | 5  | 31 | 氏元 花押     | 頭領部兵衛           | 社領・社家役人支配安堵      | 物類文庫 今川三  | 497  | 1985   | 折紙   |
| 15 | 天文19   | 1550 | 庚戌 | 5  | 20 | (氏元)花押    | 武藤新左衛門          | 山内所給安堵           | 武藤直一氏文書   | 498  | 1988   | 折紙   |
| 16 | 天文19   | 1550 | 庚戌 | 8  | 20 | (氏元)朱印    | 植松藤太郎           | 軍備調査の件め行知付       | 植松徳氏文書    | 499  | 2002   | 折紙   |
| 17 | (天文19) | 1550 | 十二 | 15 | 葛氏 | 氏元 朱写     | 牧野出守            | 參奉をす付書           | 松平安平家古文書写 | 500  | 2304   | 堅紙   |
| 18 | (天文20) | 1551 | 亥  | 12 | 26 | 氏元 花押     | 堺と山経守           | 渡辺信時守            | 武藤信一氏文書   | 505  | 2091   | 折紙   |
| 19 | 天文20   | 1551 | 辛亥 | 12 | 26 | 氏元 花押     | 鶴主内蔵内添          | 浅間道宣猪崎金寄進        | 柏木正男氏文書   | 506  | 2093   | 折紙   |
| 20 | 天文21   | 1552 | 壬子 | 1  | 23 | 氏元 花押     | 鶴主内蔵            | 伊野經通付修造勘定可       | 柏木正男氏文書   | 507  | 2098   | 折紙   |
| 21 | 天文21   | 1552 | 壬子 | 4  | 27 | 氏元 花押     | 植松藤太郎           | 日野尾源助分付 五井村の手    | 植松徳氏文書    | 511  | 2124   | 折紙   |
| 22 | 天文21   | 1552 | 壬子 | 9  | 6  | 氏元 花押     | 童雲泰玄            | 魯美印押 多美川村頭領取除    | 童雲寺文書     | 517  | 2145   | 折紙   |
| 23 | 天文21   | 1552 | 壬子 | 11 | 15 | (奉行3名署名)付 | 宮内/曾内添          | 佐野經檢査割付          | 柏木正明氏文書   | 518  | 2150   | 堅紙   |
| 24 | 天文21   | 1552 | 壬子 | 12 | 16 | 氏元 花押     | 柏木内添            | 佐野經檢査割付植松藤太郎分付寄進 | 柏木正明氏文書   | 519  | 2164   | 折紙   |
| 25 | 天文22   | 1553 | 癸丑 | 3  | 9  | 氏元 花押     | 武藤新右衛門/左衛門尉     | 岩山門脇刻要鑑 弘治五年付印   | 武藤直一氏文書   | 523  | 2177   | 折紙   |
| 26 | 天文22   | 1553 | 癸丑 | 8  | 16 | 氏元 花押     | 鶴宣付五郎           | 二岡御親付宜豊安堵        | 内海文書      | 528  | 2203   | 堅紙   |
| 27 | 天文22   | 1553 | 癸丑 | 9  | 14 | 氏元 花押     | 大桑寺             | 荒光院利行・寺領諸役免除     | 大泉寺文書     | 529  | 2206   | 堅紙   |
| 28 | (天文22) | 1553 | 丑  | 11 | 26 | 氏元 花押     | 芹沢秀吉(壽)         | 東郷信昌致 丹波守等・諸役免除  | 芹沢豈氏文書    | 530  | 2214   | 折紙   |
| 29 | 弘治3    | 1557 | 丁巳 | 3  | 24 | 氏元 花押     | 堀見善左衛門          | 口野経賄問屋の件利便延      | 久住文書      | 542  | 2556   | 折紙   |
| 30 | 弘治3    | 1557 | 丁巳 | 7  | 11 | (氏元)朱印    | (武藤新右衛門付)       | 2号文書注見付書         | 武藤直一氏文書   | 523  | 2177   | 折紙   |
| 31 | 弘治3    | 1557 | 丁巳 | 8  | 28 | 氏元 花押     | 頃請防忠營留宿         | 賣官浅間付社領法度        | 物類文庫 今川三  | 544  | 2579   | 堅紙   |
| 32 | 弘治3    | 1557 | 丁巳 | 10 | 16 | 氏元 花押     | 宝持院             | 寺領安堵             | 宝持院文書     | 545  | 2590   | 折紙   |
| 33 | 永禄1    | 1558 | 壬午 | 8  | 4  | (氏元)朱印    | 柳寅助三郎           | 佐野浅間社修造勘定可       | 柏木正男氏文書   | 551  | 2641   | 折紙   |
| 34 | (永禄1)  | 1558 | 牛  | 8  | 12 | (氏元)朱印    | 吉野經三郎           | 富士高根郡所管署境安堵      | 吉野經達氏文書   | 552  | 2642   | 折紙   |
| 35 | (永禄2)  | 1559 | 未  | 11 | 7  | (氏元)朱印    | 芹沢玄平(壽)         | 英俊信昌監の管理・懸屋の解付   | 芹沢登氏文書    | 563  | 2714   | 折紙   |
| 36 | 永禄2    | 1561 | 辛亥 | 12 | 28 | 氏元 花押     | 仲主/領防整頓兵衛       | 四官浅間付社領法度        | 官賣浅間付文書   | 576  | 2992   | 堅紙   |
| 37 | (永禄2)  | 1562 | 戌  | 2  | 6  | (氏元)朱印    | 吉野經三郎           | 桂井綱上・新家諸役免除      | 吉野經達氏文書   | 577  | 3006   | 折紙   |
| 38 | (永禄2)  | 1562 | 戌  | 7  | 26 | (氏元)朱印    | 舟山宿筋/仲友屋敷者      | 舟山宿筋付相繼裁         | 武藤直一氏文書   | 578  | 3049   | 折紙   |
| 39 | 永禄2    | 1562 | 壬戌 | 8  | 5  | (氏元)朱印    | 舟山代官/名主武藤新左衛門尉  | 舟山宿馬役付相繼裁の執行     | 武藤直一氏文書   | 579  | 3058   | 折紙   |
| 40 | 永禄2    | 1562 | 壬戌 | 8  | 5  | (氏元)朱印    | 舟山代官/名主武藤新左衛門尉  | 舟山宿馬役未進付相繼裁      | 武藤直一氏文書   | 580  | 3059   | 折紙   |
| 41 | 永禄2    | 1562 | 壬戌 | 10 | 20 | 氏元 花押     | 大寺寺             | 貴賤相應、松浦屋觀、新安堵    | 大泉寺文書     | 582  | 3058   | 堅紙   |
| 42 | 永禄2    | 1563 | 亥  | 3  | 19 | (氏元)朱印    | 芹沢伊賀守           | 須走口銭鉄等納入を指示      | 芹沢登氏文書    | 583  | 3120   | 折紙   |
| 43 | (永禄2)  | 1563 | 亥  | 4  | 3  | (氏元)朱印    | 芹沢北・南/百姓中       | イルカサゲの命令         | 植松徳氏文書    | 586  | 3125   | 折紙   |
| 44 | 永禄3    | 1563 | 癸亥 | 7  | 2  | 氏元 花押     | 植松石亮京           | イルカサゲ御物分定条件々     | 植松徳氏文書    | 588  | 3144   | 堅紙   |
| 45 | 永禄3    | 1563 | 癸亥 | 7  | 12 | 氏元 花押     | 武藤与太郎           | 持山筋代家諸役等免除       | 武藤直一氏文書   | 589  | 3146   | 折紙   |
| 46 | (永禄3)  | 1564 | 甲子 | 5  | 27 | (氏元)朱印    | 芹沢伊賀守           | 須走口銭閣銭上納の命令      | 芹沢登氏文書    | 590  | 3212   | 折紙   |
| 47 | 永禄3    | 1565 | 乙丑 | 4  | 15 | 氏元 花押     | 定輪寺/往々長老        | 寺領安堵             | 定輪寺文書     | 597  | 3263   | 堅紙   |
| 48 | (永禄3)  | 1565 | 乙丑 | 4  | 28 | (氏元)朱印    | 芹沢玄蕃允           | 須走口銭上納の命令        | 芹沢登氏文書    | 598  | 3264   | 折紙   |
| 49 | (永禄3)  | 1565 | 乙丑 | 5  | 8  | (氏元)朱印    | 舟山伊賀守           | 當山猪共筋分、新嘉年賣立合命令  | 物類文庫 武田三  | 599  | 3265   | 堅紙   |
| 50 | 永禄3    | 1565 | 乙丑 | 10 | 10 | (氏元)朱印    | 轟鍔舎/口四郎         | 慈々體御物革合の命令       | 山田武氏文書    | 602  | 3294   | 折紙   |
| 51 | 永禄3    | 1565 | 乙丑 | 11 | 1  | 氏元 花押     | 日野經日向守          | 新知付・舟田湖内等の給与     | 吉野經達氏文書   | 604  | 3299   | 折紙   |
| 52 | (永禄3)  | 1566 | 寅  | 5  | 20 | (氏元)朱印    | 武藤新左衛門尉         | 舟山筋分年貰免令         | 武藤直一氏文書   | 606  | 3331   | 折紙   |
| 53 | (永禄3)  | 1566 | 寅  | 12 | 3  | 氏元 花押     | 斎彦六郎            | 當山猪共正月缺糞置請取の命令   | 物類文庫 今川三  | 609  | 3370   | 折紙   |
| 54 | (永禄3)  | 1566 | 寅  | 12 | 7  | (氏元)朱印    | 五ヶ村百姓中/舟井上使     | 口野五ヶ村障夫缺糞置負の命令   | 植松徳氏文書    | 611  | 3373   | 折紙   |
| 55 | 永禄10   | 1567 | 丁卯 | 8  | 3  | (氏元)朱印    | 芹沢玄蕃            | 通達の件立合取の命令       | 片岡章氏文書    | 617  | 3405   | 折紙   |
| 56 | 永禄10   | 1567 | 卯  | 8  | 17 | (氏元)朱印    | 持山筋・舟井新左衛門・舟井玄蕃 | 過書錢・収取舊荷入命令      | 芹沢登氏文書    | 618  | 3410   | 折紙   |
| 57 | 永禄10   | 1567 | 丁卯 | 11 | 5  | (氏元)朱印    | 矢部御監・鈴木新右衛門     | 吉原源船船修理移附許可      | 矢部さち子氏文書  | 621  | 3426   | 折紙   |
| 58 | (永禄11) | 1568 | 辰  | 2  | 2  | (氏元)朱印    | 山田次右衛門尉         | 達・舟井新左衛門の御取扱い    | 達井康範氏文書   | 622  | 3441   | 折紙   |
| 59 | 永禄12   | 1569 | 己巳 | 2  | 14 | 氏元 花押     | 橋吉源左衛門尉         | 植松右近御行知分の給与      | 六所文書      | 647  | 3615   | 堅紙   |
| 60 | 永禄12   | 1569 | 己巳 | 3  | 28 | 氏元 花押     | 古志・堀之内等御行分の給与   | 物類文庫 附二          | 653       | 3681 | 堅紙     |      |
| 61 | 永禄12   | 1569 | 己巳 | 4  | 6  | (氏元)朱印    | 荒浪清左衛門尉         | 足利行知分の給与         | 芦沢文書      | 656  | 3692   | 堅紙   |
| 62 | (永禄13) | 1570 | 午  | 3  | 20 | (氏元)朱印    | はしかみ/船役所中       | 竹阿弥漁船通行の命令       | 森秀氏氏文書    | 701  | 4189   | 折紙   |
| 63 | 天正7(6) | 1576 | 辛酉 | 8  | 23 | 葛山十郎信貞    | 写               | 武田勝頼の意記伝書状       | 歴代古案 五    | 839  | 4-1147 | 堅紙   |

典拠①=「葛山市史」資料編「古代・中世」史料番号

典拠②=「静岡県史」資料編「中世」史料番号

注 1: 葛山氏底庄書か  
注 2: 植松長門守/盛信・小見主助/盛吉・植松兵庫助/元俊

注 3: 舟朱印状

作成: 有光友學

## 〔歴史隨想〕

# 大森氏の出自と初期居館地について

小林秀年

最近、郷土史の研究が盛んになり市史や町史も各地で発刊され、我が裾野市に於いても七巻が発刊され、郷土史研究も益々盛んになって来る事と思う。我が裾野市に於いては葛山氏の研究が諸文献で発表され、系図上同族である大森氏の研究に一步先んじている感がある。

私が郷土史に興味を覚え始めたのは小学校も低学年の頃からで、祖母が葛山の出であったため、お盆の墓参りに仙年寺に行く際、土壘に囲まれた居館跡を見ながら、「ここには葛山備中守と云う偉い殿様が住んでいて、武田信玄に滅ぼされた」と云う話をよく聞かされた影響が大きく、この館跡の土壘の外側は、当時の堀巾であろうと思われる水田があつた事を記憶している。しかしながら、当時の郷土研

究は、駿東郡誌や旧制静岡高校の教授であつた沼館愛三先生が、現地見聞して発表した静岡県郷土研究や、北駿郷土研究会を主宰した小山町山之尻の滝口源太郎翁の文献を読みあさる事が主体で、駿東郡誌を見るとその引用文献が、駿国雑志、駿河志料、駿河記、羣書類從、駿河国新風土記、吾妻鑑、沼津雑志、関八州古戦録などから引用されている。これらの文献にはどのような事が書かれているのか大変興味をもつたものであり、古本屋を漁つても全巻揃つた物はなく、駿国雑志などに至つては、端本であつても昭和三〇年頃三〇万円位していた事を覚えている。これらの文献は幕末頃に書かれた和綴じ本であり、先にも述べたが大森氏の研究家には、古くは滝口源太郎、伴野京治、小田原の片

岡永左衛門、中野敬次郎氏等がいる。最近では、「足柄文化」に掲られる保田宗良氏等が優れた論文を発表しているが、

公刊されていないとの事である。僅かに西ヶ谷恭弘著「神奈川の城」の上下二巻に於いて、部分的ながら大森氏に言及されている箇所があり、又小田原大森氏に関する市町史が刊行され、多くのページを割いており、改めて大森氏といかなる存在の者であつたのか人々の関心を引く様になつてきた。尚、余分な事かも知れないが、郷土史を勉強するには、文献考古学を学ぶだけではなく、実践考古学も体験した方が、実際に調査して歩く時疑問点に気付く事が多いと云える。後で述べるが、大森氏初期居館跡を推定するに当たり、深良の西安寺裏山から興禪寺に繋がる山麓を何回となく歩いたが、一度目に氣付かなかつた事が、二度、三度と歩く事により気が付く事が往々にしてある事が少なくない。前置きが長くなつてしまつたが早速本題に入る事にし、まず大森氏の出自から考えてみよう。

大森氏の出自については現在のところ現存する系図に頼るしか方法がなく、その信憑性には疑問を有する点が多くあり、決定づける資料がまだ発見されていないのが実状である。そもそも系図が作られるきっかけとなつたのが、江戸時代の寛永年間に幕府が大名や旗本に命じ、各家に伝わる伝承や系譜を提出させたのが始まりで、今残る系図が古

代より代々引き継がれて書かれた物ではない事を、念頭において考察しなければならない。

幕府に命じられた大名や旗本の殆どが、戦国時代の下克上からはいあがつてその地位を確保した者が多く、彼らの出自が全く分からなかつたのが実状である。ここに登場するのが「系図屋」と称する国学者達であり、彼らは依頼された諸家を美化させるために、先祖を誰に結びつけようかと苦労したのではないかと思われる。こうして出来上がつた系図は幕府に提出され、これを源、平、藤、橘に四分類して出来上がつたのが寛永諸家系図伝である。さらに時代が下がつて寛政一年（一七九九）に「寛政重修諸家譜」の編纂が始まるに至り、これ等に基づき確立されたのが、大名、旗本家に伝わる系図である。この様に、大森氏と同族とされる葛山氏も、その姓を名乗るまでのいきさつを記した史料は全て系図に頼らざるを得なく、先にも述べたが、系図はその性質上、家系や先祖を美化させる様に作為されている事が多いため、実存した有力かつ有名な人物に先祖を結びつけたのが現存する系図の殆どであり、また系図作りの一つの方法でもあった。また中・北駿は伊勢神宮の御厨である。簡単に云えば伊勢神宮の領地であり、この事は事実であるため、伊勢神宮との関係を系図に書き込もうとする意図が強く働いていた事が推察され、この事

も念頭において彼等の出自の検討をしなければならない。

では、まず大森氏の出自から見ていく事にしよう。

大森氏も葛山氏も系図上は同族であるが、この両者、相互間に於いても矛盾や違いが認められ、これららの眞実を確かめる必要がある。しかし、系図に出て来る人物に関する確たる史料が殆どないため、これららに出て来る人物の事跡が系図に書かれている事と合致しているか否かの検証は確認する事が出来ない。大森、葛山、両氏に関わる系図の代表的なものとしては、大森系図乗光寺本や大森・葛山系図、

葛山・御宿系図、葛山家譜、竹之下藍沢系図があり、これ以外に大森系図には、「尊卑文脈」や「続群書類從」にある別本「大森系図」と、別本「大森・葛山系図」などがある。

これらの系図類は両氏の出自を藤原北家流とし、竹之下「藍沢系図」及び静岡県立中央図書館所蔵の「葛山系図写」は、藤原姓以外の出自となっている。「葛山系図写」は清和源氏の木曾氏系図をもとに作られ、延元二年（一三三七）に越前で新田義貞と共に討死にした義胤を「葛山氏の祖也」としている。後でも述べるが系図はこの様に作る者により異なり、先祖を誰に結びつけばその家の格式や美化につながるか頭さがしが重要なポイントで、この様に異なった系図が残るに至つた事が分かる。

こうして見てくると中世時代の登場人物に於いても、全

てが実在した人物であるか否か事跡の有無により、他の文献に出て来るかどうかで確認するしか方法がなく、また、どの系図が正当な物か決定づける事は出来ない。従つて大森氏についても葛山氏についても、彼等の系譜を「系図から見た場合」と限定して語らなければならず、鎌倉時代初期以前の人物については、全くその存在が分からないと云うのが現実である。これまでの研究者は、系図の記事を検証する資料集めに時間を費やして来たが、現在のところこれらを裏付ける史料は見つかっていない。

では一般旧家に伝わる系図は、どのようにして出来たのであるうか。私論ではあるが、大名、旗本家の系図作りが終わつて、失業状態に陥つた系図屋と称する人々が、その資料を活用して地方の名主や旧家に系図を作る事を奨めて作らせたため、多くの系図が残るに至つたが、先祖は殆どが大名、旗本家と同じ様に源、平、藤、橘である。裾野市の場合には源氏流と藤原流が圧倒的に多いが、前にも述べた様に大森氏の場合、困つた事を作る者により数系統の系図が出来てしまつた。従つて藤原氏流や源氏流、また親康の異腹の兄惟貞は天智天皇の後胤と云い、「続群書類從卷六一四合戦部四四」小山町竹之下の興雲寺の大森・藍沢系図や駿州駿河郡御厨竹之下藍沢氏家伝も、その系を天智天皇から起こしている（駿東郡誌）と云われる。この様に藤原姓

大森氏に關する系図にも、複数の異なつた物が現存する事を頭に入れておいて頂きたい。

「郡書系図部集」や「国史大辞典」、小山町生土の乘光寺に残る物は藤原流の代表的なものであるが、「甲斐叢書八巻」にみえる武田・源氏一流系図は、大森氏を源氏流としている。これによれば、「新羅三郎義光の後裔である油川彦八信恵（のぶしげ）の子に惟康を配し、伊周公孫也、康平三年（一〇六〇）八月任甲斐・駿河国司」とあり、その子に大森信濃守親康を配し、その弟に葛山次郎大夫維兼を配して葛山氏の祖としている。

藤原姓大森氏にしても、当初記した様に次の様な疑問が残る。藤原姓大森氏の各系図や葛山・御宿系図、葛山家譜、藤氏・葛山家譜は、藤原北家道隆流（中関白家）より分流した事までは一致しているが、藤原氏の祖大織冠鎌足から伊周と続く北家は、閑白や攝政を代々とめた家系であり純粹な藤原氏の系図である。大森・葛山系図はこれをそのまま利用しているため系図間に違いが見られないが、問題はその後である。大森・葛山系図は、伊周—忠親—惟康と続くのであるが、藤原氏の系図には伊周の子忠親以外は出てこないので、この辺が系図屋さんとのじつけであり、矛盾の出てくるところであろう。

大森・葛山系図によれば、惟康の母は藤原実範の娘だと

云う。実範は治暦三年（一〇六七）正月二〇日付の官宣旨に、「駿河国の前国司、藤原朝臣実範」とあつて、駿河国司の前歴があつた事が分かる。惟康は伊勢新二郎大夫といい、三河国、高橋庄の領主だつたため高橋殿とも呼ばれ、母方の伯父の伊勢権守に養育されたと系図は語つている。伊勢権守は、尾張熱田神宮の大宮司、尾張貞基の婿で熱田大宮司の父だとあるから、実範の子季兼の事で尾張國の国司の目代を務め、その子季範は、尾張氏が世襲して來た熱田大宮司職を藤原氏として初めて繼いでいる。（大森・葛山系図（抄出）浅羽本系図四〇巻参照）大森・葛山系図では、惟康が甲・駿两国司として鮎沢の庄に住んだと記されているが、彼が国司を務めたと云う確かな文献は見つかっていない。しかしながら、系図を事実として話を進めていくと、惟康の父忠親の母も大中臣輔親の娘となつてゐるから、惟康の妻少将内侍の母と惟康の祖母とは姉妹と云う事になる。惟康が駿河国司となつた理由として、妻少将内侍の養君の領地だった事があげられる。この養君については、「妻少将内侍の実父や養父をさす」と云う意見もあるが、少将内侍が乳母として育てた郁芳門院と考えた方がよさそうである。

これらをまとめてみると、惟康は実範の子で熱田神宮の大宮司、尾張貞基の娘婿となつた藤原季兼に育てられた事、河国高橋庄の領主であると共に、甲・駿の国司となつた事、

さらに惟康の祖母と妻の母は大中臣輔親の娘と云われている事から、惟康は伊勢神宮と熱田神宮に深い関係があるという事になる。惟康と少将内侍との間に葛山の祖となつた惟兼と惟直があり、「寛政重修諸家譜」には惟康の墳墓が鮎沢荘に築かれたと云う。この件に関しては、駿河志料（文

久元年）一八六一年完成の中村高平著）の巻六七に、「此の村の西方は街道に連なり、本郷は東にあり西方を大森と称し本郷を深良と称す」と見える。また、天神社の項に「当社は大森家の先祖、駿河守藤原惟康の神靈を祭れる所なり、古くは大森天神と称す」とあるが、何處を深良と云い、また何處を大森と云うのか、地図や文献に出てこないため地的限定が出来ない。話は前後するが、惟康が領した高橋庄も惟直とつながりがあったとされる郁芳門院領も、全て伊勢斎宮の御領であった。大森氏が苗字の地とした駿河国鮎沢庄大森郷深良も、古くは「白河結城文書」に見られる様に、大沢鮎沢御厨と云われ伊勢二宮の御領であった。この様に、大森氏の所領関係は、全て伊勢神宮を本所とする斎宮領であった事が分かる。伊勢斎宮領を支配した家柄で、藤原氏とも何らかのつながりがあり、惟康の子親康が藤原氏を称していた事が、久安二年（一一四六）四月、信濃権守に補任されていた事により立証される。（大日本史卷三八三表二）しかしながら、父惟康の存在については系図だけ

であり、甲・駿二国の国司であつた確証は今のところ発見されていない。

この様に大森・葛山氏の先祖が伊勢神宮と関係があつた事を系図は物語り、これに藤原を結びつけようとしている魂胆が見受けられる。

系図上、藤原北家から分かれたこの家系は、惟康の代になつて三家に分かれる。即ち大森の祖である親康・葛山の祖である惟兼及び惟直であるが、この人物については系図上その後の事が分かつていらない。

藤原伊周→忠親の後、親康は前にも記した様に系図に出てくる人物では最初に実在が確認された人物で、「勢州住人」とあるから伊勢に住んでいた事になり、「寛政重修諸家譜」では母は金比羅中納言幸房の娘だと云う。親康は、後に後白河法皇の寵姫となつた丹後局、高階栄子の養子となつて成長したと云われ、そのため姓を平氏に改めたと云われる。（浅羽本系図四〇巻参照）更に、親康の親である惟康が養育されたとされる季兼の弟の季綱の母は、「尊卑文脈」では藤原氏との関係としてとらえるべきだと云われる。系図上、大森の祖親康の母は中納言幸房の女であり、葛山の祖惟直、惟兼の母は少将内侍で腹違いの兄弟である。惟直には子が

なく在京してい田舎を見ずと系図にあるから、駿東には來ていない事が分かる。子供が無いため所領、家文書等を弟惟兼に譲つて養子とし、この時点で初めて惟兼が駿東との関係を以つたと見てよいと思う。そこで気になるのが、仮に惟康なる人物が実在して、甲・駿の国司として任命され住みついたのが鮎沢の庄と云う事になるのだが、何故国司たる者、即ち今で云えれば県知事の様な重責にある者が、この様な山深い片田舎に住んだのか?と云う事である。本来なら、交通の便が良く(当時の東海道は、足柄路であつたから良いのかも知れないが)、温暖で政治的中心地に住むべきであろうが、大森・葛山系図作成上この地に住んだ事にして頂かないと名門に繋がらないから、あえてこの地に住んだ事に系図作成したものだと推定する。前にも述べた様に、北駿が伊勢神宮の御厨であり、また、惟康の母の父藤原実範が治暦三年(一〇六七)閏正月二〇日付の官宣に、「駿河国」の前々司、藤原朝臣実範」とあつて、駿河国司の前歴があるため惟康を国司として鮎沢庄に住んだ事にして、大森・葛山の祖に結びつけたのではなかろうか?と推定する。この辺が系図屋さんの苦労のしどころで、鮎沢の庄の何處に住んだと限定しない逃げ場である。鮎沢の庄とは御厨も同じであるが、裾野の一部も含まれ中日向郷(岩波など)、片平郷(須山、下和田など)、大森郷(深良、

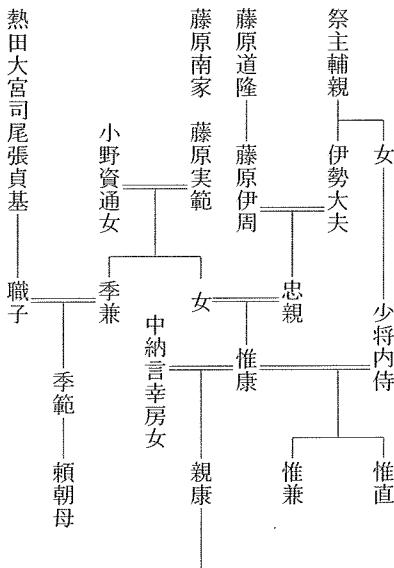
御宿)、葛山郷(葛山、上ヶ田、千福など)などである。深良の場合、鮎沢庄・大森郷深良と云い、南堀の大庭重一家所蔵の天正一七年(一五八九)一二月二四日発給の徳川家七箇条定書に「大森ふから」とあり、大森郷が出てくる最古の文書で、この当時も大森郷と云われていた事が実証できる。系図上、惟康が康平三年(一〇六〇)に甲・駿国司に任じられ鮎沢に住し、その子親康が大森の祖に惟直、惟兼が葛山の祖になつてゐるが、藤原系図に惟康なる人物が出て来ないため人物上の特定が出来ない。しかしながら、この時期に駿東地区の内鮎沢の庄に領地、即ち莊園が存在したであろう事は推定できる。

この様に見えてくると、その時代的背景から彼等の領地が存在しても、領主がその土地に着任したかどうか危ぶまれるところで、惟康なる人物の実在の確認が出来ないため、着任していないだろうと推定する。

平安時代中頃より地方には貴族や寺社の領有する莊園が成立し、公地公民を原則とする律令制度は莊園の発達に伴つて崩壊した。莊園の管理及び年貢の徵収や輸送の任にあつた莊官(地方の豪族)なる人物がいて莊園の運営に当たつてゐたが、その莊園を足場として発達していくのが莊官達の武士化である。この様な経緯から見て、大森氏や葛山氏は莊官から成り上がつた武士団であり、藤原氏の莊官で

あつたため、藤原氏との縁組みはあつたかも知れないが、伊周—忠親—惟康と続く系図上の人物とは関係のない存在であり、莊官達が發展して成立した在地豪族ではなかろうかと推定している。その良い例が、沼津の大岡庄の一二期後半の所領は平氏一門の池大納言頼盛であるが、現実の支配者は在地土豪の牧宗親であつた。

大森氏の出自については、以上の様な私論を含めて見解を述べたが、眞偽は別として以上の事をまとめて系図化すると次のようになる。



小山町史を参考に、親家は文章の都合上、筆者が付け加えた。

親家は「信濃權守、大森与一權守入道」とあり、大森を名乗った最初の人物で、母は「寛政重修諸家譜」によると六条判官為義の女と云う。

大森氏の出自については、以上の様な経緯がある事を頭に入れて頂き、次に初期大森館跡について考察して行く事にする。

まず、大森館跡については南堀の堀之内、原の上丹屋敷、西安寺裏山の高雄山（和田山とも云う）、それに現在、深良中学校のある城ヶ尾の四箇所が以前よりあげられている。「深良の南堀に大森氏が住んでいた」と云う事は、我々が学校当時から地元の同級生に聞かされていた。今現在、葛山氏の研究は城跡保存会もあって盛んだが、深良時代の初期大森氏については、全く手がつけられていないのが現実であろう。まず、深良が藤原の莊園であつたであろう事は、前述の大森氏の出自で記した通りであり、南堀に堀之内なる地名や鍛冶屋敷などの地名がある事から、この近くに大森氏の居館があつたであろう事が、先学の方々から伝承されてきている。この近くにある和田や市場、町田の地名は莊園の近くにある地名と云われ、大森館はその地名近くに在つた居館で、莊官としての事務処理を行つていた事であろう。たが、その場所を設定するのは大変困難な事で、理由づけが必要である。今から一五〇一六年程前にならうか、

深良の南堀から御宿に至る市道、千福—町田線の工事中に、平安時代の初期と推定される墨書き土器の破片や土竈が発掘された。土竈は私が確認した物であるが、それ以前、御殿場の精工舎の建設に伴う発掘調査のおり、これと同じ土竈を発掘中に見学した経験上、形からすぐに土竈である事が確認でき、丁寧に掘つたもので、実践考古学を経験しなければ分からぬ快感であり、発掘の時期は一月一五日の成人日で、駅伝が行われた日だつたと記憶している。この遺跡は地名をとつて「上ノ原遺跡」と云うが、これらの事から大森屋敷はこの近くにあつた事は事実であり、諸文献が色々とその場所を仮定しているが、伝承等もあつて決定づける決め手にはなつていない。

私は、中世の山城の探訪を趣味としている関係で、深良時代の大森屋敷が何處にあつたのか探るべく、暇をみては何回となく和田山の周囲から興禪寺周辺を見て歩いたが、それには次の様な事を考慮して見る必要がある。

まず城郭学から云つて、「その時代の戦力及び人口を想定

し、居館は別として戦時、城に籠る時の位の広さが妥当か。また、その時代的背景はどの様であつたか。武器はどの様な物が使用されていたか。地形は居館及び山城にてはめるのに妥当か」という様な観点から見るべきで、初期大森氏の場合は平安末期から鎌倉初期を念頭に置いて考

察する必要があり、通常云われる堀之内屋敷をまず想定すべきであろう。そうであるならば、城ヶ尾や和田山（高尾山）は、まず除外せざるを得ない。これについては後で述べるが、「城ヶ尾や和田山は詰めの城だ」と云う方もおられ様だが、この様な山城が必要になつて来るのは主として鎌倉時代頃からで、初期大森氏の時代にはあてはまらない。では、何処を初期大森館と推定するか？史料が少なく難問である。「駿河志料」の寺院の項を見ると、「興禪寺、西安寺、松壽院は全て大森氏の開基」と云い、大森氏と深い関係があつた事は事実であろう。町田の松壽院の項には、「当寺は、大森家の太祖駿河守惟康公香花所（死者や仏に香や花を供する所、即ち菩提寺である。）にして、佛殿に木主（ぼくしゅ）位牌を安置す」とある。従つて、大森館はこの寺院の近くにあつただろ事は間違いないと思われる。

では、現在伝承されている城ヶ尾や上丹屋敷、及び西安寺裏山（高雄山）と大森氏とはどの様な関係があつたのだろうか。

まず城ヶ尾であるが、この地は現在深良中学校のある場所で、私も当時文化財保護審議委員として発掘に参加した経緯があるが、主郭と称する高台には、一段下がつた平場との間に一本巾九メートル×一〇メートル、深さ八〇センチ×九〇センチと浅く、長さ東西七五メートルの空堀が確

認されている。また、この空堀は堀の部分の土を高台の主郭と称する場所に積み上げて土壘となす構造で、U字形をなす空堀の土を積み上げて築いた造りで、この様な造り方を搔きあげの城と云う。（添付図参照）当時の土壘の高さは発掘調査報告書によると三メートル程と云い、堀の形状も先程述べた様にゆるやかなU字型をなし、中世特有の薬研堀や箱堀ではなく城ヶ尾特有の物である。「発掘当時の出土品は、一段下がった平場では殆どが縄文中期の物で、主郭からの物は土師器や須恵器であり、古墳時代頃の遺物と推定され時代的に初期大森氏の居館地とは時代的に合致しないが、なんらかの防禦的施設があつたであろう事は間違いない」と報告書は述べている。城ヶ尾遺跡の発掘は、昭和五二年「裾野市深良城ヶ尾遺跡発掘調査事業」として、国及び県の補助を得て裾野市教育委員会が実施したもので、縄文遺跡については笛津海祥氏（考古学）の指導のもとに、主郭より一段下がった平場の発掘が行われた。中世の遺跡の出土を期待したのだが、中世の遺物の出土は全く見られず、結局縄文土層まで掘り下げ縄文遺物の出土を見るにすぎなかつた。主郭と称する一段上がつた場所の発掘は、中世城館跡発掘の専門家である奥田直栄氏の指導のもと空堀と土壘の発掘を行い、空堀の形状、深さ、巾長さとその工法の確認を行つた。主郭の発掘にと段階を得な

がら掘り進めたのであるが、前にも述べた様に出土品が古墳時代の遺物であり、中世前後の遺物が殆ど見当たらなかつたため、城郭的遺構の年代について迷わされた。年代の確定も出来ず、「一種の防禦的施設であつた事には間違いない」との結論に達した。そのため「初期大森氏との年代的隔たりもあつて大森氏との関係はない」との断定をせざるを得ない結果となつた。

上丹屋敷と云われる場所は、原部落と上原との境を旧深良川が屈曲して取り巻き、まさに居館屋敷に相応しい地形であるが、遺構がはつきりせず決め手にかける。今この地に土饅頭が一基存在するが、「古墳」と云う見方と「土壘の一部だ」とする見方がある事や、地籍上も手掛かりとなる地名が出てこないため全く手掛かりがない事から、将来の発掘調査を待つしかないのが現状である。上丹屋敷が知られる様になつたのは昭和七〇八年頃、当時、静岡高校の教授であった沼館愛三先生が、「静岡県郷土研究」に発表されたのが初見であつた。我々が子どもの頃、古老達から「昔ここに偉い人が住んでいた隠居屋敷だ」と聞いたことがあり、今もお屋敷と云われていますが、葛山館跡の様に地図に「御屋敷」と記載されれば居館跡にもつながるだろうが、伝承だけで資料がないため確認が出来ない。沼館先生は、この様な事を古老達の話と地形から居館跡としたの

ではなかろうか。

もう一箇所残っているのが、西安寺裏山の高雄山とか和田山と云われている山である。

西安寺は大森山西安寺と云うから、昔はこの山を大森山と云つたのかもしれないが、地籍名に出て来ないため大森山との断定は出来ない。また、この山全体を見ても、現在墓地のある所と高尾神社のある場所が平場として確認出来るが、空堀や郭跡の確認は出来ない。従つて大森氏が滅びる明応四年（一四九五）まで時代を下げて考証しても、城館跡とするには遺構の確認が出来ない事と、山全体が広すぎる事もあり不適当と云わざるを得ない。そこで浮上するのが南堀の堀之内説であるが、この地を居館跡とするには難があり、私論ではあるが現在の興禪寺の位置を次の理由から初期大森氏の居館跡と考えたい。

(一) 現在の堀之内の場所は、当時の莊官屋敷としては平場が狭すぎる。

(二) 大森天神の位置が昔から現在の位置にあつたとした場合、堀之内の方が高台に位置し先祖を神として祭つた場合、宗教的見地から見て適切ではない。

(三) 興禪寺を居館跡とした場合、大森天神は東北、即ち鬼門の一部に位置し、場所も興禪寺より高台に位置し、守護神として祭るのに適切な位置である。

(四) 興禪寺の裏山（現在の新墓の場所）が「陣山」と呼ばれ、土壘の一部が現存し、山の周辺を見ても初期城郭としての感がある。尚、この陣山について異論がない訳ではない。「御殿場市史研究」の論文の中で城郭研究家の伊禮正雄氏は、「御殿場地方の中世城跡」と題して陣山に触れ、「(一)江戸時代に旗本の稻葉氏の陣屋があり、土壘もその当時の遺構であろう」と云つてゐるが、深良に陣屋があつたと云う記録はなく、また、興禪寺も現在地にあつた事から、寺より高い位置に陣屋を構えるのは不自然である。平時であるから本来なら平地に造るべきで、土壘についても、江戸時代の陣屋は石垣に板塀もしくは添喰い造りが普通である。陣屋については深良の松井家文書の中に安政三年（一八五六）、深良村の役人差し出しの御陣屋にて「出合雜用覚帳」なる物が存在する。この文書が何處の陣屋から発給されたものか資料がなく全く不明であるが、「幕末から明治にかけて（廢藩置県になるまで）松井家に一時、陣屋が置かれた」との伝承がある。

(五) 地形的に事あれば裏山に籠もる事が可能であり、さらに尾根に空堀を一本設ければ、当時の防御として十分その機能を發揮できた。また、一段下がつた箇所に腰曲輪らしき箇所が見られる事と、現在南堀と和田を

結ぶ天神坂は空堀の名残と考える。

(六) 山の西側に和田、市場と連なる部落は山上から一望でき、また、この地名は莊園の近くにある地名と云われる。

(七) 豪族屋敷がなくなつた場合、その跡地に寺を建立する例が多い。その例として葛山の仙年寺、千福の普明寺、竹之下の興雲寺、湯船の本蓮寺、神山の本国寺などがあり、本国寺の場合は戦前まで寺の裏側に土手が鍵状に残つていたと云う事である。

(八) 堀之内の地名は居館があつた場所だけを云うのではなく、居館の周囲の田地、または居館の周囲に成立した集落を云う事が地名辞典にあり、これらを考え合わせれば無理に堀之内を居館跡とする必要はない。また、この堀之内の地名は北駿に多く、深沢（深沢氏）、湯船（小河氏？系図では惟康の次女が嫁いでいる）、竹之下（大森頼忠が竹之下孫八左衛門と称して居館したと云う）、坂本（小山町用沢にあるが館主不詳）、上野（館主不詳）、新柴（館主不詳）などが存在する。

(九) 興禪寺、大森居館説については、「昨年私が「大森氏の出自とその末裔達」の第二段として発表した際、地元の人から『そう云われれば、昔の興禪寺は今の位置より農免道路に近い方にあつた。』と聞いた事がある」と雑談的に聞いている。

以上が私の考えている大森氏初期居館跡の推論である。尚、余談であるが（大森氏の出自の項で述べるべきであるが）大森氏伊豆発祥説もある。これは「尊卑分脈梵舜（ほんしゅん）」校合、前田家本の譜に中閑白六世始称、大森信乃守一郎、住豆州大森、仕鎌倉將軍一説住駿州大森」とある。

北上後の大森氏は、在地土豪と婚姻政策をとり、土地の開墾をしつつ一族を増やしながら北上し、最終的には小田原城主となる。大森氏から出た在地一族には糸岡上大沼、菅沼、神山、沓間、藤曲、河合、上野、吉窪、大原、平山、

深沢の各氏がいる。また、大森氏の場合は在地性が強く、領土を増やしつつその居館を移動している事で、容易に本拠を動かそうとなかった当時の武士団としては珍しい存在である。即ち、大森館から深沢、竹之下、生土城、山北の春日城へとその本拠を移したのである。これを地理的に見ると、大森郷は箱根道と云い、湖尻峠から芦ノ湖の湖尻に出て箱根現への参詣道の入り口にあたる。竹之下館は鮎沢川の河岸上に位置し、御殿場方面から足柄峠を越えて関本に至る足柄道の要地にあり、小山の生土城も鮎沢川、須川、野沢川の合流点で一山越せば小田原、平原へとつながる。春日山城のあつた内山（神奈川県南足柄市）も酒匂川の急流に臨み、足柄古道の入り口で浜居場城、足柄城などの大森氏の属城を通つて駿東に出られる地点で、大森氏

の根拠地のいぢれもが水運、水利の中心地である事を知つておく必要がある。また、駿東から箱根を越え酒匂平野に出て、小田原をうかがう要地に位置していたことに注目すべき点がある。

以上、雜駁ながら大森の出自を系図から見てきたが、以下の事が分かつて頂けると思う。

(一) 系図は作る人により出自が違う事。

(二) 自己の格付けのため、名門の末流に結びつけている事。

(三) これらを見て、系図だけを信用して歴史は学べない事。

(四) 中央で国司に任命されても、その土地に着任したかどうか不明な事。

(五) 藤原氏は、中北駿の莊園領主であつたであろう事。

(六) 大森氏はその莊官であつて在地土豪であつた事。

(七) 莊官の武士化に伴い北上しつつ、領土を拡大していく事。

(八) 後北条氏に滅ぼされた後、一部の大森氏が北条氏から大森殿と呼ばれ優遇され、家臣團に組み込まれていつた事。又最近の研究では明応四年（一四九四）北條早雲により一夜に小田原城を奪取され、この時点で大森氏が滅亡したとの定説が真田城に落ち数年間、北條氏独特と拮抗した勢力として西相模に威を持つていた事。

(九) 後北條氏滅亡後、江戸幕府に旗本として仕え系図が

必要となり、伝承を交えながら藤原との過去の経緯から、自己美化のため先祖を藤原氏等の名門に結びつけた事図が出来上がった事を知る事が出来る。尚、大森氏の祖と藤原氏との繋がり及び系図上の関係については、小山町史を各所に引用させて頂いた。

次に、この地方で使用されている中世城郭用語の意味があまり知られていないので触れておく。

(一) 家 城

中世の居館地を云い、戦時に付近の要害

(二) 犬走り

土居や石垣の上に築かれた、堀の外側

(三) 武者走り

城内から土居の上に登り降りする坂道

(四) 故 堀

堀の底に田の畔の様に土を掘り残して、

敵の大軍の移動を阻止する事を目的として作られた物で、長久保城の発掘調査で確認され、又最近韋山城の発掘調査でも確認され見学会が行なわれ、北條氏独特の築城方である。（三島山中城の障子堀参照）

りを保護すると共に、敵兵の進退を妨げる設備。

(六) 枝城  
(七) 乙の丸  
(八) 帯曲輪

(九) 男山  
(一〇) 女山

(一一) 虎口  
(一二) 捣城手口  
(一三) 搖揚城

(一四) 曲輪構  
(一五) 黒

(一六) 腰曲輪  
(一七) 出丸  
(一八) 根小屋  
(一九) 子城  
(二〇) 普譜  
(二一) 作事  
(二二) 経始  
(二三) 地選

山城の中段に細長く造られた郭で、これに敵を故意に入れて有効な掃射によつて多大な損害を与える事を目的に造つたものを言う。

城の本体から外側へ出張つて造られた郭を云う。

山城のふもとに造られた城郭に付属するもので、平時に住む建造物を云う。

根城とも書き、本城の事を言う。

土木工事を云う。

建築工事を云う。

ケイシと読み、なわばり即ち計画、測量を云う。

築城地の選定を云う。

参考文献

- 国史大辞典
- 地名語源辞典
- 群書類従
- 駿河史料
- 静岡県地名大辞典
- 摶野市史第二巻資料編 古代中世
- 大森氏研究ほか史論集
- 日本城郭辞典
- 図説日本城郭史
- (一) ばやし ひでとし・地区協力員)

支城とも云い、本城を根城と云うのに對して、云う出城。  
城の最も奥にある郭を甲の丸と云うのに対し、外方にある郭を云う。  
一つの郭の外側に、細長く一段低いところに設けられた郭を云う。  
オヤマと読み陽山とも云い、独立した山に山城を築城した場合、男山形式と云う。

メヤマと読み隠山とも云い、山の尾根を掘り割つて郭を設けた物で、規模は小さい。(葛山城、大畠城参照)

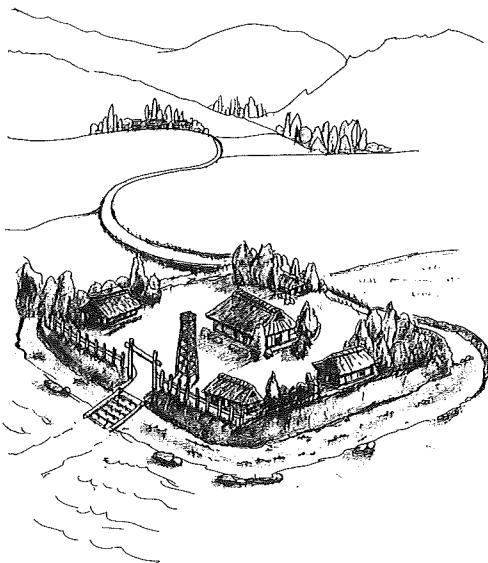
城の出入り口を云う。

カラメテと読み、城の裏側を云う。

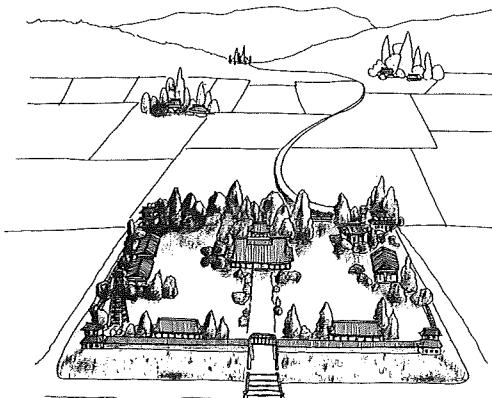
カキアゲの城と読み、空堀を掘つてその土をかきあげて土壘としたもので、古い造りの居館を云う。  
郭とも書き、城の一区画を云う。

土居が高く、城内の建物が見えなく造つたものを云う。

## 搔上の城（堀之内屋敷）と中世武士の居館図



① 『初期大森氏の居館と  
中世国人領主の居館』



② 『中世豪族屋敷』

### ① 搗上の城

この居館は平安時代末期から鎌倉時代に繁がる在地土豪の屋敷で周囲に堀を廻らし、その土を掘って土壘とした初期城館図であり、家は掘っ建て小屋で土壘には棚を設けて防備しており、初期大森氏の居館もこの様な姿と思われる。

### ② 中世の居館城

この居館は搔上の城の発達した居館城で区画も方形がはっきりとし、掘りも深く土壘も高くその上に土塙を廻らし建築物も豪華となり在地領主としての威儀を誇っている。

## 〔歴史講座の記録〕

# 裾野の近現代を知る

### 戦中・戦後の暮らし

この資料集は、『裾野市史』近現代Iと同じ視点で構成されている。それは裾野地域の特徴がよく現れているテーマを意識的にとりあげ、暮らしの視点を重視しながら、資料を通して大正期のはじめから一九七〇年の裾野市の市政施行までの歴史を描きだすことである。そしてここでも「村と戦争」（演習場）という主題は、この地域の近現代史の大きな柱として重視した。

第一回は「暮らしの風景」という視線からみた裾野の現代史についてお話ししたい。この時代は、戦争と占領という苦しい時代を間にはさみながらも、暮らしの現代化がしだいに進展していく時代であった。大正から昭和の初年には鉄道・衛生・交通などの整備も進み、ゆるやかながら暮らしは現代化していく。一九二三年の関東大震災では大き

な被害をうけ、三〇年以降の昭和恐慌でも苦況に陥るが経済更生運動や生活改善運動によつて、これをのりきつた。

しかし一九三七年に始まる日中戦争は、村の人々の暮らしの隅々までをまきこみ、年を追う毎に生活は厳しく統制されていった。村からは出征する兵士が増え、銃後の人々の暮らしも軍需インフレのなかの物価の騰貴、物資統制による物資の不足に悩まされた。また新聞ジャーナリズムなどによつて作り出される『愛国美談』が氾濫し、戦勝祝賀会という動員のキャンペーンがくりかえされ、巡回映画やラジオも人々を戦争に動員する番組一色になつていった。それが「戦時生活様式」という名でよばれる戦争のための正しい生活と定義された。そして敗色が濃くなるにつれ、裾野でも戦死者は増え、敗戦を迎えることになった。

戦後の裾野の暮らしは、占領期の自由と混乱の時代のあと、一九六〇年代に入ると高度経済成長の影響をうけるよ

うになった。伝染病も減り、健康保険制度も整備され、TV・電気洗濯機・電気冷蔵庫に象徴される現代消費生活がはじまつた。この時期、裾野では工場誘致によって地域の様子は大きく変化し、新住民の流入などによって「新しい裾野」が出発したのである。

(一九九九・一・三〇開催 安田常雄)

### 裾野の人々と戦争・翼賛

市史編さん事業は、ある意味で、私どものように専門に編さんに携わっているものと、市民の皆さんとのギャツチボールのようなものかもしれません。『資料編』『通史編』として刊行され、そこで描かれた裾野の地域の歴史と、そこに暮らした人々のイメージは、私どもの手によつて描かれた一つの中間報告にすぎないのでしょう。「市民が、地域の主人公として歴史叙述の対象であるとともに、書き手としても主役」(鹿野政直『化生する歴史学』)であるは一つの理想かもしれませんが、そういう構えから導き出される視点は裾野の地域に暮らすひとびと「にとつて」の戦時・戦後のイメージは、今後、ゆつたりとした対話のなかで作つていきたいと思つています。

「にとつての」という視点からすると、すぐれた地域史

研究者である一志茂樹さんの次のことが印象に残ります。戦時には「大政翼賛会があつたでしょう。……書類がまわつて來た時、書いて出さなければいけないので書いて出しますね、そうすると、それが残つて証文となつてしまふ。こういう歴史があつたぞというふうに錯覚をおこす」といふのです(『地方史に生きる』)。裾野地域でも翼賛体制の一環、その実践部隊として翼賛壮年団ができる。富岡村などでは戦時生活様式を人々に実践させ、違反者は地域に割り当てられた一ヶ月分の国債を買えなどと制裁措置も決めている。しかし、翼賛壮年団はできるのだけれども、御宿から推薦者には「本人ニハ何モサナイデ置テ下サイ」とされている。田場澤でも、贅沢禁止のスローガンの下、伝統的な「講」組織も制限をうけますが、「戦時生活研究会トシテ講ヲケイ続」している。上から迫つてくる戦争や翼賛体制、制裁措置を伴つた「戦時生活様式」のもとで、民衆自身の日常の暮らしが存在している、そういう領域はなかなか文字に残らないのですが、そこに想像力を働かせてみることも重要なのだろうと思います。戦時期は都市と農村の生活水準が、全体的に苦しくなるなかで近づいていく時期でもあり、また農村でも託児所とか国民健康保険組合とか暮らし向きが一定程度改善される時期もあるので、民衆の暮らしの深部に想いをはせることは、民衆の戦争協力

(ないし支持) の論理を彼ら自身のなかに入つて考えるきっかけなのでしょう。

敗戦後の時代のイメージは、焼跡・闇市・民主主義です。それはまちがいではないのですが、裾野地域など農村部では、おそらくちょっと違った風景であったと思います。戦地や工場からの復員によつて、村には一気に人口がふえました。また何といつても「物」のあつたのは農村です。敗戦後の村々では青年団のメンバーを中心とした「やくざ芝居」「マドロスもの」、唄と芝居が熱狂的に演じられました。戦時中には抑圧され、自らの言葉をもつことができなかつた青年たちの〈青春〉の回復でもあつたのです。戦争に彩られたアジア太平洋戦争の時代を知る一つのキイワードが「生活」であり、占領と民主主義の時代を知る一つのキイワードが「青春」ではなかつたろうか、一つの見方を述べてみました。

(一九九九・二・六開催 大串潤児)

## 山と人びとの暮らし

前回、『裾野市史』資料編 第四巻 近現代Ⅰが刊行されたいの歴史講座では、「山と人びとの暮らし」と題して、明治初年の入会林野の官民有区別の問題を中心に、入会林

野と人びとの暮らしについて話をした。今回の講座では、同じく「山と人びとの暮らし」と題して、茶畠山（茶畠大字所有、他大字利用）を中心とする泉村（現在、東地区）の入会地について、大正期の泉村「騒擾」事件とその後の経緯について話した。使用した史料は、近現代Ⅱ所収の699、700、701、746、1035である。

泉村「騒擾」事件とは、一九一六（大正五）年五月に村委会で決議された部落有財産（その大部分は部落有林野）の統一を契機に、村内が統一推進派と反対派とにわかれれて对立し、反対派の統一取消を求める行動が騒擾罪、公務執行妨害罪に問われた事件である。村長をはじめ統一推進派の背後には部落有林野統一政策を推し進める県・郡の強力な指導があり、反対派は、入会地での開墾や明治四〇年代頃から盛んになつたラオ（キセルの竹管部分）の材料となるスス竹の採取に生活の少なからぬ部分を依存する広範な村内中下層であつた。

大審院まで争われた裁判が終結し、村内の和解がはかられたのは一九二一（大正一〇）年、二五年には「茶畠大字山地保護規約」が制定され、統一後の林野の利用が規定され、茶畠の権利者二一人が確定する。

私は、近代における村結合を研究テーマとしているが、村結合の物質的基盤とされる入会林野については、裾野市

史にかかわることになつてはじめて、その史料にふれることができた。入会林野にかんする史料は、他の分野に比べて比較的よく残つてゐるといえる。それはおそらく入会にかんする権利を明確にしなければならないという現実の必要性によるものだらう。

入会林野は、田畠の肥料や牛馬の飼料となる草、燃料となる薪、家作の際の材料となる木材、屋根葺き用の茅などを採取する場所として人びとの生産と生活に不可欠なものであつた。それはそうなのだろうが、入会林野が人びとにとつてもつた意味は、近代以降に限つてみても、歴史的に変化してきているのではないか。それを具体的にあとづけようとするとき、それを明らかにしらるような史料はそれほど多いわけではない。

何ごとか事件や問題が起つたとき、そうした暮らしのレベルでの問題のありようが浮上し、それが史料として残る。そうした意味で泉村「騒擾」事件は、いろいろなことを私たちに語りかけてくるように思われる。

なお、泉村「騒擾」事件とその裁判過程については、『裾野市史研究』第四号所収の拙稿「泉村『騒擾』事件ノート」で検討したので、参照されたい。

(一九九九・二・一三開催 湯川郁子)

## 社会教育と文化活動

近現代Ⅱに収録した社会教育関係資料は、青年団（青年会）と青年学級等の青年層の活動に代表される。講座では、資料から読みとれる戦前戦時下と、戦後の青年活動のあらましを述べた。

青年団は、内務・文部大臣の訓令により善良な公民を養成する修養機関であると一九一五年（大正四）に位置づけられたのを契機に、活動の内容を変容させていくことになる。現役兵家への援助や早起会による神社の洒掃、夜学を開設したり、また演劇を上演することで得た収益金を凶作地や満州軍に送金するなど、国家的な要請に応えるような活動が中心となつていった。

日中戦争開始後の青年団の活動は、「國家総動員法」を背景に銃後の後援活動が中心となる。例えば、空き地を青年団の農地にして生産増加に努めたり、女子青年団や女子中等学生も農村婦人の労力を確保し生産力を維持するために、共同炊事場や保育場に勤員されたりした。青年団は、戦前から戦時下への国家体制の移行に伴い、精神的な修養機関から食糧や軍事物資を供出するための労働を提供する団体へと変容していく。

このように、戦争によつて満たされなかつた青年層の知

識・学力・文化活動への欲求は、戦後、自發的な勉強会・読書会等の學習機會を創出していった。青年学級は、こうした學習機會を行政が逆に取り込み、勤労青少年のための定時制高校の代替機関として奨励していった教育機關である。富岡の青年学級は文部省の指定を受け、官製の青年学級として出発した。いわば上から与えられ出発した青年学級ではあったが、重要なのは、そこで行われた學習がどこまで青年の主体性を重視し身近な生活問題を取り上げ、その課題解決に迫り得たか、ということである。

富岡青年学級の女性グループは、雑誌「思想の科学」からインタビュウを受け、自らが応えた内容と實際雑誌に記載された内容の相違から活字雑誌の虚偽性に疑問を持ち、ジャーナリズムやマスコミュニケーションの在り方を論じるまでに學習内容を発展させた。また「よいこじゅうとのあり方」をテーマとして共同學習を行い、小姑や嫁姑の問題を論じ家父長制家族制度についても論じている。日常生活に根ざした問題から出発して社会・制度の在り様を論じ、課題解決に迫ったことが資料から読みとれる。またこの他、深良青年団が演劇活動を通じて、身近な深良用水を學習し探求していくことを会場の市民の方からお聞きした。

現代は、生涯學習社会の時代であると言われている。學習者の動機に基づき身近な問題解決のためにすすめられ、

既存の生活（あるいは社会）改善に至ることを理想とする生涯學習の在り方の指針を、富岡や深良の戦後の青年層の學習活動にみることができよう。

（一九九九・二・二〇開催 坂本紀子）

## 裾野地域の経済的発展と地域の変化

### 一切り口としての都市

「都市」をキーワードに裾野地域の経済的発展を考えてみたい。

一、明治末の資料「地租輕減の議に付陳情」（『市史』五―六八三号）を読むと、当時の当地方には自らを村（農業）とする強い自覚があり、都市（商工業）との間に、經濟的利害関係や風俗、精神的あり方などにおいて、対抗關係があることが強く意識されていたことが分る。

二、しかし当地方でも大正期に入ると商工業が発達する地域が出現し、そこでは小規模ながらも一種の都市が形成される様相が出てくる。一で述べた関係を「外なる「都市」と村との関係と表現すれば、これは当方がいわば「内なる「都市」と村という関係を抱え込んだことを意味するであろう。

三、そこで次に小泉村と須山村の財政構造の分析を手掛か

りとして、当地方の商工業の発展＝都市化の進展を推定してみる。

山村としての財政構造を明治から昭和初期まで保持し続ける須山村と、佐野地域を核として大正期に商工業の発展＝都市化の進展が顕在化する小泉村とを不充分ながら財政面から跡づけようとしたのである。（この時の視点は『市史 第八巻 通史編I』（第四章二節）でさらに展開している。）

四、そこで次にこうした商工業の不均一な、部分的発展、一部地域の都市化の進展という事態を前提としてよく説明できると思われる事例として以下の三項を検討する。

一) 米騒動への対応；米の自給できる村（深良村）、できない村（須山村）、出来ても都市部のある村（小泉村）ではそれぞれ米騒動への危機感が違う。須山村はもつとも危機感が漂つたし、恐らく都市的な分解の生じつた小泉村でもある程度の危機は生じたろう。しかし深良村では米価高騰で村人の家計も村経済も潤つていたと思われる。

二) 昭和恐慌への対応；項は設けたがうまく展開できていない。

三) 小泉村富沢小作争議（一九三一年）の背景には同村における商工業の発展があるであろう。（より詳しくは

『市史 第八巻 通史編I』（第四章二節）を参照されたい。）

四) 小泉村佐野大字一、二区の間で分離問題が一九三五年発生する。これなどはまさに当時の佐野2区の商工業の急激な発展によつて生じた現象と考えられる。『市史 第八巻 通史編I』（第三章五節）（第四章四節）等を参考されたい。

（一九九九・二・二七開催 岩崎信夫）

## 日本学校教育の功罪

昨晩、私の小学校の同級生がなくなりました。今日お悔やみに伺いたいと思つております。少年時代同じ学校で学びかつ遊んだ友人がなくなつたことは、血の繋がりのない者であつても大変悲しいことです。一方今日この会場に「お前が話をすると言うので来た」と、中学時代の友人がわざわざ来てくれました。なんとも嬉しいことです。

同級生とか同窓会とか今日ではきわめて私たちの生活に密着したことばであり、あるいはその交友関係は生活の一一部となつていると言つてもよいのかも知れません。これも近代の学校教育制度があればこそありうる現代の生活風景であります。

入学・試験・夏休み・運動会・新学期、あるいは算数・国語・理科・社会などの教科の名前もまったく私たちの生活を構成する大事な要素となっておりますが、これらもすべて学校制度ができた結果もたらされたもので、私たちの生活や生涯計画も学校を切り離して考えることはできません。

かつて、村長さんと駐在さんと学校の先生は村の最高の名士でした。しかし今日学校崩壊とか学級崩壊とか学校の権威も敬意も地に落ちた感じがしないでもありません。しかし学校は福沢諭吉に「門閥制度は親の仇でござる」と言わせた封建的な身分制度を打破し、どんな家柄・身分の子でも勉強して、学校を出ればお役人でも会社の社長でも、いな総理大臣にもなれることができる道を開きました。またいままで教育と言えば人格教育・道徳教育を意味しましたが、生活に役立つ、それを学ぶことによって財産をつくることもできる学問を教えてくれました。また教師も医師も弁護士も一定の学校を出ることを条件に資格が与えられ、生活の糧にすることもでき、その資格によってその人の能力、技能を信頼して安心して教えを受け、治療を受けることもできるようになりました。そして総ての日本人が平等に教育をうけ、日本の今日の発展をもたらすことができました。

このように明治以降の学校教育は国家的にも社会的にも、また個人々々に対しても成長を保障してきました。しかしその反面、厳しい試験制度、職業につく人や上級学校へ進んでエリートとなる人々の分離・選抜を行い人間関係を破壊し、地域社会の紐帯を解体し、伝統的な民衆の創り出した文化・芸能、さらには生活意識をも崩壊させ、現代の人々は自然的にも精神的にも、情緒的にも「ふるさと」を失つてしまいました。学校は地域から遊離するところに自らの「近代性」を誇示し、自ら「陸の孤島」への墓穴を掘つてきました。学校崩壊も不登校もいじめ・暴力問題に学校制度自らが蒔いた種も少なくありません。偏差値教育と呼ばれる、試験が終わればすぐ忘れてしまう「剥落」する知識をもつて人間を評価する知識主義の教育に果たした学校の役割は否定できません。

しかし学校の役割は今後も当分大きいものであることは事実です。今日学校をめぐつて様々の人間再生の方法が模索されております。それは教育関係者や政府にだけ任せではなくべきものではなくすべての人々が一緒になって考え、発言して行かなければならないことであります。その人のもつ知識量によつてのみでなく、地域や家族や国家社会の産業・文化・福祉などにどのように貢献したのかをもつて人を評価する意識を私たち自身ひとりひとりが高めて行か

なければならぬと思ひます。

(一九九九・三・六開催 四方一済)

### 戦時教育から新しい教育

昭和に入ると経済不況のおり、税収不足に悩む各町村にとって予算の大半を人件費が占め、その中で教員の俸給費のやりくりは大変であった。各町村の予算の四～五割は教育費、そのほとんどは教員俸給費が占めていた。月給の未払いがあつたり、寄附という名目での減棒が行われた。全国的にも農村では一段と不況を極め、東北地方の悲惨な様子が伝えられていた。駿東郡教育会長の大庭寛は郡内の小学校に教員の給料の支払い状況や児童・生徒の学費・出席・弁当の持参等の報告を求めた。戦時下の生活に報徳思想が受け入れられ、嶽南小にも二宮尊徳の像が建設されることになった。昭和十五年度の嶽南小学校の修学旅行は奈良・権原神宮、三重・皇大神宮の参拝が目的で、行き帰りは夜行列車であった。

「生きた教材を得ん」として、自ら「応召志願」をする小学校の若い教員もみられた。嶽南小学校の「保護者会々計報告」には、「遺家族児童慰問費」、「支那事変講和謝礼」などの支出が見られた。泉村国民学校体錬大会プログラム

には、「焼夷弾落下」、「敵弾突破」、「落下傘部隊」、「撃ちてし止まむ」など戦時色の濃く出た種目が盛り込まれた。昭和二十年四月になると静岡県の東部地方で空襲が激しくなり、そのため授業がしばしば停止となり教育活動がストップした。沼津海軍工廠も一部を移転、疎開し佐野実業学校の校舎を借り受けることになった。昭和二十年七月十六日、沼津は大空襲を受け、高等科の児童は勤労動員として被害家屋の片付け等に出かけた。戦争が終結し、連合軍の指令や文部省の通達により、教科書の修正を迫られるところになつた。まず、児童・生徒の手によって、黒ぬりの作業から始められ、「国防軍備ヲ強調セル教材」、「戦意昂揚ニ関スル教材」等は削除した。昭和二十一年一月二十二日、駿東地方事務所から、「連合軍最高指令部ヨリ発スル指令ノ徹底方ニ関スル件」の通達が出され、軍国的主義的教育を改めることがその指針であつた。一月二十五日には、進駐軍が学校検閲に來るので、銃剣、薬盆、藁人形、擣突台、手旗、圍壁については徹底処理するよう求めた。戦後の混乱期、食糧不足からくる物価の高騰は教職員の生活も苦しめた。嶽南青年学校長、富岡村長は教職員の現状を校区内の人々にも理解してもらい、善処していただくように陳情した。

昭和二十一年になると、教職員の生活擁護、民主教育の

確立をめざして静岡県教職員組合が結成されつつあった。

（一九九九・三・一三開催 西川尚男）

駿東地区では十二月に組合結成大会が開かれ、組合活動の動きは活発になつていった。しかし、昭和二十二年の二・一ゼネストをめぐっては労働者と教育者の間で苦悩する教員の悩みが浮き彫りにされた。

昭和二十二年三月、教育基本法、学校教育法が公布された。四月、新制中学校が発足したが、教育財源の不足から施設・設備、教員の給料など問題を抱えていた。それぞれの地域や学校で教育課程の編成が進み、地域社会に根ざした内容も盛り込まれ、PTAも結成されるようになつた。

文部省も「教育課程を子どもと地域の実情にそくして自主的に編成しよう」と教職員に呼びかけた。カリキュラム（教育課程）の研究が盛んになった。学制が明治五年（一八七二）に公布されてからすでに一三〇年近くになる。学校教育の制度や教育内容は、時代に対応するように改革されいくが、戦時体制下の学校教育は国家・社会が個人を個人のためというより、国家・社会のためにしかも時代に即応する人材を養成するための教育が色濃く出ていた。しかし戦時体制下、終戦から新教育へはいつの時代であつても、私たちの住む裾野の人々は摸索しながらも懸命に地域の子供たちのためによりよい教育をと、とりくんできた。地域の、郷土の教育を大切にしてきた歴史を今後も守つていか

なければならぬと思ひます。

編さん室日誌（抄）

平成11年

|       |                          |         |             |
|-------|--------------------------|---------|-------------|
| 4月1日  | 市史研究十一号・叢書「勝又半次郎絵日記」頒布準備 | 21～23日  | 近現代部会       |
| 4月3日  | 新刊ポスター作成                 | 23日     | 郷土読本編集委員会   |
| 4月5日  | 古代・中世部会打ち合わせ             | 26日     | 蔵書整理        |
| 4月6日  | 近世部会打ち合わせ                | 7月6日    | 歴史展打ち合わせ    |
| 4月7日  | 第一回専門委員会                 | 10日     | 古代中世部会      |
| 4月8日  | 第一回合同会議                  | 18日     | 通史編Ⅱ山と生活部会  |
| 4月9日  | 古文書整理                    | 26日     | 市史だより入稿     |
| 4月10日 | 市史だより二十二号構成準備            | 31日     | 近世部会        |
| 4月11日 | 通史編Ⅰ写真整理                 | 2日      | 近現代部会       |
| 4月12日 | 近現代打ち合わせ                 | 8月1日    | 市史だより校正     |
| 4月13日 | 郷土読本編集会議                 | 2日      | 近世部会        |
| 4月14日 | 通史編Ⅰ打ち合わせ                | 10日     | 村落誌部会       |
| 4月15日 | 古代中世打ち合わせ                | 18～19日  | 第三回専門委員会    |
| 4月16日 | 通史編Ⅰ資料整理                 | 10日     | 第二回合同会議     |
| 4月17日 | 村落誌部会                    | 2日      | 古代・中世打ち合わせ  |
| 4月18日 | 通史編Ⅰ資料整理                 | 市史だより頒布 | 市史だより再校     |
| 4月19日 | 近世打ち合わせ                  | 市史だより頒布 | 市史だより再校     |
| 4月20日 | 通史編Ⅰ編集作業                 | 10日     | 近現代打ち合わせ    |
| 4月21日 | 近世編集作業                   | 18日     | 古代・中世打ち合わせ  |
| 4月22日 | 市史研究十一号原稿整理              | 20日     | 市史研究十一号原稿整理 |
| 4月23日 | 古代中世部会                   | 25日     | 古代中世部会      |
| 4月24日 | 第一回専門委員会                 | 25日     | 第一回専門委員会    |
| 4月25日 | 第二回専門委員会                 | 26日     | 第二回専門委員会    |



## 裾野市史編さん関係者名簿

(平成12年3月現在)

### ◆市史編さん委員

|       |                  |
|-------|------------------|
| 杉山 政康 | 裾野市助役（市史編さん委員長）  |
| 勝又 壽  | 学識経験者（市史編さん副委員長） |
| 羽田 熱  | 学識経験者            |
| 勝田 光信 | 学識経験者            |
| 芹澤 充寛 | 学識経験者            |
| 岡田 憲明 | 学識経験者            |
| 杉山 勝彦 | 裾野市教育委員長         |
| 有光 友學 | 専門委員代表           |
| 三井 満  | 裾野市教育長           |
| 渡邊 武彦 | 企画部長             |
| 渡邊 隆之 | 総務部長             |
| 土屋 勝幹 | 教育部長             |
| 眞田 利彦 | 企画部次長兼企画財政課長     |
| 田村 吉章 | 学校教育課長           |

### ◆市史編さん専門委員

|       |             |
|-------|-------------|
| 高橋 有光 | 横浜国立大学教授    |
| 敏     | 国立歴史民俗博物館教授 |

### ◆市史編さん調査委員

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 中野 國雄 | 日本考古学协会会员         |
| 福田アジオ | 神奈川大学教授           |
| 安田 常雄 | 電気通信大学教授          |
| 四方 一洙 | 國立館大学教授           |
| 厚地 淳司 | 静岡県立沼津東高等学校教諭     |
| 井口 俊靖 | 加藤学園暁秀高等学校教諭      |
| 伊東 誠司 | 一橋大学大学院社会学研究科博士課程 |
| 岩崎 信夫 | 東京都立日黒高等学校教諭      |
| 岩田 重則 | 東京学芸大学助教授         |
| 大串 潤児 | 一橋大学大学院社会学研究科博士課程 |
| 菊池 邦彦 | 東京都立航空工業高等専門学校助教授 |
| 斎藤 弘美 | 日本民俗学会会員          |
| 坂本 紀子 | 青山学院女子短期大学非常勤講師   |
| 柴 雅房  | 静岡県立中央図書館指導主事     |
| 杉村 齊  | 三島市郷土資料館館長        |
| 瀬川裕市郎 | 沼津市歴史民俗資料館学芸員     |
| 関根 省治 | 富士市立吉原商業高等学校教諭    |
| 西川 尚男 | 沼津市立大岡中学校教諭       |
| 仁藤 敦史 | 國立歴史民俗博物館助教授      |
| 東島 博士 | （文学）              |

◆地区協力員

|       |    |              |
|-------|----|--------------|
| 松崎    | 真吾 | 森村学園非常勤講師    |
| 松田香代子 |    | 日本民俗学会会員     |
| 宮村田鶴子 |    | 日本民俗学会会員     |
| 湯川    | 郁子 | 東京外国语大学非常勤講師 |

(一) 内は旧村名

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 植松甲子男 | 西地区 | (石脇村)   |
| 杉山光正  |     | (佐野村)   |
| 大庭達男  |     | (佐野村)   |
| 加藤信雄  |     | (大畑村)   |
| 水口清文  |     | (二ツ屋新田) |
| 歌崎久作  |     | (定輪寺村)  |
| 服部克己  |     | (富沢村)   |
| 水口忠榮  |     | (伊豆島田村) |
| 関野政雄  |     | (水窪村)   |
| 中西保男  |     | (久根村)   |
| 窪田恒男  |     | (二本松新田) |
| 藤原善次  |     | (稻荷村)   |
| 芹澤四郎  |     | (公文名村)  |
| 清水章   |     | (茶畠村)   |
| 飯塚政高  |     | (茶畠村)   |
| 芹澤政高  |     | (麦塚村)   |

東地区

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 星野直司  | 東地区 | (平松新田)  |
| 大庭三郎  |     | (深良村南堀) |
| 倉澤秀雄  |     | (深良村上須) |
| 小林秀年  |     | (深良村原)  |
| 高橋利治  |     | (深良村切遠) |
| 長田稔   |     | (深良村新田) |
| 藤森茂良  |     | (深良村上原) |
| 増田一男  |     | (深良村和市) |
| 小林一夫  |     | (岩波村)   |
| 西島秀雄  |     | (千福村)   |
| 西島義禮  |     | (御宿村上谷) |
| 土屋勝又  |     | (御宿村新田) |
| 湯山剛男  |     | (葛山村)   |
| 勝又常一  |     | (今里村)   |
| 芹澤正己  |     | (上ヶ田村)  |
| 柏木通   |     | (金沢村)   |
| 杉本永田  |     | (下和田村)  |
| 杉本榮次郎 |     | (須山村)   |
| 杉本隆彦  |     | (須山村)   |
| 杉山真田  |     | (須山村)   |
| 杉山末雄  |     | (須山村)   |

富岡地区

手綱 拓史 須山地区（須山村）

◆事務局

三井 満 教育長

土屋 勝幹 教育部長

杉山 幸彦 市史編さん室長

市川 亨 係長

木原 慎也 主事

永野 武信 事務員

東條 弘光 事務員

柏木 美里 事務員

濱田 明 事務員

山本けい子 事務員

長田 文代 事務員

## 編集後記

小林氏の随想は、系図をたどった大森氏の出自經緯と居館跡について述べています。

日頃より裾野市史編さん事業にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

本年度には、通史編の初本であります『裾野市史』第八巻 通史編Ⅰを刊行しました。併せて、多くの方にお読みいただきたいと思います。

今回の書評は、七人の方々に裾野市史資料編第一巻から七巻について様々な方向から貴重な評価をいただいております。瀬川氏の論文では、裾野で数多く建立されたと思われる庚申塔とその信仰の関わりなど整理されています。

斎藤氏は、裾野市域に存在した集落の最小単位であると考えられるモヨリの特性を細かく考察しており、村の形態がよく分かる研究論文となっています。

岩崎氏は、須山村の経済的な動向とそれに関わる人的な交流を述べています。

東島氏の補遺では、裾野市史資料編古代中世を補う新たな資料を加え、より一層詳しく歴史が分かるようになっています。

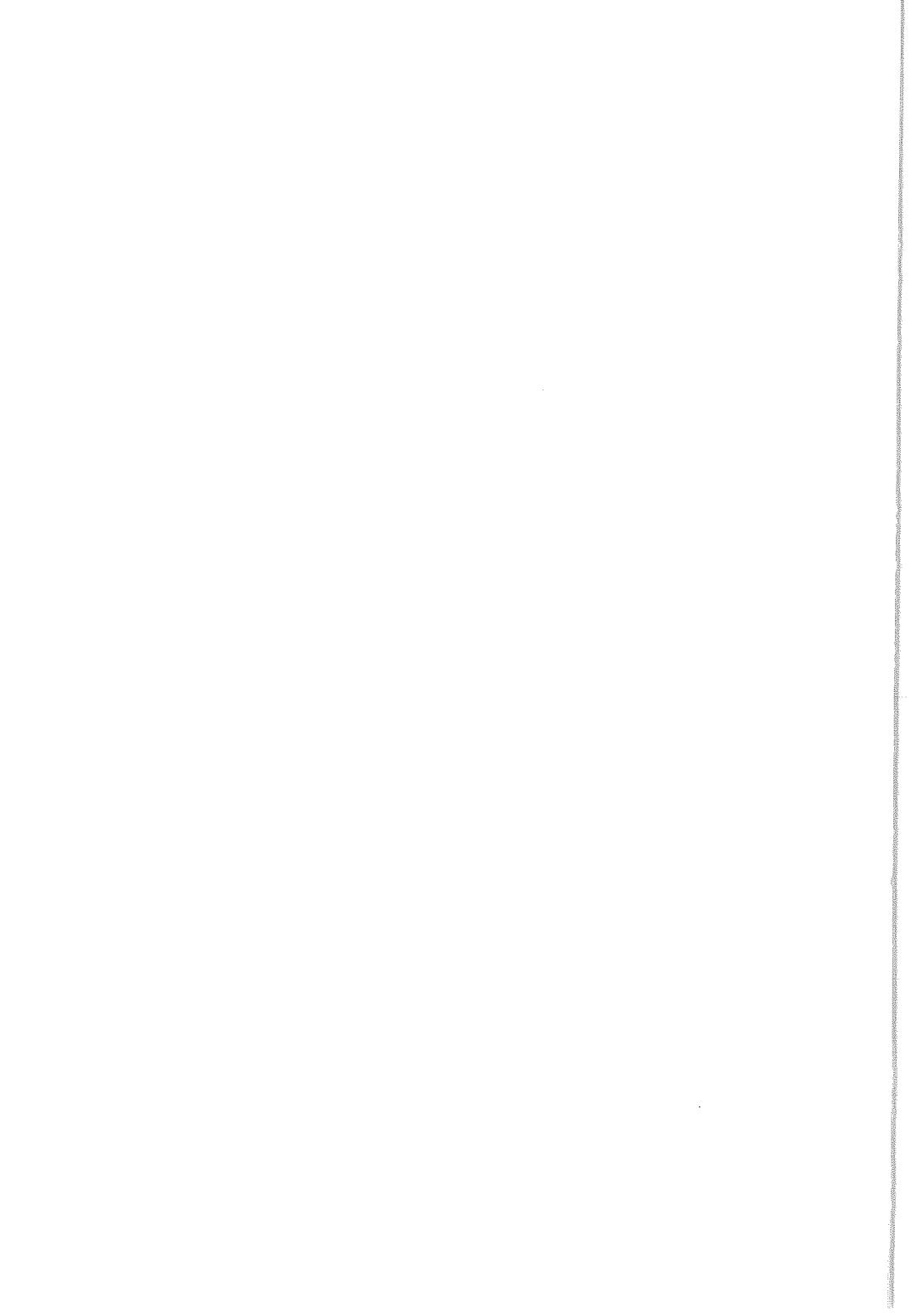
今回市史研究の編集担当をさせていただいたことで、本を作り上げていくことの大変さを実感させられると同時に自分の住んでいる裾野の歴史を少しでも触れられたことに感謝しております。

これからも、皆様方にご高覧いただけますよう市史編さん事業に全力を傾けていきたいと考えております。  
今後とも、ご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

平成十二年三月

裾野市教育委員会教育部

市史編さん室 柏木 美里



裾野市史研究 第12号 (ISSN 0918-1342)

平成12年3月31日発行

編集・発行 裾野市教育委員会教育部

市史編さん室

裾野市茶畠399

電話 0559-93-7170

印 刷 みどり美術印刷株式会社

(題字: 裾野市長 大橋 俊二)